

平成 15 年

小樽市議会会議録 (3)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成15年
小樽市議会 第3回定例会 会期及び会議日程

会期 9月11日～ 9月29日（19日間）

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
9月11日（木）	提案説明	
12日（金）	休 会	
13日（土）	〃	
14日（日）	〃	
15日（月）	〃	
16日（火）	会派代表質問	
17日（水）	会派代表質問	
18日（木）	一般質問	
19日（金）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
20日（土）	〃	
21日（日）	〃	
22日（月）	〃	〃（総務・厚生所管）
23日（火）	〃	
24日（水）	〃	〃（総括質疑）
25日（木）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
26日（金）	〃	
27日（土）	〃	
28日（日）	〃	
29日（月）	討論・採決等	

平成15年
小樽市議会
第3回定例会会議録目次

○ 9月11日（木曜日） 第1日目

1 出席議員	1
1 欠席議員	1
1 出席説明員	1
1 議事参与事務局職員	2
1 開 会	3
1 開 議	3
1 会議録署名議員の指名	3
1 日程第1 会期の決定	3
1 日程第2 議案第1号ないし第33号並びに報告第1号及び第2号	3
○市長提案説明（議1～32、報1、2）	3
○提案説明（議33 菊地議員）	8
1 日程第3 休会の決定	8
1 散 会	8

○ 9月16日（火曜日） 第2日目

1 出席議員	11
1 欠席議員	11
1 出席説明員	11
1 議事参与事務局職員	12
1 開 議	13
1 会議録署名議員の指名	13
1 日程第1 議案第1号ないし第33号並びに報告第1号及び第2号	13
○会派代表質問 松本議員	13
○会派代表質問 古沢議員	27
1 散 会	48

○ 9月17日（水曜日） 第3日目

1 出席議員	49
1 欠席議員	49
1 出席説明員	49
1 議事参与事務局職員	50
1 開 議	51
1 会議録署名議員の指名	51
1 日程第1 議案第1号ないし第33号並びに報告第1号及び第2号	51
○会派代表質問 斉藤（陽）議員	51
○会派代表質問 斎藤（博）議員	58
1 散 会	68

○ 9月18日（木曜日） 第4日目

1 出席議員	71
1 欠席議員	71
1 出席説明員	71
1 議事参与事務局職員	72
1 開 議	73
1 会議録署名議員の指名	73
1 日程第1 議案第1号ないし第33号並びに報告第1号及び第2号	73
○一般質問 大橋議員	73
○一般質問 上野議員	77
○一般質問 佐藤議員	80
○一般質問 井川議員	84
○一般質問 佐々木（茂）議員	88
○一般質問 森井議員	92
○一般質問 山口議員	97
○一般質問 新谷議員	104
予算特別委員会設置・付託	115
決算特別委員会設置・付託	115
常任委員会付託	115
1 日程第2 陳情	115
常任委員会付託	115

1 日程第3 休会の決定	115
1 散 会	116

○ 9月29日（月曜日） 第5日目

1 出席議員	117
1 欠席議員	117
1 出席説明員	117
1 議事参与事務局職員	118
1 開 議	119
1 会議録署名議員の指名	119
○理事者から発言の申出	119
1 日程第1 議案第1号ないし第33号並びに報告第1号及び第2号並びに陳情及び調査	119
予算特別委員長報告	119
○討 論 菊地議員	123
採 決	124
決算特別委員長報告	124
採 決	124
総務常任委員長報告	125
○討 論 山田議員	126
○討 論 菊地議員	126
○討 論 斎藤（博）議員	127
採 決	129
経済常任委員長報告	129
採 決	130
厚生常任委員長報告	130
○討 論 若見議員	131
採 決	132
建設常任委員長報告	132
○討 論 新谷議員	133
採 決	134
1 日程第2 議案第34号ないし第36号	134
○市長提案説明（議34ないし36）	135
○討 論 北野議員	135
採 決	136

1 日程第3	「小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」	136
1 日程第4	「意見書案第1号ないし第14号」	136
○提案説明	(意1、2 佐々木(勝)議員)	136
○提案説明	(意3ないし6 若見議員)	137
○討 論	古沢議員	138
○討 論	斎藤(博)議員	141
採 決		142
1 閉 会		143

議事事件一覧表

議案

議案	案第1号	平成15年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第2号	平成15年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	案第3号	平成15年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案第4号	平成15年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案第5号	平成15年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案第6号	平成14年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
議案	案第7号	平成14年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第8号	平成14年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第9号	平成14年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第10号	平成14年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第11号	平成14年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第12号	平成14年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第13号	平成14年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第14号	平成14年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第15号	平成14年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第16号	平成14年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第17号	平成14年度小樽市中央通地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第18号	平成14年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第19号	平成14年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第20号	平成14年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
議案	案第21号	平成14年度小樽市病院事業決算認定について
議案	案第22号	平成14年度小樽市水道事業決算認定について
議案	案第23号	平成14年度小樽市下水道事業決算認定について
議案	案第24号	平成14年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
議案	案第25号	小樽市廃棄物減量等推進審議会条例案
議案	案第26号	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案
議案	案第27号	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案第28号	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案
議案	案第29号	新たに生じた土地の確認について
議案	案第30号	町の区域の変更について
議案	案第31号	市道路線の認定について
議案	案第32号	市道路線の変更について
議案	案第33号	小樽市非核港湾条例案
議案	案第34号	小樽市教育委員会委員の任命について
議案	案第35号	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案	案第36号	人権擁護委員候補者の推薦について

報告

報告	報告第1号	専決処分報告（平成15年度小樽市一般会計補正予算）
報告	報告第2号	専決処分報告（平成15年度小樽市下水道事業会計補正予算）

意見書案

意見書案	案第1号	イラクの復興支援への自衛隊派遣を見合わせるよう求める意見書（案）
意見書案	案第2号	イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書（案）
意見書案	案第3号	イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書（案）
意見書案	案第4号	国民年金に関する意見書（案）
意見書案	案第5号	「米政策改革大綱」の見直しに関する意見書（案）
意見書案	案第6号	公共事業受注企業からの政治献金規制に関する意見書（案）
意見書案	案第7号	犯罪防止のための治安対策強化を求める意見書（案）
意見書案	案第8号	携帯電話の利便性の向上と料金引下げを求める意見書（案）
意見書案	案第9号	青年の雇用対策の拡充に関する意見書（案）
意見書案	案第10号	「医薬品の一般小売店における販売」に反対する意見書（案）
意見書案	案第11号	高額療養費の返還（償還）制度の改善を求める意見書（案）
意見書案	案第12号	民事訴訟における弁護士報酬敗訴者負担制度導入の見直しを求める意見書（案）
意見書案	案第13号	北海道新幹線の建設促進を求める意見書（案）
意見書案	案第14号	季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書（案）

陳情				
陳	情	第 12 号	朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について	
陳	情	第 13 号	政府がイラクへの復興支援にあたって、自衛隊派遣を中止し、人道支援に限る文民による復興支援を積極的に早急に行うよう求める意見書提出方について	
陳	情	第 14 号	市道桜 2 号線の一部ロードヒーティング敷設方について	
陳	情	第 15 号	季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書提出方について	
陳	情	第 16 号	政府に「イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書」の提出方について	
陳	情	第 17 号	「イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書」提出方について	

質 問 要 旨

○会派代表質問

松本議員（９月１６日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ ２００２年度決算から
- ２ 本市の特区構想に関して
- ３ 経済対策と地場産業振興策
- ４ ごみ減量化の推進に向けて
- ５ 教育から共育へ
 - (１) 絶対評価の評価
 - (２) 評議員制度の現状
 - (３) 加配の処分と対応
 - (４) シックスクールと耐震診断
 - (５) 教育ボランティアとスクールサポーター
 - (６) 補助教員制度（ＳＡＴ）
 - (７) 外国語指導助手（ＡＬＴ）
 - (８) 読書の時間と読み聞かせ
 - (９) 学力向上支援モデル事業
 - (10) 社会体育施設パークゴルフ場
- ６ その他

古沢議員（９月１６日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 財政問題
 - (１) 市財政危機の原因
 - (２) 地方交付税・市税の落込みと財政健全化計画
 - (３) 旧マイカルの再建
 - (４) 石狩湾新港事業への財政負担
 - (５) 石狩湾新港管理組合各母体の財政状況
 - (６) 事務事業の見直しと財政効果
 - (７) 石狩湾新港事業の凍結
- ２ 市・道営住宅問題
 - (１) 住宅行政審議会への審議事項
 - (２) 審議範囲を超えた市長の諮問
 - (３) 事業主体変更後の道営住宅

- (4) 事業主体変更と道有地譲渡
- (5) 道営住宅の建替えはOBC支援
- 3 資金繰り円滑化借換保証制度
 - (1) 小泉構造改革と借換保証制度
 - (2) 借換制度の対象となる保証残高
 - (3) 借換実績状況と市長の評価
 - (4) 周知徹底に向けた対策
 - (5) 市制度融資の見直し・拡充
- 4 小規模工事・修繕等契約希望者の登録制度
 - (1) 市の検討状況
 - (2) 「建設業」事業者と指名競争入札参加資格
 - (3) 市の工事発注状況
 - (4) 中小業者支援に対する市長見解
- 5 家庭ごみ有料化問題
 - (1) 家庭系減量の理由
 - (2) 家庭ごみ有料化を目的とした審議会設置
 - (3) 発生抑制の取組
 - (4) 市民一人当たり年間負担の見込額
 - (5) 審議委員の選任手続き
 - (6) 審議会の公開
- 6 シックハウス・スクール問題
 - (1) 学校環境衛生の実態調査
 - (2) 市教育委員会の実態調査計画
 - (3) 市立赤岩保育所における化学物質測定
 - (4) 公務災害認定請求に対する市の態度と発症職員への対処
 - (5) 幼児・児童への市の対策
- 7 その他

斉藤（陽）議員（９月１７日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 水道料金及び下水道使用料の減免制度について
- 3 観光政策について
- 4 介護保険事業所及び施設の監査、監督及び指導の実態について
- 5 教育に関連して
 - (1) スクールカウンセラーの増員について
 - (2) 放課後児童クラブの充実について

- (3) 市立小樽図書館図書資料マーク化事業を含む電算化について
- (4) 2003 蘭島川水辺の楽校について

6 その他

斎藤（博）議員（9月17日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 14年度決算について
- 2 財政健全化について
 - (1) サッカー・ラグビー場建設の決定過程について
 - (2) 歳出削減・歳入増の具体的内容について
 - (3) 人員削減と事務事業の見直しについて
 - (4) 退職不補充の今後の考えと機構改革について
- 3 さくら学園について
 - (1) 民間委託計画の見直しについて
 - (2) 総合発達支援センター設置について
- 4 保育所の待機児について
 - (1) 待機児の現状と今後の見通しについて
 - (2) 枠外入所について
 - (3) 定数の見直しについて
- 5 再任用制度について
 - (1) 制度の凍結について
 - (2) 凍結解除について
- 6 消防職員適正配置計画について
 - (1) 10年後の消防力について
 - (2) 花園ポンプ車の出動実績について
 - (3) 花園ポンプ車の廃止について
- 7 介護保険制度について
 - (1) 介護施設の現状と市の目標について
 - (2) 基幹型支援センターの設置について
- 8 個人情報保護対策について
- 9 その他

○一般質問

大橋議員（９月１８日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 教育委員会について
 - ・ 教育委員の選任方法
 - ・ 小中学校選択制
 - ・ 授業参観の一般公開
- ２ 市の審議会、委員会、会議等における委員等の委任方法について
- ３ 札幌圏への通勤市民の現状について
 - ・ 住民票交付窓口等の土日対応実現について
- ４ その他

上野議員（９月１８日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- １ 新エネルギーの取組について
 - ・ 小樽市における新エネルギー関連の可能性について
 - ・ NEDOの応募について
 - ・ エネルギー勉強会について
 - ・ 官学協力について
- ２ 小樽市における「特区」の現状と今後の見通しについて
- ３ 小樽市の屋台村構想について
- ４ その他

佐藤議員（９月１８日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 行政改革について
- ２ 一般廃棄物について
- ３ その他

井川議員（９月１８日４番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 男女平等参画社会の推進
- 2 港湾施設の活用と推進について
- 3 道立小児センター跡地利用について
- 4 学校における生徒指導について
- 5 放課後児童クラブについて
- 6 その他

佐々木（茂）議員（９月１８日５番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 税の収納率向上対策について
- 2 北朝鮮船籍の船の入港について
- 3 人材登録制度について
- 4 教育課程について
- 5 国旗、国歌に関して
- 6 その他

森井議員（９月１８日７番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 大浜の浸食について
- 2 海岸線のごみ対策について
- 3 海水浴場の監視体制について
- 4 昨年度の水上バイクの事故について
- 5 その他

山口議員（９月１８日８番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 「市民との協働のまちづくり」に関して、市民とのパートナーシップをどう確立されるのか
- 2 小樽観光の質的課題
- 3 地域経済の再生活活性化
- 4 環境対応型の都市整備と歩道橋について
- 5 住宅街の歩道のない街路の歩車共存化について
- 6 分権改革と国の責任について
- 7 その他

新谷議員（９月１８日９番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 介護保険

- (1) 特養ホーム増設の時期と規模は
- (2) 保険料減免拡大を
- (3) はまなす利用者問題
- (4) 通所リハビリ問題

2 給食サービス

- (1) １６年度拡大に向けた取組は

3 青年の雇用

- (1) 青年の雇用問題に対しての見解と施策
- (2) 市職員の残業分で青年の雇用を
- (3) サービス残業実態調査と雇用拡大

4 保育所

- (1) ０才児受入拡大と待機児童解消を
- (2) 認可外保育所の補助金拡大
- (3) 公立保育所行事は平日以外に

5 朝里川河川環境整備事業に係わって

- (1) 旧朝里川整形外科病院問題
- (2) （旧）くるみ橋の改修を
- (3) 落石防止対策

6 その他

平成15年
小樽市議会 第3回定例会会議録 第1日目

平成15年9月11日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大島護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助	役	鈴木忠昭	収入役	中松義治
教	育	長	水道局長	高木成一
総	務	部長	企画部長	山田厚
財	政	部長	経済部長	山崎範夫
市	民	部長	福祉部長	山岸康治
保	健	所	環境部長	安達栄次郎
土	木	部	建築都市部長	仲谷正人
港	湾	部	小樽病院	小軽米文仁
		長	事務局長	

消 防 長 田 中 昭 雄

社会教育部長 嶋 田 和 男

総務部総務課長 貞 原 正 夫

学校教育部長 菊 讓

監 査 委 員
事 務 局 長 厚 谷 富 夫

財政部財政課長 小 山 秀 昭

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充

庶 務 係 長 三 浦 波 人

調 査 係 長 大 門 義 雄

書 記 丸 田 健太郎

書 記 島 谷 和 大

書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥

議 事 係 長 中 崎 岳 史

書 記 渡 辺 美 和

書 記 山 田 慶 司

書 記 松 原 美千子

開会 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、平成15年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、山田雅敏議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月29日までの19日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第33号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第32号並びに報告第1号及び第2号について、市長から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

○市長（山田勝磨） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第5号までの平成15年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものとしましては、一般会計では、緊急雇用対策事業として観光基本計画策定に係る観光基礎調査実施業務委託料及び博物館映像データ作成・編集作業事業費を計上するとともに、朝里川温泉設備消毒洗浄事業費、街路灯維持費補助金、ふれあい見舞金などを計上したほか、平成14年度決算における剰余金の一部を財政調整基金に積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、前年度繰越金のほか、それぞれ歳出に対応する道支出金、寄付金、特別会計繰入金、基金繰入金及び諸収入を計上いたしました。

また、債務負担行為の補正につきましては、汚泥吸引車購入費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、1億3,052万5,000円の増となり、財政規模は674億314万2,000円となりました。

次に、特別会計では、水産物卸売市場事業と国民健康保険事業において平成14年度決算剰余金に係る所要の補正を計上したほか、住宅事業においてオタモイB住宅の敷地購入費を計上し、介護保険事業では、介護給付費返還に係る所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第6号から議案第24号までの平成14年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額673億5,004万6,484円に対し、歳出総額は672億523万6,537円となり、実質収支は1億4,480万9,947円の黒字となりましたので、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。また、平成13年度からの繰越金を考慮した単年度収支、財政調整基金への積立て及び取り崩しを考慮した実質単年度収支とも3億6,657万7,655円の赤字となりました。

平成14年度の決算の特徴といたしまして、歳入につきましては平成13年度に対しまして、市税が3.0パーセントの減となりました。これは個人市民税が4.2パーセント、法人市民税が0.9パーセントそれぞれ減となっ

たことなどによるものです。

地方交付税につきましては、普通交付税が2.4パーセント、特別交付税が3.5パーセントそれぞれ減となり、総額で2.5パーセントの減となりました。

その他、使用料及び手数料につきましては、ごみ埋立処分手数料の増などにより、1.5パーセントの増、財産収入につきましては、土地売却収入の増などにより225.0パーセントの増となりましたが、繰入金につきましては16.9パーセントの減、市債につきましては建設事業費の減などにより9.0パーセントの減となりました。

一方、歳出につきましては、平成13年度に対しまして、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、人件費が5.7パーセント減少したものの、扶助費が5.1パーセント、公債費が6.5パーセントそれぞれ増加したため、0.9パーセント増加し、歳出総額に占める義務的経費の割合は51.0パーセントで、前年度より3.2ポイント高くなりました。

そのほか、維持補修費は除雪費の増などにより、積立金は財政調整基金積立金の増などにより、前年度と比較してそれぞれ増となりました。減税補てん債及び臨時財政対策債考慮後の経常収支比率につきましては、前年度と比較して2.0ポイント悪化し、99.3パーセントとなりました。公債費比率につきましては、0.5ポイント増の19.4パーセントとなり、後年度負担となる市債残高は約678億1,508万円となりました。

このように平成14年度は、景気低迷の影響を受けて、本市の財政状況は前年度にも増して悪化しました。国と地方の税財源の在り方が「三位一体」改革の中で具体的にどう進められるかなど、現時点では不透明な要素もありますが、今後の財政運営は今まで以上に厳しいものとなることが予想されますので、財政の健全化の取組については、早急に、しかも着実に進めていかなければならないものと考えております。

次に、平成14年度において実施した主な事業について、「21世紀プラン」における施策の大綱に沿って説明申し上げます。

まず、教育文化に係る「はぐくみ 文化・創造プラン」といたしましては、塩谷中学校の大規模改造を実施したほか、平成13年度から着手しておりました菁園中学校の新校舎が完成いたしました。また、サッカー・ラグビー場の建設工事に着手するとともに、銭函地区のパークゴルフ場を供用開始いたしました。

市民福祉に係る「ふれあい 福祉・安心プラン」といたしましては、在宅知的障害者デイサービス事業を実施したほか、特別保育等事業、乳幼児医療助成を拡大するとともに、市制施行80周年記念事業として、「女性議会」を開催いたしました。

生活環境に係る「うるおい 生活・快適プラン」といたしましては、公園整備では、ほしの丘の上公園を整備し、ひまわり公園の再整備を実施いたしました。また、若年者定住促進家賃補助制度を創設するとともに、北しりべし廃棄物処理広域連合を設立いたしました。

産業振興に係る「ゆたかさ 産業・活力プラン」といたしましては、地場産業の振興事業として、小樽まち育て情報センター、情報ネットワーク構築事業等に対する支援を行うとともに、経営支援特別資金の貸付制度を創設いたしました。また、新たなロケの誘致とスムーズなロケ活動の支援のため、小樽フィルムコミッションを設立いたしました。

都市基盤に係る「にぎわい 都市・形成プラン」といたしましては、国道5号小樽駅前電線共同溝の整備に着手し、電線類の地中化を進めました。

次に予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

歳入につきましては、市税で約4億6,360万円、国庫支出金で約1億1,368万円、財産収入で約9,581万円、諸収入で約8億2,237万円、市債で約1億6,690万円それぞれ減収となり、歳入総額では約18億6,790万円の減収となりました。

歳出につきましては、約20億1,271万円の不用額を生じましたが、この主なものとしたしましては、民生費が生活保護費の減などにより約3億3,451万円、商工費が中小企業等への貸付金の減などにより約6億2,026万円、土木費が街路事業費及び共同住宅建設改良資金貸付金の減などにより約3億2,753万円、諸支出金が国民健康保険事業会計貸付金の減などにより約1億9,423万円となっております。

次に、特別会計について説明申し上げます。

まず、港湾整備事業につきましては、歳入歳出ともに4億3,575万5,174円となりました。平成14年度には、中国との定期コンテナ航路開設に伴い、コンテナ航路関連施設整備事業に着手しました。

青果物卸売市場事業につきましては、歳入歳出総額ともに7,060万7,447円となりました。なお、平成13年度に比較して取扱量は8.1パーセント減の2万1,429トン、取扱額は1.8パーセント増の42億6,609万円となりました。

水産物卸売市場事業につきましては、歳入総額4,535万9,862円に対し、歳出総額4,368万2,896円となり、差引き167万6,966円の剰余金を生じました。なお、平成13年度に比較して、取扱量は16.2パーセント増の6万7,435トン、取扱額は6.8パーセント増の46億7,406万円となりました。

国民健康保険事業につきましては、平成13年度末における実質累積収支不足額約33億8,700万円を抱える大変厳しい財政状況の下、保険料収納率向上対策や医療費適正化対策、各種保健事業の推進に努めたところであります。収支の状況は診療報酬のマイナス改定が行われたことや、医療制度改正などの影響で療養給付費及び老人医療費拠出金が減少したことなどにより、収支の改善が図られ、決算規模は歳入総額171億7,381万9,622円、歳出総額169億6,281万8,981円となり、差引き約2億1,100万円の黒字を翌年度へ繰り越すこととして、決算を了したものであります。なお、平成14年度末の累積収支不足額は、平成13年度末と同額の33億8,723万2,233円であります。

交通災害共済事業につきましては、歳入歳出総額ともに1,552万2,508円となりました。なお、平成13年度に比較して、平成14年度末の加入者数は5.5パーセント減の3万1,047人となり、加入率も21.1パーセントと1.0ポイント下回りました。

土地取得事業につきましては、歳入歳出総額ともに23万6,563円となりましたが、これは用地の取得、処分ともに行わなかったことによるものです。

駐車場事業につきましては、歳入歳出総額ともに8,315万7,661円となりました。

老人保健事業につきましては、歳入総額225億478万6,840円に対し、歳出総額224億7,525万5,259円となり、差引き2,953万1,581円の剰余金を生じました。なお、医療給付費は平成13年度に比較して、4.8パーセント減の220億5,019万1,747円となりました。

住宅事業につきましては、歳入総額17億5,030万9,890円に対し、歳出総額17億5,021万8,890円となり、差引き9万1,000円の剰余金を生じましたが、この剰余金は繰越明許により平成15年度に繰り越された事業費に充当されるものであります。

簡易水道事業につきましては、歳入歳出総額ともに1億3,050万8,287円となりました。

中央通地区土地区画整理事業につきましては、歳入歳出総額ともに5億9,119万2,119円となりました。平

成14年度には前年度に引き続き移転補償や区画道路の整備等を行いました。

介護保険事業につきましては、歳入総額100億442万5,925円に対し、歳出総額100億7,022万468円となり、差引き6,579万4,543円の歳入不足となりました。これは介護給付費等の概算交付制度の中で、支払基金交付金及び道支出金がそれぞれ超過交付されましたが、国庫支出金で不足が生じたためであり、翌年度の精算見込額を財源として繰上充用により決算を了したところであります。

融雪施設設置資金貸付事業につきましては、歳入歳出総額ともに3億8,816万1,089円で、新たに49件の貸付けを行いました。

物品調達事業につきましては、歳入歳出総額ともに1,268万9,498円となり、事務用品の効率的な調達に努めたところであります。

次に企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、平成14年度に初めて診療報酬本体の引下げが行われ、また、健康保険法等の改正により患者の自己負担限度額が引き上げられたことなどから患者数が減少し、これにより入院・外来収益が減少しましたが、給与費及び経費等の節減により、単年度での純利益を計上することができました。この結果、固定負債の長期借入金が残っておりますが、今後も単年度収支の均衡を維持するため、引き続き努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し収益的収支におきましては、収入は入院及び外来収益の増などにより、3,736万9,011円の増収となり、支出では給与費、材料費、管理経費などの節減により3億793万3,165円の不用額を生じました。資本的収支におきましては、収入は企業債の減などにより、583万5,000円の減収となり、支出では建設改良費などで732万5,315円の不用額を生じました。次に、損益計算書におきましては、収益総額119億9,299万8,416円に対し、費用総額119億6,311万3,530円となり、差引き2,988万4,886円の当年度純利益を生じました。また、当年度未処理欠損金は66億3,070万4,448円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、維持管理費などの経費節減に努めた結果、平成14年度においても単年度で純利益を計上することができました。

以下、内容についてご説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は加入金の増などで190万6,230円の増収となり、支出では維持管理費などで8,563万3,445円の不用額を生じました。資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などから、10万4,445円の減収となり、支出では建設改良費などで443万1,050円の不用額を生じました。次に損益計算書におきましては、収益総額33億4,366万277円に対し、費用総額は32億7,540万1,943円となり、差引き6,825万8,334円の当年度純利益を生じました。また、当年度未処理欠損金は17億3,974万1,965円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

下水道事業につきましては、公衆衛生の向上と生活環境の整備を図るため、長期的な展望に立った事業の推進に努めている中、一般会計からの多額の繰入金により、資金収支を保つ依然として厳しい経営状況となっておりますので、効率的な事業の執行及び管理経費の節減など、よりいっそう努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料などの減により1,810万4,915円の減となり、支出では維持管理費、支払利息などで8,845万9,707円の不用額を生じました。資本的収支におきましては、収入は建設改良費の一部を翌年度へ繰り越したことから、

2億8,962万7,837円の減収となり、支出では建設改良費、貸付金などの減により4,033万3,243円の不用額を生じました。次に、損益計算書におきましては、収益総額46億2,635万1,383円に対し、費用総額は45億3,047万6,987円となり、差引き9,587万4,396円の当年度純利益を生じました。また、当年度未処理欠損金は、114億796万9,768円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分手業につきましては、昨年の5月末から本格的に施行された建設リサイクル法の影響による建設木くず、がれき類の減少や民間のリサイクル施設整備が進んだことによる廃プラスチック類の減少などにより、営業収益は前年度に比較し減少しましたが、引き続き単年度純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は72万2,126円の減収となり、支出では759万892円の不用額が生じました。資本的収支におきましては、建設改良費で128万2,500円が不用額となりました。次に、損益計算書におきましては、収益総額2億5,516万5,978円に対し、費用総額1億6,779万4,712円となり、差引き8,737万1,266円の当年度純利益を生じました。また、当年度未処分利益剰余金2億9,560万7,646円のうち、1,500万円を利益積立金として、残額を翌年度繰越利益剰余金として、それぞれ処分する予定であります。

次に議案第25号から議案第32号までについて説明申し上げます。

議案第25号廃棄物減量等推進審議会条例案につきましては、廃棄物の減量等ごみ処理施策に関する事項について審議するための付属機関を新たに設置するものであります。

議案第26号報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、新たに置く非常勤職員の報酬について規定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第28号港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、荷役機械及び冷凍コンテナ用電源設備の供用開始に伴い、新たに使用料を設定するものであります。

議案第29号新たに生じた土地の確認につきましては、手宮岸壁埋立により伴い生じた土地1,114.80平方メートルについて確認するものであります。

議案第30号町の区域の変更につきましては、手宮岸壁埋立に伴い生じた土地を手宮1丁目に編入するものであります。

議案第31号市道路線の認定につきましては、オタモイ3丁目の金沢団地4号線ほか7線をそれぞれ認定するものであります。

議案第32号市道路線の変更につきましては、金沢団地2号線及び3号線において、起点・終点を変更するものであります。

次に専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、中小企業等振興資金である経営支援特別資金及び緊急経営安定資金の損失補償に係る所要の補正について平成15年8月7日に、報告第2号につきましては、下水道事業における公営企業債の借換えに伴う補正について平成15年7月23日に、それぞれ専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げますが、何とぞ原案どおりご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中畑恒雄） 次に議案第33号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、議案第33号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

アメリカ、イギリスによるイラクへの先制攻撃は、21世紀の国際秩序の行方に重大な影響を及ぼす事件でした。武力行使に関する国際的ルールを無視して、唯一の超大国であるアメリカが圧倒的な軍事力を全面稼働してその政権を打倒する、こうしたブッシュ政権の横暴な行動に世界の多くの人々が深い憂慮を抱きました。

国連憲章や日本国憲法さえ存在しないかのような言動が世を覆い、時代はまさに戦後から戦前へと大きくかじを切っている。

8月6日広島市の平和記念式典で秋葉広島市長は、アメリカの核政策への批判とあわせ、平和が脅かされている現状に警鐘を鳴らしました。この声は平和を願う圧倒的国民の思いを代表したものではないでしょうか。同時に、この戦争は改めて21世紀の国際秩序の在り方に対する関心の高まりと国連憲章など平和のルールを守ろうとする世界規模での運動の高まりを喚起しました。武力攻撃を行ったイギリスでも戦争反対の世論が78パーセント、アメリカでも60パーセントを超えました。小泉政権はアメリカのイラクへの攻撃を無批判に支持をしましたが、その日本でさえ朝日新聞の世論調査では、75パーセントが戦争に反対です。

このような世界じゅうの平和を希求する動きに反して、日本政府は有事関連3法案を成立させ、日本の国民や地方自治体、民間企業を戦争に動員するルールが敷かれることになりました。加えて、7月25日には、今なお戦闘状態と言っても過言ではないイラクに自衛隊を送り込むイラク特措法の成立が強行されました。有事法制に対し、慎重審議、廃案を求める地方議会の意見書が600を超えたことにも有事法制に対する自治体側の危ぐや不安、不満の大きさが現れています。このような情勢の中で市民と小樽港の安全を守る自治体としての責務が今大きく問われています。

1975年、核兵器積載船艇の入港拒否に関する決議を全会一致で採択した神戸市では、60年から74年まで432隻も入港していた米艦船が、以来1隻も入港していません。国是とされる非核原則にのっとり、自治体の港湾管理権に基づいた核兵器の持込みを許さないための措置として、非核の港を実現しましょう。そのことが核兵器廃絶平和宣言をしている自治体としての責務であると考えます。

全会派の皆さんの賛同をお願いして、提案の説明を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明9月12日から9月15日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時28分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 山 田 雅 敏

議員 高 橋 克 幸

学校教育部長 菊 讓
監査委員 厚谷 富夫
事務局長
財政部財政課長 小山 秀昭

社会教育部長 嶋田 和男
総務部総務課長 貞原 正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川 明充
庶務係長 三浦 波人
調査係長 大門 義雄
書記 丸田 健太郎
書記 島谷 和夫
書記 橋場 敬浩

事務局次長 法邑 秀弥
議事係長 中崎 岳史
書記 渡辺 美和
書記 山田 慶司
書記 松原 美千子

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に上野正之議員、小前真智子議員をご指名いたします。

日程第1「議題第1号ないし第33号並びに報告第1号及び第2号」を議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 23番、松本光世議員。

（23番 松本光世議員登壇）（拍手）

○23番（松本光世議員） 今日台風一過であります。このさわやかな秋風の下、平成15年第3回定例会に当たり、自民党を代表して質問をいたします。

初めに、平成14年度の決算が出てまいりました。一般会計では、この緊縮財政の中、一応1億4,410万円の实质収支、黒字決算ということであります。しかしながら、財政調整基金の取崩し約2億6,000万円、残り少ない減債基金からの取崩し約12億1,000万円、土地開発基金からの借入金として4億円の合計18億7,000万円の財源対策の結果であり、本質的には約17億3,000万円の赤字であったということであります。この主な要因としては、何といても予算現額に対し、約19億円の歳入不足によるものであります。そこで、この19億円の歳入不足を来した内容と主要な財政指標について、まず伺いをいたします。

また、不用額の総額が20億1,300万円あります。これは毎年生じるものでありますが、この額によってはさらに赤字額が増える可能性があったわけであり、これにより、事業の停滞や市民サービスの低下があるわけではありません。不用額の大きなものとしては、商工業振興費の約6億円があります。商工業振興費の予算額は、平成7年度には実に73億3,000万円ありましたが、以降、不用額は増え続け、現在では半分以上の29億円となっております。これは、過去7年間の不用額分を予算から減額し続けてきた結果であります。制度融資の未執行分が主なものであります。借りたい人がいないわけではありません。借りたくても貸出条件が満たされないからであります。そんな中、保証協会の保証を受けることが困難な方向けに平成13年度から緊急経営安定資金、平成14年度からは経営支援特別資金が創設されました。これは保証協会にかかわって、小樽市が80パーセント、取扱金融機関が20パーセントのリスクを負うというものであります。保証協会の保証が得られないため、当初からリスクは大きかったわけであり、15年度には約1,300万円の損失補償が既に専決処分されておりますし、今後も未決済が発生するとも伺っております。それにしても、損失補償の発生率が異常に高いと思われ、これら制度の現時点での融資件数と融資額、融資残額と損失補償額及び損失補償のパーセントをそれぞれお答えください。この制度にも、連帯保証人として法人は代表者、個人は相続人をと定められておりますが、いずれも同じどんぶりの中身でありますので、同時にひっくり返るわけがあります。その他、事業の経営にかかわらない方1名となっておりますが、今年度専決処分した建設A社と管工事業B社は、お互いに相保証をしている関係とも聞かえてきますが、事実でしょうか。この保証人の対応は、どのように行われたのか。これでは、連帯保証人はなきに等しいのではないかと。改善をする必要があるのではないかと。それぞれについてご見解をお伺いいたします。

節約による不用額の増加はけっこうなことであります。我が自民党は、これらのことを踏まえ、その他、諸般の状況をも加味し、今年度の会派による行政視察及び国内外を問わない考え方から、海外視察の割当て

分も含めて、今年度は見送る方針であることをここに申し上げておきます。これらのマイナス部分は、若干の調査費と自費によりクリアしてまいりたいと思っております。この項の最後に、今後の財政再建団体に転落しないための見通しと健全化への考え方、人件費の削減、事務事業の見直しによる歳出削減、歳入増、その他組織・機構の改革など、総体的にお答えください。

次に、構造改革特区について伺いいたします。

これは、地域限定で規制緩和、撤廃を進め、特定地域の経済活性化の切り札として期待されているものですが、全国から129件の申請があり、政府は4月に第1弾として57件、5月には第2弾として60件、合わせて117件を認定し、構造改革特区が全国に誕生することとなりました。本市からもこれまで国際観光交流特区と新エネルギー特区、さらには地域エネルギー特定供給特区の3件について規制緩和措置を求めて、特区の提案をしたと伺っております。提案を認められた案件については、具体的な計画をもって特区申請ができることになっておりますが、本市の提案はいまだ申請までには至っておりません。これら三つの案件の申請に至っていないこれまでの経過とこれからどうするのか、今後の見通しについてお尋ねをいたします。

また、国は定期的に提案を受け付けておりますが、本市にとって新たな内容の提案をする考えはないのか、伺いをいたします。さらに、第1弾として選ばれた石狩湾新港地域の港湾物流特区は、石狩湾新港管理組合と石狩市、小樽市の三者共同提案となっておりますが、申請に当たって本市のかかわり合いはどのようなことであったのか。そして、今後の本市の対応はどのようなになるのか、お答えください。

次に、経済対策としての最重要課題は、何といたっても中小企業対策であります。昨年の中小企業の動向は、デフレの影響が深刻化し、製造業の海外進出による空洞化が進み、金融機関の貸し渋りなどから、資金調達が困難を極めるなど、厳しい状況にありました。今年もこうした景況に改善が見られず、いっそう厳しい状況が続くものと考えられます。市内企業におきましても、例外ではなく、資金繰りに苦勞しており、さらには受注量の減少や競争激化による価格の低下、収益の減少など、依然として厳しい状況にあります。このような中、昨年度は全国的に企業倒産件数が高水準で推移し、同様に市内企業の倒産も増えてきております。

そこでまず、過去3年間の市内企業の倒産件数とその原因について伺いをいたします。何といたっても、本市の経済活動に活力をつけるためには、地場産業が元気になることが最重要であり、かつ雇用創出、新製品の開発、新たな市場や資源の開拓、組織改革なども重要であります。そのためにも、地場企業の経営革新を支援することが急務と考えますが、いかがでしょうか。ご意見をお聞かせください。

中小企業の現下の厳しい経営環境を考えたとき、今、新体制で取り組むべき喫緊の課題は、中小企業がこの危機を打開し、事業継続が可能となるような経営基盤の確立のために、適切な支援体制をとることです。本市としても、これまで地場経済の振興に向けて、具体的な施策を練り、提案する産官学の組織である地域経済活性化会議や市内企業の知的財産の創造や保護、有効活用を支援する市知的財産活用相談室を設置したり、後志管内の自治体が連携して産業振興に取り組む自治体連携産業振興事業検討会議を立ち上げるなど、種々積極的な動きを見せておりますが、これらについてそれぞれどのようなアクションを行っているのか、お尋ねをいたします。

続いて、企業誘致活動の推進についてお尋ねをいたします。

全国における企業立地は、依然として低調であり、経済産業省の調査によりますと、昨年の工場立地件数は843件と前年と比較して280件の大幅減となり、調査を開始した昭和42年以降で最低水準となりました。立地件数の減少は、景気低迷の長期化による新規投資の低調、中国などの海外立地に対する国内立地の相対的

低下、国内生産拠点の集約再編などに起因するものであります。業種別に見ても、「飲料、たばこ、飼料」と「石油、石炭製品」で増加したほかは、軒並み減少しており、今後も減少傾向が続くものと思われます。このような中、小樽市においては、地域経済の活性化を図るためには、地場産業の振興、発展とともに、企業誘致が重要な役割を果たすものであり、積極的な誘致活動を展開すべきものと思います。日ごろから独自の技術開発や地場産業の育成を通じて地域産業の振興を推進するとともに、新技術、新製品の開発力や資金力が充実した企業を誘致することによって、誘致企業と地場企業との間で技術提携などの連携を深め、相互に発展することが重要であります。

そこで、お伺いいたしますが、まず、本市の企業誘致の実績とこれまでの誘致活動の方策についてお示しください。

今後の企業の動向としては、工場の統廃合、海外へのシフト、合理化などの生産設備の再配置が基調となると思われることから、新たな産業の誘致活動や支援制度の施策が急がれていると考えますが、今後の誘致活動をどう積極的に展開されるお考えなのか、お尋ねをいたします。

また、これから誘致する企業や既に立地している企業に対する今後の支援策についても、あわせてお聞かせ願います。

現在、小樽東部地域は、小樽市随一の銭函地区の88社と石狩湾新港小樽市域の13社、合わせて立地企業数101社が操業をいたしております。社員数4,200人あまりが従事し、小樽の工業生産高の実に50パーセントを占める重要工業地帯であり、鉄工業をはじめ、13業種にも及ぶ異業種があり、その生産出荷額は850億円に達しております。今回、小樽市ではこれら地場産品の情報を検索できるデータベースを初めて作成いたしました。この銭函工業団地地域は工業専用地域に用途指定されているため、これら地場産品を直接紹介、販売することができません。先日、工場見学ということで「小樽ビール銭函醸造所まつり」が開催され、大変なにごわいを見せました。「運河焼肉」もあります。常設の地場産品の紹介所を開設できないのかということでもあります。工業専用地域の一部見直しを検討する考えはないのか。まず、お伺いをいたします。

あるいは、南幌町ほか5か所に認定された企業立地促進特区の土地開発公社造成地の賃貸の容認のように、特区構想はどうかとも、あわせてお伺いをいたします。データベースでは、地場産品の売込みをしているわけですが、それでは小樽市としてみずからの事務事業に、これら地場産品をどれだけ採用をしているのでしょうか。品質の問題、価格の問題など種々クリアしなければならないことが多々あると思いますが、例えば地場産の住宅用パネルのように、道営住宅では使用しているのに、市営住宅では使用していないものなどもあります。事業主とゼネコンとの調整もありますが、あらゆるジャンルでの地場産品の積極的な採用を強く要望いたしますが、市長のお考えをお示しください。

さらには、地元中小企業への優先的発注であります。公正取引委員会の「過度な地域優遇は不適切」との見解もありますが、受注目標割合などを設定しながら、できる限り地元企業を優先するべきだと考えますが、市長のご見解を求めています。

次に、ごみの減量化の推進に向けて、今定例会に議案第25号小樽市廃棄物減量等推進審議会の設置条例が提案されました。これは、家庭ごみの減量化推進と有料化に向けて審議するものであります。平成12年度から実施した事業系一般廃棄物埋立処分手数料の有料化は、その減量に大きな効果をもたらしました。家庭ごみの有料化もまた、現在実施している他都市の例を見てもごみの減量に大きな効果が期待できるところであります。そのためには、徹底した資源物とごみとの分別収集が必要であります。そして、資源物は無料、ご

みは有料とすることによって、その目的は達せられることと思いますが、指定ごみ袋方式や証紙方式など、有料化の手法や実施目標年度はいつなのか。また、市民の皆様のご理解を得るための周知方法はどのようなことが考えられるのか、まず伺いをいたします。

さらには、有料化をすることにより、歳入の増加が見込まれるところでありますが、実施された場合、市民サービスの向上に向けた施策を早期に実現する必要があると考えます。他都市でも既に実施している日曜、祝日の収集や、カラスは夜間には巣に帰っていてカラス被害で大変な効果がある夜間の収集、さらには最近、NHKテレビなどで画期的なごみ箱が開発されていると報道されていますが、これらのごみ箱設置の際の助成の検討などは、実現に向けて早期に進めるべきと考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

次は、「教育から共育へ」であります。ともに働く「共育」であります。現在行われている教育改革の中から、数点にわたり伺いをしてまいります。

まず、通知票が2002年度から、これまでの相対評価から個人の目標に準じて評価する絶対評価に移行しました。当初、生徒にとっても父母にとっても戸惑いがあるのは否めませんが、教育現場として悩みはどのようなのか。現在この絶対評価は、各学校ともに適正に実施されているものと考えているのか。明らかに偏った成績のつけ方をする学校はないのか。これらに対しての指導はどのように行っているのか。総じて、この絶対評価に対する評価はどのようなかをまず伺いをいたします。また、この絶対評価の移行に伴い、定期テストを廃止して、単元テストを導入したり、あるいは定期テストの一部を復活させたりと、若干、混乱が見受けられる一方で、授業内容や生徒の質的要素ではなく、逆に教師の方がどのように評価されているのかという取引的要素によるアリの評価は起こっていないのか、教育長のお考えをお聞かせください。

また、これらを受けて、従来の3学期制を改めて2学期制を導入する小中学校が全国的に広がりを見せてきておりますが、これについての考え方もあわせてお答えください。

そんな中、今回、文部科学省の調査によると、絶対評価については、教師の70パーセント以上が作業が複雑で余裕がなく入試の現状にもそぐわないと不満を持っていることがわかりました。本市の教師はどのようなか、教育長はどう思っているのかをお答えください。

次に、学校評議員制度の現状について伺いいたします。

これは開かれた学校を目指し、学校がやろうとしていること、やったことを学校以外の人に見てもらったり、評価してもらい、学校で学ぶ知識だけではなく、家庭を含めた地域社会の中で子育てをしようという取組であります。本市といたしましては、昨年度からモデル校として小学校では張碓と緑小学校、中学校では忍路と朝里中学校で試験的に実施されました。この際、校長の推薦により、市教委が学校職員以外の地域の方々を評議員として委嘱していると思いますが、主にどのような方々を委嘱し、学校側からどのような相談をし、どのような助言を受け、どのような取組をしたのか、それぞれ伺いいたします。

そして、その成果はどうであったのか。これらを受けて、今後の課題はどのようなものがあるのか、お答えください。市教委としては、今後はこの制度の全校への本格的導入については、どのような予定で取り組んでおられるのか、あわせてお示しください。

次に、昨年、小樽におけるティーム・ティーチングの加配教員の目的外使用が全国的に問題となりました。道教委は実態と異なる報告をするなど、極めて不適切だったとして、小樽の19校をはじめとして、過去に例を見ない大量処分で決着を図りました。

そこで、その後のこの処分に対し、学校現場ではどのような対応であったのか。道は、人件費の半額を負

担していた国に負担金約2億6,000万円をいつどのように返還したのか。そして、今年度の少人数指導等の教員の配置について、本市ではどのように行われているのか、実施状況をご説明ください。また、今後、教職員の懲戒処分から訓告処分まで、情報公開の流れもあり、抑止効果を高めるとともに、学校現場に対する信頼を取り戻すためにも、今回、任命権を持つ札幌市教委が行おうとしているように、道教委として全面的に公表する方針に踏み切る考えはあるのかどうかを、あわせてお尋ねいたします。

次に、学校施設の中からシックスクールの実態と耐震診断についてお伺いいたします。

2003年7月1日の改正建築基準法の施行に伴い、シックハウス症候群の一因とされるホルムアルデヒドの規制が強化されました。この排出量の少ない順に、フォースター、スリースター、ツースター、無等級の4段階に区分されますが、これに先立ち、昨年2月には学校保健法に基づく文部科学省の基準が改定され、年1回の定期検査や必要に応じた臨時検査の際の検査方法や判定基準が強化されました。これらを受けて、道教委は7月に初の実態調査とその報告を求めています。

そこで伺いをいたします。本市の実施状況、原因物質の基準値を上回った学校はあるのか、事後の対応はどうなっているのか、お知らせください。

一方、予算措置となると、ばく大な予算が必要と見込まれるのが、校舎や体育館の耐震診断の結果であります。国が昨年度夏から地方の自治体に実施計画を策定するように求めています。これを受けて、本市でも本年度から3か年計画で始めることになりました。お隣の札幌市では、2001年2月に実施済みで既に診断結果が出ております。小学校135校、中学校49校、高校6校の190校を診断して、安全基準を満たしているのはわずか28校、実に85パーセントを占める162校がコンクリート耐震壁の新設や増強、鉄骨の補強などが必要とされ、100億円以上の予算が必要とされております。本市といたしましても、対象となる小中学校30校、71棟を2003年から5年度にかけて耐震診断を行うとのことですが、現段階での実施計画と実施予定についてお知らせください。いずれにせよ、この対象校のほとんどが補修する必要があることになると予測されますが、国の補助金はあるものの、ほぼ3分の2になる自治体負担の財源確保については、どのように考えておられるのか、お答えください。

次に、父母の特技を活用した教育ボランティアの導入をして成果を上げている学校があります。今、学校、家庭、地域が連携を密にして、子どもたちがたくましく生きる力を育てることが求められています。そこで、開かれた学校づくりを目指して、保護者の皆様や地域の方々の知識、技能、経験などを登録していただき、直接、学習の時間に教えていただくのもであります。父母の方々の中には、英語の堪能な方や各種スポーツやものづくり職人として活躍している方など、いろいろな方がおられます。そんな方々のご協力を仰ぎ、学期初めに登録をしていただき、既に実践をして早くも5年目を迎えて、大変な成果を上げております。また、地域の大学生を教師のサポーター役として全面的に活用することや、地域の希望者が研修を受けた後、小中学校の登下校に付き添ったり、授業中に校内を見回ったりして学校を支援するスクールサポーター制があります。これらは、個性のある学校が少ない本市にとっても、予算の面でも非常に有意義ではないかと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

さらに、一步進んでスクールアシスタントティーチャー、SAT、補助教員制度であります。これは、教員志望の大学生が小中学校の授業で先生の補助役を務めるものでありますが、お隣の石狩市教委と函館市教委が導入したのから始まって、当別、恵庭、札幌と道内でも順次広がりを見せてきております。個人の勉強の進みぐあいに合わせたきめ細かな習熟度別指導が求められている今、端的にお伺いをいたします。本市で

はこの制度の導入に向けての考えはあるのか。北海道教育大学からの派遣ですが、学生も教員の仕事を体験する場として教育実習にもなり、現在は大学の単位としては認定されておりましたが、今後は大学側としても単位認定の道を開きたいとの考えもあり、双方にとってメリットがあることから、今後ますます拡大していく制度だと思いますが、小樽市教委の迅速な取組を求めますが、いかがでしょうか。

次に、今、英語は中学校に入ってからという常識は確実に変わりつつあります。総合学習の一環としてカリキュラムに英語を組み込んでいる小学校が増えてきました。中学校や高校と違い、英語が必修科目ではありませんが、文部科学省の本年度の調査では、全国的には5割を超えていますが、道内ではまだまだ3割以下であります。そんな中、小樽市内の中学校を対象に、昨年まで1名であった英語指導助手、AETが2名に増員されて赴任をいたしました。しかし、2名に増員されたとはいえ、中学校は各校を順次回るようですが、小学校は要請があれば出向くということであり、限られております。英語を小学校からとなると、まだまだ指導者が足りません。そこで、先ほど申し上げた英会話に自信のある地域住民や児童の父母による教育ボランティアの協力、その他国際協力事業団の外国人研修生などを招いたりとか、教育長の小学校における英語教育の在り方についての考え方をお伺いいたします。

次に、小樽市では絵本児童文学研究センターのおかげで、高橋はるみ新知事の選挙公約の一つでもありました「ブックスタート」が公約前にいち早くスタートをいたしました。パソコン、ゲーム、携帯電話などの普及で読書をする習慣が失われつつあり、若者中心に活字離れが深刻化している今、文化審議会国語分科会の読書活動小委員会では、学校教育の中での読書の重要性を提言しております。この中で、朝の10分間読書の時間を確保するように求めています。我が党の代表質問でも以前から提言をしているところですが、既に道内でも札幌や釧路、岩見沢など取り入れている学校が増えてきておりますが、本市の現状はどのようになっているのか、まずお答えください。

また、ブックスタートは、絵本を与えるだけでは終わりません。むしろ、与えてからのフォローが重要であります。そこで重要になってくるのが読み聞かせであります。イマジネーションが乏しい言葉の少ない子どもが増えている現状の中で、全国に先駆けて約3年前からブックスタートを始めた恵庭市では、その後の読み聞かせのフォローも積極的であります。大切なのは、絵本配布後の行政の熱意、市民団体やPTA、父母との連携であります。

そこでお伺いいたしますが、現在、小樽市内の学校で読み聞かせを行っているところと父母の支援活動の実態、先生たちのこれらに対する認識はどのようなものなのか、お知らせください。

以上、種々お伺いをしてまいりましたが、そんな折、中央教育審議会の教育課程分科会は、児童・生徒への教育内容を制限する形になっている学習指導要領の歯どめ規定の見直しを了承、秋には最終答申をし、文部科学省では明春にも実施する方針とのことであります。学習の3割削減、時間数が大幅に削られた新指導要領がわずか2年で見直されることになります。さらに、文部科学省は学校週5日制で学力低下が懸念される中、きめ細かな指導により、知識や技能だけでなく、みずから学ぶ思考力、判断力、表現力などの能力を含めた概念である「確かな学力」の向上を図るねらいとして、来年度から小中学校に学力支援相談室を設置して、児童・生徒を個別指導する学力向上支援モデル事業を実施する方針を固めました。しかし、来年度は全国の希望する学校の中から都道府県ごとに数校を指定するのみであります。

そこで、今まで私はいろいろな施策について申し上げてきましたが、これらを積極的に取り上げる学校と、そうでない学校とでは、これからますます地域間格差、学校間格差が広がる懸念を抱くものであります。父

母が積極的に取り上げるよう申し入れる施策でも、先生たちはなかなか実行してくれないのが現実であります。それはいいことだ、自分もやりたいと思う。けれども、私だけがやるわけにはいかないということでもあります。自分だけいい子にはなれないということです。みんなでやれば怖くないではなくて、みんなでやらなければ怖くないであります。先生同士の互助精神の何物でもありません。これが学校全体にまん延していれば、何も始まりません。小樽市内には個性のある学校がどれだけあるでしょうか。読み聞かせなどようやく入り口に入って取組を始めた学校もあります。このような動きが全市的に広がりを見せるよう、教育長のこれらに対する見解と今後の指導方法など、具体的な取組についてお伺いをいたします。

教育委員会最後の質問として、社会体育施設であるパークゴルフ場についてお伺いいたします。

1983年に北海道幕別町で誕生して、今年度がパークゴルフ発祥20周年であります。銭函パークゴルフ場は、自然の村に次いで、市営2か所目の施設として多くの期待の中、昨年オープンをいたしました。本年度も要望の多かった休憩所を新たに設置して、6月1日、満を持してオープンしたところであります。

そこで、もろもろ利用者より指摘のあった点について、お伺いをしてまいります。

近隣より1か月近く遅れてのオープンでしたが、トラ刈り芝生でのスタートでありました。今年は少ない雨と冷夏でその後の芝の状況は決して良好とは言えません。カップの切り直しが少ないので、同じ場所の傷みがひどい、灰皿の設置箇所やごみ箱設置のこと、予約がバッティングしたりとか、委託先の現場の人に聞いてもらちが明きません。教育委員会社会体育課に電話をしても考えてみますと言うだけのことでした。現場の声をどのように把握し、どのように対応しているのか、まずお伺いをいたします。

年間利用券も現場で対応ができるように、委託先の権限の範囲を検討すべきですし、より良好なコースでプレイするためにも、70歳以上は無料でなくても一定の減額の線で行くことにより、数があればコースの手入れがより可能になるのではないかと考えております。コースの状態、定休日の有無、どしゃ降り時の即応なども、すぐお隣の山口緑地とはあらゆる面で違いがあります。せっかくつくったコースです。大事にしたいものです。教育委員会の委託先への監督責任も含めて、これらについてお考えをお伺いいたします。

以上、再質問は留保いたしません。予算特別委員会で行おうと思っておりますが、行わなくても済むようなご答弁、特に今回の私の質問の半分以上は教育問題でありますので、教育長のいつものような答弁ではない、より具体的なお答弁を期待して、質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 松本議員のご質問にお答えいたします。

最初に、平成14年度決算に関連して何点かお尋ねがありました。

まず、平成14年度決算における歳入不足の内容についてであります。主なものといたしましては、市税で固定資産税及び都市計画税の減などにより、約4億6,360万円、国庫支出金で対応する歳出の減に伴う生活保護費負担金の減などにより約1億1,368万円、財産収入で不動産売却収入の減などにより約9,581万円、諸収入で中小企業等への貸付金及び国民健康保険事業会計への貸付金の減に伴う貸付金元利収入の減などにより約8億2,237万円、建設事業費の減に伴う土木事業に係る市債の減などにより約1億6,690万円の減収となりました。

また、主な財政指標についてであります。減税補てん債及び臨時財政対策債を考慮した後の経常収支比率は99.3パーセントとなり、前年度の97.3パーセントと比較して、2.0ポイント悪化しました。主な要因としては、人件費で1.6ポイント減少しましたが、扶助費で0.9ポイント、公債費で1.2ポイントそれぞれ増加したことなどです。公債費負担比率は19.6パーセントと前年度に比較して1.0ポイント、起債制限比率は14.0パーセントと前年度に比較して0.4ポイントそれぞれ悪化し、厳しい財政状況を反映する結果となりました。

次に、緊急経営安定資金と経営支援特別資金の実績でありますけれども、まず、緊急経営安定資金につきましては、融資件数は13件、融資額は3,700万円、本年6月末の融資残高は12件、2,388万1,000円、損失補償額は632万3,000円、融資額に対する損失補償額の割合は17.1パーセントとなっております。また、経営支援特別資金につきましては、融資件数は51件、融資額は2億1,113万円で、本年6月末の融資残額は42件、1億4,996万6,000円、損失補償額は676万8,000円、損失補償額の割合は3.2パーセントとなっております。

次に、本年度損失補償した企業間での相保証の問題でありますけれども、相保証にあったことは事実であります。また、相保証につきましては、一般的な商取引において行われていることもあり、金融機関において審査した結果、融資実行に至ったものであります。なお、当該資金の取扱いにつきましては、事故による市の保証負担も増加していることから、現在、庁内の融資制度検討会議の中で、現行制度を調査分析の上、見直しも含め検討しているところであります。

次に、財政再建団体に転落しないための見直しと健全化の考え方ですが、財政健全化の目的は今後ますます厳しさを増す社会経済情勢の中でも、安定的に持続可能な市政運営を行いうる財政体質を構築することにあります。そのためにも、市政運営の自主権が実質的に失われることとなる準用再建団体への転落を避け、単年度収支のバランスがとれるスリムな組織と行政を目指さなければならないと考えております。現在の試算では、平成16年度以降、毎年20億円から30億円の収支不足が見込まれるため、これを何とか解消し、単年度の収支を黒字にする必要があります。このため、平成16年度から3年間をめどに収支の見直しを図り、平成18年度には平成15年度と比較して40億円程度の財政効果を上げることを現行での目標としております。内訳としましては、人件費で20億円程度、事務事業の見直しで15億円程度の歳出削減と、受益者負担の見直しなどで5億円程度の歳入増を図りたいと考えております。また、組織機構に関しましても、市民サービスの向上とスリムで効率的な行政運営を目指して再編していきたいと考えております。

次に、構造改革特区について何点かお尋ねがありましたが、まず、本市が規制の緩和を求めて特区の提案を行った三つの案件の経過と見直しについてであります。港湾物流機能を確保しつつ、第3号ふ頭に国際観光交流機能をあわせ持たせることを目的に、関税法等の緩和を求めた国際観光交流特区は、現行法令での対応が可能とされたことから、特区の申請は見合わせたものであります。

次に、石狩湾新港地域における新エネルギーの供給拠点の形成を図るため、高圧ガス保安基準等の緩和を求めた新エネルギー特区と電力供給ができる事業範囲の拡大を図るため、電気事業法等の緩和を求めた地域エネルギー特定供給推進特区は、いずれも規制の緩和が認められ、特区の申請は可能となっております。これら規制の緩和が認められた二つの案件については、いずれも民間を事業主体として想定していることから、民間事業者からこれらの規制緩和を活用した具体の計画が提示された段階で、国に対して特区として申請したいと考えております。

次に、新たな内容の特区の提案でありますけれども、特区の目的は法令などが妨げになって規制改革が遅

れている分野があることから、規制の特例を導入することによって、地域主導で経済を活性化させることにあります。そのためには、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが不可欠でありますことから、この特区制度の活用については、庁内はもとより、商工会議所などの経済団体や地元企業からのご意見、ご要望などを伺いながら、地域の特性を生かせるような提案や申請を検討していきたいと考えております。

次に、港湾物流特区の共同申請に係る本市のかかわり合いであります。この特区の申請は石狩湾新港地域の背後地に立地している金属加工、リサイクル関連企業から輸送の効率化によってコスト削減を図るには、輸送車両の総重量の規制緩和が必要であるとの要望が出されたことが発端であります。この緩和が実現すると、新港地域においては立地企業とふ頭を結ぶ区間の効率の高い陸上輸送が可能となり、企業経営に寄与することに加え、新港地域の利点にもなることから、本市といたしましても北海道と石狩市とともに申請したものであります。

次に、港湾物流特区についての今後の対応であります。この特区の認定を受ける2日前の4月23日には石狩湾新港が総合静脈物流拠点港、いわゆるリサイクルポートの指定を受けております。特区の認定による輸送車両の総重量に関する規制の緩和とあわせて、この指定は新港地域における立地優位性を高めるものであり、関係する機関とともにPRに努め、新港地域背後地の土地利用の促進に結びつけていきたいと考えております。次に、経済対策と地場産業振興について何点かお尋ねがありました。

まず、小樽市内における過去3年間の倒産件数であります。負債総額1,000万円以上の件数で申し上げますと、平成12年が27件、平成13年が25件、平成14年が23件となっております。倒産原因といたしましては、経営計画の失敗や放漫経営などさまざまな理由がありますが、需要減少に伴う販売不振による不況型倒産が最も多くなっております。

次に、地場企業の経営革新に関する支援であります。企業を取り巻く環境がたいへん厳しい中で、多様化した消費者ニーズに対応した新商品の開発、生産、新たなサービスの提供などの経営革新がますます重要となってきております。企業経営者の方々がみずから経営基盤確立のための目標を設定し、努力されることが重要なことと考えておりますが、市といたしましても、経営革新の相談実績のある専門家による経営相談窓口の開設や経営革新を導入した企業の経営者等を講師に招いてのセミナーの開催をはじめ、各種施策を実施するなど、支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域経済活性化会議などの事業内容であります。まず地域経済活性化会議につきましては、本年6月地域経済の活性化を目指し、産学官のそれぞれが一定の役割を担い、民間主導による自律的な事業展開の実現を図るため、同会議を設置したところであります。現在、産学官からの12名の委員で協議をいただいておりますが、当面は即効性のあるすそ野の広い分野として観光機能を活用した地域経済の振興策を協議することとし、今月三つのワーキンググループを立ち上げたところであります。今後、産学官の創意工夫による経済活性化に向けた具体的な提案がなされるものと考えております。

次に、知的財産活用相談窓口につきましては、地場企業の所有する特許等の知的財産を有効活用した新技術、新製品開発の促進や知的財産の保護等を図るために、本年8月から市に相談窓口を開設したものであり、これまでに特許の申請方法に関する相談などが寄せられております。

次に、自治体連携・産業振興事業検討会議につきましては、本年5月後志管内の産業振興事業を担当する自治体担当者が情報交換を行い、広域での事業連携や協力体制を図ることを目的に設立したものであります。これまでに地場産業の活性化に関する研修会の実施やネット販売の活用などを通じて、各自治体の地場産品

の販路拡大を図るなど、連携協力による実践事業の推進に努めているところであります。

次に、企業誘致についてのお尋ねであります。まず本市の企業誘致の実績についてであります。経済部に企業誘致室を設置した昭和59年から平成15年3月末現在で、立地企業が153社、そのうち操業数は105社であり、昨年度における新規立地企業が2社、操業を開始した企業は5社となっております。

次に、これまでの誘致活動につきましては、工場設置や雇用に関する財政支援に努めるとともに、国や道などの公的機関をはじめ、銀行、商社や建設会社などと連携を図り、企業誘致情報の把握に努め、また、企業の訪問を行うなど誘致促進に取り組んできたところであります。

次に、今後の誘致活動の取組につきましては、長引く日本経済の低迷の中で、新たな設備投資を進める企業マインドはまだまだ冷え込んでおり、企業誘致活動の現状は厳しいものがありますが、企業誘致は地域経済の底上げを図る方策として、即効性のある重要な施策であると認識しております。今後は、これまでのように立地環境の優位性だけでは企業誘致は難しい状況にあることから、新たなビジネスチャンスの可能性を立地企業に提供できる受入れ体制の整備などを着実に進めるとともに、情報の収集・発信に努め、企業誘致にいっそう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、これから誘致する企業や既存企業に対する今後の支援策についてであります。誘致企業が定着するためには、操業後の企業に対するフォローアップや相談体制を確立することが大切なことと考えております。そのため、地場企業と既存誘致企業のネットワーク構築による情報の共有化、労働力の確保に関する情報提供や専門家をそろえた実践的な経営相談窓口の開設など、公的支援機関との連携を図りながら、今後とも支援体制を充実させてまいりたいと考えております。

次に、銭函工業団地における用途地域の見直しであります。同工業団地における用途地域につきましては、工業専用地域、工業地域、準工業地域に指定されております。このうち、工業専用地域に指定されております区域につきましては、住宅、物品販売業を営む店舗、飲食店などの混在を排除し、又はこれを防止し、工業に特化した土地利用を図ってきております。このため、ご質問の地場産品を直接紹介、販売することができる紹介所を工業専用地域内に立地することにつきましては、基本的にできませんが、用途を変更することで可能となります。しかしながら、工業専用地域を変更することにつきましては、現況の土地利用や将来の土地利用の見込み、さらにはこのような施設を工業専用地域と隣接する工業地域や準工業地域において立地することが可能であることなどを勘案しますと、難しいものと考えております。また、この地区の特区構想の検討についてであります。構造改革特区につきましては、自治体や民間事業者が国に対して法令等の規制の緩和を求めて規制の特例措置を実現するものであることから、お尋ねのありました地場産品の紹介所の開設は、用途地域の変更などの手法もあり、規制の緩和を求める構造改革特区の趣旨にはなじまないものと考えております。

次に、市の事務事業での地場産品の採用であります。これまでも学校給食ではパン、牛乳、野菜など、また、土木建築関係では側溝などのコンクリート製品、アスファルト、フローリング、畳などの内装材などにおいて地場産品の購入に努めてきております。今後とも品質や経済性を考慮しながら、できる限り地場産品の購入に努めてまいりたいと考えております。

なお、市が発注する工事における地元資材の使用については、従来から仕様書の中で市内で産出、生産又は製造される資材等で規格品質が適正である場合は優先的に使用するよう定めております。

次に、地元中小企業への優先的発注であります。本市における工事や物品等の発注に当たりましては、

地元企業では対応できない高度な技術力を要する工事や特殊な物品などを除き、地元で対応できるものについては、できる限り地元企業に発注しており、工事につきましては、平成14年度の市長部局での市内業者への発注率は、金額ベースで93.4パーセントとなっております。いずれにいたしましても、独占禁止法や本年1月に施行された官製談合防止法などにじゅうぶん留意した上で、今後とも地元企業優先を基本としてまいりたいと考えております。

次に、ごみ減量化の推進についてのお尋ねであります。初めに家庭ごみ有料化の手法についてであります。道内の実施都市においては、取扱いが容易で一般的であることなどにより、有料の指定ごみ袋方式をとっていることから、本市といたしましてもこの方式となるのではないかと考えております。また、実施年度につきましては、今議会に設置条例案を提出しております廃棄物減量等推進審議会でも有料化が減量施策として妥当であるとの答申をいただいた場合、答申を受ける時期にもよりますが、準備や周知期間を考慮しますと、早くても平成17年4月からの実施になるのではないかと考えております。

次に、市民の理解を得るための方法についてであります。有料化の条例案策定に向けては、市民との意見交換会を開催するほか、市のホームページなどを通して広く市民から意見を求めてまいりたいと考えております。また、有料化の実施に当たっては、地域ごとの住民説明会の開催や広報おたるへの掲載、報道機関への報道依頼、周知チラシの配布のほか、分別方法を詳細に説明したパンフレットの作成などにより、市民のじゅうぶんな理解を得てまいりたいと考えております。

次に、市民サービスの向上施策であります。祝日のごみ収集は市民からの要望が多いことから実現に向けた検討をしていかなければならないと考えております。また、日曜収集やカラス対策としての夜間収集につきましては、現在のところ市民からの要望は特にありませんが、他都市の実例などを調べてみたいと考えております。

次に、ごみ箱設置への助成であります。ごみ箱やステーションは従来から地域住民が共同で設置し、自主的に維持・管理しているものであり、現在のところ現状の財政状況から見て、助成については難しいものと考えております。なお、カラスによるごみの散乱については、どのような対策が有効なのか、今後とも研究してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 松本議員のご質問にお答えします。

まず、絶対評価についてですが、平成14年度から新しい学習指導要領の下、学校週5日制を含め2年目に入っております。また、この時点で評価の方法が変わりました。今までは、相対評価と言われ、集団に準拠した評価を行い、5、4、3、2、1と5段階評価で実施しておりました。児童・生徒、保護者を含め、2、1の評価に抵抗感が生じたり、挫折感を覚えるなどの状況が生まれること、5と1はそれぞれ7パーセント程度とされることから、どんなに努力してもよい評価が与えられないこと、学年集団の大きさは300人程度で5、1のパーセント分布が正常とされることなどから、少子化への影響も含め、評価法について検討が続けられてきたものです。これに対し、絶対評価は目標に準拠した評価と言われ、到達目標への接近状況で評価するので、5、1の人数にこだわるということがなくなることで、また、各個々人に目標を持たせる個人内評価とも近いので、学力向上の歩みが子ども自身にとってもよくわかることの利点があります。

しかし、目標設定の妥当性など、指導教員にとって目標設定への努力が求められることから、評価の不安

も生ずることがあり、2年目であることとあわせ、悩みが訴えられている状況にあります。このようなことを踏まえ、各学校では評価・評定についてじゅうぶん研修を深め、学校として統一性のある評価となるよう取り組んでおります。教育委員会といたしましては、絶対評価について子どもや保護者に対してじゅうぶんな説明をし、理解を得るよう評価規準作成の手引き等を作成し、配布するとともに、学校としての取組について指導に努めております。

次に、高校入試への影響についてですが、全国的に見ますと、従来、相対評価を根拠とする個人調査書の作成がなされておりましたが、絶対評価に変わったため、二つの評価を書くことを求める県があり、評価表の作成が重荷になっている状況があります。北海道は絶対評価となりましたが、個人調査書は相対評価を根拠としております。相対評価への記入作業は労力を要しますが、それがアリバイの評価となっているとは考えられません。高校入試においては、現在、学力検査の得点と個人調査書の評価との割合が過去の5対5から多くの学校で7対3、8対2となっており、個人調査書の比重より学力を重視する方向になっているからと考えます。また、2学期制についてですが、まとまった内容を継続して学習できることや授業時数を確保できる長所がある一方、通知表が2回となり、保護者が子どもの成績を把握しにくいなどの短所が指摘されております。2学期制の導入については全国的にも試行の段階であり、今後の状況を踏まえて対応してまいります。

次に、文部科学省の調査についてですが、全国の小学校100校、中学校70校を無作為に抽出して教職員への回答を求めたものであります。この調査結果によりますと、6割以上の教員が「子ども一人一人をよく見るようになった」と答えております。今後、教員が新しい評価になれ、個に応じたきめ細かな指導を通して、基礎、基本を徹底するなど、確かな学力の向上に向けた取組が充実するよう指導に努めてまいります。

次に、モデル校の学校評議員についてですが、今年度は各学校の地元町内会関係者10名、元PTA役員3名、保護者2名、社会福祉団体等関係者2名、企業関係者1名及び社会教育関係団体1名、計19名の評議員の委嘱について、各学校長から推薦があり、教育委員会が19名全員を委嘱いたしました。

次に、評議員に対する校長の諮問内容についてですが、「地域の人材の授業やクラブ活動での活用」、「青少年の健全育成を図るため、学校、保護者、地域の連携事業」、「教育課程の特色と少人数指導やティーム・ティーチングの在り方」など、校内外の学習や生活の問題について多岐にわたっております。

次に、評議員から校長への意見や提言についてですが、「子ども110番の取組の評価と継続」、「児童生徒のあいさつ運動」、「基礎学力の定着に向けた少人数指導、ティーム・ティーチングの取組の強化」、「青少年の健全育成に向けた地域ぐるみの協力」などが出されております。

次に、評議員の意見や要望に対する学校の取組についてですが、各校長とも評議員の意見や要望を尊重しながら、教育活動に役立てているところであります。

次に、モデル校の評議員制度の成果についてですが、開かれた学校に向けて、学校評議員にいっそうのご理解をいただくため、学校の情報や施設の管理状況の説明などに努力しているようです。

次に、学校評議員制度導入に向けた今後の課題についてですが、評議員の意見や要望を受け止め、地域の保護者や教職員へ同様に伝達し、その要望意見を実現させる方法などが課題となっております。

次に、学校評議員制度の全市への導入についてですが、来年2月にはモデル校での実施状況をまとめ、各学校に知らせるとともに、来年度の1学期中には市内全校で導入のための検討をしていただきたいと考えております。なお、学校評議員は校長の諮問機関として位置づけられておりますので、各校長からの報告の下、

委員会として同意してまいります。

次に、加配の処分についてですが、北海道教育委員会は、平成14年11月8日付けで市内小中学校長21名に戒告処分人事発令通知及び処分事由説明書を交付いたしました。当該校長からこの処分に対する不服申立てはありません。その後、道教委に対して、次年度以降の加配が実現するよう努力をしてほしいとの要請がありましたので、教育委員長とともに道教委に出向き、要請をいたしました。その結果、道教委の指導の下、自主的なティーム・ティーチング事業を実施いたしました。

次に、人件費の返還についてですが、平成12年度分までの約1億9,000万円弱の国庫補助金の返還については、平成15年3月末に納付書により行い、残る平成13年度分は、平成13年度の決算時に約7,000万円が国庫補助金確定分として精算されたものと聞いております。

次に、今年度の少人数指導等の配置状況についてですが、小学校では色内、緑、望洋台及び銭函小学校の4校に、中学校では菁園、松ヶ枝、向陽及び桜町中学校の4校、計8校に配置されております。

次に、懲戒処分者の氏名公表についてですが、道教委では基本的に懲戒処分はすべてを公表しているが、個人の名前、学校名等を伏せる場合もあると聞いております。

次に、シックスクール実態調査についてであります。平成14年2月に学校環境衛生基準が改定され、新たにホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度検査が付加されたことに伴い、新築、増改築した学校から検査を行うこととし、平成14年度に5校、平成15年度に4校を実施いたしました。検査は午前と午後の2回、普通教室と体育館で測定を行いましたが、午前の測定で一部の学校においてワックス塗布、木工ボンド使用などが原因で基準値を超えました。しかしながら、午後の測定では学校薬剤師会から換気の励行などの指導などもあり、基準値以下に下がりました。今後、教育委員会といたしましては、各小中学校に対してシックスクールの対策として、換気の励行はもとより、ワックス塗布、接着剤などの使用にじゅうぶん配慮するように指導してまいります。

次に、耐震診断についてであります。文部科学省が設置しました学校施設の耐震化推進に関する調査研究協力者会議において、今年の4月、耐震化事業に当たり、本格的な耐震診断実施前に耐震化の優先度を簡易に判定できるような耐震化優先度調査の手法が示されたところであります。本市においても、この考え方にに基づき、平成16年度から調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、補修に伴う財源確保についてであります。本市における耐震補強事業に要する経費は、概算で25億円から30億円が見込まれ、また、学校の状況によっては改築なども考えられることから、さらに多大な事業費が必要となり、財源確保はたいへん厳しいものであると考えております。なお、現在、北海道都市教育長会では国に対し、耐震調査及び耐震補強事業等についての補助対象の拡充などを要望していることから、今後の推移を見守っていきたいと考えております。

次に、教育ボランティアとスクールサポーターについてですが、本市におきましても、中学校で総合的な学習の時間に青年会議所の会員を招き、職業についての講話を聞いたり、小学校で小樽職人の会や地域の大学などに協力を求め、子ども一人一人の学習支援に当たったりなど、多彩な教育活動を進めている学校が出てきているところであります。教育委員会としては、小中学校におけるこれらの活動が一過性のものでなく、継続的な教育活動になること、また、ご提言の教育ボランティアの発掘と登録の具体的な取組について検討してまいります。

次に、補助教員制度についてですが、地域の大学生を教員のサポート役として活用する制度であり、子

もと年齢に近い大学生が学習の手助けをしたり、意欲を育てたりすることで学力向上に役立てようとするものであります。本市においても、小樽短期大学の学生ボランティアが教員の補助として活躍する試みが始まっており、その成果に期待しており、今後他の学校においても活躍されるよう願っております。石狩市の場合、教育大学が地元にあることが力点を置く支えになっておりますが、小樽市の場合、市内在住の大学生で教職志望の方の状況調査など、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

次に、小学校における英語教育の在り方についてですが、国際理解教育の一環として子どもたちが英語に触れ、外国の生活や文化になれ親しむような体験的な学習を行うことが大切であります。本市では、総合的な学習時間などでJICAの研修生や小樽商科大学の留学生などとの交流を行っている学校が見られ、英語を通して異文化への理解や興味、関心を高めるなどの成果を上げております。教育委員会といたしましては、冬季ワークショップを通して、小学校における英語活動について研修会を開催するとともに、実践の手引を配布するなど、小学校における英語教育について研修、啓発に努めているところであります。今後、長期休業中に子ども向けの英会話教室を開催するなど、2人の外国語指導助手の積極的な活用も進めてまいります。

次に、本市の朝の10分間読書の現状についてですが、今年度は小学校5校、中学校2校の合わせて7校が取り組んでおります。また、読み聞かせについては10校の小学校で実施しており、主にお母さん方のボランティアサークルが中心となって運営に当たり、教員が協力している学校もあります。読書活動は、子どもが言葉を学び、感性や情操を豊かにするなど、生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであります。現在、合わせて小学校13校、中学校2校が行っている10分間読書運動や読み聞かせ活動への取組が、さらに多くの学校で進められるよう指導してまいります。

次に、学力向上支援モデル事業について、中教審教育課程分科会が8月7日中間報告を出し、学習指導要領の歯どめ規定がなくなり、指導要領については各学校に独自で学習内容を付加することができるようになりました。各学校においては、創意工夫をじゅうぶんに生かして、特色ある学校づくりが求められており、例えば老人宅の除雪奉仕活動をはじめ、職員の会によるキッズベンチャー塾や小樽商科大学留学生との交流など、小樽の特色を生かした学校づくりに努めております。今回の歯どめ規定の見直しを含め、教育課程の改善の本報告が年度末に出される予定と聞いておりますので、長期休業中の学校行事の設定やチーム・ティーチング等の指導方法の工夫、改善など、確かな学力の向上にかかわる取組をいっそう促進するとともに、ご提示のあった学力向上にかかわる事業への応募についても、校長会議を通して指導してまいります。

最後に、銭函パークゴルフ場につきまして、2年目を迎え、利用者から要望が多かった休憩所、手洗い場を設置して、6月1日にオープンしたところであります。利用者の皆さんからの指摘につきましては、管理・運営を委託している銭函連合町会より、電話、日報を通じて社会体育課に寄せてもらっておりますが、まず芝の手入れには専門業者を入れ、毎週火曜日の定休日に芝刈り、施肥などを実施しているほか、散水についても営業終了後に行っているところであります。また、カップにつきましても、最低2か所切っており、状況に応じてカップの位置を変え、芝の養生に努めております。灰皿の設置箇所は、昨年は1か所でしたが、皆さんから要望がありましたので、各コースのスタート地点と待ち時間が長くなるロングコースの4か所に設置いたしました。ごみにつきましては、原則として持ち帰っていただくようお願いしております。また、同時に20人から30人程度のグループがプレーする際には、交互にプレーしていただくよう受付で調整しているところであります。

次に、年間利用券につきましては、使用願を提出していただき、社会体育課が許可した上で発行するとい

う方法をとっているため、社会体育課でのみ発行をしておりますが、利用される方の便宜を考え、来年のオープン時から現地で発行ができるよう改善してまいります。市内在住の70歳以上の方の有料化につきましては、他の社会体育施設の兼ね合いもあり、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

次に、コースの維持管理など委託団体に対する指導についてであります。委託先の主なものは受付、芝の状態管理、トイレの清掃、運営管理の一部などです。この中で、特に雨天時の対応やコースの状態管理につきましては、社会体育課の指示に従って行っており、また、利用者と連絡調整もお願いしております。いずれにいたしましても、今後とも利用者の皆さんの声をお聞きしながら、より親しまれるパークゴルフ場づくりに取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中畑恒雄） 松本議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時45分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、質問いたします。

最初に、財政問題であります。

市の財政は、今年度からの3年間で約84億円もの収支不足が生じるという、文字どおり危機的な状況に陥っています。今定例会を前にして、通常行っている議案説明に先立ち、各会派に対する異例とも言うべき財政問題の説明会が行われましたが、こうした市の財政状況の反映でもあります。

さて、14年度決算であります。先ほどの松本議員の繰り返しにも一部なりませんが、1億4,000万円の黒字だと言いますが、財政調整基金と減債基金の取崩し、そして土地開発基金からの借入分を合わせると、その合計は約18億7,000万円、事実上17億3,000万円の赤字であります。我が党は、なぜこれほどまで危機的な財政状況になったのか、その原因は大きく言って2点あると考えています。

第1は、何とんでも自民党主導の政治の責任による長期の不況、それに加えて地方交付税や税収の大幅減に見られるように、本来地方を支えるべき政府が地方財政計画などを悪用して、逆に責任放棄と地方自治体いじめを強めていること。第2は、自公民、これらの歴代市政が、こうした国の政治には全く無批判に追随し、マイカルや石狩湾新港など大企業、大型公共事業優先の市政を続けてきたこと、ここにこそ大もとの原因があることを指摘してきました。この指摘に対する市長の見解をまずお聞かせいただきます。

地方交付税と市税の落ち込みは、これ自体が大変な問題であります。全国どこの自治体でも深刻な問題ですから、市長に個別の独自の原因責任があるわけではありません。しかし、自治体の長として、その対策は講じなければなりません。どのように打開しようとしているのでしょうか。そして、財政健全化計画の中では、どのように見直しをしようとしているのかをお聞かせください。

マイカルの問題です。旧マイカル、OBCの債権問題においても、市長の態度はこれまで議会で決めたことを進めていくだけ、あるいは民間のことだから、これが基本でありました。多くの市民や商店街の反対を押し切り、巨額の税金を投入したマイカルがご承知のようにわずか2年半で倒産であります。その責任につ

いては、市長はこれまでただの一言も公にしてこなかったばかりか、今また、破たん後についても既存商店街との共存共栄や我が党が何度も指摘してきた市税の滞納問題など、市民の目に見える具体的な方針が示されてきません。まさに無責任の上塗りであります。小樽活性化の起爆剤として位置づけた築港再開発事業の現状をどのように解決していくつもりか、市長自身の言葉で語っていただきたいと思います。

石狩湾新港でも伺います。市の財政事業からいって、新港事業は現在の管理組合負担金、これを超えない範囲で進めていく、これが市長の態度でありました。しかし、平成18年度から3か年間で中央地区3工区の起債事業の元金償還が出てきます。10億8,400万円であります。この財政負担を抱え込んで、なお新港事業を進めていくことができるというのでしょうか。答弁を求めます。

冒頭に指摘した収支不足約84億円は、平成14年度の標準財政規模で25.5パーセントに当たります。市財政の窮状を端的に示す数字であります。市長は、赤字再建団体に転落しないためにと、先ほどの答弁でも答えられました、職員給与費など人件費で20億円、事務事業の見直しで15億円、受益者負担増で5億円、合わせて40億円の財政効果を生み出すとしています。つまるところ、自分の責任にかかわる事業には一切手をつけない。市民や職員に大きく負担をかぶせようとするものであります。

ところで、市長、小樽市とともに管理組合を構成している北海道と石狩市であります。北海道と石狩市の財政事情について、どのように認識されているのでしょうか。8月8日に高橋知事は、道財政の立て直しに向けてと題して、事実上、財政非常事態宣言を発表しました。これによりますと、北海道の財政は今年度だけでも収支不足が1,720億円であります。仮にこのままの水準で3か年間推移すると、北海道は平成14年度の標準財政規模で見た場合、その収支不足は39パーセントにもなってしまいます。また、石狩市の事情はどうか。同市のホームページから抜き出してみました。今年度から3か年、収支不足見込額は41億8,000万円、同じく標準財政規模で見たら34パーセントにもなってしまいます。こうした指標で見る限り、北海道も石狩市も小樽市より財政事情は深刻だということになります。赤字再建団体への転落は、市町村では累積赤字が標準財政規模の20パーセントでありますから、たいへん深刻であります。こういう各母体の財政事情ですから、新港事業はたとえ推進するこうした立場からいっても、各母体の財政再建が優先される。それまでは事業を凍結する。これが今差し迫って求められている態度ではないのでしょうか。他の自治体のこととは言わないで、率直な見解をお聞かせください。

事務事業の見直しで20億円、実はこれが今ひとり歩きしています。いったいどういう事業を対象にするのか。具体的には何も示されていません。その内容について、わかるように説明いただきたいと思います。あわせて、市長は、ふれあいパスの有料化、家庭ごみの有料化などを事実上宣言しています。市の単独事業の見直しなど市民への負担増による財政効果をどのように期待しているのか、お聞かせください。

こうした市民サービスの切捨てや市民への負担増を計画しながら、その一方、石狩湾新港にはこれまでどおりでも4億6,000万円、3年後からは8億円以上と言われている巨額を投入し続ける。こんな市政執行は、とても認められません。財政再建を目指す上で、何よりも肝心なことは、危機的な財政状況に陥ったその原因の解明が第一であります。同時に、そうした市政執行を進めてきた在り方を問い直す執行機関側の責任をはっきりとさせることであります。市長には、当然のことですが、相当の痛みが伴うことになるでしょう。しかし、ここから始めない、ここを避ける、一方的に市民や職員に相当の痛みを押しつける、これでは、真の財政再建などできるはずがありません。その第一歩は言うまでもなく、何度も言うように石狩湾新港事業の見直しであります。凍結であります。ここを避けての財政再建はありません。市長の英断を期待しつつ、

答弁を求めます。

次は、市営住宅の建替え問題に関連して伺います。

8月20日であります。住宅行政審議会が開催されました。審議事項は、一つは住宅管理公社への管理委託、一つはオタモイB住宅の建替え、一つは道営若竹団地の小樽市への事業主体変更と再生利用、これらありますが、まず、この審議事項はいったい何か、その内容をお聞かせいただきたいと思います。審議会に提出された資料によれば、これまでの議会議論がいともあっさりとはごにされていることに、まず驚きます。市住宅政策の課題であり、事業計画の再構築であり、住宅計画の見直し策定だと言います。いわば、オタモイB住宅以降、再生マスタープラン、再生整備プログラムの全部をまずは白紙撤回するというものであります。とても認められません。議会と審議会の関係については、昨年3月14日、予算特別委員会において既に議論済みであります。オタモイA及びBの建替え計画が議会にも、つまりは市民にも説明がないまま、住宅行政審議会にかけられ、150戸から105戸へと変更された、ご承知だと思います。この際、改めて伺いますが、同審議会条例第2条、市長が諮問する審議事項とはいったい何ですか。そして、今回のように再生マスタープランそのもの、つまり住宅施策の基本の存否にかかわるような事項まで、しかもそれまでの議会議論の経過を無視し、議会を飛び越え、付属機関である審議会に諮問してしまう、こうしたあなたの態度がそもそも許されるのかどうか、見解をお聞かせください。

道営住宅に関連して3点伺います。

若竹団地178戸の道から市への事業主体の変更であります。これを改善・再生、そして市営住宅として市民に提供するとあります。こうした手法は約束違反ではありますが、あながち私は否定するものではありません。しかし、未整理の問題が残ります。つまり、道営オタモイ団地で128戸、今回の若竹団地分の178戸、合計306戸が道から市に移しかえられますが、一方、道営住宅の建設はどうか。いろいろ経過があって、今、建築中の奥沢中央団地の30戸、これに今回示されている築港地区への150戸程度、合わせて180戸程度であります。差引き126戸分、いったいこの先、道営住宅はどこに行ってしまうのか、お聞かせいただきたいと思います。

二つ目は、事業主体変更に伴う道有地の譲渡に関してであります。マスタープラン策定の根拠ともなった旧建設省第60通知第5の2項は、土地の譲渡については有償譲渡としていますが、どのように処理されたのでしょうか。

三つ目、築港地区への建替え問題です。旧マイカルの未利用地が約5万4,000平方メートル、このうち中高層住宅地区内に道営住宅150戸程度を建て替えるとしています。昨年1月に開催された市街地活性化特別委員会を思い起こします。市のOBC再生の支援策として、市なり、道なりが公共住宅を建てる、答弁の一節にこのように触れていましたが、まさにその具体化だと思うのですが、いかがでしょうか。

次は、借換保証制度に関連してであります。

昨年12月13日、平沼経済産業大臣は、「中小企業者の現下の厳しい資金繰りに対応できるような措置として、借換え融資に対する保証などを認める制度を創設。特別保証だけでなく、セーフティネット保証や、一般保証を受けている中小企業者の方も借換え、既往保証付借換の一本化、新規の増額保証など柔軟に対応する。条件変更を受けている方ももちろん対象にする。」このように記者会見で発表し、そして今年の2月から制度としてスタートしたのが資金繰り円滑化借換保証制度であります。このとき同時に大臣は、「これから不良債権の処理が進むとたいへん厳しい状態が想定される。そのため、こういう措置をとった。」このようにまで述

べていました。ありていに言えば、小泉内閣のこの2年間でまさに中小企業への貸し渋りや貸しはがし、そして倒産、そこに働く労働者にとっては、失業の痛みを伴う構造改革であったこと。そして、この先、こうした小泉路線の下で現に生きて頑張っている中小企業さえ融資の打ち切りや担保回収など、息の根がとめられてしまうこと。つまりこれが平沼大臣の言うたいへん厳しい状態ということではないのか。この点で、まず、市長の見解を伺います。あわせて、今回の国の借換保証制度をどのように受け止められているか、その見解もお聞かせください。

以下、具体的に伺います。

この制度で、借換え対象となる信用保証協会の保証付融資とは、一般保証、セーフティネット保証に加え、98年10月から一昨年3月まで実施された中小企業金融安定化保証、いわゆる特別保証も含む446万件、保証残高で約35兆円に上ると言われています。同協会の北海道及び小樽支所管内における保証残高をこれら保証区分別にお知らせください。制度がスタートしてから既に7か月であります。借換え実績も把握されているはずであります。直近の借換え状況についてもあわせてお知らせください。「中小企業者が生きるか死ぬか、必死に頑張っている。これに手を差し伸べないと生きていけない。この思いから制度をつくり拡充してきた。やる気と能力のある中小企業の資金調達を円滑化する。」これは中小企業庁の態度であります。加えて、わかりやすくこうまで言っています。「この制度は何でもありだ」、このように言っているわけであります。こうした制度、こうした立場からすれば、現状は積極活用とはほど遠い状況にあります。現在の借換え実績状況について、市長の評価をお聞かせください。何よりもまず、制度の趣旨を早く広く知らせること、そのための対策方針を早急に持つべきであります。具体的にお答えください。

今回の制度の下敷きとなったのは、京都の府、市など自治体の融資制度であります。既に東京、北海道、埼玉、神奈川、高知など20を超える都道府県、市が国の借換保証制度に先駆け、あるいは連動して融資制度を見直し、拡充しています。しかし、今回のこの国の制度は、金融の常識を越える制度とまで言われるように、これまで国の融資制度の不備を上乗せや横出して補完してきた地方のそれをはるか上をいく制度であります。この制度に対応して、現在ある市の制度融資の見直し、充実が求められています。例えば、セーフティネット型へ変更はできないか。あるいは融資限度額の引上げ、あるいは融資機関の10年間への延長、さらには5,000万円までは第三者保証なし、このように通達も出されている連帯保証人制度の要件緩和など、こうした見直し、さらには新たに市独自に借換制度は創出できないか、市長の見解をお聞かせください。

中小企業の皆さんには、よく知られていることではありますが、この間、我が党は国会の場において、この借換制度の創出を強く求めてきました。また、地方とも結び、粘り強く取り組んできたものであります。

(発言する者あり)

そのこと答えますか。よく承知していないようだから。それは別の機会にしましょう。

制度発足後、我が党の国会議員の質問に対して、厳しい状況の中で本当に頑張っている中小企業の皆様方のために制度をつくらせていただいた。よく理解でき、PRもし、利用しやすい制度にしていく、このように平沼大臣は改めて答弁されています。さらに、この制度を立ち上げるに当たって、京都選出の我が党の西山議員からの指摘に答えて、京都市の制度等を下敷きにした、参考にしたとまで答弁されています。そして、市長も先の松本議員への答弁では、市内の倒産状況についてお答えになっている。不況型倒産が最も多くなっている、このように答えられました。そうであればこそ、前向きで積極的な市長答弁を期待するものであります。

次は、小規模修繕等の登録制度についてであります。前期議会において、この問題では私自身、制度の創出について提案もし、また、先の第1回定例会では我が党の高階前議員が、その長きにわたる議員活動の締めくくりとして、この創設を提案、求めていたものであります。景気回復への出口さえ今は見えてきません。こうした状況の中、地域経済のすそ野を支えてきた中小業者においては、仕事の激減や銀行の貸し渋りなど、その影響をまともに受けています。何とか多数を占めている中小企業、零細な事業者にも受注機会を確保できないか。苦しい中、意欲のある事業者に対しての支援策はないか。我が党がこの小規模修繕等登録制度を提案している立場であります。まず、この提案に対して、現在どのように検討が進められているのかを伺います。市の平成13年度事業所企業統計調査によれば、建設業の事業所数は566であります。そのうち、従業者数10人未満の小規模事業所は442事業所、約8割であります。これらすべての事業者のうち、市の指名入札参加資格者数はいくらか。そして、この登録業者が受注した平成14年度の市長部局500万円以上の工事発注件数と金額はいくらか。合わせて、130万円未満の小規模工事修繕の発注状況について、その件数、金額はいくらであったか、お答えください。

この制度は、言うまでもなく地方自治法第234条に基づく随意契約を創造的に運用しようとするものであります。同条を受けた施行令第167条の2において、契約の種類に応じ、その予定価格の範囲が決められています。工事又は製造の請負は130万円、修繕は50万円などであります。この範囲以内で市が発注する小規模な工事、修繕などを市内に事業所を置く中小業者への受注機会の拡大に活用することができます。市内経済の活性化に直接的に役立たせることができます。そして、その経済的効果も意義も極めて大きなものがあり、何よりも不況の中で懸命に頑張っている業者、仕事を求めている小規模事業者と、そこに働く労働者から心待ちにされている制度ではないでしょうか。市長の見解をお聞かせいただくとともに、制度の早期立ち上げを強く求めるものであります。

議案第25号廃棄物減量等推進審議会条例案とかかわっての問題であります。本件議案は、廃棄物の減量等ごみ処理施策を審議するために、市長の諮問機関として、新しく付属機関を設置するというものであります。ご承知のように、我が党は全市民の課題として、市民とともにごみの減量化を進めていくことには大いに賛成の立場であります。この立場から、何点か伺います。

最初に伺っておく必要があります。平成11年度、そして12年度にかけ、ごみの排出量が大きく減少しました。可燃ごみが20パーセント、不燃ごみで26パーセント、家庭系ごみの総量では約21パーセントの減、これとは逆に資源ごみは約275パーセントと大幅増であります。ごみ減量化が進みました。その主な理由は何かお聞かせください。条例案第1条は審議会の設置目的であります。この下で、どんな市民世論をつくろうとしているのか、実はこれが大問題であります。つまり、家庭からごみとして排出されるものについては、有料で収集することとすれば、資源物は増加し、ごみ量は減少する。家庭ごみの有料化による歳入増により、市民サービスの検討も可能になる。これが勝ち取るべき世論であり、つまり極論をすれば、家庭ごみ有料化を目的に設置しようとするのが、この審議会ではありませんか。市長の意図するところをお聞かせください。

ごみ処理減量化問題の基本の一つは、発生源からの抑制であります。例えば、大型店、スーパーなどから家庭に入ってくるもの、これをどのように減らしていくのか。こうした身近なテーマも含めて、行政と市民が共通の認識に立つこと、ともに考えていくことが大切であります。この基本課題にどのように取り組もうとしているのでしょうか、お聞かせください。あわせて、市民1人当たり1年間の負担見込額についても、お知らせください。

ごみ問題の基本の一つは、住民との協働であります。行政が決め、市民に押しつける、こうしたトップダウン方式では、根本的な解決に向かうとは思えません。市長は、広報おたる6月号で、市民に協働のまちづくりを呼びかけていますが、この問題こそすぐれて民主主義の問題であります。条例案第2条第2項、1号及び3号で組織される審議委員については、各号ごとの委員数、選任手続、例えば市民公募の手続などは考えられているか及び審議会の市民への公開、それぞれについて伺います。いずれにしても、発生抑制には目をつぶり、排出されたごみを一方的に消費者に有料で押しつける。こうしたやり方は、とうてい我が党は賛成できないということを念のため申し上げておきます。

最後に、シックハウス症候群に関してであります。松本議員がこの問題でもお尋ねになっておりました。道教育委員会は、この7月、いわゆるシックスクール問題で全道の市町村教育委員会に対して、学校環境衛生の実態調査を指示しました。4月に開校した室蘭の海陽小学校では、629人中170人の子どもたちにシックスクール症状が発症し、大問題になったばかりであります。実態調査を実施した旭川市では、実施57校のうち、19校で基準値を上回る化学物質が測定されたそうであります。士別市でも先月11日に市内の3校で実施したところ、3校とも国の基準を上回って化学物質が検出され、現在九つの教室が使用中止だそうであります。

そこで伺います。この学校環境衛生の基準に基づく実態調査について、改正後、平成14年度及び本年度の状況について報告ください。調査実施校は、新築校のほかに、各年度4校と伺いました。市内の小中学校は全部で42校であります。何年計画で調査を完了させるつもりなのか、この点もお聞かせください。

さて、深刻な問題であります。昨年春に開設された市立赤岩保育所でシックハウス症候群、化学物質過敏症が職員の中から発症しました。我が党の調査においては、この職員が体調不良を訴えたのは、保育所開設後、間もなくであります。病気休暇、有給休暇、ついには休職を余儀なくされ、そして今、公務災害認定請求にまで至っています。

そこで伺いますが、まず赤岩保育所の完工前及びその後における化学物質測定の結果について、報告ください。地方公務員災害補償法第45条は、公務災害の補償手続を定めていますが、その第2項では基金は前項の規定による認定、つまり補償の認定であります。これをするに当たっては災害を受けた職員の任命権者の意見を聞かなければならない、このように定めています。当然、補償基金から意見の報告が求められているはずであります。市はどのような意見、態度をとったのか。当該職員が発症後、どんな対策を講じてきたのか、あわせてお聞かせください。

早稲田大学の田辺教授、建築学の権威でありますが、このようにおっしゃっています。「四つの物質が下がった、イコール安全ではない、揮発性物質の総量を見ないと意味がない」。また、日本臨床環境医学学会理事長で北里大学の石川哲名誉教授は、化学物質過敏症の研究や診断の第一人者ですが、「患者集計で子どもが少ないのは、本人が周囲の人に症状を的確に説明できないためだ」、このように言っておられます。人類がこれまで開発してきた化学物質は、今日1,600万種類にも上るとも言われています。この化学物質の総量が今、健康を冒し始めています。何よりも過敏症の子どもたちが保育所や学校でどんな苦しみにさらされているか、ぜひ直接話を聞いてほしいと思います。行政の対策は決して国や道からの通知や基準ではなく、そうしたことから生まれてくるはずであります。

私の質問はこれで終わりますが、市長、みずから訴えることができない、口にすることもできない子どもたち、体が小さく過敏な体質を持つ子どもたちへの基準こそ、子どもたちへの対策こそが必要だと思うので

すが、いかがでしょうか。市がこうした子どもたちに対して、いったいどのような対策を講じてきたのか、最後によくよくお聞かせいただきたいのであります。以上であります。再質問は留保いたします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 古沢議員のご質問にお答えいたします。

最初に、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、財政悪化の原因でありますけれども、日本経済はいわゆるバブル経済の崩壊後、数次の経済対策など景気回復に向けた諸施策にもかかわらず、物価が持続的に下落し、企業の売上げや家計の所得、政府の税収などさまざまな部門の収入が連鎖的に落ち込むデフレが恒常化し、景気の低迷が続いております。この間の経済対策に伴う歳出増と大幅な減税実施、加えて少子高齢化の急速な進展に伴う経費の増大などにより、国、地方を通じて財政状況は厳しくなっていると認識しております。なお、これまで進めてきた主要プロジェクトは、本市経済活性化のために実施してきたものであり、現在は厳しい状況に置かれているものもありますが、必ずしもこれらが直接財政状況の悪化を招いたものとは考えておりません。

次に、地方交付税と市税であります。長引く景気低迷とたび重なる減税による国税収入の落ち込みにより、交付税の原資が減少する中で、その必要額の確保が困難となり、市税についても人口減などにより納税義務者の減少が続いております。国、地方を通じた税財源の在り方は、年末の予算編成に向けてその具体的な内容や行程が決まるものと思われまますので、先の全国市長会でも決議と要望をいたしました。機会あるごとに地方財政の充実・強化が図られるよう、強く要望するとともに、市におきましても財政の健全化はもとより、一定の税収を確保するためには、地域経済の活性化を図らなければなりません。そのため現在、産学官によります地域経済活性化会議において鋭意検討中であり、その成果に期待いたしておりますし、活性化のための施策も積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、健全化に地方交付税と市税の落ち込みをどう折り込むかということですが、三位一体改革の具体的な内容が現在のところ明らかでありませんので苦慮しておりますが、国の方針がはっきりするまでは、現行制度と現状を踏まえた試算をし、その方針が決まった段階で再度計画の見直しをする必要があるものと考えております。

次に、築港再開発事業であります。この事業は民間事業者による開発によって、地域経済の活性化や雇用の場の確保、定住人口増を図ることを基本目標に行ってきた事業であり、今日まで一定の役割を果たしてきたものと考えております。しかし、民間開発事業者の破たんや長引く経済不況の中で、民間の事業投資が停滞し、再開発地区には遊休地が残っている現状にあります。今後も、雇用の場の確保を第一に考え、民間開発事業者の安定経営に向け、可能な範囲の支援を行うとともに、遊休地の土地利用が進むよう、地区計画の変更などを含めて検討していきたいと考えております。

次に、石狩湾新港の中央地区3工区の起債の償還であります。企業においては長引く景気の低迷から新たな設備投資への慎重な姿勢を崩すことが難しく、売却には至っていない状況にあります。現在、管理組合では当地区の購入を希望していた企業に対し、粘り強く交渉を続けるとともに、石油元売各社や商社をもとより天然ガスなどのクリーンエネルギーを扱う企業に対し、より幅広く積極的なセールス活動を行っており

ます。市といたしましては、早期売却に向け、各母体と連携をしながら、管理組合に対して引き続き強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、各母体の財政状況であります。長引く景気の低迷による税収減と地方交付税の減少、少子高齢化の進展に伴う歳出増などにより、厳しい財政状況にあり、各母体とも財政の健全化に向けた努力をしているところだと認識しております。

次に、事務事業の見直しの内容であります。現在、聖域なく市の事業すべてを対象に作業を進めており、歳出削減で15億円程度、歳入増で5億円程度を考えております。その主要な観点といたしましては、国や北海道の制度に上乗せしているもの、単独事業として他都市と比較して高いサービスとなっているもの、増大が見込まれるものについて廃止・削減を含めて見直しすべき事業はないか、受益者負担は適正であるかどうかなどです。今後、施策全体のバランスを考え、見直しの実施内容や時期などを総合的に判断していきたいと考えております。

次に、石狩湾新港の整備についてであります。新港につきましては、小樽港とともに道央圏、日本海側の物流拠点港として背後地を含めて経済状況や貨物動向を見据えながら必要な整備を進めていかなければならないものと考えております。しかしながら、先ほども答弁いたしましたように、各母体においてもたいへん厳しい財政状況にあることから、従来にも増して、事業の必要性、緊急性を見極めるとともに、現在、管理運営経費の見直しなど具体的な抑制策について母体間で協議を進めているところであります。

次に、市・道営住宅に関連してのご質問であります。初めに8月20日に開催されました住宅行政審議会での審議事項の内容であります。第1点目としては、北海道住宅管理公社へ市営住宅の管理を平成16年4月から全面的に委託するために、現在、北海道住宅管理公社と協議中であること、第2点目としてはオタモイB住宅の建替えに当たり、本年3月に作成した基本設計に基づく整備の基本的な考え方や今後のスケジュール等について、第3点目として道営若竹団地について、北海道が築港地区に移転建替えを行い、小樽市は現在の若竹団地の事業主体変更を受け、市営住宅として再生活用を図ることについて北海道と協議中であること、さらに住宅計画全体の見直しを進める予定であること、この3点について審議会に諮り、了承を得たところであります。

次に、住宅行政審議会条例第2条の審議事項についてであります。住宅行政審議会は条例、規則、要綱等の制定、改廃や市営住宅整備計画の策定、市営住宅の明渡し訴訟の提起、新設の市営住宅の入居などについて審議するものであります。

次に、審議事項についての議会と住宅行政審議会との関係であります。住宅行政審議会は住宅行政の円滑な推進を図るため、有識者等から意見をお聞きし、市としての考え方を取りまとめるために設置しているものであります。住宅行政にかかわる案件については、住宅行政審議会の審議を経て、その上で議会にお諮りするものと考えております。

次に、事業主体変更後の道営住宅の戸数であります。公営住宅整備の効率的かつ円滑な事業の推進のため、これまでも公営住宅の建設につきましては、北海道と連携を図りながら整備をしてきております。特に、まちづくりの観点から、まちなか居住を促進する必要があるため、北海道に対し、中心市街地における道営住宅の建設を要請してまいりました。その一環として、道営奥沢中央団地の建設が現在進められているところであります。また、若竹団地では北海道が150戸程度の建設を検討しておりますが、市といたしましてはさらに道営住宅の建設は必要と考えておりますので、今後とも市の住宅施策やまちづくりの施策の補完として

道営住宅の建設を要請してまいりたいと考えております。

次に、事業主体変更における道有地の譲渡であります。公共賃貸住宅の建替え事業の総合的推進についての通知である旧建設省第60号通知の第5の2項では、有償譲渡となっておりますが、その後平成8年8月30日に住宅局長通達が出され、事業主体変更については、土地代を含め、建設に要した費用から補助金や家賃として徴収済みの償却額等を控除した範囲以内で譲渡額を決定することとなっており、オタモイ団地については無償となったものであります。

次に、建替え用地についてであります。市としてはOBC再建の支援策として、北海道に対し道営住宅用地として先行取得するよう要請をしてまいりました。結果的には、北海道は住宅政策の検討の中で、老朽化している道営若竹団地の建替え事業を進めることとし、その用地として現団地に近接するOBC用地を候補地としたものと理解しております。

次に、資金繰り円滑化借換保証制度について何点かお尋ねがございましたが、まず中小企業における金融環境につきましては、平成9年秋、大手金融機関の経営破たん等を契機に金融システム不安が高まって以降、国としては中小企業金融安定化特別保証や経営安定関連保証などの施策を進め、中小企業の金融の安定に努めてまいりました。しかしながら、長引く景気の低迷の中で、中小企業におきましては、企業みずからガリストラによる財務体質の改善や経営革新に向け懸命に取り組んでおりますが、今後さらに金融機関の不良債権処理が加速すると、企業にとりましては融資の減少など厳しい状態に直面せざるをえない状況が予測されます。こうした中、中小企業の厳しい資金繰りに対応できる措置として、資金繰り円滑化借換保証制度が創設されたものであり、月々の返済負担が重い中小企業の皆さんにとりましては、既存の保証付融資の借換えを行い、月々の返済額を減らすことのできる有意義な制度であると考えております。

次に、借換保証制度の全道及び後志管内の保証残高についてであります。本年8月末現在での一般保証の保証債務残高は、全道9万1,542件、5,812億9,500万円、後志管内4,438件、302億1,600万円、セーフティネット保証は全道1,684件、241億7,600万円、後志管内116件、17億5,400万円、特別保証は全道1万9,127件、561億7,000万円、後志管内474件、17億8,500万円となっております。また、直近の借換え状況であります。本年8月末現在での借換保証承諾実績が全道4,524件、570億4,300万円、後志管内394件、55億8,000万円となっております。

次に、現在の借換え実績の状況についての評価であります。全国的には本年2月のスタートからの利用実績は、創設からわずか半年で保証承諾が22万5,675件、3兆4,215億円となっており、中小企業の資金繰り改善に大きく貢献しているものと思っております。また、北海道信用保証協会に確認しましたところ、本年4月から7月の借換え率では、全国と比較しまして全道は若干低いものの後志管内はほぼ全国と同じと伺っておりますが、今後とも積極的な活用を期待いたしております。

次に、借換保証制度の周知方法であります。これまでも本市が主催の融資制度説明会において、また、市の窓口を利用する相談者に対し、融資制度をはじめ、借換制度についても説明をするなど、周知に努めてまいりました。今後10月には再度融資制度説明会を開催する予定であり、積極的に制度の周知に努めてまいります。なお、今月、北海道信用保証協会が積極的に周知活動を展開していますので、市といたしましても連携・協力して、市内中小企業の皆さんにより広くこの制度の活用を周知してまいりたいと考えております。

次に、市の融資制度の見直しであります。現在の融資制度は平成13年度に中小企業等振興資金融資制度見直し検討会議を設置し、徹底した分析、検討の結果、平成14年度から経営支援特別資金など、七つの制度

融資として再編したものであります。主な内容としましては、年利率が1パーセント台であることや、借換制度による借換えができることなどから、ご提案のありました内容の見直しについては、現在のところ考えておりませんが、融資限度額の引上げや融資期間の延長などにつきましては、企業や金融機関等の意見を調査するなど研究してまいりたいと考えております。また、新たな市独自の借換制度とのことでありますが、現行の制度によりましても、借換えが活用できますことから、これらの制度を活用するよう、じゅうぶんに周知してまいりたいと考えております。

次に、小規模修繕等契約希望者登録制度であります。まず、現在の検討状況であります。市内の工事発注部局の職員で構成するワーキンググループを8月に設置し、制度の必要性、効果及び問題点などについて検討するとともに、他都市の実施状況などについても引き続き調査しているところであります。

次に、市に登録されております指名競争入札参加資格者の市内業者数は、土木、建築など全24工種、合計で187であります。平成14年度における市長部局での500万円以上の工事発注の件数は77件で、金額は24億9,419万円、また、市全体の130万円未満の小規模工事及び修繕の件数は4,173件で、金額は6億6,267万円であります。

次に、小規模修繕等契約希望者登録制度についての見解であります。国内経済が低迷する中であって、建設事業全体も縮小傾向にあり、関係事業者は厳しい経営環境に置かれているものと思っております。したがって、中小事業者育成の観点から当該制度の導入により、それらの方々の経営改善に寄与する面はあろうかと思いますが、一方、既存の市の指名登録業者、特に比較的小規模な事業者の方々との関係など、課題も懸念されるところであります。いずれにいたしましても、現在、市内のワーキンググループで道内外各市の取組状況を参考に、制度のメリット・デメリットなど、さまざまな観点から分析し、検討しておりますので、その結果も踏まえながら判断してまいりたいと考えております。

次に、家庭ごみの有料化について何点かお尋ねがありましたが、初めに平成11年度から平成12年度にかけて家庭ごみの排出量が減少したことについてであります。市内の新廃棄物最終処分場の供用開始に合わせ、廃棄物のよりいっそうの適正処理を図るため、平成12年4月から排出するごみ袋を中身が見える透明あるいは半透明に変更し、さらに7月からは資源物の収集を全市に拡大いたしました。このことにより、ごみの分別が適正に行われるとともに、排出抑制と資源物収集量の増加につながったものと考えております。

次に、廃棄物減量等推進審議会の設置目的であります。条例案第1条にありますように、廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理の推進等、市のごみ処理施策に関する事項について審議するためのものです。なお、今回の審議会には、市民全体にかかわる案件であります家庭ごみ減量化推進とそのための有効な施策の一つとしての有料化について諮問することを考えております。

次に、ごみの発生抑制についてであります。本市ではごみをつくらない循環型社会の形成に向けて、ごみになるものをできるだけ減らし、不要になったものは再使用し、再使用できないものはリサイクルするという考えを基本に、家庭でできる生ごみの発生抑制として「段ボール箱生ごみ堆肥化」のモニター制度を実施し、モニターの調査結果を見ながら今後の施策について検討することとしております。また、不要になったものの再使用については、フリーマーケットの団体に活動助成金を交付して、ごみの減量化に努めております。そのほか、今年の1月にスタートいたしました小樽市エコショップ認定制度において、事業者はエコ製品等の販売を積極的に行い、市民は環境に優しい再生品等を積極的に購入し、行政はエコ製品などに関する情報や認定された店舗を市民に周知して、三者がそれぞれの役割分担をしながら、ごみ減量化やリサイク

ルを進めております。また、事業者においても大型スーパーなどでは、市民から白色トレーや紙パックなどを回収するため、自主回収箱を設置し、リサイクルしております。さらに、平成13年度に設立された「環境にやさしい小樽市民ルール推進会議」においては、地球温暖化対策の一環として、ごみ対策について過剰包装などは断り、詰めかえできる商品を選ぶなど、ごみの発生抑制や再使用、リサイクルなどの心がけをまとめたルールを作成し、市民に啓発・普及するなど、市民、事業者、行政が連携した循環型社会の形成に取り組んでいるところであります。今後においても、ごみの減量やリサイクルの推進に当たっては、市民、事業者、行政が一体となり、地球環境を守るために循環型社会を形成しなければならないという共通認識に立ちながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市民1人当たりの負担見込額についてですが、本市においては今後検討することになり、現段階で告示することはできませんが、道内実施都市の例でいいますと、函館市、室蘭市とも指定ごみ袋1リットル当たり2円で、1年間1人当たりの負担額は14年度実績で函館市では約2,400円、室蘭市では約2,200円となっております。

次に、廃棄物減量等推進審議会の委員数と選任手続であります。今回の審議会では学識経験者2名、廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理の推進等に関係のある団体の構成員10名、市民からの公募3名の、計15名を考えております。また、選任手続であります。学識経験者については市内大学から、リサイクル等の団体の構成員については、それぞれの団体から委員の推薦をいただき、公募委員については市のホームページ、報道機関等を通じて広く市民に周知し、応募の動機などの意見を添付して申込みをしていただきたいと思います。なお、応募者が3名を超える場合には、庁内の選考委員会で選考することを考えております。

次に、審議会の市民への公開であります。会議の傍聴を認めるかどうか、会議録を公開するかどうかにつきましては、審議会条例第5条第5項で、「審議会の会議の運営について必要な事項は会長が審議会に諮って定める」となっております。また、小樽市情報公開条例第9条第6号では、「附属機関などの会議に係る情報で公開することによりその活動が著しく損なわれるおそれがあるとして非公開と決定したものについては、公開しないことができる」となっております。したがって、会議や会議録を公開するか非公開とするかにつきましては、審議会が決めることになるものと思います。

次に、赤岩保育所の化学物質測定についてであります。内装工事終了後の平成14年2月下旬に行った測定では、厚生労働省が示している指針値を上回っておりましたので、室温を上げて揮発性物質を放散させるとともに、換気を行って濃度低減を図り、3月5日にはおおむね指針値に近い測定値になりました。保育所の開所準備に時間が必要だったため、早目の引渡しを行いました。その後も換気を実施し、3月21日と3月24日の2回の測定で、いずれの物質も指針値を下回ったことを確認しております。4月1日の開所後も換気を継続しておりましたが、開所後まもなく体調不良を訴える保育士が出たため、4月18日に保育室2室で測定を実施したところ、ホルムアルデヒドが1室は指針値の0.08ppm以下でしたが、他の1室が指針値を若干超えておりました。このため、換気扇の24時間稼働と窓開放を行い、4月21日に行った測定で指針値を下回ったことを確認しましたが、さらなる換気のため、保育室5室に換気扇の増設などを行い、その後の定期的な測定では、いずれの物質も指針値を下回る結果となっております。

次に、公務災害認定であります。当該職員の公務災害認定請求書を平成15年4月に地方公務員災害補償基金北海道支部長あてに提出しており、請求書中の任命権者の意見として、保育所での勤務が発症の主因

であると断定できないため、「公務上の災害であるか否かの判断が非常に困難である」といたしました。また、職員につきましては、平成14年6月に配置がえを行ったところであります。

次に、子どもたちへの対策であります。保育所は乳幼児が1日の大半を過ごす施設であり、環境保全是重要な課題と認識しております。厚生労働省では昨年から保育所のシックハウス対策を講じるため調査を進めていると聞いており、その推移に注目しているところでありますが、現状においては厚生労働省のガイドラインに基づき、換気の励行や化学物質の発生源となるものをできるだけ排除することに努めているところであります。また、これまでに保育園児の発症報告は聞いておりませんが、シックハウス症候群に限らず、園児の健康管理には保育所と家庭とが密接に連携することが何よりも重要であり、今後も各保育所に対し連携を密にするようじゅうぶん指導してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 古沢議員のご質問にお答えします。

まず、学校環境衛生の実態調査についてであります。松本議員のご質問にもお答えしましたが、平成14年2月に学校衛生環境基準が改定され、新たにホルムアルデヒドなど4物質の濃度検査が付加されましたので、新築、増改築した学校から検査を行うこととし、平成14年度に5校、平成15年度に4校実施しました。検査は、午前と午後の2回、普通教室と体育館で測定を行いました。午前の測定で一部の学校においてワックス塗布、木工ボンド使用などの原因で基準値を超えました。しかしながら、午後の測定では学校薬剤師会から換気の励行などの指導もあって、基準値以下に下がりました。今後、教育委員会といたしましては、各小中学校に対し、シックスクールの対策として、換気の励行はもとよりワックス塗布、接着剤などの使用にじゅうぶん配慮するように指導してまいります。

次に、実態調査計画についてであります。ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物に係る定期環境衛生検査の実施については、年1回の定期検査を行うこととされておりますが、学校の設置者の判断により、地域の実情に応じ、順次、計画的に実施することができることになっておりますので、平成14年度は5校、平成15年度は4校実施したものであります。16年度以降につきましては、検査主体である学校薬剤師会と検査の体制などについて協議をしなければなりません。調査校数を順次増やして、少しでも早く完了させたいと考えております。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

○21番（古沢勝則議員） 再質問を行います。

最初に、財政問題ですが、予算特別委員会、決算特別委員会もありますから、この場では1点だけ具体的にお伺いしたいと思います。

市長は、市内LANのクールズを通じて職員に5月29日に訴えられています。つまり、人件費、事業費の削減で35億円、歳入増で約5億円、このように記述されています。市民や職員に相当の痛みを伴う削減内容だと。当然、市民からの批判もあるでしょうが、今後さらにその批判が強まることは避けられませんか、このように述べておられるのですが、この職員向け訴えを出されてから既に4か月近く経過をしようとしています。先ほどの答弁でもおっしゃられたように、歳入増、つまり受益者負担の見直しですが、これで5億円の増、このようにおっしゃっています。そうしますと、今、受益者負担の見直しなどで方向が打ち出されて

きているのは、例えば家庭ごみの場合は、先ほどの話でいえば17年度からと言っておりますから、この受益者負担の見直しで歳入増5億円というのは、差し当たって全般的な見直しというものの、その主なもの、考えているものの事業名、わかりやすく示していただきたいと思うのです。これが1点です。

次に、住宅の問題であります。一つは、諮問事項の管理公社への管理委託の問題で1点気になります。住宅管理公社に委託する事項の中で、収入申告というのがあります。例えば、これが気になりますが、この収入申告の方法は国土交通省令で定めるというふうになっておりますが、提出が求められるものは入居者の収入、入居者及び同居者の所得金額、入居者及び同居者が障害者であればその障害の程度など、極めてプライバシー、プライベートなことにかかわる事項です。こういったものが管理委託になじむのかどうか、甚だ疑問であります。

次ですが、私は質問の中で、今度の審議事項の中に流れているのは、再生マスタープランのとりあえず白紙撤回、改めてのつくりかえ、こういう趣旨でお尋ねをしました。しかし、その内容では具体的に答えていませんが、改めて確認したいと思います。例えば平成12年3月の予算・分権特別委員会、この中で住宅課長はこれようにお答えになりました。マスタープランで国の承認を受けているのは、つまり補助金がつくという意味ですが、平成10年から平成20年の11年間だというふうに答えておられた。さらには、平成13年3月14日、予算特別委員会ですが、ここでは建築都市部長が新光、塩谷、最上、この件についてですが、マスタープランの中で計画どおり進めていきたい。つまり、どういう意味かといいますと、勝納が遅れた、オタモイのAがなくなってBの建替え、これもずれ込んだ。おおよそ2年ずれ込んだわけですが、この補助事業として考えている平成20年までに、これは結局、間に合わないのではないかと。ところてんみたいに押し出してしまうのかというふうに私が質問したのですが、これは何としても20年までの間には遅れを取り戻すという意味で答弁されたわけです。これと先ほどお答えになったことの整合性について、改めてお尋ねをしたいと思います。

もう一点、道営の撤退か否かの問題です。平成12年3月、同じく予算・分権特別委員会でオタモイの128戸の問題と、当時は中央通の区画内に40戸の計画がありました。これについて私は差引き88戸、道営は撤退かというふうにお尋ねをしました。これに対して、理事者側は否定をされたわけです。ですから、今なおこの立場、つまり先ほど言ったように、今度の若竹団地を含めて差引き126戸、これは撤退ではないぞという立場、方向については間違いがないか、そのことを改めてお伺いしたい。

それから、これは企画部長にお尋ねしたらいいことかと思うのですが、築港再開発事業とのかかわりで、この150戸を建設するという地区では、これまでの議会議論の中でも明らかになっていますが、住宅宅地関連公共施設整備促進事業、この補助金が導入されています。当初計画は中高層住宅650戸、補助金が12億円出ています。この事業の要件は、民有地上でも建設計画が具体化している、确实だということが見込める戸数、要件としては300戸以上というふうになっています。この補助金事業の事業主体は、当然公共事業ですから小樽市です。場合によって事業計画がとんざすれば、補助金を返還する心配はないかという議論になりました。そこで、今答弁をいただきながら感じている点は、道営がOBC支援策かどうかは別として、150戸程度を建てる。そうすれば、既存の中高層住宅が既に200戸、プラス150戸で350戸、合わせて300戸以上の基本的な要件はクリアすると。ちょっと変なお尋ねですが、つまりはOBC支援と言いつつ、もう一方では市のこの補助金に対する救済措置としての意味合いを持たないか。補助金返還の心配がなくなった、これが一つ。もう一つは、同時にこのことで何の憂いもなく再開発地区計画の中で、この中高層住宅地区の網掛け、これの変

更への道が開けたというふうに考える、そうした方向をお持ちかどうか、これをお尋ねしたい。

借換保証制度の問題です。細かな数字まで市長から答弁いただきました。その中で気になっていることが1点、セーフティネット保証とのかかわりです。国会議論の中で、平沼大臣は既に答弁しておりますが、今度の借換えでおおよそ8割方セーフティネット保証での借換えが可能になるだろうというふうに答弁しています。その答弁とのかかわりでいえば、小樽支所管内は件数でいえば一般保証が4,438件、セーフティネット保証が116件であります。金額302億円に対してセーフティネット保証は17億円、なぜこんなに平沼大臣答弁とかい離するのか、その原因は何かをお尋ねしたい。

それからもう一つ、市の制度融資の各資金名ごとの融資残高の状況はいったいどうなっているのかということ、この制度融資の中で今回の借換保証制度で一本化できるその対象となる資金名は何か、これをお答えいただきたいと思うのです。

それから、市の制度融資の中で借換保証制度を創設してはというふうにお尋ねをしました。なぜかといいますと、国の制度はこれはこれですぐれた全国の自治体のいろんな制度の上をいくような制度になったわけですが、しかし、これとてあくまでも融資に対する保証なのです。つまり、どういうことかということ、業者が金融機関に借換え融資を申し込むと。承諾を得られた場合に適用されるというのが実態的なありようなのです。だから、金利や融資機関などは銀行との個別交渉になってしまう。場合によっては不利な条件になると、こういう問題点を含んでいるのです。ですから、全国的にはいろんなトラブルが生じています。国は今、平沼大臣の下で通商産業省、それから中小企業庁、金融庁を挙げてこれらについては個別に整理をするということで、全部国に上げてくれという対応をとっていますが、それでもなおかつ、全国各地でいろんなトラブルがある。一方、自治体の制度融資の水準が逆に国に置いていかれたものですから、借換えをしようとするときに、金融機関の側の対応がこれまでの自治体の制度融資の範囲内で、例えば融資期間が5年であれば5年、7年であれば7年という範囲の中で借換えしましょうという対応をする。自治体の制度融資が金融機関側のといいますか、借りたい事業者の側からいえば、高い塀になっているというケースさえ出ているわけです。ですから、結局、金融機関の対応に任せるというふうになれば、そういう問題は避けて通れないから、そうした場合にそれをケアできるような今度の国の借換融資制度の水準とあわせた対応をとれるような市の制度が必要なのではないかということで提案したわけです。ぜひ、再度お答えいただきたいと思うのです。

あわせて、今の流れとは逆な方向を考えませんかということをお尋ねしたい。銀行に話を持っていく。保証協会の保証をつけてくださいというバックがかかる。その中で、セーフティネット枠を使いますねということになれば、初めて自治体の長が認定するわけですから、小樽市に来る。この流れを逆にしませんかということをお尋ねしたい。借換制度を活用したいというのであれば、まずは市役所に相談に来てくださいという体制をつくって、そのことを事業者に徹底的にPRする。そうしなければ、セーフティネット枠の拡大なんていうのは絵にかいたもちです。全国的にはセーフティネットは過半数を超えています。大臣答弁の8割にはまだまだ行っていないけれども、そういう状況からいってもあまりにもひどい。そういう体制上の問題として質問したわけですが、改めてお尋ねしますが、今言った点ではどうかと。

小規模修繕工事の登録制度についてです。市長答弁いただきました。500万円以上の24億9,000万円、約25億円、これはきちんと入札によらなければいけませんから、130万円未満の工事、さらには需用費、修繕50万円未満、こういったものは法律上も随契が認められているわけです。しかし、市の契約の在り方、そうした制度、規則では、これらも何ったら指名参加業者に出せということになっているそうですね。その結果、ど

いうふうになっているかという、私が伺った数字に沿っていえば、例えば工事の請負費関係でいえば、50万円未満、1億2,500万円発注されていますが、この100パーセントが指名参加業者に行っているわけです。50万円から130万円未満、2億5,000万円近くが発注されていますが、この99.7パーセントが指名参加業者だけに行っているわけです。総額3億7,000万円を超える、これの99.8パーセントがこうした指名参加業者に発注されている。需用費修繕ではどうか。50万円未満、2億6,000万円弱が発注されていますが、97.5パーセントが指名参加業者です。130万円未満、これは金額的には2,800万円、もう少しでしょうか。しかし、これも98パーセントが指名参加業者に行っている。つまり、総額6億6,000万円のうち、実に99パーセント近くの工事・修繕が180社程度の市内の全業者の中で占める割合の低い指名参加業者に発注されている。こうした状況をきちんと把握されているかということが一つと、これは異常だと思わないか、手直しが必要だとは思わないかということを、改めて伺いたい。同時に何度も言いますが、こういう小規模事業者、やる気のある事業者、しかし、せんだって塗装業者が訪ねてきて、この3年間、市からの発注というのはただの1本ももらえなかったというふうに相談に見えましたよ。こうやって数字を見たら、確かにそのとおりだなということを実感しました。そういう業者を支援するということが必要だと思います。

家庭ごみの問題です。市民1人当たり、函館市の例を取り上げて答弁いただきました。つまり小樽市に置きかえれば、年額総額で約3億5,000万円程度の歳入増、これを見込んでいるという内容になるわけですが、それでいいのかどうかということ。

それから、もう一つは、条例に基づく各種審議会を調べてみました。今回、提案されているように、委員の任期が答申提出までとされているのは、総合計画審議会を除くと、ほかには水道料金等審議会だけです。その審議事項は水道料金及び下水道使用料の額だというふうにあります。つまりどういうことを言いたいのかといいますと、先ほどの答弁の中では、しかも公開かどうかは審議会に任せると言ってははっきりしていない。結局は、家庭ごみの有料化を主たる目的とした審議会だということがはっきりしているのではないかと。なおかつ公開かどうかははっきりしないのであれば、なぜ正々堂々と議会で議論ができないのか、議会で議論すればいいのではないかと、こういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

最後に、シックハウスの問題です。教育長にお尋ねしたいと思うのです。最初に結論を言っておきますが、教育長が最も嫌う言葉だと思うのですが、私は端的に言いたいと思います。小樽の教育委員会は隠ぺい工作をしている。どういうことかといいますと、まず一つは学校環境衛生の基準第1章4、検査の方法(2)で、どういうふうに言っているか。検査は普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館など、これがまず守られていない。採取の方法は、通常の授業時と同様の状態、児童がいない場合は窓などを閉めた状態、これが守られていない。結局、測定し直して分散、拡散した後の数値で問題なしというふうに報告されている。これを隠ぺいと言わずして何と言うか。こんなやり方が許されるのだったら、例えば旭川の19校も問題なし、土別の3校だって問題なしというふうになるし、170人の子どもたちにシックスクール症状が出た室蘭の海陽小学校だって、こういうやり方をしたら問題なしというふうになるのではありませんか。だから、このことをきちんとやる必要がある。どういうことか。新築校を除けば8校でやっています。そのうちの半分で基準値を上回っているのです。稲穂小学校ではホルムアルデヒドが基準値の1.5倍、潮見台小学校ではパラジクロロベンゼンが基準値の8.5倍、望洋台小学校ではホルムアルデヒドが基準値の1.1倍、向陽中学校ではトルエンが基準値の1.4倍、こういうふうに出ているのです。これを全部拡散、分散してはかり直した。徹底して大掃除をして点検を受ける。何か我々学生時代にそういうことをやった記憶がありますけれども、そう

いう手法でやってはいかんというふうに、この基準では書いていませんか。そのことを改めてお尋ねしたい。

最後です。公務災害認定のかかわりで、市長、この新年度に入ってから新たなシックハウス症候群過敏症と診断された職員は出ていませんか。出ていますね。これでもなおあなたは、一つは保育所に原因があるとは断定できない、この認識は変わらないのか。認識は発展するものでありますが、なお変わらないのか。二つは、職員やそこにいる子どもたちに誠実な自治体の態度というのは、そしてその誠実な自治体が今度の公務災害認定請求にかかわって意見を出す。1回出したからいいということでもいいのか。新たな職員が発症しているのであれば、そういう状況に沿った対応が必要なのではないのか。そしてなおかつ、新たな職員が発症したわけですから、新たな対応、子どもたちに対する対処、対応の仕方が変わっていくものだと思うのですが、いかがか。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） たくさんありましたので、質問を整理するのが大変なものですから、分担してお答えしたいと思いますけれども、初めに財政問題で歳入増のための具体的な事業名を挙げたらどうかという話ということですね。これにつきましては、基本的に他都市に比べて低い設定になっている負担金、使用料、手数料はこのままでいいかどうかと。それから、新たに負担を求めるべきものはないのかどうかと、こういうものをそういう基本にして今進めております。ですから、まだ具体的な事業名は出てきていませんけれども、これを今整理をして、出てきたからすべて引き上げますというのではなくて、手法としてはまだ段階的にやるものもありましょうし、いろんな手法がありますので、総合的に整理をしてどの部分を実施するのか、しないのか、それはこれからの判断になろうかと思います。

それから、市営住宅、道営住宅の問題につきましては、これは建築都市部長から答えさせます。

次に借換えの関係で、市独自の制度を創設したらどうかという話がございました。今、制度融資の問題については、庁内でいろいろと検討しておりますので、基本的には難しいなと思っていますけれども、その中で検討していきたいと思います。その他の問題については、経済部長からお答えさせます。

それから、小規模修繕等契約希望者登録制度ですけれども、確におっしゃっていることはよく理解できますが、市としてのパイが決まっているものですから、どっちかにやるとどっちかが落ちるという、そういう状況なものですから、非常に難しいなという感じはしていますけれども、これも今、庁内の検討会議で検討しておりますので、もう少し時間をかしていただきたいと思います。

それから、家庭ごみの有料化の問題ですけれども、3億5,000万円の歳入増を見込んでいるのではないかと。ということですが、そういう試算はしておりません。たまたま、函館、室蘭等で実施しておりますので、仮にそういうところを例にとるとということでございますので、これから審議会の中で検討されるものと思います。

それから、審議会の関係ですけれども、審議会に諮問しますのは、ごみの減量をどう進めていくべきかと、その中の一環として既に事業系の一般廃棄物を有料にしていますので、その効果が見られたということも踏まえまして、家庭ごみの資源物以外のもの、このものについて有料化することによって減量になるのではないかと、このあたりを審議会の委員の皆さんに聞きたいと、諮問したいと、その中で判断をしていきたいと、ということでございますので、ご理解願いたいと思いますし、公開するかしないかは、審議会の判断で

ざいますので、私が公開しろとか公開するなとかということではありませんので、審議会が設置された段階でそのことはよくお話をしていきたいというふうに思います。

それから、シックハウスの関係で新たな職員が出たということは聞いておりますけれども、これもやはり因果関係が非常に難しいというふうに聞いておりますので、なかなか判断は難しいと、そういうことでございます。ただ、子どもたちの施設でございますので、絶えずいろんな注意を払っていききたいと、こんなふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 建築都市部長。

○建築都市部長（仲谷正人） 住宅問題について、3点ほどご質問がございました。

まず、1点目の公社への委託の問題でございます。確かに、ご指摘のようにプライバシーにかかわることがいろいろ出てまいります。このことにつきましては、たいへん重要な問題と思っております。現在、公社の方とは基本的な合意ということで話を進めてございました。一定の合意を得たところでございますけれども、今後、詳細にわたりまして、具体的な手続、それから様式等、管理の仕方を詰めていきたいと思っております。公社担当者の守秘義務というような問題も出てまいりましょうし、私どもと公社の方とのかかわりをどこで線を引くかというようなこともいろいろ出てまいります。それらの詳細につきましては、今後検討してまいって、市民にご迷惑をかけることのないような形で合意していきたいと、内容を決めていきたいと思っておりますのでございます。

それから、2点目の再生マスタープランの遅れに伴いまして、平成20年度までに新光や塩谷、最上をするということでの話があったのではないかとご質問でございますけれども、私としましても計画を実現させたいという趣旨ということで確にお答えをしております。ただ、実際には、ずれがその時点で生じてきていたと思いますが、その遅れを最小限にしたいということで、例えばオタモイAとB、AをやってからBという計画を、戸数は当初予定よりは若干減りましたが、オタモイBに集約するというようなことでの工夫の中で何とかずれを最小限にしたいということを考えて検討してきました。ただ、その後、財政的にもたいへん厳しい状況もございまして、計画どおりに進めるということは難しい状況にもなっております。しかしながら、少しでも財政的な負担を考慮しながら、全体を進めていきたいという考えでございます。そういう意味で、このたびの若竹団地の事業主体変更ということも組み込みながら、何とか少しでも円滑に進めていきたいなということの趣旨で検討してきたものでもございます。ただ、正直言って、平成20年度までに再マスに予定されております塩谷C、それから最上Bというものを完全にこの計画どおりに進めるということは、やっぱり難しい状況にあるというふうに思っております。その意味では再マスの見直しが必要であると考えておりますけれども、厳しいいろいろな課題、状況の中ではありますけれども、そういう工夫をしていろいろな考えて見直しをしていきたいと思っております。

それから、オタモイの事業変更に伴っての住宅の戸数、それから若竹の今回の話を含めて戸数が減って、道営住宅が撤退していくのではないかとご趣旨のご質問であったと思っておりますけれども、その撤退がないことを改めて確認したいというご趣旨だったと思っております。特に、これまでにつきましては、市内における公営住宅の展開につきましては、北海道と市、双方で連携をとりながら進めてきたところでございます。市としましても、道営住宅の建設につきましては、今進めております奥沢中央団地やそれから築港地区への建設だけで終わったものということでは考えてございません。ただ、市内中心部にはなかなか建設に適した

まとまった土地がないという状況から、具体化していないという状況にはありますけれども、北海道におきましては、平成12年度に策定しました道営住宅ストック総合活用計画というものがございました。この中に
おきまして、今後とも地域の需要を踏まえた適正な管理戸数の維持を図る必要があるということをうたっておりまして、道営住宅の役割というものを市営住宅の補完的な役割と位置づけをすることとともに、中心市街地の活性化のための住宅供給など、モデル的な役割を担うということもうたわれてございます。私ども
日常の道営住宅、道との打合せの中でも、市のまちづくりというものについての支援というものは、常日ごろ
お願いしているところでございますけれども、今後とも道営住宅の建設については、北海道の支援は必要であるというふう
に考えておりますし、また、支援をいただけるものと思っておりますので、さらに機会あるごとに要請をしていき
たいと、このように考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 企画部長。

○企画部長（山田 厚） 道営住宅の建設に関係して、2点ほどご質問がありまして、住宅地関連施設整備促進事業関係の国の補助金の返還については、この土地が地区計画で中高層住宅地区ということで担保されてきたという経緯がずっと現在もございまして、今日まで住宅戸数の建設300戸を下回っているということで、補助金の返還請求を受けている現状にはございませんので、現状はそういうことになってござい
ます。それで、道営の事業が計画されていたということで、この請求を免れたという、こういう認識には立っており
ません。しかし、この道営の住宅計画そのものがこれから具体的に実行されるということになってくれば、補助金の対象団地として採択を受けている団地計画そのものの内容が変わりますので、このことについては変更が必要かどうかも含めて道と協議をするということで、先般も事務レベルではお話をしに行っております。

二つ目については、現在の地区計画によって定めている中高層住宅地区の計画について、土地利用計画を変更する考え方は持っておりません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 経済部長。

○経済部長（山崎範夫） 融資制度についてお答えをいたします。

最初に、セーフティネット制度の関係でございまして、本年4月から7月までの実績を見ますと、先ほどもお話がありましており、全国が約10万件、1兆6,000億円、全道で825件、130億円、後志で56件、9億円ですから、そういった意味では確かに全国に比べ、全道、後志の件数、金額とも低くなっております。全国的には、やっぱり70パーセントを超えて、75パーセントほどのセーフティネットの利用ということになっております。これらの正確な分析という意味からいいますと、信用保証協会の中でもまだ正確な話は出ておりませんが、一つはこの制度そのものが今の信用保険法の中で8項目の要件の中で初めて認められるということでござい
ますので、現実には小樽では今47件やっておりますけれども、そのほとんどが5号と7号なのです。ですから、そういった意味では特定業種を対象としていて、そういった地域性も一つはあるのかなど、そんな気もしておりますが、いずれにしても率的に低いわけですから、私どもとしては今後ともこの制度を利用していただくということで周知に努めたいというふうには考えてございます。

それから、二つ目に借換えのできる資金というお尋ねだと思っておりますが、私ども今の制度の中では、中小企業特別資金、俗に言うマル樽資金と言われている部分でござい
ますが、これと経営安定短期特別資金、

さらには新規開業資金、これらが借換えの可能な資金というふうに考えてございます。

それから、3点目に国の制度に自治体がついていけないのではないかというご指摘の中で、市としても国に合わせたこういった制度の創設というお話だったと思います。市長からも答弁がありましたけれども、現実には平成10年の特別保証制度以降、国の方ではいろんな保証制度をつくっています。知っている限りでも特定社債の関係とか売掛債権、そして今この借換制度ということで、こういった中で相当国の方も力を入れた制度をつくっております。そういった意味では、自治体側もみずからの財政状況や体力の中でなかなかついていけないのが現実だと思います。そういう意味では国や道や市がそれぞれの役割といますか、持っている範囲の制度の中で今後ともやっぱりやっていかなければならないのかなど。ただ、ご指摘の部分もございましたので、それらについては先ほど市長から答弁ありましたとおり、今やっています会議の中での検討をさせていただきたいと思います。

最後に、セーフティネット保証の周知について、市がもっと前面に出てやるべきだというご指摘だったと思います。確かに、既に4月から47件認定をしております。そういった意味では、昨年3件、それに比べますとかなりの件数が出ておまして、この9月に入りましてからも毎日何件か認定が出ておりますので、相当周知はされてまいりました。信用保証協会が中心になりますけれども、私どもも一緒に連携をしながら、これは金融機関も一緒だと思いますが、そういった立場でさらに積極的に周知に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 衛生検査の実施調査について、学校教育部長の方から答えさせます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（菊 譲） 古沢議員の再質問にお答えいたします。

学校環境衛生基準に基づく検査の場所についてでございますが、小樽市の場合は、学校医師会と相談の上、普通教室と体育館を選定したところでございます。普通教室は、通常、児童・生徒が授業を受ける場所でございます。また、体育館につきましては、教室と異なり、換気がふじゅうぶんな場所と思われるので、この場所を選んだところでございます。今後、先ほど教育長の方から答弁いたしましたように、学校薬剤師会と検査の実施の在り方については、じゅうぶん協議をしながら、ご指摘の点も念頭に置きながら、検査方法について進めてまいりたいというふうに考えてございます。

（「それだけ。質問の大眼目は隠したでしょうということなのだけれども、どうなんだい」と呼ぶ者あり）

今申しましたように、同一日の午前と午後の2回、その調査結果を踏まえて、薬剤師会から換気することにより基準以下であるとした判断をいただいたところでございまして、それを私ども報告したところでありますので、決して隠ぺいしたですとか、そういう事実はございません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 私が聞いておりましたのは、一部の学校でワックス塗布、木工ボンド使用などが原因でというのがありましたが、先ほど言われたような大掃除をやってから検査したのではないかということ

はありません。このワックス塗布は、検査の前日でございました。それから、木工ボンドは検査の日に、その普通教室の前に置かれていたということがあって、反応したわけです。窓を開けることが隠ぺいだとはちょっと私もそれは考えておりませんが、基準の中で両方とも窓を閉めてやれということであれば、そういうことも含めて、今後、薬剤師会と協議をして、学校数を増やすとともに検査方法についても留意してまいりたいと、そう考えております。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

○21番（古沢勝則議員） 今の件からお尋ねします。道教委に出す実態調査票というのがありますね。その実態調査票の5、事後措置という欄があるのです。事後措置というのは、まさに午後に薬剤師会の指導も受けてやったよというようなことが、私はあの調査票を見て、まともに読めば、それは事後措置のことではないのかと。学校環境衛生基準でいえば、通常の状態。要するに、通常窓を開け放っている。特に夏場中心にやれとは言っておりますけれども、窓を閉めた状態だというのを指すようで、先ほど読みましたね。児童がいらない場合については、窓を閉めた状態で何が出ているかということがわかるような状態で測定をなさいます。そこで、基準値を上回る数値が出る学校が何校あったか。そして、それに対して事後措置としてどういうことをやったかという報告を求められているのですが、市の教育委員会は事後措置をそっくりそのまま最初の測定のところに挙げて、問題なしとしているではないかと。これは、わかりやすく言えば、隠ぺい、隠しているのではないのかと、そういうふうにお尋ねしたわけです。これは、あなた方がよって立つべき基準、それに沿って私はお尋ねしているのであって、当然のことだと思うのです。教育長がおっしゃられたように、整理整頓、掃除にうるさいおしゅうとさんが明日来る。お嫁さんが、今日、さあ大変だと大掃除して、敷居から棧から全部拭いて、次の日しゅうとさんを迎える。そんなたぐいのやり方、例えが悪いですが、そういうようなことに似たやり方をあなた方はやっていて、子どもたちに責任を負えるのですかということを私は聞いているわけです。改めて、これはお尋ねしておきます。

それから、小規模修繕等契約希望者登録制度についてです。確かに難しさはあると思うのですが、私は率直に言って、今はパイが少ないから、市長がおっしゃったようにいろんな問題も出てくるかもしれないと、心配されるのはよくわかります。けれども、市が少なくとも発注する公共工事、これらについて発注したら後は我々は知らんぞというわけにはいかんでしょう。パイが大きかろうが小さかろうが。今、その発注した工事は、言ってみれば、入札参加業者のところに全部発注されて、あとはそういう業者のシステムの中でやられている。50万円や130万円以下の事業だったら、受けた業者がさらにその下に業者を入れて仕事をやっているという実態が多いのではないですか。そうであれば、その下で懸命に頑張っている業者が直接受注できるような、そうやってやる気が出、さらに市、行政から励まされるようなシステム、しくみをつくっていいのではないかと。それが具体的な支援策なのではないかと。ひいては業界全体、小樽市全体の景気に大きな効果を及ぼすことなのではないかというふうにお尋ねしたのです。だから、そのことをもう一度考えてください。とにかく、市が税金で発注する工事は、業界のシステムの中に全部投げ出してしまうよというシステムを見直そうじゃないかということを、私は提案しているわけです。

それから、住宅の問題です。市民にとっては、道営であっても市営であっても、こんな言い方はおかしいけど関係ないのです。総量が減るか増えるか、総量が維持されるか、これが大事なのだと思うのです。ですから、道営であれ、市営であれ、総量が減るのであれば、今、入居したくても高い倍率でなかなか入れない

という状況がさらに厳しい状況になる。市民の要請、要望にこたえることができない。したがって、道営が撤退でないとするのであれば、先ほどの企画部長の話ではないのですが、どういう形で担保されていくのだろうか。そのことを改めてお尋ねをしたいと思うのです。以上、お願いします。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝磨） 小規模修繕等契約希望者登録制度の関係は、財政部長から答えさせます。

それから、住宅の問題の総量確保の問題は、これも私もいろいろ市民の皆さんから要望を聞いておりますので、ぜひ確保できるように努力をしていきたいと、こう思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 財政部長。

○財政部長（磯谷揚一） 再々質問にお答えいたします。

市長もお答えいたしましたのですけれども、やはり建設業自体の全体のパイというのは、やはりこの景気の中では総体的に落ちております。それは、ご承知のことだと思います。187の指名業者がおりますけれども、実際問題、ランクの下位の、この方たち自身も中小の小さい方の方が相当いるわけでございますから、その人たちとやはり新たな制度を導入したときに、どういようないわけゆる奪い合いというか、極端に言えば、そういうことも懸念されるというのは最初の市長答弁でも申し上げたつもりでございます。したがって、その辺の実態というのをよく見極めなければなりませんし、それから今の130万円未満の工事や修繕についても、出しっ放しというわけではございません。きちんとやはり検収もしているわけでございますし、平均すれば4,000件あまりの6億6,000万円ぐらいですから、1件15万円程度、そういったものになるわけなので、必ずしも今の指名業者に出したものが、また、下請だとか、孫請だとかという形で必ずしも行っているとも限らないと思います。ですから、今の状況下ではいろんな事情がございますので、その辺も踏まえて、道内でもう既にスタートしているところもございますけれども、これからその辺ももう少し研究させていただいて、ワーキンググループの中で詰めていって、それで判断をしていきたいと、こういうことでご理解をいただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 道教委に対する報告書については、学校教育部長に答えさせます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（菊 謙） 再々質問にお答えいたします。

実態調査票の5番目の事後措置のことでございますが、小樽市教育委員会といたしましては、午前中にして測定値が基準値以上の場合、午後からもう一度やって、その段階でもし基準値以上だったら事後措置をとるような押さえをしております。それで、あくまでもこれは薬剤師会と方法等について考えてやったところでございますので、もしそのやり方がおかしいようでしたら、今後やり方等につきましては、ご指摘のようなやり方で工夫してまいりたいというふうに考えてございます。

（「締めてやったかい、午後からも」と呼ぶ者あり）

換気をして。

(「換気をして、拡散して、分散してやったのでしょうか」と呼ぶ者あり)

はい。

(「そんな基準になっていないでしょう」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 本日の会派代表質問を終結し、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時36分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 上 野 正 之

議 員 小 前 真 智 子

学校教育部長 菊 讓
監査委員 厚谷富夫
事務局長
財政部財政課長 小山秀昭

社会教育部長 嶋田和男
総務部総務課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 三浦波人
調査係長 大門義雄
書記 丸田健太郎
書記 島谷和夫
書記 橋場敬浩

事務局次長 法邑秀弥
議事係長 中崎岳史
書記 渡辺美和
書記 山田慶司
書記 松原美千子

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に佐々木茂議員、古沢勝則議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第33号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題とし、昨日に引き続き会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、29番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 29番、斉藤陽一良議員。

（29番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○29番（斉藤陽一良議員） 公明党を代表し、質問いたします。

まず、財政問題について、お伺いをいたします。

我が国の経済状況は、バブル崩壊後の構造的不況から、いまだに抜け出ることができず、不良債権の処理等、構造改革に伴う痛みを少しでも和らげるための事業再生融資や事業再生保証制度の創設、売掛債権担保融資保証制度の拡充などセーフティーネットの整備、また、事業再生支援や経営革新支援など、懸命の経済支援策によっても改善が見られず、いっそう厳しさを増すかのごとき様相を呈しております。公共分野においても、国、地方公共団体の財政は危機的状況にあります。

このような中、本市財政は、このたび発表された平成14年度決算の概要で見ても、一般会計において、事実上、約17億3,000万円の赤字となっております。現行の財政健全化計画では、平成17年度までで、約150億円の赤字となることが見込まれ、平成15年度予算に向けた各種取組で、約22億円の赤字圧縮ができ、今後この効果は続くと見れば、平成17年度の赤字は、84億円まで圧縮することは可能だとのことであります。しかし、累積赤字額が標準財政規模の20パーセント、すなわち約66億円を超えると、いわゆる赤字再建団体に転落するといわれております。

そこで、お伺いをいたしますが、平成17年度の累積赤字額を66億円以内に抑えて、再建団体転落を食い止める方策は何か、また、万が一、再建団体に転落の場合、行政執行上どのような支障があるのか、市民生活への影響はどうか、お示ください。

次に、財政健全化へ向けて、市税の増収などは見込めず、さらなる借金もできないとすれば、人件費の削減とともに、事務事業の見直しで、歳出を削減することは避けられないものと考えます。しかし、その場合、所得の低い高齢者世帯、母子世帯、障害のある方の世帯への施策、児童福祉や教育に関する分野への施策などに対しては、できる限り削減を行わない、また、やむをえず削減をする場合にも、制度の一括廃止などではなく、所得段階別に内容を変えるなど、具体的にきめ細かい配慮を行い、現場での一定の弾力的運用の余地を認めるなど、市民サービス低下を防ぐ方向で、最大限の方策をとるべきと考えますが、市長のご見解を求めます。

次に、水道料金及び下水道使用料の減免制度についてお伺いをいたします。

この制度は、小樽市水道事業給水条例第40条及び小樽市下水道条例第22条の規定に基づくもので、現在、生活保護世帯、高齢者世帯、母子世帯、障害のある方の世帯の四つの世帯区分について、実施されています。まず、この制度の目的、趣旨と、その概要、それぞれの世帯区分ごとの適用世帯数をお示ください。

また、昨年10月から、高齢者世帯と障害のある方の世帯については、新たな所得制限が導入されましたが、

減免の可否の決定等に対する不服の申立て、苦情などの事例はないか、もしあれば具体的にお示しください。

次に、この制度の母子世帯への適用については、小樽市水道料金及び下水道使用料に係る減免事務処理要綱第2条及び別表第1に、減免対象世帯の要件として、児童扶養手当法による手当の支給を受けている母子世帯と規定されています。まず、この要件は、児童扶養手当の支給に所得制限があることから、所得制限の意味合いも込められていると考えることができるかどうか、また、それを一歩進めて、児童扶養手当受給と同程度か、それ以下の所得の母子世帯を含む、例示的な規定と解することができるかどうか、見解を求めます。

その上で、いわゆる母子世帯のうち、夫を事故や病気で失ったケースでは、遺族年金を受給する場合があります。この場合は、児童扶養手当の原資として年金の一部が使われていることから、重複して児童扶養手当を受給することはできません。したがって、収入や所得において、児童扶養手当受給世帯と同じ程度か、それ以下の世帯であっても、遺族年金を受給する母子世帯は、水道料金及び下水道使用料の減免を受けることができないのが現状であると考えますが、見解を求めます。これは、この制度の目的、趣旨に照らして、適当でないと考えます。遺族年金を受給する母子世帯についても、その収入や所得が児童扶養手当受給世帯と同じ程度か、それ以下の世帯については、減免を受けることができるようにするべきだと考えますが、見解を求めます。

次に、観光政策についてお伺いをいたします。

観光のいわゆる目玉としては、一般的に言えば、自然、歴史、まち並み、土木建築物、記念物、物産、飲食などの分野が取り上げられることが多いといえます。小樽観光については、これまで運河、すし、ガラスが、三大目玉商品といわれてきました。そのほかにも、明治、大正、昭和の面影を残すノスタルジックなまち並みも、小樽観光の魅力となってきたと言ってよいと思います。しかし、10年ほど前からは、観光客のニーズがこれまでの単なる「見る観光」から、一歩進んで体験型のメニューを取り入れた「する観光」へと、徐々に変わってきつつあると言われていています。小樽でも、吹きガラスやオルゴール制作、染物や織物など、体験型のメニューを用意する観光施設も増えてきてはいます。しかし、個々の施設の努力にとどまっており、小樽観光の大きな流れ、運動と言えるまでには至っていないように思われます。

このような中、小樽では、この9月、小樽職人の会が中心となって、世界職人学会が開催されようとしています。展示や体験、シンポジウムや講演会が予定されているとお伺いしております。まず、この催しの概要と参加者、来場者の見込みあるいは目標をお示しください。

小樽は、多くの先覚者の努力によって、全国的に見ても、このような取組の分野で、先駆的な役割を果たしてきています。ものづくりの手わざ、伝統は、この小樽に脈々と受け継がれてきました。しかし、一方で、その伝統の継承も、今、危機にひんしていることも現実であります。むしろその厳しい現実と直面したところから、その克服のための取組として発想されているといっても過言ではないように思われます。今回の催しに関して、観光に関連する取組は考えられているのかどうか、お示しください。

小樽観光のこれからの新しい目玉として、作品の常設展示スペースをつくったり、各種のものづくりの技を見たり、体験したり、各工房の制作現場を訪ねたりといった、「ものづくり観光」を打ち出すことは、観光の新しいニーズにこたえ、しかも小樽のまちのユニークさ、特色を生かすという意味でも、有効なものと考えます。そのために、今回の世界職人学会と「モノづくり月間」の取組を、将来の観光振興に向けても、追い風として生かしていくべきではないかと考えます。小樽発のものづくりの情報を、これからも常に発信し

続け、新たな顧客を開拓し、販路を広げていくためにも、一般の観光客にアピールすることは有効であり、今回の催しの成果を生かしていく方向性を探っていく必要があると考えますが、市長の見解を求めます。

次に、介護保険法、老人福祉法、医療法に基づく介護保険事業所及び施設の指定における医師を含む専門職員の必置規定と、その監査、監督及び指導の実態について、お伺いをいたします。

介護保険法に基づく介護老人保健施設、老人福祉法に基づく指定介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、医療法に基づく指定介護療養型医療施設は、それぞれ介護支援専門員、医師、看護師、理学療法士等の必置がその指定の条件となっています。去る4月16日、本市所在の社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会が開設する老人保健施設はまなすは、理学療法士の出勤状況について、事実と異なる出勤簿等を作成し、理学療法士の配置状況を隠ぺいした上で、介護報酬の算定に当たり、必要な減額を行わず、介護サービス費を不正に請求、受領し、定期実地指導時において、この出勤簿等を提示し、虚偽の報告を行ったことにより、介護保険法第77条による通所リハビリテーションと短期入所療養介護の指定取消しの行政処分を受け、さらに介護保険法第22条に基づく介護サービス費等の返還を命じられたものであります。今回の行政処分に至る発端は、平成14年10月31日に、小樽市保健所が行った定期実地指導であるといわれておりますが、この指導が行われた法的な根拠をお示しください。

また、平成12年4月1日の開設許可以来、この指導は何回、どのくらいの間隔で行われてきたのでしょうか。

さらに、平成15年2月21日に行われた北海道知事による監査とは、介護保険法上、どのような位置づけのもので、何回ぐらい行われてきたのか、お知らせください。

このような不祥事が発生した原因として、いわゆる監査の不徹底や甘さが指摘されていますが、北海道知事はもちろん、介護保険法第100条第1項の規定を見れば、保健所設置市として、本市の市長の果たすべき役割も大きいのではないかと考えます。今後の再発防止に向けた定期実地指導の厳格化や、従来の信頼関係に頼った書類上の検査だけでなく、医療法上の立入検査権限も考慮に入れた、他の介護保険事業所及び施設なども含めての抜き打ちの立入検査など、監査、指導体制を強化することも必要と考えます。これらの具体策について、市長の見解を求めます。

最後に、教育に関連して、何点かお伺いいたします。

文部科学省は去る8月、2002年度の学校基本調査を発表しました。それによりますと、2002年度の不登校の子どもは、小学校約2万6,000人、中学校約10万5,000人と、依然深刻な実態とはいえ、対前年比で、約7,600人減と、91年度の調査開始以来、初めて減少に転じたとのことでもあります。これについて、文部科学省は、スクールカウンセラーの配置などの対策が徐々に効果を上げているのではないかとしています。まず、本市の2002年度のいじめ、不登校の実態についてお示しください。

現在、本市では、適応指導教室専任指導員2名、ふれあい協力員2名、市費で嘱託のスクールカウンセラー1名、道費で学校に配置されているスクールカウンセラーが2名という体制と伺っていますが、これらの方々の活動の内容、その効果、また、活動上の問題点などをお示しください。

特に、スクールカウンセラーについては、よりきめ細かい相談、助言を行うためには、増員が必要と考えますが、見解を求めます。

次に、放課後児童クラブについてお伺いをいたします。本市では、現在、小学校25校の1年生から3年生を対象に、それぞれの小学校や児童館など23か所で、放課後児童クラブが開設されています。まず、平成15

年度の定員合計数と年度当初の利用希望児童数、年度当初の受入れ児童数、さらに現在の利用児童数をお示しください。

近年、児童数そのものは減少傾向にあるものの、男女平等参画の推進や男女雇用機会の均等化によって、放課後児童クラブの必要性は高まりつつあると考えます。地域的な偏りはあるとしても、全体として、この制度は今後、充実強化していくべきものと考えますが、見解を求めます。

その上で、お伺いをいたしますが、現在の開設場所、指導員の数不足しており、地域的な配置の適正化を図りつつ、計画的に増やしていくべきであると考えますが、認識をお示しください。

さらに、翌年度の利用希望児童数の把握をできるだけ早期に的確に行い、定員を増やすための場所や指導員の確保に、時間的余裕を持って臨めるようにし、年度当初、利用希望児童の定員オーバーによる利用辞退などのケースを最小限にするよう努めるべきと考えますが、見解を求めます。

次に、市立小樽図書館の図書資料マーク化事業を含む電算化についてお伺いいたします。

まず、事業の目的、内容と現時点の進ちょく状況をお知らせください。

図書館の基本的な役割としては、社会教育の基幹施設として、図書資料の閲覧、貸出しを通じて、広く市民に、だれもがいつでもどこにいても学習することができる生涯学習の場を提供するとともに、貴重な図書資料等を収集、保存して、次の世代に伝えていくという役割があると考えます。蔵書数の把握の正確化、迅速化といった面で、後者の観点に立ったときの本事業の効果についてお示しください。

さらに、貸出期間を超過した図書の返却の督促について、図書資料のマーク化を含む電算化が、一定の役割を果たすのではないかと期待されますが、具体的な業務の改善の方向についてお示しください。

この項の最後に、貴重な市民の財産である市立図書館の図書資料を紛失や散逸の危険から守るためにも、特に郷土資料など、希少性の高い図書資料については、帯出禁止以外にも、その希少性の程度に応じて、貸出期間を超過した場合の督促の間隔を短縮し、自動化するなど、今回のマーク化事業を含む電算化を最大限活用するべきだと考えますが、見解を求めます。

最後に、去る8月24日に行われた「2003蘭島川水辺の楽校」に関連してお伺いいたします。

川は身近な自然として、近年、見直されており、児童・生徒、一般の市民が動物や植物に触れ合い体験などを行う場として、市内の蘭島川、勝納川、朝里川の3河川が、「子どもの水辺」として選定、登録されています。しかし、指導者の不足、安全上の課題などから、なかなか実効性のある取組が進んでいないというのが現状のようであります。今回の試みは、小学校入学前の幼児とその保護者を対象に、川の生き物を採集したり、観察する内容だったようですが、この催しの企画立案は、いつごろからどちらで行われたのか、また、主催はどこになるのか、参加人数、当日の指導担当者は何人で、どのような方だったのか、お示しください。

企画立案を含めた、このような実践のノウハウを市内の地域団体、PTA、ボランティア団体などに普及伝達をしていくことも必要になってきたのではないかと考えます。今回は、4歳から6歳の幼児とその保護者に限定されていたようですが、その理由をお聞かせください。

今後、学齢後の児童・生徒、また、一般市民を対象にした企画もあってよいのではと考えますが、そのような予定はあるのでしょうか。

できればさまざまな川で、また、さまざまな季節に、このような催しが行われることが望まれますが、そのためには、ある程度の知識、経験を備えた指導者の養成が急務と考えます。指導者養成についての計画などありましたら、お示しいただきたいと思います。

以上、再質問はいたしませんので、明快な答弁を求めます。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

○市長(山田勝磨) 斉藤陽一良議員のご質問にお答えいたします。

財政問題について、何点かお尋ねがありました。

初めに、財政再建団体への転落を食い止める方策であります。現在の試算では、平成16年度以降、毎年20億円から30億円の収支不足が見込まれるため、これを何とか解消し、単年度の収支を黒字にする必要があります。このため、平成16年度から3年間を目途に、収支の見直しを図り、平成18年度には、平成15年度と比較して、40億円程度の財政効果を上げることが現行での目標としております。内訳としましては、人件費で20億円程度、事務事業の見直しで15億円程度の歳出削減と、受益者負担の見直しなどで5億円程度の歳入増を図りたいと考えております。

次に、財政再建団体に転落した場合の市民生活への影響であります。地方財政再建促進特別措置法に基づく準用再建団体になった場合には、総務大臣の監督の下で、再建計画に基づいた予算編成と執行を行わなければならないこととなり、市の行政執行の自主権は、実質的に失われることとなります。市民生活への影響につきましては、再建計画の内容にもよりますが、基本的には、税などの一定程度の超過課税や使用料・手数料の大幅な引上げ、単独で行っている扶助費や補助金、事業の廃止、単独公共事業の大幅削減などが考えられます。

次に、事務事業の見直しと市民サービスについてであります。今後の健全化の取組では、一定程度、市民の皆様にも痛みを分かち合っていただく必要があるものと考えております。見直しは、福祉や教育分野も含めて、聖域なく、すべての事業を対象に行っておりますが、ご指摘の分野については、全体のバランスの中で判断し、一定の配慮も検討していきたいと考えております。

次に、水道料金及び下水道使用料の減免制度であります。この制度は、天災地変等の災害に対する公益上の必要のほか、特別な理由がある場合には、企業管理者の判断により、減免できる趣旨であります。また、現在の適用世帯数であります。生活保護世帯では、水道料金減免が2,198世帯、下水道使用料減免が1,567世帯であり、高齢者世帯では、水道が7,964世帯、下水道6,954世帯、母子世帯では、水道が649世帯、下水道612世帯、障害者世帯では、水道が416世帯、下水道366世帯となっております。

なお、平成14年10月から施行した高齢者世帯と障害者世帯に対する所得制限導入後の問い合わせであります。具体的なケースとしては、高齢者と成年が同居する世帯などから、7件の苦情が寄せられております。

次に、母子世帯の減免基準についてのお尋ねであります。児童扶養手当の支給要件には所得制限があることから、所得制限を含めた減免制度と考えております。また、要綱では、児童扶養手当法による手当の受給を受けている母子世帯と明示しており、手当の支給が減免の条件そのものでありますので、例示として示したものではないと考えております。

次に、遺族年金を受給している母子世帯の減免制度であります。ただいま申し上げましたとおり、要綱において児童扶養手当を受給していることを減免の要件としておりますので、現状では、世帯の収入が低いことのみをもって減免することは困難と思っております。しかしながら、低所得者に対する減免制度という

趣旨を考えますと、現行の減免基準については、所得水準の見直しを含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、観光政策についてのお尋ねがありました。

まず、世界職人学会設立総会などの概要であります。本年9月20日から世界各国の職人の作品展示、製作実演や体験工房が開催されます。また、同期間中に企業の製品や技術を紹介する「モノづくり展」や滑り台などの木製遊具を展示し、実体験できる場としての「木に親しむ広場展」が、いずれも小樽を会場に開催されます。9月21日には、世界各国の職人が一堂に会して、第1回世界職人学会設立総会が、世界の職人間の交流、連携をはじめ、IT技術を活用した職人技のデータベース化やネットワーク化などをテーマとして開催されます。9月22日は、宮大工による「削ろう会世界大会」が行われ、同日、第5回全国職人学会総会や永六輔さんによる世界職人学会記念講演会が開催されます。この間、ものづくりに関する皆さんはもちろんのこと、市民の皆さんをはじめ、観光客の皆さんにも参加いただくことを期待しており、関係者数が数千名程度、来場者数が約2万5,000名の予定と伺っております。なお、今月、ものづくりに関する各種事業が展開されますことから、市といたしましても、「モノづくり月間」と位置づけ、事業実施に当たり、積極的に支援・協力体制をとっているところであります。

次に、今回の世界職人学会における観光関連の取組であります。世界職人学会の開催に当たり、北海道内はもとより、東京、大阪などの首都圏をはじめ、各地の主要駅でのポスターによる宣伝活動や、札幌圏でのJR車内中張り広告などで、PR活動を積極的に展開してきております。また、小樽観光誘致促進協議会のホームページや後志の観光情報を提供するiセンターにおいて、情報の提供を行っております。

なお、「モノづくり月間」のさまざまなイベントにおいては、観光ポスターの掲出や観光マップの配布などにより、来場者に対する観光PRも行う予定であります。

次に、今回の取組を将来の観光振興に生かすことでありますが、小樽では、平成4年から小樽職人の会が活動しており、既に第1回全国職人学会や全国職人展を開催した実績を持ち、その「巧みの業」の結集が、現在では修学旅行生をはじめ、多くの観光客の体験観光の素材として、人気を博しております。そういった意味からも、今回の世界職人学会の開催は、「見る観光」から「体験する観光」へと、変わりつつある小樽観光にとって、新たな付加価値となるものと考えており、これを機に、体験観光のいっそうの充実を図ってまいりたいと思っております。

次に、老人保健施設はまなすの検査であります。これは介護保険法第100条の規定に基づき実施したものであります。実地指導は、国の指針に基づき、2年に1回以上を原則としており、第1回目が平成13年3月7日、2回目が平成14年10月31日に、いずれも道立俱知安保健所との合同指導により、施設サービスについては小樽市保健所、居宅サービスについては俱知安保健所が担当して実施したものであります。

次に、北海道知事による監査であります。平成14年12月10日及び平成15年1月21日に実施した実地指導の結果、介護保険法第74条の居宅サービス及び第97条の介護老人保健施設に規定する基準に重大な違反があると疑われたため、平成15年2月21日、法第24条第1項及び第76条第1項並びに第100条第1項の規定に基づき、実施されたものであります。なお、小樽市の監査は、同日、法第23条及び第100条第1項の規定により、実施をいたしました。

次に、今後の再発防止策であります。介護老人保健施設については厚生労働省から、また、医療機関の立入検査については北海道から、それぞれ平成15年度の指導及び検査に当たっての実施方針が通知されてお

り、その実施方針に基づき、従事者の勤務実態の確認方法について、賃金台帳など、複数の書類を相互に照合することや、実地指導の事前の告知期間の短縮、抜き打ち検査などを実施するとともに、職員のよりいっそうの資質の向上により、再発防止を図ってまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

（石田昌敏教育長登壇）

○教育長（石田昌敏） 斉藤陽一良議員のご質問にお答えします。

まず、いじめについてですが、小学校10件、中学校6件となっており、いずれも教員や保護者等の連携・協力の下、解決に至っております。また、不登校については、小学校20名、中学校66名となっており、そのうち15名が学校復帰しております。前年度と比較して、いずれも減少傾向にありますが、依然として予断を許さない状況にあり、いじめ、不登校の解決にさらに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、活動内容などについてですが、適応指導教室専任指導員は、子どもへの指導や援助、家庭や学校への訪問、相談活動などを行っております。また、ふれあい協力員は、学習指導などにおいて、専任指導員の補助に当たっております。適応指導教室では、一人一人の心身の状態に応じた指導を基本にしながら、引きこもりがちであった子どもが、一日も早く学校に復帰できるよう努めております。不登校となる要因が多様化する中で、適応指導教室が核となり、不登校児童・生徒や保護者に支援するネットワークの整備が課題となっております。

次に、道費派遣カウンセラーは、中学校6校を中心として、また、市費スクールカウンセラーについては、教育委員会に配置し、随時、学校からの要請に応じて、小中学校の訪問を行っております。スクールカウンセラーは、児童・生徒はもとより、教員、保護者を対象に、不登校や心の悩みなどの解消に向け、成果を上げており、必要に応じて市の適応指導教室との連携も図っております。課題としては、急な相談に対しての派遣体制や継続的相談活動の必要が挙げられます。

次に、スクールカウンセラーの増員についてですが、平成11年に、初めて1名を配置し、平成13年度には、市費スクールカウンセラーを加え2名とし、今年度は、さらに道費スクールカウンセラー1名を増員し、3名体制としたところでございます。市教委といたしましても、保護者や教員へのきめ細かい助言を通して、児童・生徒への継続的な支援を充実させることができると考えており、増員に向け、北海道教育委員会等の関係機関に要望してまいります。

次に、放課後児童クラブについてですが、平成15年度の定員合計は780名、年度当初の利用希望児童数は588名、年度当初の受入れ児童数は563名、現在の利用児童数は570名となっております。

次に、児童クラブの充実強化についてですが、これまでも新たな地域への新設や、既存の児童クラブの拡充、開設時間の延長など、充実強化に努めてきたところです。今後も、利用の実態を見ながら、運営してまいりたいと考えております。

次に、児童クラブの計画的な増設についてですが、市内の児童数は減少傾向にあるものの、児童クラブへ入会を希望する児童の数は減少しておりません。また、入会を希望する児童の多い地域と少ない地域とがあることなどから、適正な児童クラブの設置については、今後ともじゅうぶんな検証を行いながら進めてまいります。

次に、定員オーバーによる利用辞退者を少なくすることについてですが、この先、数年間の児童クラブ入

会希望者数を推計するとともに、利用の実態をじゅうぶん把握するなどして、今後とも対処してまいります。

次に、図書館の電算化事業についてであります。図書の書誌情報をパソコンで検索するには、図書のマーク化を行い、データを入力する必要があります。このことから、昨年度は9万冊、今年度は9万7,000冊のマーク化を現在行っております。これにより、平成16年4月から、一般書・児童書について、電算化による図書の貸出し、返却、蔵書の検索、予約などのサービスの開始が可能となります。さらに、平成16年度には、郷土資料2万5,000冊についてもマーク化を行い、平成17年度からは、すべての図書館資料について、電算化による完全実施を予定しております。図書館業務が電算化されますと、蔵書の迅速かつ正確な把握が可能となりますので、これにより、貸出期間を過ぎた図書の返却督促についても、内容に応じて督促の期間を自動化するなど、業務の改善を図りながら、適切な図書資料の管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、「2003蘭島川水辺の楽校」の実施状況についてですが、この催しの主催と企画立案は、おたる子どもプラン協議会が平成14年11月から行ってまいりました。当日の参加者は、保護者16名、子ども15名の計31名、指導者は、子どもプラン協議会事務局である社会教育課職員1名、NPO法人北海道自然文化教育促進会の職員2名、民間ボランティア4名の計7名となっております。

次に、幼児と保護者に限定した理由についてですが、市内における子ども対象の自然プログラムの中で、幼児対象のメニューが少ないこと、会場となった蘭島川は、水量が少なく安全であること、親子で参加できることにより、保護者にも自然体験のよさを知っていただくことなどであります。

次に、児童・生徒などを対象とした企画についてですが、本年8月4日、5日に開催された小樽ユネスコ協会主催のユネスコサマースクールにおいて、蘭島川を会場とした水遊びを実施し、2年生から6年生までの児童23名が参加しております。今後も同様の行事について計画をしてまいりたいと考えております。

最後に、指導者の養成についてですが、今回参加した保護者の中には、指導スタッフから、川遊びに関する自然体験フォーラムの情報を聞いて後日参加した方もいたため、今後も保護者が参加できる自然体験プログラムを継続することとし、また、教育関係者が参加できるような川遊び指導の講習会に関する情報を広く伝えていくなど、知識や経験の普及伝達に努めるところから、始めてまいりたいと考えております。

○議長（中畑恒雄） よろしいですか。

斉藤陽一良議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 2時20分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

（16番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○16番（斎藤博行議員） 第3回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

まず最初に、2点ほどお断りしておきたいと思っております。それは、今日の会派代表質問は、私にとりましても、初めての経験であります。そのため、多少、発言に不都合な点もあろうかと思っておりますけれども、ご理解のほどお願い申し上げます。

もう一点は、会派代表質問も、私で4人目であります。質問については、先に登壇された方々と若干ダブ

る部分もあろうかと思いますが、答弁につきましては、よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入ります。

まず最初に、平成14年度決算について伺います。

地方財政は、80年代後半から90年代を通じて、内需拡大政策や景気対策の一環として行われた公共事業の実施などによって、支出が膨張の一途をたどる一方、景気対策として実施された減税政策、経済不況に伴う税収の大幅な落込みなどの影響によって、歳入基盤は非常にぜい弱なものとなっています。今日の自治体が置かれている厳しい財政状況は、こうしたマクロの国の経済政策や経済状況と密接に関係しているものです。したがって、国の経済・財政政策に責任があることは、間違いのない事実です。こうした意味からも、地方財政に対する国の財政統制や関与を排除し、集権的財政システムから分権的財政システムへの転換を推進していくことが重要です。しかし、他方で、自治体は国と地方の税財政改革が進む、進まないに関係なしに、地域や住民に対する社会的セーフティーネットの責任主体として、財政破たんを回避し、福祉、環境、教育、都市基盤整備などの新たな財政需要に的確に対応していかなければなりません。そうした考えに立ち、14年度決算について、2点質問いたします。

第1には、14年度決算は、1億4,000万円の黒字とはなったものの、その内実はいへん厳しいものです。決算結果全体を通じての市長の見解をお聞かせください。

次に、14年度決算結果を踏まえ、14年度の財政運営上で、15年度、16年度の以降に生かせる教訓や事例があったならば、お聞かせください。

次に、財政健全化について、何点か伺います。

最初に、サッカー・ラグビー場建設の決定過程についてです。財政健全化計画の実施は、市職員や市民に大変な負担を求めることになります。市民は、小樽市の財政事情に理解を示し、その再建計画に協力しようとする気持ちを強く持っています。一定の覚悟もしていると思います。そうした市民の間に、今なお根強く残っている感情に、14年度に決定されたサッカー・ラグビー場建設問題があります。私は、サッカーやラグビーが青少年の健全育成に果たす有効性を否定するものではなく、また、国内外の一流のプレーを直接目にしたり、すばらしい環境でプレーする喜びなども否定するものではありません。しかし、なぜ今この時期なのかという思いは強いものがあります。土地購入費と施設工事費、計12億6,500万円、そして、これからの維持管理費も、その方法により、幅はあると思いますが、決して少ない額とは思えません。特に、今年度に入り、大問題化している財政問題は、既にこのサッカー・ラグビー場建設を検討する時点には、深刻な段階に達していたと思います。そこで、改めてこのサッカー・ラグビー場建設決定に至る原課・原部での議論経過をお聞かせください。

また、そのときに、財政上の影響をどう判断し、どう考えたのか、お聞かせください。

さらに、市民一人一人の負担について、どう説明し、周知を図ったのか、お聞かせください。

また、当時、老朽化した学校給食オタモイ共同調理場の改修工事は、中止となっているわけですが、この中止を決めた基準と、サッカー・ラグビー場建設を決めたときの判断基準について、説明してください。

次に、歳出削減、歳入増の具体的内容について伺います。財政再建計画では、16年度以降、計40億円の歳出減か歳入増が必要とされ、内訳は、人件費で20億円、事業費の削減15億円、そして5億円の歳入増となっています。20億円の人件費削減については、具体的な計画が職員組合に提示され、協議中となっています。しかし、市民生活に重大な影響を与える事業費の削減のメニューや歳入増を図るためのメニューなど、具体

的な姿がまだ見えていません。サービスの見直しや受益者負担の問題は、時間をかけて進めなければなりません。81億円の事業費を66億円にするため検討している具体案、また、歳入を5億円引き上げるため検討している具体案を示してください。

次に、人員削減と事務事業の見直しについてです。人員削減については、新行政改革の進ちょく状況では、平成9年度から12年度までの第1次計画では、削減目標120人に対して、実績では削減130人、達成率108.3パーセント、その財政効果は24億5,000万円となっております。ところが、平成13年度から15年度にかけての第2次計画では、削減目標60人に対し、実績では削減人員135人、達成率225パーセント、財政効果は25億5,000万円となっています。私は、人員削減は、事務事業の見直しや業務委託などの結果として進めるべきものと考えております。達成率225パーセントは、計画か結果に問題があったことを示しています。第1次計画での130人と第2次計画での135人の削減を可能とした事務事業等の見直しの実績の主なものを示してください。

次に、退職不補充の今後の考えと機構改革について伺います。削減実績と事務事業の見直しによる結果との間には、明確な差が生じていると思います。それは何を意味しているのでしょうか。業務の実態をそのままにして、何の改善や工夫もなしに、又はできない現実を無視して行われているのが、いわゆる退職不補充策だと思います。退職不補充策は即効性がありますが、一定の計画性を持たずに続けると、組織としての小樽市役所を疲弊させ、士気の低下を招くおそれがあります。スリムでコンパクトな小樽市役所を実現するためには、事務事業の見直しのいっそうの推進と、新しい多様化する市民ニーズに対応できる組織の在り方に転換する努力が求められます。働きやすい職場で、やりがいのある仕事をしてこそ、人も組織も生きてくると思います。退職不補充策の今後の考えと、機構改革についての市長の考えをお聞かせください。

次に、さくら学園について伺います。

最初に、民間委託計画の見通しについてです。知的障害児通園施設さくら学園の民間委託計画が進められていると聞いています。さくら学園は、児童福祉法第27条第1項に規定する措置施設です。原則的には、18歳まで利用できることになっていますが、実際には、就学前の発達障害を持つ子どもが、送迎バスを利用して、単独通園や母子通園を行っています。その中で、ADL、運動、社会性、情緒、言語、集団適応などの発達向上を目指した取組が行われています。また、子ども発達支援室、幼稚園、保育所、幼児ことばの教室、療育センター、小児センターと連携した取組や、年3回の子ども相談室、発達相談、幼稚園児を対象に施設を開放して行われる遊びの教室や、障害児の情報バリアフリー対策の業務などを行っています。こうした小樽市で唯一とも言える知的障害児の発達支援・相談の専門施設を、行政の責任としても、今後も維持していくべきだと考えます。市長の見解をお示してください。

市内には、子ども発達支援室、幼児ことばの教室、さくら学園と独自の機能を持ち、身体障害児、言葉に問題のある子ども、知的障害児をサポートしている施設があります。聞くところによりますと、幼児の場合、障害の原因が重複していて、言いかえると、明確に区別できないケースもあり、施設間の連携が大切だと聞いています。連携して対処していくことも大切と思いますが、そもそも障害を持つ幼児を対象とした施設が分散して存在していることに問題があるのではないのでしょうか。それぞれの施設の設立の経過や所管が違うことは承知していますが、障害を持つ幼児やその家族の負担を考え、さらにいっそう密度の濃い連携した対応を可能とするため、これらの三つの施設の機能を統合し、1か所で多面的相談・支援ができる発達支援センターの方向を検討するべきと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

次に、保育所の待機児について伺います。

最初に、待機児の現状と、今後の見通しについてです。9月1日現在、市内の保育所待機児はゼロ歳16人、1歳15人、2歳10人、3歳7人、4歳3人、5歳6人の合計57人に達しています。特に、ゼロ歳と1歳の合計31人と、全体の54.4パーセントで、これからも子どもは生まれ、保育を必要とする子どもが増加すると思います。ちなみに、今年1月1日現在の待機児童数は81人でした。待機児の現状に関する見解と今後の見通しを示してください。

次に、枠外入所について伺います。それぞれの保育所には、入所児童数、いわゆる定数が定められており、さらに1歳ごとの歳児別の定数も定められています。また、保育士の配置も、この歳児別定数により決められています。これらは子どもの安全を第一に考えた厚生労働省の基準に基づいています。しかし、昨今の保育ニーズの増加、その結果としての待機児の増加傾向に対し、厚生労働省も基準の柔軟な運用を認め、何とか既存の保育所で希望する子どもを受け入れる制度等での対応を進めています。その結果、市内全体では、例えばゼロ歳児は定数93人に対し、137人が入所しています。また、合計でも定数1,455人に対し、1,594人が入所しています。こうした対応をしているにもかかわらず、待機児が57人も生じています。さらに、この対策は、臨時保育士の確保によって成り立っているわけですが、最近では臨時保育士の確保も困難な状況にあると聞いています。歳児別定数枠や入所児童数枠を柔軟に運用させて、臨時保育士で対応する今までのやり方で、待機児の解消を図るのは限界に来ていると思いますが、見解をお聞かせください。

次に、定数の見直しについて伺います。小樽市は、かつて保育所の入所児童の減少による定数割れという事態を受け、定数の削減を行いました。具体的には、一部は統合が行われておりますが、最上保育所は60から45、長橋保育所は90から60、真栄保育所は100から60、奥沢保育所は100から60と、定数が削減されたままになっています。しかし、銭函保育所は一たんは100から60に削減となりましたが、その後、保育ニーズに対応するため、100に戻っています。入所児童数や歳児別定数の柔軟な対応は、もともと緊急避難措置であり、これが恒常化し、続くのであれば、根本的解決をしなければなりません。かつて定数を見直した際に、小樽市の担当者は、今回の削減によって保育所に入りたくても入れない子どもが生じることはないようにするとおっしゃいました。また、保育所にはスペース上の余裕もあります。せめて、かつての定数まで戻するような定数の見直しをするべきです。考えをお聞かせください。

次に、再任用制度について伺います。再任用制度は、平成14年度に、小樽市において制度化されたものです。この制度は、地方公務員の定年制度と年金の支給開始年齢の引上げにより生ずる無年金状態の解消と、高齢化社会にあって、60歳を超えても、まだまだ現役として働ける職員の有効活用を目指してつくられました。小樽市においても、制度化に向け、検討委員会がつくられ、多くの議論の結果、今の制度がつくられ条例化されました。平成14年度から実施されたこの再任用制度が、1年もたたないうちに凍結され、15年度は、条例があるのに活用できない状態になっています。改めて地方公務員制度にあわせて制度設計し、条例化した小樽市の再任用制度が、実施1年目、つまり制度が動いて数か月しかたたない段階で凍結を決定された理由、つまり制度上どのような問題があったのか、お聞かせください。

平成15年度退職者から、年金の支給開始年齢は2年引き上げられます。つまり最も短い人でも退職後12か月間、長い人では23か月間もの間、年金が支給されないことになります。今後、支給開始年齢は、65歳まで順次引き上げられていきます。再任用制度は、ますますその必要性を増しています。現在、凍結されているこの制度を、いつまでも放置しておくのは誤りだと思います。1年間やってみて初めて直面した問題もあったと思います。それらを整理し、改めて凍結解除に向けた制度の見直しをすべく、協議を始めるべきだと考

えます。市長の考えをお聞かせください。

次に、消防職員適正配置計画について伺います。

まず最初に、10年後の消防力について伺います。今年度から実施された消防職員の適正配置計画は、平成15年度から平成24年度までの10年間をめどにつくられたと聞いています。その内容は、一つ、長橋出張所と塩谷出張所の統合、二つ、高島及び蘭島出張所の支署体制への移行、三つ、塩谷出張所及び朝里出張所への救急車の配置、四つ、花園出張所のはしご車の減車、五つ、花園出張所のポンプ車の本部員編成、六つ、銭函支署、救急車乗換え、七つ、通信指令係の3部制移行、そして八つに、職員数も結果として28名削減し、245名体制とするなどです。こうした計画は、15万都市小樽の身の丈に合った消防力を目指して立てられたと思います。そのためには、当然、10年後の小樽市の消防の姿を設計し、それに向け、年次計画を立てて進めていくことになると思います。10年後の署所・出張所、車の台数等の小樽市の消防力の姿と、その形に移行していく年次計画を示してください。

次に、花園のポンプ車の出動実績について伺います。今年6月より、適正配置計画の一つである花園のポンプ車の本部員編成が実施されました。これは一種の兼務体制で、専任の消防士10名を削減し、その穴埋めで、本部員が必要に応じて花園のポンプ車に乗って出動するというものです。昼間本来の、言い換えれば、従来の仕事をしながら火災現場に出動し、消火作業にも従事するわけです。また、夜間・休日には、花園出張所勤務者ではなく、花園管内居住の非番の者が招集され、対応することになっています。この形になってから、3か月たっています。花園のポンプ車の出動実績についてお聞きします。月日、時間、それと出動に要した時間、つまり人を招集し、実際に態勢が整うまでに要した時間を示してください。

また、例えとして、手宮出張所から、1台花園出張所に回すと想定したときの必要時間を示してください。

今回の花園のポンプ車の本部員編成は、専任の消防職員10名を削減しておき、なおかつポンプ車は今までどおりの役割を果たすように見せかけたものではないかと思います。小樽市全体の消防力の確保、つまり消防自動車の数の維持に力点を置いた考え方ではないでしょうか。花園出張所は、かつて廃止した最上出張所の担当地域や業務を引き継いだ出張所です。最上出張所廃止の際に、地域住民に話した地域の安全にかかわることや花園出張所の現在の業務量を把握しつつも、花園のポンプ車の定員10名を削減したのであれば、そのことを市民の皆さんにきちんと説明するべきであって、実体を伴わないポンプ車を残し、今までどおりの消防力が維持されているように装うのは、市民に誤った認識を与えるおそれがあります。15万都市の身の丈に合った消防力を目指すのであれば、削るものは削る、増やすものは増やすとの立場に立つべきです。名目上の体制づくりのための花園のポンプ車は、廃車するべきだと考えます。考えをお聞かせください。

次に、介護保険制度について伺います。

最初に、介護施設の現状と市の目標について伺います。介護保険料の改定が行われました。3年に一度の見直しの1回目でした。介護保険料は、65歳以上の1号被保険者に関してですが、サービスを利用する人の数、利用するサービスの量と質に比例するようになっています。つまり介護サービスが充実し、多くの市民がそれを利用すると、当然費用もかさみ、結果として、介護保険料も上がることになります。費用は、一般的には、居宅サービスが一番安く、次に介護老人福祉施設、月額目安は31万3,000円、次に介護老人保健施設、月額目安は34万5,000円、そして介護療養型医療施設、月額36万6,000円の順に費用が上がっていくと聞いております。保険料をできるだけ上げないためにも、在宅を中心に、費用のかからない施設の活用が望まれます。もちろん費用中心主義で、市民ニーズを押さえることはできません。しかし、できるだけコスト

がかからない方法で、安心でき、満足できる介護サービスの提供を目指す体制整備も必要です。その考えが、結果的には保険料の適正化にもつながるのです。国ではこうしたことも考え、介護施設の整備基準を決めていると思います。介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設について、国の基準に基づく小樽市の計画と小樽の現状、つまり達成率、そして、その目標実現に向けた小樽市の取組を示してください。

次に、基幹型支援センターの設置について伺います。介護保険制度4年目の今年、保険料や介護報酬の改定が行われました。また、第2期介護保険事業計画が策定されました。この制度発足の理念は、介護の社会化の促進、つまり地域・在宅での介護体制の確立にあると思います。平成12年9月27日、厚生労働省は、「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」という文書を出しました。その中で、在宅介護支援センター運営事業を通じ、在宅の高齢者とその家族に在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、高齢者とその家族の介護に関するニーズに対応した各種保健・福祉サービスが総合的に受けられるように、市、サービス実施機関、居宅介護支援事業所等の連絡調整を進めるために、在宅介護支援センターの設置を市など自治体に求めています。こうした動きを受けての小樽市の現状について伺います。小樽市段階における在宅介護支援センターの整備状況をお聞かせください。

また、在宅介護支援センターを包摂する連絡支援体制の整備状況はどうなっていますか。

さらに、連絡支援体制の基幹となる基幹型支援センターを設置することになっておりますが、小樽市の現状と今後の見通しを示してください。

最後になりましたが、個人情報対策について伺います。5月30日、国の個人情報保護法が公布されました。また、全国的に見て、一部自治体におけるセキュリティ対策の問題が指摘される中、8月25日には、住基ネット第2次稼働が開始されました。私は第2回定例会においても、住基ネットの2次稼働を前に、小樽市における個人情報保護条例の制定を求めました。その時点での回答では、住基ネット対応だけの問題ではなく、小樽市の全庁的情報保護の問題として考えていくとの考えが示されました。そこで、改めてお聞きします。小樽市が考える全庁的に保護しなければならない情報とは、具体的にはどのようなものなのか、お聞かせください。そして今後、全庁的な情報保護対策と住基ネット対応の個人情報保護対策が、どのように進められるのか、お示しください。

以上、8項目にわたり、質問させていただきました。再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 斎藤博行議員のご質問にお答えいたします。

最初に、平成14年度決算でありますけれども、まず平成14年度決算結果全体の見解であります。一般会計において、形式収支、実質収支は約1億4,400万円の黒字を計上いたしましたが、実質単年度収支は3億6,600万円と、平成12年度から3年連続の赤字となりました。また、主な財政指標を見ましても、減税補てん償及び臨時財政対策債を考慮した後の経常収支比率は99.3パーセントとなり、公債費負担比率は19.6パーセント、起債制限比率は14.0パーセントと、前年度に比較していずれも悪化し、財源調整のための財政調整基金も全額取り崩し、減債基金の残高も約3億6,500万円のみで、昨年度よりさらに厳しい決算結果であると認識しております。また、14年度決算を踏まえての今後の財政運営であります。平成14年度の財政運営は、市

税、普通交付税、地方譲与税が当初予算の収入見込みを大きく下回り、年度途中での減額補正を余儀なくされる中、財源調整のための基金残高も限られていたため、赤字決算の可能性も危ぐされる、これまでにない厳しいものとなりました。そのため、予算執行の5パーセント留保など、機会あるごとに経費の削減を指示し、一定の成果を上げることができたところであります。あわせて、平成15年度予算編成に向けた事務事業の見直しも行いましたので、庁内に健全化に取り組む機運や事業のあるべき姿を検討する姿勢が育ってきたものと感じております。今後は、管理経費の節減はもとより、市民負担を伴う事業の見直しをしなければならないため、これらの経験や機運を生かして、財政の健全化に全庁挙げて取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、財政健全化に絡みまして、オタモイ共同調理場の改修工事ではありますが、平成14年度予算編成の過程で、今後の施設の在り方や将来の給食供給体制などを総合的に検討する必要があると判断をして、大規模な改修は見送ることとしたのであります。

また、サッカー・ラグビー場の建設につきましては、平成13年度に用地を取得いたしました。そして、地域総合整備事業債の導入により、財政負担の軽減も図られることや、既に方針が決定され、関係団体からの強い期待感があることなど、総合的に判断して、平成14年度からの建設着工を決めたものであります。

次に、事務事業の見直しなどの内容であります。現在、聖域なく市の事業すべてを対象に作業を進めており、その主要な観点としては、国や北海道の制度に上乗せしているもの、単独事業として他都市と比較して高いサービスとなっているもの、増大が見込まれるもの、これらについて廃止または削減を含めて見直すべき事業はないのかどうか、それから受益者負担は適正であるかどうかなどです。今後、施策全体のバランスを考え、見直しの実施内容や実施時期など、総合的に判断していきたいと考えております。

次に、新行政改革実施計画における人員削減を伴う事務事業等の見直しについてであります。実績の主なものといたしましては、第1次計画では、業務委託として、廃棄物処理場の管理業務、病院の診療報酬請求事務などの委託があり、組織の見直しなどとして、消防署最上出張所の廃止、築港再開発室の廃止、学校用務員配置基準の見直しなどがあります。第2次計画では、業務委託として、港湾部の引き船等業務、総合体育館の管理業務などの委託があり、組織の見直しなどとして、廃棄物焼却場の廃止、用地対策室及び市街地活性化対策室の減員などがあります。

次に、退職者不補充と機構改革であります。職員の採用につきましては、今年度は財政健全化に向けて、原則退職者不補充という方針でまいりましたが、職員の配置数が決められております医療技術、消防職員及び保育士などについて、採用いたしました。来年度に向けては、組織・機構の見直しや業務の見直しを図り、今年度と同様の方針でまいりたいと考えており、基本的には、3年間で約100名程度の職員の削減を予定しております。

機構改革につきましては、現在、市の組織、機構全体の見直しについて、部の統合・再編を含めた検討を進めており、見直しの基本的な考えとしては、簡素で効率的な行政運営を目指すものであり、市民サービスの向上を図るためには、市民にわかりやすく、また、迅速に対応できる組織であることが重要であると考えております。

次に、さくら学園の民間委託という話であります。市の財政再建に向け、あらゆる業務の民間委託について検討を進めており、さくら学園も検討課題の一つであります。委託に当たりましては、通園療育業務以外の相談機能の取扱い、受託者の選定、通園児保護者への説明など、多くの課題がありますので、慎重に検

討してまいりたいと考えております。

次に、施設の統合についてであります。市には、就学前の乳幼児療育機関として、さくら学園、子ども発達支援室、幼児ことばの教室の3施設があります。子どもの発達に心配を持つ保護者は、それぞれの施設へ相談に訪れるケースがあり、相談・療育機能の一元化の要望もあります。今年度4月から、支援費制度がスタートしており、児童デイサービス施設として、3施設一元化の可能性について、教育委員会とも協議しながら、前段で申し上げましたさくら学園の民間委託とあわせて、総合的に検討していきたいと考えております。

次に、保育所待機児の現状と見通しであります。今年度当初から入所申込みが多く、9月当初で57名の待機児童がおり、昨年同期と比較して16名の増となっております。今後の入所申込みも含め、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。また、現状の対応策に限界が来ているとのご指摘であります。民間・私立を含め、臨時保育士の採用など、児童の受入れに努力をし、待機児童の解消を図っているところであります。

次に、定数見直しであります。今年度の状況が一過性のものか、今後も継続していくのか、また、一方では、新生児の数が減少傾向にあることも勘案しながら検討する必要があるものと考えております。

次に、再任用制度の凍結についてであります。再任用制度につきましては、市としても退職者が年金を満額受給できるまでの補完措置として、条例化し平成14年4月から実施をいたしました。しかしながら、平成13年度決算において、市の財政状況は、市税や交付税の大幅な減収などにより、急速に悪化し、平成14年度の予算編成時に約40億円の財源不足が見込まれたため、人件費の総額抑制の一環として、他都市の動向を踏まえて、平成15年度から当分の間ということで凍結を決定したものであります。

次に、凍結の解除であります。財政状況が非常に厳しい状態が続いており、人件費総額をさらに削減しなければならない中で、再任用制度を現行の任用条件で実施すること難しいものと考えております。昨年、凍結を当分の間行うことを決定しましたが、凍結の解除については、基本的には、現在進めております財政健全化の目途としている平成18年度までは難しいものと考えております。なお、年金制度の関連や現行の再任用制度の任用条件などについては、凍結の解除までに改めて整理してまいりたいと考えております。

次に、消防署所及び消防職員の適正配置計画について、何点か質問がありました。

初めに、10年後の消防署、出張所、車の台数等の小樽市の消防力についてであります。署所数につきましては9か所から8か所に、はしご車については3台から2台に、ポンプ車については現在と同じ18台に、救急車については4台から6台とするなど、消防を取り巻く社会環境の変化に対応できる体制とする計画であります。また、年次計画であります。施策の実施に当たりましては、庁舎建設や救急車の増車には、大きな財政負担が伴うこと、また、職員数につきましては、退職者数と新規採用者数の差などを考慮していく必要がありますので、10年スパンの中でバランスを考えながら、段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、6月10日からの新体制に伴います花園のポンプ車の出動実績であります。本部員編成による出動は4回で、いずれも1次出動で直ちに出動しているところであります。

また、花園出張所管内居住者の編成につきましては、7月6日の火災の1回のみであります。編成完了時間は、2次出動指令から35分後であります。

また、手宮出張所から、1台を花園出張所に回すと想定したときの必要時間ではありますが、花園出張所と

手宮出張所との走行距離2.1キロメートルでありますので、約4分程度であります。

次に、花園のポンプ車は廃止すべきということですが、花園のポンプ車は、現在、運用しておりますが本部員編成等のほか、4次出動などの大火災や大災害に備えるため維持してまいりたいと考えております。

次に、介護保険施設の現状と市の目標についてであります。初めに、介護保険施設に係る国の基準につきましては、国から示された基本的指針によりますと、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の利用者数の見込みについては、それぞれ、目標年度の19年度における65歳以上人口のおおむね1.5パーセント、1.1パーセント及び0.6パーセントの合計3.2パーセントを参考としながら、地域の実情に応じて定めることが適当であるとされております。本市の現状等につきましては、本年8月末現在の定数につきましては、介護老人福祉施設が3か所で330人、介護老人保健施設が4か所で400人、介護療養型医療施設が10か所で696人であり、それぞれ、65歳以上人口の約0.9パーセント、1.1パーセント、1.8パーセントの合計3.8パーセントとなっており、既に国の基準を上回っております。また、現在の達成率につきましては、本市の19年度整備目標である介護老人福祉施設が460人、介護老人保健施設が500人、介護療養型医療施設が995人に対し、それぞれ、約72パーセント、80パーセント、70パーセントとなっております。

また、目標に向けての今後の取組についてであります。本年4月に策定いたしました第2期小樽市介護保険事業計画などにに基づき、今後とも、関係事業者積極的に働きかけを行い、整備実現に努めてまいりたいと考えております。

なお、介護老人福祉施設の整備につきましては、後志支庁管内の整備枠が130床になり、そのうち本市において96床の施設整備が可能となりましたので、平成19年度までの早い時期に、この整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市における在宅介護支援センターの整備状況であります。地域型として市内に5か所設置されており、さらに来年度は、やすらぎ荘の改築にあわせて新たに設置することにしております。また、在宅介護支援センターの連絡支援体制であります。サービス調整チーム専門部会、在宅介護支援センター実務関係者会議を開催し、各在宅介護支援センター間の連携を図っているところであります。基幹型支援センターの設置につきましては、介護予防事業の拠点としての機能が求められる地域型を統括し、介護予防サービスの総合調整を図るために必要なものと考えており、国の動向も見極めながら設置について検討していきたいと考えております。

次に、個人情報の保護についてのお尋ねであります。まず、保護しなければならない情報についてありますが、本年5月に施行された「個人情報の保護に関する法律」によりますと、個人情報とは、「氏名、生年月日、その他の記述などにより、特定の個人を判断することができるもの」となっております。したがって、電子計算処理にかかわるものに限らず、文書に記録されている個人情報も該当するものと考えております。

次に、個人情報保護に関する今後の対策であります。今回の個人情報の保護に関する法律制定の趣旨を踏まえ、総務省からは、手作業処理に係る情報の保護を含めて、現在、制定済みの関係条例の見直しを図るよう、指導がなされております。本市におきましても、現在の電算処理に係る個人情報の保護条例を包括した形での条例の整備につきまして、他都市の状況も参考にしながら、検討を始めており、なるべく早く、一定の方針をまとめてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 斎藤博行議員のご質問にお答えいたします。

まず、サッカー・ラグビー場の建設決定に至る経過についてであります。現在、サッカー・ラグビー場につきましては、からまつ公園グラウンドにそれぞれ1面あります。しかしながら、このグラウンドは土質的に問題があることや、また、コートが1面であることから、使用頻度も多いため、芝の育成が難しく、大改修もできない状況にあります。一方、サッカー協会、ラグビー協会から、長年にわたって、改善の要望が出されておりました。社会体育施設の整備につきましては、既存の施設の改修を基本としており、これまでに手宮公園競技場の改修を終えたところであります。サッカー・ラグビー場整備は、スポーツ振興として重要な施策の一つであり、庁内論議を重ねる中で、総合計画の21世紀プランの第2次実施計画に位置づけて新設を決めたものであります。

次に、サッカー・ラグビー場を建設する際の財政上の影響についてであります。公共事業を実施するに当たっては、当然、市の単独事業では負担が大きくなりますので、財政当局とも、さまざまな制度の利用を検討してまいったところであります。この事業は、補助対象事業とはなりませんでした。起債事業の中で、交付税措置に有利な地域総合整備事業債を導入しており、後年度の市の負担の軽減を図ったものと考えております。

次に、市民の負担についての説明、周知についてであります。サッカー・ラグビー場建設事業に着手するに当たっては、両協会には事前に、また、市民には「広報おたる」で、予算案及び総合計画の21世紀プラン第2次実施計画のポイントとして掲載し周知を図ったところであります。これからも市民の皆さんにご理解いただけるよう、社会体育施設の整備に努めるとともに、サッカー・ラグビー場建設計画の推進に当たっては、広報などを通じましてお知らせしてまいりたいと考えております。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

○16番（斎藤博行議員） これからの予算特別委員会での議論に、多くの部分は回していきたいと思うのですが、この際ですので、二つだけお聞きしたいというふうに思います。

一つは、いわゆる歳入増なり、事務事業の見直しにかかわる部分なのですが、今、私だけでなく、多くの議員の皆さんの質問に対して、国よりオーバーしている事業なり、それから道内他都市を比べても、負担の割合が少ない部分について考える、戦略的な線は示されているというふうに思うわけなのですが、今後、これをどうやって市民の皆さんと議論をして決めていくのかという部分でいきますと、例えば11月1日に発送されてくる11月号の広報の締切りは、9月の25日ですよね。普通の場合は、そう聞いています。12月1日号というのは、10月25日には、普通で言うと、原稿は締め切られているわけなのです。すると、これから考えていっても、11月1日の広報なり、12月1日の広報というふうに考えて、市民の皆さんに問題を提起するとしたら、残されているというか、持っている時間は、非常に限られているというふうに思うわけがあります。そういう意味では、できるだけ早く、市民の皆さんの生活に大きな影響を与えるであろう部分について、早く市民の皆さんに情報を提供していく、小樽市が考えていることはこういうことなのだとすることを、やはりきちっと提起していくため、今後のスケジュールについて、今日の段階で答えていただけるものがあるのであれば、お答えいただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、消防の適正配置の問題なのですが、花園のポンプ車がいわゆる夜間や祝日・

休日のときに、出勤に要する時間が35分かかっているというふうに、市長の方から、ご説明があったわけですが、こういったものを、いわゆる小樽市のいう、消防力という1次・2次出勤に対応できる消防自動車と言えるのかというのが、私の質問の趣旨でありまして、手宮から来ても4分、真栄から来ても、たぶん同じぐらいの時間で消防が走ってこれるという状況の中で、35分たたなければ出勤していけないような消防自動車をなぜ配置しているのかというのが、私の質問の趣旨なわけですから、改めてもう一度、この35分かかって初めて動いていける消防自動車についての見解を、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中畑恒雄） 答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） ポンプ車の問題は、消防長からお答えいたします。

初めに、財政健全化のための市民周知と、今後のスケジュールという話でございますけれども、当面、先ほど申し上げましたとおり、制度に上乘せしている事業、それから単独事業として、他都市との比較で高いサービスになっている事業、これらこういったものをまず拾い出ししておりまして、あとは整理する段階になっておりますので、そういったものをまずお示しをしていきたいと、こういうものはこうなっていますという状況をきちっと市民の皆さんに周知し、そんな中で、市としても、これすべて来年度からやるという話ではございませんので、3年間のスパンの中で、どれをやり、どれをやめるとか、それから低所得者対策をどうするのかという、そういう課題もありますので、そういったものは市民の皆さんにお示ししながら、これから内部で検討していくと、そういう固まった段階で、議会の方にもお示しをし、また、市民の皆さんにもお知らせをしていきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 消防長。

○消防長（田中昭雄） 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

35分との関係でございますけれども、初動態勢といたしましては、先ほどお答え申し上げましたように、7月6日の火災の例で申し上げますと、1次出勤では、花園のかわりに、直ちに長橋から現場に繰上出勤させておりますし、2次出勤では、この長橋のかわりに、直ちに塩谷から現場に繰上出勤させると、こういった体制を既にとっているところでございまして、そういうしくみで動いているということをご理解をいただきたいと思います。

また、花園管内居住者による編成ですけれども、特命出勤だとか、あるいは3次、4次出勤、さらには新たな火災に備えるため、必要な体制であるというふうに考えておりますけれども、招集の時期などの運用方法につきましては、よりよい方法があるのかどうか、いろいろな角度から検討しているところでございます。

○議長（中畑恒雄） 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時10分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議 員 佐 々 木 茂

議 員 古 沢 勝 則

学校教育部長 菊 讓
監査委員 厚谷富夫
事務局長
財政部財政課長 小山秀昭

社会教育部長 嶋田和男
総務部総務課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 三浦波人
調査係長 大門義雄
書記 丸田健太郎
書記 島谷和大
書記 橋場敬浩

事務局次長 法邑秀弥
議事係長 中崎岳史
書記 渡辺美和
書記 山田慶司
書記 松原美千子

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に大竹秀文議員、佐々木勝利議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第33号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 3番、大橋一弘議員。

（3番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

○3番（大橋一弘議員） 教育委員の構成についてお尋ねいたします。千葉県流山市では教育委員を8月に公募したところ、74名の応募者が出て、「市としては応募条件を市民に限ったので、これほど多いと思わずびっくりした。教育に対する市民の関心と改革への期待のあらわれだろう」とコメントをしておりました。教育委員会の在り方が議論される中、現在の市の教育委員は、学校長経験者、PTA経験者、商工会議所推薦者、医師会推薦者によって構成されていると認識していますが、選考基準はどのようにしていますでしょうか。また、在職年数の基準と現委員の在任年数はどうなっているのでしょうか。小中学校に子どもが通っている親たちの意見と情報、現役子育ての感覚を行政に反映させるために、PTA、青少年活動に携わっている市民の中からも委員を選任してほしいと思っていますが、いかがでしょうか。

次に、小中学校選択制導入と授業の市内学校一斉公開についてお尋ねします。江別市では2005年に、希望する小中学校に入学できる小中学校選択制の導入を決めております。子どもの個性に合った学校選択ができること、いじめ、不登校等、学校に合わないとき、転校が容易になること、学校間に競争原理が働くことにより、教師の意欲が向上するなど、利点は多いと思います。また、それに先立って、市内どの学校の授業も参観できる授業の学校一斉公開も行い、授業内容、学校の雰囲気等、教育情報公開を行うことにより、子どもの個性に合った学校を選べる環境を整えていただきたい。とかく小樽の教育の閉鎖性が指摘されることもある中、その打破のため、選択制導入と授業の学校一斉公開を実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、市内の人材発掘のために、審議会、委員会等のメンバーに幅広く新しい市民を参加させることを検討してほしいと思います。公募の割合は増えていますが、団体への推薦依頼、市からの就任依頼の場合は、同一人が何種類も兼任することも見受けられました。今までは顔となる人が就任し、行政にオーケーを出す、行政の市民に聞きましたという形をつくるための会議かなということもあったように思います。環境に優しい市民ルール推進会議のように、年齢・職業も多様で活発な会議もあり、その委員の中からボランティア、NPO活動のリーダーが育つ兆しもあります。当市は高齢化のため、若い市民の割合が減り、将来の人材不足が懸念されます。多くの市民が参加できるためにも、団体や業界に推薦依頼する場合にも、会長のみが何度も出てくることを避けるような指針づくりも考えていただきたいと思います。

次に、札幌圏への通勤市民の現状についてお尋ねをいたします。不況の長期化で、市内の歴史ある企業も倒産・整理し、リストラも厳しく行われています。札幌通勤者でも失業者は出ています。中高年の市内求人は少なく、札幌で探すしかないと言われますが、それも困難な現実です。札幌、石狩に通勤する通勤者の数はどのように変化していますでしょうか。また、逆に、札幌、石狩から市内への通勤者の数はどうでしょう

か。市内に職場をつくる政策として、銭函に工業団地を造成し、築港にマイカルを誘致しました。しかし、工業団地の従業員の半数近くは札幌圏の市民との話もあり、マイカル変じてウイングベイにおいても、相当数が札幌市民とのことですが、そのように認識していますでしょうか。札幌へ就職した人は小樽から出ていき、札幌から小樽へ就職した人は転住してこない傾向があると思いますが、札幌の通勤圏で唯一人口の減っている小樽としては、その原因を見極め、対策を立てることが人口減少を止めるため急務であり、市の生き残りの課題であると思います。原因分析と対策をお聞かせください。また、通勤している市民から、日曜日に市の住民サービス受付が開いていないのでとても不便であるという声もありますが、住民票交付等の土日対応はできないのでしょうか。また、ほかに、「市長への手紙」等を通じて通勤者からの要望事項はありますでしょうか。

再質問を留保して、質問を終えます。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)(拍手)

○市長(山田勝磨) 大橋議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、教育委員の選任であります。教育行政の執行に中立性を確保し、市民の多様な意向を反映させる必要があることから、これまでもその選任に当たりましては、特に選任分野や基準を設けず、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮いたしております。あわせて児童・生徒の保護者や、いろいろな形で青少年活動とかかわりのある方も含まれるよう努めているところであり、今後とも、それらの点につきましてはじゅうぶん留意してまいりたいと考えております。なお、教育委員の在職年数の基準といたしましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の中で、任期は4年と規定されておりますが、本市では安定性、継続性の確保を図る観点から、近年は再任期間を含め、おおむね2期8年程度就任いただいているところであります。また、現委員の在職年数につきましては、教育長を除き、4人の委員につきましては、7年、6年、4年、3年の在職となっております。

次に、各種審議会や懇話会等の委員の選任であります。これまでも、それぞれの設置目的等に応じ、各種団体からの推薦のほか、学識経験者や一般公募による市民の参加もいただきながら、幅広く選任することを心がけてきております。しかしながら、各種団体からの推薦委員の中には、結果として一部に複数の審議会等の委員を兼ねている例もありますので、今後とも委員の推薦をいただくに当たりましては、その趣旨や目的をよく説明した上で、可能な限り幅広く人選されるようお願いしてまいりたいと考えております。

次に、札幌圏への通勤市民の現状についてお尋ねがございましたが、初めに、小樽市から札幌市、石狩市へ通勤する人数であります。国勢調査によりますと、平成2年では9,994人、平成12年では8,997人であり、997人の減少となっております。また、逆に、札幌市や石狩市から小樽市へ通勤している人数は、平成2年で4,429人、平成12年では8,328人であり、3,899人増加しております。

次に、銭函工業団地やウイングベイにおける小樽市以外の通勤人数であります。正確な人数は把握していませんけれども、ウイングベイではおよそ500人、銭函工業団地についてはおよそ230人が小樽市外から通勤しているとお聞きしております。

次に、人口減少の原因と対策であります。当市の人口は昭和40年代前半から減少し続けておりますが、

これは企業の札幌市への移転や金融機関の撤退など、雇用の場の減少、そして、昨今では、出生数の低下と死亡数の増加による自然動態の減少が著しく、加えて、企業の倒産や新卒者の雇用の場や良好な住環境などを求めて、市外へ移動しているものと考えております。人口対策に抜本的、効果的な対策はなかなか難しいものがありますが、平成12年の国勢調査によりますと、市外から小樽市へ通勤・通学している流入人口が流出人口を初めて上回ったことから、今後は、さらに雇用の場の確保はもとより、良好な住環境の整備をはじめ、子育て支援など、従来に増して複合的に施策を推進していかなければならないと考えております。

次に、住民票交付のための土曜日、日曜日の窓口の開設であります。札幌圏に通勤している小樽市民の方が住民票の交付を受ける際に不便があることは承知しております。このため、現状では窓口での交付のほか、郵便による交付請求制度や、このたびの住基ネット2次稼働による広域交付サービスを利用させていただくことになろうかと思えます。お尋ねのありました土曜日、日曜日の窓口の開設につきましては、人員配置や経費等の関係もあり、難しいものと考えておりますが、現在、サービスセンターや連絡所の業務の見直しについて検討を進めており、この中で住民票の時間外交付等、市外通勤者へも配慮した市民サービスについて、あわせて検討いたしております。

次に、市長への手紙についてであります。通勤に関する要望はこれまで3通ございます。1通は朝7時台の札幌行きの列車を増やすことや、朝の通勤時間帯に快速列車を走らせること、さらには、市内のＪＲ各駅からバスの接続をよくすることなどの要望であります。2通目は、小樽・札幌間の高速道路の通行料金の引下げの要望です。3通目は、ほしみ駅発札幌行きの列車の始発駅を銭函駅とするようにとの要望でございます。これらの手紙の内容につきましては、ＪＲ北海道など各交通関係機関に伝えたところ、現状では難しいとの回答を得ましたことから、それぞれの投書者にその理由を説明しながら、ご返事しているところであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 大橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校選択制の導入についてですが、現在、学校の小規模化が進んでいることから、小樽市小中学校適正配置計画基本計画に基づき、中学校に引き続き、小学校が適正な学級規模となるよう、計画の策定に向けて準備を進めているところであります。当面、市内小学校の学級規模の適正化の取組を進めることとし、学校選択制の導入については、今後の状況を踏まえて対応してまいります。

次に、授業参観の一般公開についてですが、平成14年4月に施行された小学校及び中学校設置基準において、授業や行事の公開、学校運営についての情報を積極的に提供するように求められております。これまでも、各学校においては、保護者や教職員を対象とした授業公開が行われてきましたが、今後、さらに積極的に地域の方々に公開されるよう願っております。市教委といたしましても、市内全学校一斉公開について検討を進めてまいります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 3番、大橋一弘議員。

○3番（大橋一弘議員） ただいま市長にご答弁いただきました小樽の人口の問題に関して、雇用、住宅環境、子育て支援などの政策をとっていきたいというご回答をいただきました。この問題は新しい問題ではなくて、ずっと小樽で、どうして小樽に人が移ってこないのだろう、小樽の人口が増えないのだろうというこ

とで議論してきた問題ですから、急激に対策があるというふうには思っていない。しかし、同時に、小樽の根幹として考え続けていかなければならない問題です。

以前から言われていたのは、朝の桂岡を周辺とする国道の渋滞の問題で、通勤に時間がかかる。それから、小樽に良質な住宅地がない。土地代が高い。それから、アパート代が高いために、銭函の工業団地なんかにも勤めている若者が手稲に引っ越すという問題もありました。それから、小樽の教育環境が嫌われて、サラリーマンが子どもを残してくるという問題も指摘されていたと思います。現在、そのうち国道は拡幅され、宅地の問題も中心部が空洞化し、非常に宅地が駐車場化しているような形で、土地の問題に関しても状況は変わってきているように思います。

私がもう少し聞きしたいのは、雇用の問題につきましても、小樽に職場をつくるという政策でした銭函の工業団地、それからウイングベイの問題も、決して小樽に職を増やすのではなくて、結果的に勤めている人の数は増えていますけれども、札幌の人が勤めているというような、そういう現状になって、小樽市の活性化に思ったほどの効果は上げていない。そんなことがありますので、もうちょっと、今、指摘したような問題につきまして、具体的に、これから小樽としてどここの部がどういう形でもって小樽に人口を、定住する人たちを増やしていくのか、そういうことについて研究していくのか。そして、今、私が指摘した問題も含めまして、どの辺に問題点を感じ、具体的に直していける部分は何なのか。その辺について、もう少し聞きしたいと思います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝磨） 人口対策の問題でご質問がございましたけれども、非常に難しい問題だろうというふうに思っています。現在、進めていますのは、何とか市外に住んでいる新婚さんを小樽へ引っ張ってこようということで、テスト的に家賃助成をやっています。3年間助成しましょうということで、試行的にやっていますけれども、一応昨年も、予定以上に15世帯程度の募集に対して20世帯以上の応募がありました。今年もそういうことで来ていまして、小樽へ来まして子どもさんが生まれているという状況ですので、一定の効果があるなというふうに思っています。

言われていますのは、やはり小樽の良好な住宅といえますか、家賃が高い、そして、おまけに品物といえますか、物がよくないといえますか、そういうことが指摘されて、小樽商大へ通っている学生も、入学当時は小樽に住むけれども、どうしても安くて通学に便利な札幌へ行ってしまうという、そういう実態もあるというふうに聞いておりますし、また、働く、アルバイトする場所も小樽にはないのだと、そういうことでいろいろ指摘されておまして、そういった問題を一気に解決するというのは難しいのでしょうけれども、しかし何とか小樽に人口が定住するように、これから人口減少の時代を迎えますから、非常に難しいとは思いますが、何かみんなでまた知恵を出し合って、対策を考えていきたいというふうに思っております。

いろいろご指摘ございましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、やはり小樽に住みやすいといえますか、こういう環境をどうつくっていくかと、それを総合的にやっていくことが必要だと思いますので、それらをこれからもじゅうぶん研究しながら人口対策を進めていきたいと、こんなふうに思っています。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 3番、大橋一弘議員。

○3番（大橋一弘議員） あと細かい質疑につきましては、予算特別委員会でしたいと思います。終わります。

○議長（中畑恒雄） 大橋議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 4番、上野正之議員。

（4番 上野正之議員登壇）（拍手）

○4番（上野正之議員） 一般質問をさせていただきます。

初めに、新エネルギーの取組について質問いたします。21世紀は環境の世紀と言われており、近年における地球温暖化など環境問題を背景に、エネルギーに対する関心がますます高まってきております。環境問題は大きく二つに区別できます。一つには自然環境の汚染、二つには地球温暖化による異常気象です。特に、地球温暖化は、エネルギーの大量消費によって発生する二酸化炭素が地球を覆い、地表の温度を宇宙へ逃しにくくするため、平均気温を押し上げ、異常気象を起こす問題です。日本のエネルギーは半分以上石油に頼っています。これに石炭や天然ガスを加えた化石燃料全体となると、8割を超えます。電力も、6割近くが化石燃料を使った火力で得ております。クリーンエネルギーと言われる原子力発電、今日は質問しませんが、身近な泊原発においても大きな問題を抱えております。今、全国の市町村では、新エネルギーの取組を積極的に展開しております。新エネルギーは風力発電、廃棄物発電、太陽光発電、バイオマス発電、そしてこれからの新エネルギーの中心となる燃料電池は、水素を燃料にして発電する装置です。水素を燃やさず、化学反応で電気を起こします。あと数年後には、このような新エネルギーで電線のない家ができることでしょう。

先日、八戸市の新エネルギー開発の視察をさせていただきました。八戸市は人口25万、そして市町村の合併で30万の都市にならんとしております。今年度から5年間で、八戸市は環境・エネルギー産業創造特区を提案し、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の応募事業として、約30億円の事業が展開されます。実験終了後は無償譲渡されます。この事業は複数のエネルギーを活用し、学校や公共の場に電力を供給する事業です。民間事業者が石狩の新川河口に風力発電の装置をつくるべく、北電の事業に応募したと聞いております。小樽でも、水族館のある祝津などは風力発電に適していると思われます。ぜひ小樽市も、NEDOの応募や新エネルギーの勉強会、また、小樽市ではありませんが、隣接している手稲の北海道工業大学などとの産学官の協力などを積極的に考えてはいかがでしょうか。市長の新エネルギーの取組についての見解をお願いいたします。

次に、先ほど少しばかり触れました構造改革特別区域、特区についてお尋ねいたします。これは構造改革特別区域法によって、平成19年3月31日までの時限立法です。特区とは、規制改革を行うことによって民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大するために、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることによって、地域経済の活性化を図ることとしており、規制が障害となっている事業やプロジェクトについて検討し、規制の緩和を地方から自発的に提案、申請しようとするものです。特区は地域経済のほか、福祉や教育分野にも該当いたします。そこで、小樽市として幾つかの認定申請の案件があると思いますが、その結果と今後の活用の方法と見通しについてお答えください。

最後に、屋台村構想について質問いたします。私も屋台で一杯やりながら、小樽の将来、また、自分の将来を語り合うことが大好きです。山田市長もたいへん屋台が好きだというふうに聞いております。全国にはいろんな屋台があります。特に帯広の屋台村は有名です。私も何度か行ったことがあります。先ほど八戸市

のことに触れましたが、昼の視察のほかに夜の視察もしてきました。八戸市は帯広市の屋台村をじゅうにぶん参考にし、魅力ある屋台村、みろく横丁をつくりました。25軒ほどの懐かしい昭和30年代風の店づくりの屋台があり、地場の食材、郷土料理、名物料理を提供し、市民や観光客の心が触れ合う屋台村でした。小樽市においても、市民や観光客が安心して行ける小樽らしい屋台村をつくろうではありませんか。市長の夢のあるお答えを期待し、質問を終わらせていただきます。

再質問を留保して終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 上野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新エネルギーの取組についてであります。我が国におきましては、二酸化炭素の排出量の削減など、地域環境保全への貢献を求められる中で、地方自治体におきましても、エネルギー問題や地球環境問題には、地域レベルで取り組んでいかなければならない課題であると考えております。市といたしましても、平成13年6月に策定した「小樽市温暖化対策推進実行計画」の下で、省エネルギーの推進に取り組むとともに、石狩湾新港地域における新エネルギーの供給拠点の形成を図るため、国に対して新エネルギー特区の提案を行ったところであります。今後の新エネルギーの取組についてであります。本市の自然特性を生かした新エネルギー導入の可否などを検討する中で、NEDOなどが実施する補助事業の活用や勉強会の開催、さらには産学官の協力体制などもあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、構造改革特別区域についてのお尋ねであります。まず、特区の提案と認定申請の結果についてであります。これまでに規制緩和を求めて市単独で3件の提案を行い、また、特区の実現を求めて北海道、石狩市と共同で1件の認定申請を行っております。市が単独で行った提案であります。一つには第3号ふ頭に、国際観光交流機能をあわせ持たせることを目的に、関税法等の緩和を求めた国際観光交流特区で、これにつきましては、現行法令での対応が可能とされたことから、特区の申請は見合わせたものであります。また、石狩湾新港における新エネルギーの供給拠点の形成を図るため、高圧ガス保安基準等の緩和を求めた新エネルギー特区と、電力供給ができる事業範囲の拡大を図るため、電気事業法等の緩和を求めた地域エネルギー特定供給推進特区は、いずれも規制の緩和が認められたことから、具体の計画をもって特区の申請は可能となっております。さらに、共同で行った特区の認定申請については、石狩湾新港後背地の立地企業とふ頭との間を結ぶ区間における輸送の効率化を図ることを目的とした港湾物流特区で、4月21日に特区の認定がなされたものであります。

次に、構造改革特区の今後の活用と見通しであります。特区の目的は、法令などが妨げになって規制改革が遅れている分野があることから、規制の特例を導入することによって、地域主導で経済を活性化させることにあります。これまでも、商工会議所の勉強会などを通じて特区制度の説明を行っているところでありますが、地域の活性化には民間事業者による特区の活用が不可欠であることから、今後とも、機会をとらえて特区制度の周知を図るとともに、庁内はもとより、地元経済界などからもご意見やご要望を伺いながら、小樽市の地域特性を生かせるような特区の提案や申請を検討してまいりたいと考えております。

次に、屋台村についてでありますけれども、私も帯広の屋台村を訪れたことがありますし、ご質問にもあ

りました八戸の屋台村も、連日相当な入込み客と聞いており、改めて昔ながらの屋台の持つ魅力が見直され、好評を博しているものと思っております。とりわけリピーターの多い小樽観光にとりましても、食の提供は大切なテーマであり、こうした屋台村の実現は、通過型から滞在型を目指す本市観光の課題解決のためにも、また、新たな夜のにぎわい拠点として、商店街や飲食街にとっても、相乗効果をもたらすものであると考えております。今後、地域経済活性化会議の中で、事業化に向けた議論をお願いしたいと考えており、その中で、意欲ある民間の事業主体の掘り起こしや事業計画の検討などをしていただき、市といたしましても、ぜひ必要な市政を行いながら、この実現に結びつけていきたいと、こう思っております。

（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ４番、上野正之議員。

○４番（上野正之議員） 一、二点、再質問をいたします。

先ほど新エネルギーの取組につきまして、市長の方から力強いお答えがございましたけれども、特にやはりエネルギーというのはいろんな分野にかかわっている。役所においても、ここでいうと企画部、経済部、又は環境部。特に、これから環境問題におきましては、そういう横の路線で、この勉強会を民間を含めてやるのがたいへん大事ではないかなと。これも先ほども申した八戸なんかは、本当に横の連絡、各部でもそういう勉強会をやっているというので、かなりいろんな部にこのエネルギーの問題が重要視されていることが、我々が行ってわかりました。ぜひ小樽市におきましても、先ほど言ったように、小樽の大学には工業系の大学はございませんけれども、札幌にはたくさんございますので、そちらの大学とも提携しながら、大事な問題でございますので、このエネルギー問題に取り組んでいただければありがたいと思います。

あと一点でございますけれども、特区につきましても、やはり民間活用がなければなかなかこれは推進していかないことも、私はわかっています。それをするのが行政の仕事といえますか、行政のやることが、民間にいかにかこの特区ということを知らしめて、民間に活用してもらうかということを、今以上に推進してもらえればありがたいと思います。

屋台村につきましては、また、予算特別委員会等で質問させていただきます。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 新エネルギーの関係のご質問でございますけれども、これ非常に私たちも関心を持っておりまして、先ほどもお話がありましたように、風力発電もぜひ実現をしたいということで、関係方面と調整をして、そしてあれは抽選になったものですから、たまたま抽選で落選したという結果になりましたけれども、これからも引き続き、そういった新エネルギーの開発も含めて、これは民間事業者の協力が必要でございますので、特区も一応ある程度認められておりますので、そういうことも含めて民間企業との連携、あるいはまた、勉強会も含めて積極的に取り組んでいきたいと、こう思っております。

それから、特区も、市の方として提案しましたけれども、もっと民間の方もいろんなアイデアを出していただき、その中で官民協力して取り組んでいきたいと、こう思っております。既に、商工会議所の方にも、いろんなアイデアといえますか、そういう特区構想について新たな提案があればぜひ出してほしいと、こういう要請もしておりますので、官民ともども、この問題については取り組んでいきたいと、こう思っております。

○議長（中畑恒雄） 上野議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

（32番 佐藤利幸議員登壇）（拍手）

○32番（佐藤利幸議員） 行政改革について伺います。本市の行政機構は、昨今の市民要望の多様性や、国や道における移管事務の増加や、一部の地方分権により、部や課を増設して対応してまいりました。時代の要請からでしょうが、前市長の下でも企画部の新設がなされました。現在、市長部局では14部体制で業務が行われており、きめ細かい対応になりましたが、同時に縦割りの弊害が大きくなってしまったのではないのでしょうか。このような中での職員の削減は、課や係の仕事に大きな負担をかけるだけでなく、市民の皆さんにも迷惑をかけることになりかねなく、今後の削減にも対応できるように、抜本的な行政機構の見直しを図るべきであります。

具体的に申し上げますと、企画部は、本来、本市の司令塔として将来のビジョンを明確にし、各部の先頭に立つはずでしたが、当初の目的を大きく外れて、今や各部で手に余したものを押しつけられて、何でも屋状態になっております。部を縮小して本来の目的に戻すか、現在の業務を各部に振り分けて解散してもよいのではないのでしょうか。また、福祉部と市民部などはいずれも市民と密着した仕事が多く、他都市においては、市民福祉部や民生部として業務を行われておりますので、統合可能と思われます。土木部と建築都市部もその業務内容から統合可能と思われますが、いかがでしょうか。統合することによって14部体制から10ないし11部になり、縦割りの弊害を緩和することができると同時に、市民にわかりやすい機構をつくることが大事だと思いますが、いかがでしょうか。部の統合や廃部などを行いますと、業務量が増えると思われませんが、それらに対応するためには係制を廃し、グループ制の導入が考えられます。グループ制を導入することで、縦割り、細分化された係制から脱却し、総合的な観点からの行政運営が可能になります。その利点は、係制と違い、年度途中においても、事務の増量や繁閑に応じてグループの編成を変更することができることや、同じ課内において一時的に忙しいときは、編成替えを行わずにグループを超えた応援態勢により処理することができるようになること。新規の業務、突発的な業務が生じた場合、係の分掌業務が細分化され、固定化されていると、迅速な対応が困難ですが、グループの基準を大きくすることによって、柔軟に対応できるようになります。グループ制の導入についてのご見解を伺います。

次に、人材の育成について伺います。本市は、市税の大幅な落ち込みや交付税の減額によって、みぞうの厳しい財政状況に陥り、人件費の削減や事務事業の見直しにより、乗り越えようと必死の努力を重ねておりますが、特に人件費の削減を図るために、新規採用に関しては、この数年は少人数の採用となっておりますが、今後の展望について伺います。また、数年にわたっての新規採用の見送りを続けることによって、人材の断層ができることになり、将来の人材難に苦しむことになると思われしますが、市長の見解を伺います。

職員の教育について伺います。財政が困難ではありますが、何もできないわけではありません。むしろピンチをチャンスにかえていくこともできます。蔵の宝よりも心の宝と申しますが、職員の心の宝の開発をし、市民の皆さんに喜ばれる市役所を目指していくべきであります。最近、小樽市の両病院がたいへん親切になったと、うれしい声を多く聞きますが、市役所が親切になったとの声は残念ながら聞こえてはきません。最も崇高な人間の使命は貢献することであると言われておりますが、私たちの職場は文字どおり市民に貢献できる職場であります。しかし、日常の業務の煩雑さに公僕を忘れがちであります。市役所に行ったら

親切にしてもらったとか、「私たちの市役所」という市民の声を聞いてみたいのであります。人間は一生勉強しなければなりません。前進することをやめた瞬間から、惰性という後退が始まります。市民に貢献する職員的心をつくっていく努力をするべきです。市長の見解を伺って、この項を終わります。

次に、一般廃棄物について伺います。

初めに、一般廃棄物の家庭ごみ収集について伺います。現在、家庭路線系ごみについては、市の直営と委託業者によって収集されておりますが、直営と委託の地域割合と、委託に関しては業者名をお知らせください。

次に、環境部は、明年度以降、段階的に委託方式に切り替える方針を示しておりますが、今後の事業計画を年度別に示してください。また、この場合には、委託業者の選定はどのような基準で行われるのか。競争入札なら公平性が明確になりますが、この事業の性質上、随意契約になると思われますので、この基準がいまいに行われると誤解を招きやすくなりますので、今後、委託料が増えることを考えますと、ある程度の基準をつくる必要があると思われますが、いかがでしょうか。

次に、事業系廃棄物について伺います。事業系廃棄物については、平成12年度から埋立処分手数料の有料化が実施されておりますが、じゅうぶん進ちょくしているとは思われない状況にあります。対象事業所数と現在収集している事業所数はどのようになっているのか、現状をお知らせください。このような問題は、事業所数に対する一般廃棄物運搬許可業者が不足しているところに起因しているのではないかと思います。今後、新規業者の参入についてはどのように考えられているのか、また、許認可については市の裁量に任されておりますが、公法上の許認可でもありますので、ある程度の公平性を確保できうる基準を作成すべきではないかと思われますが、いかがでしょうか。

次に、限定業者について伺います。一般廃棄物収集運搬車の許可業者は17社ありますが、このうち6業者に関しては、ただし書きのないすべての業務を行うことができますが、その他の11業者については業務を限定されております。浄化槽の清掃だけの許可、建設現場からの一般廃棄物だけの許可、小規模事業者だけの許可などに限定されておりますが、なぜこのような限定がされているのか、その理由と法的根拠を教えてください。また、粗大ごみなどに関しても、上記6業者に限定されておりますが、これらに関しては独占禁止法に抵触するおそれがあると思われますが、ご見解を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

行政改革に関連して、何点かお尋ねがありました。まず、行政機構の見直しについてであります。現在、市の組織・機構全体の見直しについて、部の統合・再編を含めた検討を、平成16年度の実施を目指して進めているところであります。具体的な内容のご提案もありましたが、現在、検討中であり、まだお示しできる段階にありませんが、見直しに当たっての基本的な考えといたしましては、簡素で効率的な行政運営を目指すものであります。市民サービスの向上を図るためには、市民の皆さんにわかりやすく、また、迅速に対応できる組織であることが重要であると考えております。

次に、グループ制の導入についてであります。現在、組織・機構の見直しの作業を進めておりますが、これに合わせてグループ制の導入についても検討しております。各部にはさまざまな業務がありますので、柔軟で機動的であるというグループ制の利点を生かせる部門について、一部導入していきたいと考えております。

次に、人材育成についてであります。職員の採用につきましては、今年度は財政健全化に向けて、原則退職者不補充という方針でまいりましたが、職員の配置数が決められている医療技術、消防職員及び保育士などについては採用をいたしました。来年度に向けては、組織・機構の見直しを進めるとともに、業務の見直しを図り、今年度と同様、退職者不補充の方針でまいりたいと考えており、基本的には今後3年間で100名程度の職員数の削減を予定しております。確かに数年にわたって採用しなければ、将来的に年齢構成上、職員配置にひずみを生じるというご指摘の点もじゅうぶん考えられますが、現在の非常事態の財政状況の下では、職員の採用については極力抑制しなければならないものと考えております。

次に、職員の教育についてであります。現在の厳しい経済環境の下で、民間の意識と官の意識の差異について語られることが多くなり、国の公務員制度改革では能力等級制度を導入するなど、民間の人事管理制度に近づこうとしています。市においても、公務員制度改革に合わせ、新しい人事管理制度の導入が必要となりますが、職員の意識改革が最も大切なものと考えております。本年度の職員研修については、職員の意識改革をテーマに実施しており、私自身も研修の中で、慣例主義の打破、スピーディーな対応、そして市役所は市民のために役に立つところでなければならないというお話もしております。また、行政の危機管理の観点から、特に市民からの信用を失墜しないための管理職の心構えなどについても、機会あるごとに啓発をしております。現在、各職場において、週初めにミーティングを実施するようにしていますが、市民からも公務員の在り方について厳しく問われてきておりますので、職場内外の研修内容の充実とミーティングの適切な実施を徹底して、職員の意識改革に努めてまいりたいと考えております。

次に、一般廃棄物の収集運搬に関連して何点かご質問がありました。初めに家庭ごみの収集における直営と委託の割合についてですが、収集地域は、於古発川を境に銭函側を直営収集、蘭島側を委託収集と区域割をしており、収集対象世帯数は直営が約3万9,000世帯、委託が約2万8,000世帯となっております。委託業者名は、個人が木川田氏、中田氏、長谷川氏の3氏で、法人としては株式会社クリーンサービスの1社であります。

次に、委託方式への切替えについてですが、家庭ごみの収集業務については、今後の市民サービスの向上やごみ減量施策の取組とあわせて、委託化を早期に年次的に進めていかなければならないと考えております。これらの事業推進に当たっての配置人員や必要車両台数などについては、現在検討しているところであり、それらが具体化した時点で、年次的な委託計画をお示ししたいと考えております。

次に、委託業者の選定基準についてですが、基本的な委託の基準は法令に定められているところでありますので、業者の選定に当たっては、ごみ収集が市民の日常生活において欠くことのできない毎日の業務であることから、法令の基準に従い、選定してまいりたいと考えております。選定基準を策定してはどうかということですが、委託計画の具体案を取りまとめた段階で、関連業者にお示しをし、意見などを聞きながら、選定の在り方の方向づけをしてまいりたいと考えております。

次に、全事業所数、収集対象事業所数と一般廃棄物収集運搬業の新規許可についてであります。全事業所数は、平成14年度の小樽市統計書によりますと7,503であり、この内訳は、従業員数5人以上の事業所数が

2,758で、従業員数4人以下の事業所数が4,745となっております。また、事業系一般廃棄物の収集運搬を許可業者に委託している事業所数は、月契約などを行っている事業所が約2,200、指定ごみ袋で排出している少量排出事業所が約1,300の合計3,500事業所となっております。一般廃棄物収集運搬業の許可業者が不足しているのではないかとのご指摘ですが、小規模事業所の中には、事業系のごみを区分しないで、家庭系のごみとして排出している事業所も多いと思われ、このことが収集対象事業所数が全事業所数よりも少ない原因と考えております。このような事業所につきましては、巡回指導などにより、事業系のごみと家庭系のごみを区分して排出するよう指導しておりますが、今後とも指導を徹底してまいりたいと考えております。しかし、これらの事業所のすべてが事業系のごみを家庭系のごみと区分して排出するようになったとしても、その量は許可業者を新たに増やさなければならないほどではなく、現在の許可業者で対応できるものと考えております。また、新規業者の参入についての考え方ですが、一般廃棄物は、市町村ごとに作成する一般廃棄物処理計画に基づいて市町村が処理することが原則とされています。しかし、一般廃棄物処理計画で市町村が処理しないとしたものについては、市町村にかわってその業務を補完するために、必要な範囲で一般廃棄物処理業の許可をして、業者に処理させることができることになっています。本市の一般廃棄物処理計画では、市が収集運搬しない一般廃棄物として事業系の一般廃棄物、粗大ごみ及び一時多量ごみを定めており、この範囲内で一般廃棄物処理業の許可を与えていますが、現在のところ、これらについては既存の許可業者で支障なく処理されていることから、新規に許可業者を増やす必要はないものと考えております。

次に、許可基準の策定についてですが、法令で定められている許可基準のほかに、市独自の基準が必要かどうかにつきましては、ただいま申し上げましたように、現在のところ、新たに許可業者を増やす必要はありませんので、市独自の基準を策定する必要はないものと考えておりますが、ご指摘の点につきましては、今後、研究はしていきたいと思います。

次に、一般廃棄物収集運搬業の限定許可についてですが、一般廃棄物の処理は、常に適正な処理が確保されていなければならない公共性の高い事業であることから、本来的には市町村が処理する事務であるという前提に立って、市町村が処理しない部分を許可業者が補完するという考え方がとられております。したがって、許可業者につきましても、市町村が処理する場合と同様に、継続的・安定的に、かつ適正に処理できることが要求されており、このことから補完の範囲を超えた許可をすることによって過当競争が生じ、その結果として、廃棄物の処理に適正さを欠くような事態などが発生しないようにするというのが現行制度の考え方であり、本市の限定許可も、この考え方に従って行われているものであります。本市においては、平成12年7月から、少量排出事業者の事業系一般廃棄物を指定袋で収集することとし、この部分で新たな業務が生じたことから、この処理に限って収集運搬業の許可をしたものであり、また、建設業に係る限定許可につきましては、主に建物の解体業者が、家屋の解体の際に不用になった家具などの収集運搬など、一般廃棄物の処理を伴うことが多いことから、その範囲内で許可したものであります。このような限定許可をすることができる法的根拠につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項並びに第7条第3項第1号及び第2号であると考えております。

次に、限定許可と独占禁止法との関係ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一般廃棄物処理業の許可についての考え方は、ただいま申し上げたとおりであり、自由競争を前提としているものではありませんので、独占禁止法第1条に規定する不当な取引制限には該当しないものと考えております。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

○議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

○32番（佐藤利幸議員） じゅうぶんではございませんが、あらあらご答弁いただきましたので、詳細については予算特別委員会でやりたいと思います。

○議長（中畑恒雄） 佐藤議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 14番、井川浩子議員。

（14番 井川浩子議員登壇）（拍手）

○14番（井川浩子議員） 新人の私が、4か月半しか過ぎていない現下、自由民主党の一般質問者として質問の機会を得ましたことは、先輩議員のご理解、ご指導のたまものと深く感謝申し上げますとともに、この壇上から、市長をはじめ、関係理事者に質問できますことは、私の議員生活の中で記念すべき第一歩であり、この上ない喜びであります。今日、経済が低迷し、市財政が危機的な状況の中であって、行政サービスの低下が危うされております。そこで、私の標ぼうでもあります「住みよい街づくり」に関連して何点か質問させていただきますが、各会派代表質問も終わり、一般質問者も4人目ともなりますと、質問も重複してくるかと思われそうですが、観点も違いますので、通告どおり質問させていただきます。

まず初めに、男女平等参画社会の推進についてお尋ねいたします。昭和21年に公布された日本国憲法に、個人の尊重と男女の平等の理念がうたわれ、性による差別をはじめ、一切の差別が禁止され、その後、半世紀の間に、我が国では国際社会の動きとも連動をしながら、男女平等社会の実現に向けて、さまざまな法律の整備や制度の改革が進められてきました。しかし、職場や家庭、地域社会など、私たちを取り巻く現実の社会を見ると、いまだに人々の意識や行動、社会の慣習、慣行の中に、女性に対する差別や偏見、男女の役割に対して固定的な考え方に基づくものが見られ、女性や男性のさまざまな生き方を阻害している現状があります。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアルハラスメントなど、女性に対する人権侵害も今なお続いております。こうした現状を踏まえ、男女の人権が尊重され、互いの能力がじゅうぶん発揮できる豊かな社会を目指し、市民と行政が一体となって幅広い施策を推進するために、小樽市男女平等参画基本計画が策定されました。

そこで、それぞれの基本目標についてお尋ねいたします。一つ目の「男女平等参画社会の実現に向けた意識の改革」について、どのような意識づくりに取り組んできましたか。二つ目の「あらゆる分野への男女平等の促進」ですが、どんな分野へ女性の参画の促進をされましたか。三つ目は「男女が働きやすい環境づくり」とありますが、就労の場における男女平等の推進の実行をどのようにされましたか。四つ目の「男女平等参画社会を可能にする環境整備」ですが、安心して暮らせるように、どのような環境整備をされましたか。また、男女の自立に向けた生涯学習の内容もお聞かせください。

続いて、昨年11月8日に実施されました小樽市女性議会についての要望がたくさんあったと聞いておりますが、それらがどのように反映されましたか。それと、現在、小樽市は女性教師が50パーセントになろうとしているのに、女性校長がゼロの実態とお聞きしておりますが、なぜ女性校長の実現がないのか、実態をお尋ねいたします。

次に、港湾問題について、小樽・中国定期コンテナ航路についてお伺いいたします。近年の日本経済が低迷している中、我が国の港湾を取り巻く状況の変化は、いっそう加速してきております。北海道経済の中心である札幌市に近く位置する小樽港は、北海道の物流拠点港として、国際競争力の強化や個性ある地域づく

りのため、その役割を担っていかなければなりません。そのような中、市長をはじめ、関係者の方々の大変なご努力により、小樽・中国定期コンテナ航路が昨年9月に開設されました。小樽市民にとりましても明るいニュースであり、小樽港は、国際定期航路として、小樽・ホルムスク・ワニノを結ぶ定期フェリー航路と、小樽・大連・青島・上海を結ぶ定期コンテナ航路を持つことになりました。先般、コンテナ就航一周年記念事業として、船会社や市内関係者の協力により、中国現代美術展を小樽で開催し、広く小樽市民が中国文化に触れる機会を持ったことは、今後も中国との経済交流はもとより、人的交流や文化交流などにもつながっていくものと考えております。しかし、コンテナ航路の安定的就航や拡大のためには、やはり国際的な物流需要の拡大を促進し、人や情報の交流を進めることが、今後必要と思っております。これまでどのような方法でポートセールを行ってきたのか、また、国際競争力を強化するため、今後、どのような秘策をお考えか、市長のお考えをお聞かせください。

続いて、個性ある地域づくりのため、港の活用についてお伺いいたします。観光客が年間1,000万人近くも訪れる小樽。駅におり立つと港が見えるまちは、全国でも類がないものと、私自身も自負しております。また、坂から見た港の風景も、魅力ある小樽の景観をつくり出していると信じております。運河を含め、市街地に近い場所に立地している小樽港は、クルーズ船の寄港地としても人気があると伺っておりますが、第3号ふ頭に寄港する美しいクルーズ船は、まさに観光都市小樽の魅力を高めるためにも必要なものと考えております。港は、物、人、情報が交流する生き生きとした活気ある港でなければならないものと思います。市民や観光客が憩いの場として活用できる親水空間を持った港づくりも必要ではないでしょうか。小樽港は後背地がなく、港湾用地が狭いという難しい問題もございましょうが、小樽・札幌・後志方面の観光を広くPRし、クルーズ船の誘致を進めることも必要であると考えております。将来の第3号ふ頭の活用の構想とクルーズ船誘致について、市長のお考えをお聞かせください。

次に、小樽港の防波堤の老朽化対策についてお尋ねいたします。小樽港は、古くから天然の良港として、石炭の積出しや内陸部への物資供給の中継港として、北海道の開発に大きな役割を果たし、現在も、道央圏の流通港湾として重要な役割を担っており、明治32年に外国貿易港に指定されてから、来年で105年を迎えようとしております。その間、防波堤の整備や大型ふ頭の建設が進められ、道内では有数の港湾機能を備えた港湾に成長してきています。その中でも北防波堤は、明治30年から建設されて以来、106年を経過し、島防波堤や南防波堤も、明治から大正の初期に建設された施設ですが、現在もほぼ建設当時のままで、小樽港の港湾施設をはじめ、小樽の中心市街地を波浪から守ってきました。これらの防波堤は、今後とも、小樽港にとって重要な施設であると思いますが、何分、建設後相当の歳月を経ており、現状のままで防波堤としての機能を果たすことが可能であるのか、あるいは老朽化対策についてのお考えがありましたら、お聞かせください。

次に、道立小児センターの跡地利用についてお尋ねいたします。道立小児センターは、道議会において、平成19年に移転が決まったとお聞きしております。既に移転先となっている手稲金山地区では、同センターの建設工事が始まっていると伺っております。跡地利用について、多くの地元の皆さんが、活用策について高い関心を持っております。実態はどのようになっているのでしょうか。そこでお伺いします。道の跡地利用計画と建物、敷地に対する市の活用策を含め、お考えがあればお聞かせください。

続いて、学校における生徒指導についてお尋ねいたします。いじめや不登校、学級崩壊、犯罪の低年齢化、薬物乱用、長崎の幼児殺害、沖縄での中学生殺人など、目を覆う衝撃的な事件が多発しております。子ども

たちをめぐる教育の大切さが指摘されている今、命を大切に作る心、他人を思いやる心など、子どもたちの豊かな人間性を育てる心の教育が強く求められています。子どものよりよい成長を目指し、家庭、学校、地域社会が一体となって、心を育てる教育の大切さが今日ほど問われているときはないと思います。そこで、学校ではどのような取組をしているのか、お聞かせください。

最後に、放課後児童クラブについてお尋ねいたします。女性が働くことができる環境づくりの施策として放課後児童クラブが開設され、ほかの都市にも負けない行政サービスを行っていただいております。しかし、地域によっては待機児童がいる現状です。銭函小学校は空き教室もなく、銭函サービスセンターを利用しておりますが、来年度は、新1年生の申込者は26名と聞いております。男女平等参画が叫ばれている今日、女性が安心して子どもを産み、育て、働ける環境でなければ、今後、ますます少子化が進んでくるのではないのでしょうか。できる限り希望者が利用できることが望ましいと思います。そこで、児童数が4番目に多い銭函小学校の定員が30名となっておりますので、桜、朝里、高島、幸小学校と同等の拡充を強く要望いたしますが、いかがなものでしょうか。

再質問はいたしませんので、わかりやすいご答弁をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

○市長(山田勝磨) 井川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「小樽市男女平等参画基本計画」について、何点かお尋ねがありました。最初に、意識づくりの取組についてであります。広報おたるや市のホームページ、庁内LANへの掲載、情報誌の発行を通じ、本計画の周知に努めてまいりました。今後は、男女平等参画週間の設定など、各種の事業、多様なメディアの活用を図りながら、意識の啓発に努めてまいります。

二つ目の女性の参画促進についてですが、市が設置します各種審議会等への女性委員の登用について、各部局への周知徹底を図っており、今後、企業や各種機関、団体の協力を得ながら、女性の人材情報の収集と提供等に取り組んでまいります。

三つ目の働きやすい環境づくりについてですが、就労場の実態調査、技能習得の支援など、環境の整備を企業などと連携しながら促進してまいります。

四つ目の安心して暮らせるための環境整備であります。女性相談室の開設、バリアフリーの推進など、性別・年齢などに配慮した取組を推進してまいります。また、生涯学習の内容についてですが、セミナーの開催、女性リーダーの育成、男性の料理教室の開催など、男女の自立に向けた事業を引き続き実施してまいります。

次に、昨年11月に開催されました女性議会での要望がどのように反映されたかということですが、五つの委員会から65項目の要望等がありました。これらの中で男女平等参画に関することにつきましては、基本計画の中で位置づけをし、実施をしております。また、教育、市民福祉、生活環境、まちづくりに関することについては、実施できるもの、実施に時間を要するもの、当面は実施が困難なものに整理をいたしました。その中で、まちづくりの要望にありました「こどもの国」のトイレにつきましては、建設から30年以上経過し、また、利用者も多いことから、今年度の新築をすることにいたしました。

次に、港湾について何点かお尋ねがありましたが、初めに小樽・中国定期コンテナ航路についてであります。昨年9月の航路開設以来、道内外の商社や荷主などに対し、航路の周知を図り、利用の促進を積極的に働きかけるとともに、中国の寄港地であります大連・青島・上海を訪問し、現地の行政機関や流通関係業者などへ、小樽港のポートセールスを行ってまいりました。現在、冷凍コンテナ用電源設備の増設や、国内で初めての機能を持つタイヤマウント式ガントリークレーンの設置、さらには薫蒸施設の建設など、コンテナ関連施設の整備を進めており、貨物の増加につなげてまいりたいと考えております。今後も船社や関係団体との連携を深めながら、昨年を引き続き、中国へ使節団を派遣し、人や情報の交流を精力的に進めるとともに、さらにこれまでの情報を生かした、より実効性の高いポートセールスを展開して、航路の利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、第3号ふ頭の活用であります。小樽運河などの観光地や市街地に隣接する第3号ふ頭に停泊する大型船は、港の活気を映し出す観光都市小樽の景観であると考えております。しかしながら、現在、物流機能も活動中であり、物流と人流とが混在している状況であります。今後とも第3号ふ頭周辺を含んだ親水空間の形成を念頭に置き、国や関係団体、さらに市民の意見を伺いながら、将来ビジョンを検討してまいりたいと考えております。また、クルーズ船誘致につきましては、これまでも受入れ体制の充実と誘致に努めてまいりましたが、道内各港が連携した誘致活動が必要であることから、本年11月をめどに協議会設立の準備を進めているところであります。今後、さらに官民一体となって、積極的に誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、防波堤の老朽化対策についてであります。小樽港の発展を支えてきた防波堤は、近年、堤体の一部に老朽化が目立ち始めたことから、国が平成10年度より現地調査を行い、老朽化対策が必要との判断がなされました。その後、国や市、学識経験者によります改良手法検討会により、工法の検討を進めてまいりましたが、昨年、防波堤の機能を確保するための方針が示され、平成16年度から国直轄事業として改良工事に着手する予定であります。

次に、道立小児センターの跡利用についてであります。北海道では、昨年6月に「小児総合保健センターの跡利用に関する連絡会議」を設置し、小児センター移転後の活用方策についての調査・検討を進めております。しかしながら、いまだ現建物を有効活用していくか、それとも取壊しして活用するかなど、具体的な方策が決まっていないと伺っております。この施設及び土地の有効活用につきましては、管理者であります北海道が主体的に方向性を決めることとなりますが、小樽市といたしましては、小児センターがこれまで銭函地区の都市機能として担ってきた役割を考慮し、今後も、地域振興に寄与する活用方をお願いしてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 井川議員のご質問にお答えいたします。

まず、女性の校長についてですが、校長採用については、北海道教育委員会が、校長を希望する教頭に対して論文による筆記選考を行い、さらに面接を経て、校長の採用を決定しております。昨年度は、市内に4名の女性教頭がおりましたが、本年4月1日に、そのうちの1名が管内の校長として採用されております。市内の状況といたしましては、教頭の職務内容や勤務時間の実態が長時間に及ぶことなどから、教頭を希望する女性教員も少なく、結果として校長への昇任者も少ない状況になっているものと考えております。

次に、学校における心を育てる教育についてですが、具体的活動としては、学校では毎年継続して養護老人ホームへの訪問やボランティア活動など、社会体験奉仕活動や海浜清掃などを通して、豊かな心をはぐくむ活動に努めております。今後も心を育てる場としての学校の役割を自覚して、すべての教育活動を通して実践を進めるとともに、地域の会合などを通して、家庭や地域社会との連携が深まるよう指導してまいります。近年、子どもたちの心がむしばまれているのではないかと指摘が各方面から出されておりますが、各学校においては、全校集会や学級指導の時間を通して、思いやりの心や励ましの心について指導を深めており、市内5ブロックのPTAの会合などでも、その教育の重要性について働きかけております。

最後に、放課後児童クラブについてですが、銭函小学校放課後児童クラブは小学校内に余裕教室を確保できないため、平成10年度から、銭函サービスセンターの2階を利用して、定員30名で開設しております。今後、来年度の入会希望者の実態を把握した上で、どのようにすれば受入れが可能なのか、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中畑恒雄） 井川議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 11番、佐々木茂議員。

（11番 佐々木茂議員登壇）（拍手）

○11番（佐々木茂議員） 先の統一地方選挙で市民の負託を受けてから、はや4か月あまりが過ぎようとしております。ここに、早くも先輩、関係理事者の深いご理解、ご指導の下、一般質問ができますことは、私の喜びとするところでございます。今後4年間の議員活動を、市政発展のため、皆様とともに歩んでまいりたいと思います。なにとぞよろしくお願いをいたします。各会派代表質問を終わり、一般質問も私は5人目ともなりますと、質問も重複してくるかと思われそうですが、観点も違いますので、通告どおり質問をさせていただきます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、税の収納率向上についてお尋ねをいたします。平成14年度の決算説明書を読みますと、市税の滞納が非常に多いことが目につきました。このことは、長引く景気の低迷に伴う倒産・リストラなどによる市民の経済状況が反映されているものであり、市民の懐が苦しいことを物語っているとも言えるものであります。当然、滞納が多いということは、市の財政、懐にも影響を及ぼしていると考えerわけであります。自分の納めた税金は市の職員の給料になっているのだと認識している市民がいないわけではありません。そこで、納税意欲の向上として、市政だよりで、教育費に1人当たりいくら、道路橋りょう費にいくらという行政経費のコスト計算をする。例えば、保育料では園児1人当たりいくらかかっている。小中学校で児童・生徒1人当たりいくらかかっている。この原資はすべて税金ですよといったように、もっと理解をいただくように広報に掲載する方法はいかがでしょうか。また、市の基幹税目としては、所得に応じて課税する市民税、資産の価値に着目し、評価課税をする固定資産税があるわけですが、これらの税は地方税法及び条例などにのっとり、的確に課税されているものであります。納税は、憲法第30条に規定されておりますように、国民の義務であると思っておりますから、何らかの理由があるにせよ、税を滞納することは、市財政ばかりでなく、税負担の公平の見地からも許されないことであります。住民に対して滞納処分をする、このようなことは情において忍びないものがありますが、滞納処分の執行状況についてお知らせください。また、今後の税の収納率向上対策についてもお知らせください。

次に、北朝鮮貨物船の小樽港入港について伺います。今や、日本じゅう知らぬ者はいない北朝鮮と新潟港を結ぶ連絡船万景峰号であります。小樽で北朝鮮貨物船JIHYSAN（ジヘイサン）号の船員がにせ札で逮捕され、クロウズアップされました。しかしながら、日本の各地に北朝鮮の船が寄港していることは意外に知られていない。昨年、130隻、2001年、177隻、2000年、137隻。過去10年間で年間100隻の北朝鮮船が寄港しているのは、鳥取県境港、241隻、京都府舞鶴港が219隻。2001年、小樽港の寄港は、実績全国第3位であります。この3港だけであります。覚せい剤の密輸やにせ札の流通、日本人のら致や工作員の密入国、在日朝鮮人の不正送金問題が取りざたされております。日朝間の緊張の高まりを受けた政府は、北朝鮮船の入港規制を検討しているが、実施には至っておりません。そこで伺います。犯罪が表面化されていないと思いますが、税関、警察、海上保安部、関係機関の調査状況について、知りうる範囲でお聞かせください。

次に、人材登録制度について伺います。人材登録制度の創設と活用について質問をさせていただきます。

市民の中には、生活の知恵や技術、専門的な知識や経験を有する優れた人材がおります。一般の市民は教えを受けたいと思っても、どこにそういう人材がいるのかわかりません。また、優秀な識者も、どなたかに伝えたいと思っても、発表したり、伝授する場がありません。いわば需要と供給の求めがありながら、成立しないといったことがあります。そこで、有能な人材は、自分の得意とする分野について、教育委員会に登録をします。その分野は、生活伝承、文化・教養、学習など広範囲でもよく、例えば得意な料理でもよろしいでしょう。こうして供給体制を整備します。一方、こうしたことを知りたい、教えてほしいといった方々は、個人で、あるいはサークルで教育委員会に申込みをして、教育委員会で仲介をするといったことはいかがでしょうか。仲介するのが大変だということであれば、年に一度くらい広報誌でお知らせする方法もあるでしょう。得意分野、条件など掲載しておく、希望者が申し込むことも可能でしょう。こうした施策はあまり負担を伴わないで実現できることでありますので、実施すべきと思いますが、いかがお考えか、所信をお伺いいたします。

次に、教育問題に関連してお伺いをいたします。教育課程に関することで、公教育として当然確立されていなければならない、特に改善を急がなければならないと思うことについて、まず質問をさせていただきます。

学校から報告される教育課程に関して、教育委員会が改善を求めて差戻した学校が何校あるとお聞きしております。あるとすれば、小学校、中学校、各何校あるのか、また、どんな点について改善を求めたのか、お聞かせください。なお、公教育の観点から改善を求められたと思われませんが、どのような問題があったのかを含め、詳細にお聞かせください。そして、改善を求められた学校は問題にどのように応じたのか、求められた改善はなされたのか、お聞かせください。改善に応じた学校はどう問題について改善されたか、教育長は認識されておられますか。改善に応じたのは校長先生だけで、一般の先生たちは応じていない、このような小中学校が多いのではないのでしょうか。すなわち学校用、教育委員会提出用の二通りの書類が存在し、二重作成の感が否めません。その実態を詳細にお聞かせください。校長としては、訂正しなければ委員会は受理しない、校内で訂正を求めても先生たちは認めない。苦渋の選択をせざるをえない学校があると伺っておりますが、いかがでしょうか。今でも、道徳の時間の指導計画を先生たちは作成しない、また、協力しないので、校長、教頭間で作成していると伺っておりますが、その事実はいかがですか。承知をされていると思いますが、いかがでしょうか。また、年間の総授業時数、この問題では、教育課程編成の段階、計画

では学習指導要領どおりだと思います。しかし、教育課程の実施上では問題があり、計画どおり進んでおりましょうか。各学校に計画どおりに実施されているかどうか報告を求め、計画どおりでない場合、どんな問題が生じるのか、お知らせください。

次に、国旗・国歌に関して伺います。指導計画の際に、道徳と同じように、先生たちは計画作成に参加しているのかどうかです。いまだに、他都市と比較して掲揚・斉唱率の低い小樽です。指導計画どおり、作成実施の学校名を明らかにしてください。

質問も最後になりますが、管理規則にかかわってお尋ねをいたします。いまだに職員会議が校長の判断と違って運営されている学校が多いと伺っております。職員会議前に校長、教頭を外して会議を行い、校長、教頭を説得、交渉の場にする、こんな実態状況を改善されず、あの管理規則の改正はどのようであったのか、説明を求めます。そして、委員会は、管理規則が組織的な対応で軽視、又は無視された場合、どんな対応を考えておられますか。校長会を指導して改善される問題ではないと思われそうですが、その強い決意をお伺いし、以上、再質問はいたしませんので、明確な回答をお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

○市長(山田勝磨) 佐々木茂議員のご質問にお答えいたします。

最初に、税の収納率向上対策についてでございますが、まず、納税意欲向上のための広報についてであります。税の使い道を市民の皆様によく理解していただき、納税意欲の向上を図ることは、大切なことと考えております。これまでも各年度の決算状況を広報おたてでお知らせする際に、市民1人当たりの市税収入額や目的別歳出額などを掲載してまいりましたが、紙面の制約などから、その表現方法には限界もあり、じゅうぶんとは言えない面もありました。今年度は、9月1日号から、財政再建をテーマにシリーズでの掲載を始めたところであり、市の財政状況や税の使い道などについても説明する予定でありますので、その中で、身近な事例の引用や視覚に訴える表現方法など、市民の皆様にもよりわかりやすくお知らせするための工夫をしてまいりたいと考えております。

次に、滞納処分の執行状況についてであります。平成14年度に執行した滞納処分につきましては、差押えと参加差押えを合わせまして394件、滞納金額約10億750万円。交付要求は101件、滞納金額約4,200万円。合計495件、約10億4,950万円となっております。

次に、今後の収納率向上対策であります。これまでも口座振替の啓発による納税の効率化や税を知る週間などの広報活動を通して、納期内納入のPRに努めてきたところでありますが、特に収納対策につきましては、増加傾向にあります滞納税額を抑制し、滞納整理を促進させることが重要と考え、平成14年度に納税課の体制を見直して、滞納処分等の強化を図ったところであります。今後とも滞納整理の進行管理を徹底するとともに、納めやすく利用しやすい納税窓口の拡大や、さらなる滞納整理の手法について研究しながら、いっそうの収収確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、北朝鮮貨物船の小樽港入港にかかわっての質問であります。小樽警察署や小樽海上保安部など関係機関からは、本年4月に北朝鮮貨物船の乗組員によりますにせのドル札を使用した事件を除いては、これ

まで問題となるような違法行為の事例はないものと聞いております。現在、税関や運輸局も含めて、北朝鮮貨物船に対する取締りをいっそう強化しているところであり、市といたしましても、港湾管理者として港の安全と秩序の維持を図るべく、引き続き、警察・海上保安など関係機関と緊密な連携を図りながら、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 佐々木茂議員のご質問にお答えします。

まず、人材登録制度についてですが、この制度は平成4年度に、生活、スポーツ、文化、趣味、教養、救急など、生涯ボランティア登録制度として発足し、平成15年度の登録者は個人192名、団体は21となっており、それぞれ活動していただいております。利用方法については、生涯学習プラザ・レビオが窓口となってボランティアリーダーの方々を紹介しており、また、昨年度から、広報おたるにこの制度の趣旨を掲載しているところです。今後とも市民の方々に活用していただくため、周知に努めてまいります。

次に、教育課程の改善を求めた学校についてですが、教育課程の編成主体は学校であり、校長の責任の下で全教職員により編成するものであります。また、校長は、学校管理規則に基づき編成した教育課程を教育委員会に届け出ることとなっております。届けられた教育課程については、点検の後、よりよいものを求めて、42小中学校すべてに対して指導、助言を行っております。指導、助言をした主なものは、中学校では第3学年における各教科等の授業時数の確保、小学校では社会科4年の選択教材や音楽の共通教材の適切な選択など、また、小中学校では学校行事を総合的な学習の時間に充てていることに留意することを求めたものなどであります。

次に、教育課程の改善状況についてですが、教育委員会の指導、助言を踏まえて、各学校では、校長が中心となって指導時数や指導内容を見直すなどの検討を行い、順次、教育課程を提出しております。現在、小学校14校、中学校9校が見直しを終えており、改善が進んでいるものと受け止めております。未提出の学校についても、現在、早急に改善内容の報告を求めているところであります。

次に、「道徳の時間」の指導計画についてですが、充実した道徳教育を展開するためには、校長をはじめ、全教員が協力して、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成することが大切なことと受け止めております。ご指摘のとおり、教員には、道徳の授業に疑念を持ち、消極的な指導にとどまっていることもありますが、近年の小、中学生がトラブルを起こしたり、事件に巻き込まれたりすることが多くなっていることから、「心の教育」を必要とする考えがようやく浸透し始めてきていること、保護者から道徳教育の要望が出ていることなどから、教育委員会として、学校に対してさらに道徳の指導計画の充実に努めてまいります。

次に、年間総授業時数についてですが、平成14年度において総授業時数が標準に達しているのは、小学校27校、中学校10校となっております。標準に達していない学校の主な理由については、小学校1校が第6学年における流行性感冒による出席停止であり、中学校4校は、主に第3学年で行事に予定以上の時数を要したり、流行性感冒による出席停止があったりしたため不足したものであります。市教委といたしましては、各学校がゆとりをもって授業時数を確保できるよう、標準的な行事の内容や時数配分の見直しについて指導するとともに、授業時数の実施状況について報告を求め、改善に向けて指導してまいります。

次に、国旗・国歌についてですが、社会科や音楽科の授業で行われることとなっております、指導計画は教科

担当教員が当たっております。平成14年度におけるそれぞれの指導状況についてですが、国旗については、社会科ですべての小中学校が指導しております。また、国歌については、音楽科で、忍路中央、塩谷、祝津、幸、長橋、北手宮、手宮西、色内、稲穂、堺、花園、緑、最上、入船、量徳、潮見台、望洋台、豊倉、朝里、張碓、桂岡、銭函の22校、78.6パーセントの小学校が実施しております。今後も、100パーセントの実施を目指して努力してまいります。

次に、職員会議にかかわる管理規則の改正についてですが、国は平成12年4月の学校教育法施行規則について、「設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる」並びに「職員会議は校長が主宰する」と改正し、職員会議についての法的根拠を明確にいたしました。小樽市教育委員会は新しい学校教育法施行規則を受けて、小樽市立学校管理規則第8条で、校長はその職務の円滑な執行に資するため職員会議を置く、職員会議は校長が主宰する、としております。

最後に、職員会議について、日常、教職員が組織的に職員会議を軽視、又は無視することはないと考えていますが、入学式・卒業式における国旗・国歌について、教職員組合の運動方針に基づき、反対抗議のため対抗戦術をとることがあり、校長の指導に従わず、実力行使に訴えた場合は、市教委として調査・報告を求め、厳正に対処しているところであります。

○議長（中畑恒雄） 佐々木茂議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時10分

○議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 5番、森井秀明議員。

（5番 森井秀明議員登壇）（拍手）

○5番（森井秀明議員） たくさんの人に支えられ、この場に立てることに強く感謝をし、また、それをしっかり受け止め、責任の重さを痛感した中で、身を引き締めつつ発言していきたいと思います。市長をはじめ、理事者の皆様、先輩議員の皆様、また、職員の皆様、ご指導よろしく願いいたします。

それでは、質問を始めさせていただきます。私がこのたび議員に出馬をした大きなきっかけは、海岸における諸問題を目の当たりにし、それらの諸問題を少しでも改善できればという思いからでありました。今回は初めての一般質問ということで、このことについて幾つか質問をさせていただきます。

大浜海岸の浸食についてお尋ねいたします。大浜海岸における砂浜の浸食、大浜にある海の家が崩壊することで明らかになり、9年がたちます。現在、管理者である北海道が毎年約2,000万円の予算を充て、砂浜を整備しているそうですが、恒久的な解決には至っておりません。小樽市として恒久的に海岸を守るための対策を考えられておられたり、また、対策を行っておられるのであれば、お教えてください。

海岸線のごみ対策についてお尋ねします。海水浴場においては、海の家の人やライフセーバー、日赤の水難救助員など、海水浴場にかかわっている人たちが率先してごみ拾いを行うことや、ボランティア団体がごみ拾いを申し出てくれることで、クリーンな砂浜を何とか保っておりますが、それ以外の砂浜のエリアにおいてのごみについて、啓蒙・啓発における対応は行っているかと思っておりますので、それ以外で、そのごみ自体に対し、どのような形で市は対応しているのか、お教えてください。

海水浴場における監視・救助体制についてお尋ねします。現在、小樽における海水浴場の監視・救助体制について、監視員の勤務日数に対しての取決めはありますか。また、監視員の勤務日数について把握されているのでしょうか。把握されておられたら、お教えてください。海水浴場に携わっている人たちは、実際に救助者がいないときに事故が起きた場合に対する不安はとても大きいと聞きますが、その状況も把握されていますか。把握されておられるのであれば、その現状もお教えてください。

昨年度の水上バイクの事故についてお尋ねします。昨年度、小樽市新川河口付近や星置川付近で起きた水上バイクにおける事故に対し、市としてはどのように感じておりますか。また、これらの出来事を未然に防ぐためにどのような対策をすべきか、お考えがあればあわせてお教えてください。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

○市長(山田勝麿) 森井議員のご質問にお答えいたします。

まず、大浜地域の海岸保全についてであります。この地域は道内有数の海水浴場として広く親しまれており、市といたしましても、海水浴場の開設に伴い、駐車場の運営など、一定の役割を果たしてきたところであります。しかしながら、現状は海岸の浸食が著しく、同地域での海水浴場の開設が年々厳しい状況になってきており、今後とも開設者や関係者と協議を進めながら、管理者であります北海道に対し、海岸整備等について要望してまいりたいと考えております。

次に、海岸線のごみ対策であります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、海岸線や道路・公園などの公共の場所の清潔保持については、それぞれの管理者が行わなければならないとされております。海岸線については、北海道が管理者であり、本市の場合、小樽土木現業所が必要に応じてごみ収集などを行っております。市の対応についてであります。市民からの苦情等が寄せられた場合には、小樽土木現業所に連絡しており、また、ボランティア団体によるごみ収集の申入れがあった場合には、管理者である小樽土木現業所に伝えるとともに、要請があれば、ボランティア団体への収集袋の提供や収集車両の手配などを行っております。今後につきましても、管理者である小樽土木現業所との連絡を密にしながら、海岸線の清潔保持に協力してまいりたいと考えております。

次に、海水浴場の監視・救助体制であります。まず、監視員の勤務日数については、北海道が示している海水浴場開設管理指導基準の中で定められており、市内9か所の海水浴場における監視員の配置は、それぞれの開設期間と同じ勤務日数となっております。また、日赤奉仕団等の救助能力を有する監視員の配置がない期間の監視体制につきましては、各海水浴場では水難防止施設等を整備するなど、安全管理に努めるとともに、組合員が輪番で遊泳者の安全保護のための監視活動に従事しているとの報告を受けております。市といたしましては、一人でも多くの組合員が応急手当等の技術を習得し、監視・救助体制の充実に努めるよう、今後とも働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、水上バイクの事故についてであります。昨年8月に新川河口付近の海域で3件の事故があり、4名が尊い命を失うという痛ましい水難事故が発生しました。近年、海洋レジャーが広く普及し、海の怖さも知らず、知識や経験の浅い水上バイクの愛好家が増えており、水上バイクの安全性に対する意識や、モラル

の低さ等が事故の原因となっていると考えております。これらの事故を契機に、市では、小樽海上保安部などと共同でキャンペーンや事故防止の啓発看板を設置したところであり、また、マリンレジャーの関係機関や団体が一堂に会し、水上バイク事故防止緊急対策会議や石狩湾マリンレジャー安全対策連絡会議を設置し、事故防止に向け共通認識に立ち、相互に密接な連携を図り、啓発活動を進めてきたところであります。また、今年の6月1日施行の船舶職員法の一部改正により、水上バイクについては酒酔い操縦の禁止や危険な区域での操縦の禁止など、操縦に当たっての遵守事項が定められたところであります。このことを受け、小樽市と北海道運輸局などとの共催で、7月には、水上バイクの安全で円滑な利用促進などを目的にマリン・フェスタin小樽を開催するなど、この1年、関係機関・団体が水上バイクの事故防止に向け、連携して啓発活動等に取り組んできたところであり、その後、石狩湾内で水上バイクによる死亡事故は発生していませんが、安心することなく継続して、関係機関・団体が事故防止に向け、連携し、対応することが大切なことと考えております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 5番、森井秀明議員。

○5番（森井秀明議員） 再質問の方をさせていただきます。

私は、このたび海岸線における諸問題に対し、市としても目を向けていただきたく、幾つかの質問をさせていただきます。先ほどの最初の浸食に関してなのですが、浸食の問題は、国・道そして市として土地が減っていくという大きな問題であるとも思います。また、平成12年度に海岸法が変わり、旧海岸法の目的である海岸の防護というものに加え、さらに、海岸環境の整備と保全及び公衆海岸の適正な利用の確保という目的が加わり、次世代へきれいで安全な海岸利用を継承しようと改正されております。また、この海岸法において、海岸に対する多様なニーズに対応するために、なかなか国や道では目が行き届かない分、日常的な管理を担うということから、最も地域に密着した行政主体の長である市町村長が、その発意により、海岸管理に参画できるとあります。ぜひ、今の海岸線における諸問題を再認識していただき、市としても、この問題に対して対応していただきたいと考えております。市長の見解を、その点でお伺いしたいと思います。

また、二つ目のごみにおける諸問題に対してですが、啓蒙・啓発活動は行われていると思いますし、それにおいてはとても大切なことだと思っております。しかしながら、まだまだごみに関しての有効的な対策は現在では至ってはいないのではないかと。確かに、北海道が海岸線における管理者として現在に対応していると思いますが、なかなかそのごみ問題一つ一つに対しての対応は行き届いていないのではないかと思います。やはり、そのことに関しても先ほどもお話しさせていただきましたが、一番身近である市がそれにおける確認をもっと行い、道に対してももちろん対応していくべきだと思いますし、そのことに関して、市もどんどん対応していくべきではないかと思います。だれもが小樽の海、小樽の海岸線としてそれらの問題を考えて、だれが管理者であるかということに関しては、市民の方々はそのことに関して追及はしてきません。管理を市が行っているのではないかと考えている市民もたくさんいらっしゃるかと思います。市の方でなかなかその対応ができない場合は、市民の方が誤解をされる場合もありえるでしょうし、管理者がどこから市は行わないというのではなく、市の方から、どんどんそちらの方の問題に対しても目を向けていただきたいと思っておりますが、これに関しての見解もお伺いしたいと思います。

三つ目の救助者に関してなのですが、ご答弁の中で、監視員が、それぞれの管理者において開設期間中、

最初から最後までいっしょというふうなお話ですが、私自身が把握している現状では、そこに至っていないと思います。そちらの関係上、把握をされているのであれば、改めてこちらの方、小樽市の場合、海水浴場が現在九つあると思うのですが、一つ一つどのような状況になっているのか、お答えいただければと思います。特に、私自身、救助者の一人として海水浴場に対応していたりとかもするのですけれども、救助者がいたら助かっている例というものはたくさん実際にあります。失わずに済むべき命が失われているこの現状を、とても大きな問題だと自分自身強く感じていますので、それを踏まえた中でのお答えをいただければと思います。

最後に、プレジャーボートにおける昨年度の事故においてなのですが、海水浴場以外でも、小樽市の海岸線においてこのような事故が起きているという、この現状を、市として強く受け止めていただきたいと感じております。特に、この事故は小樽市だけの問題としてではなく、全国紙でも取り上げられ、全国としての大きな問題の一つとして、海岸線を所有しているどこの市でも、問題として取り上げられてきていると思います。特に、来年度より北海道の条例として、プレジャーボートに対する事故防止条例が施行されます。その条例を通じ、事故防止について考えるとともに、市長もおっしゃっていたように、多種多様なニーズが広がってきていると思いますけれども、その共存できる海岸を考えていただきたいと思います。実際に、その知識又はモラル等が、まだそれぞれの水上バイク等の所有者に伝わり切っていない部分もあるかと思っています。当然、それに対する啓蒙・啓発活動も踏まえた上で、この質問をさせていただいております。海岸活用のすみ分けに関しては、やはり一番身近な市が考えていくことによって、その多種多様なニーズに対応できるのではないかと考えておりますので、こちらにおける見解も、改めてお伺いしたいと思います。

再質問を終わります。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 海水浴場の監視員は経済部長からお答えしますが、海岸の浸食、ごみ処理の問題のご質問がございました。美しい海岸を守るということは、非常に大事なことでございますし、これは国民一人一人の課題ではないのかなと。すべて行政がやるということでは、なかなか手が行き届かないという現状もありますし、それから散乱しているごみの問題、それから漂流してくるものもありますね。ですから、こういったものをどうこれからやっていくかというのは、海岸を守る上で非常に重要な課題だと思いますけれども、一自治体といいますか、本来であれば海岸管理者である北海道の責務かと思っておりますけれども、そうしたことばかりではなくて、道をはじめ行政と、それから海岸を利用する皆さん方と、どうこの美しい海岸を守っていくかということについては、それぞれの立場で、また、解決を図る、あるいはまた、それぞれ連携して対応していくと、こういうことが大事ではないのかなというふうに思っています。

それから、浸食の問題につきましては、これはもう相当長い年月がたっておりまして、毎年毎年、土木現場所も2,000万円以上の金をかけて海岸の保全をやっています。しかし、それだけでいいのかという課題もありまして、浜茶屋の問題も含めて、道としてもいろいろ協議しているようでございますから、我々としてはその協議を少し見守っていききたいと、こんなふうに思っています。

それから、マリンレジャーの事故もこれは最近増えておりまして、私もマリンウェーブの役員をやっておりますものから、その事故の後始末の問題で、今、裁判で係争になっている事件もございます。これもやは

り漁業者と、それからマリンレジャーを楽しむ方との意思疎通といいますか、特にこういう言葉で言うと悪いかもしれませんが、マリンレジャーで遊ぶ方の意識の問題というのもあるのです。一方ではまた、漁業者は、これはもう生活の場所、商売の場所ですから、それぞれ利害が対立しているという、こういう問題もありまして、非常に難しいのですけれども、これはお互いにやはりルールを守っていくといいますか、これが非常に大事だなというふうに感じております。今回の小樽でのマリンウェーブの事故につきましても、今、お互いにそれぞれの立場を主張してまして、海難審判にかかっている事例でございまして、これもやはりお互いにどこで接点を見つけるかという非常に大きな課題になっています。したがって、マリンウェーブとしては、ボートの所有者に対して、毎年オープン前に講習会を開いて、どこにどういう網が入っているとか、それからこういう夜間の出航はじゅうぶん注意してくださいとか、そういういろんな注意を喚起してやっていますので、これから引き続きやっていきたいと、こんなふうに思っています。いずれにしても、今お話のように、小樽は海岸線が非常に長いわけです。小樽市の行政区域、端から端まで全部海岸線ですから、この海岸をすべて保全していくというのは非常に至難のわざでございまして、みんなでこれらの知恵を出して、皆さん方のお力もかりながら、美しい海岸をどう守っていくか、これをそれぞれの立場でまた研究し、そして連携をとってやっていきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 経済部長。

○経済部長（山崎範夫） 監視体制のことについてお答えをいたします。

現状、市内の9か所の海水浴場のうち、サンセットビーチを除く八つの海水浴場につきましては、日赤奉仕団等の監視員の方々が配置をされておりまして、ただ、期間につきましては、先ほどお話ございましたとおり、今年であれば7月20日から8月18日までの30日間です。ですから、それぞれ9か所の海水浴場では開設期間が異なっておりまして、短いところで44日ほど、長いところで70日というところがございまして、それら30日以外の部分につきましては、それぞれ開設者であります組合、もしくは組合員の方々が交代で、先ほど答弁申し上げましたけれども、輪番で、2人体制あるいは4人体制の中で警備・監視活動を行っているというのが実態でございます。ですから、そういう意味では、日赤奉仕団等の、いわゆるそういう救助資格等、救助等の講習を受けた方々がいらっしゃらない時期もあるというのが実態でございまして、我々としては、先ほども答弁を申し上げましたが、組合の方々にはできる限り、そういった講習を受けていただくというようなことをお願いしたり、また、シーズン前に日赤奉仕団等との協議もいたしておりますので、できる限り長い期間、こういった業務に携わっていただくこともお願いをしながら、そういった要請もしてまいらなければならないと、こんなふうには考えてございます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 5番、森井秀明議員。

○5番（森井秀明議員） 再々質問というか、要望に近いのですが、させていただきます。

私も、市長がおっしゃるとおり、簡単な問題ではないと思っております。小樽市の行政区域というのは端から端までずっと海岸線ですから、それだけ広大な範囲になっている分、目の行き届かない、とても難しい問題であると思います。しかしながら、小樽というのは、やはり海からの恩恵がかなり多くの状況の中で成り立っている市でもあると思います。現在は、港湾、漁業者、又はフェリーその他、そういうような形で、海岸線としての小樽市との深いかかわりはあるかと思いますが、それ以外のエリアというのはなかなか所管

もないですし、目の行き届かない範囲が広いのではないかというのはすごく強く感じますので、ぜひ今後、今の範囲だけではなく、また、なかなか人の携わらないエリアまで目の行き届くような配慮をしていただきたいというのが、私としての強い要望です。

また、監視員のお話なのですけれども、今おっしゃったように、日本赤十字や、また、ライフセービング、その他いろんな救助資格等があるのですけれども、実際、それを持った中での監視というものは、現在、その日赤の方々が入っている以外というのは皆無に近いのではないかなと感じております。実際、何か起きた場合に、救助を行うというのはそう簡単なことではありません。現状、そこまで配置できないということ自体は、私自身も感じてはおりますけれども、やはりそのような資格を推進していくべきだとも思いますし、海水浴場を開設している以上、そこに対しての市としての行政指導も必要になってくるのではないかなと感じておりますので、こちらの方も推進していただきたいと強く要望をいたします。

一応、要望ということで、以上で終わります。

○議長（中畑恒雄） 森井議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 17番、山口保議員。

（17番 山口保議員登壇）（拍手）

○17番（山口保議員） 第3回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

私の本会議での質問は、これが最初であります。かつて、「埋立て」か「保存再生」かで本市を二分して争われた小樽運河論争から30年。振り返りますと、言葉では言い尽くせない感慨があります。この間、私は、「小樽運河を守る会」、そして「ポートフェスティバル」「サマーフェスティバル」「小樽運河百人委員会」「小樽まちづくり協議会」など、多くの市民の皆様のまちづくりの熱意を感じながら、市民の皆様とともにまちづくり運動の渦中に身を投じさせていただいてまいりました。実に目まぐるしく、振り返る間もない10数年でありました。そして、近年、「小樽観光誘致促進協議会」また、「小樽雪あかりの路」と、かつてあれだけ激しくぶつかり合った行政の皆さんと、今、ともに議論をし、汗を流す、まちづくりの協働作業の場に立たせていただいております。まさに隔世の感があります。このまちのまちづくりの重要なエポックに参加をさせていただき、また、行政の皆さんとのパートナーシップによる協働作業の場に快く道を開いていただいたことに、この場をおかりしまして謝意を表したいと思えます。市民と行政が垣根を越え、同じ市民の一人として情報を共有し合い、議論をし、互いに知恵を出し合い、ともに汗を流す。このことこそ、市長が機会あるごとに表明されている「市民との協働のまちづくり」、その精神だと思います。

そこで、お尋ねいたします。市民とのパートナーシップの構築を、今後、どのように進められていくのか、また、具体的なプランを庁内で議論をされているのなら、その内容について詳しくお聞かせください。先ほど大橋議員の質問にもありましたように、意欲的市民、NPOも参加させた各部局ごとのワーキングチームをつくるなど、そのようなお考えはありませんか。

次に、小樽観光の課題についてであります。言うまでもなく、本市は明治、大正、昭和初期と、日本の近代化を担う北の商都として繁栄し、そしてその遺産としての小樽運河や歴史的まち並み、いわゆる近代化遺産の再生を基礎として、ガラス、寿司、オルゴールといった、かつてあったソフトをリニューアルしたり、また新たなソフトを次々とみ出していくことで、現在の小樽観光の形ができ上がってきたということができるのではないのでしょうか。そして、今、私は、この小樽観光が実は曲がり角に差ししかろうとしているの

ではないかという危ぐを持つ者の一人であります。確かに新たな観光拠点、例えば旧国鉄手宮線、花園飲食街、天狗山の眺望など、さまざまなイベントが近年企画され、ようやく運河、堺町の点の観光から面の観光へと、飛躍への努力が始まっています。また、後志圏とのネットワーク化によるエリア観光の試みも始まっております。かつて1997年に、観光誘致促進協議会の調査研究部会で論議された小樽観光の課題のうち、点から面の観光へ、また、冬や夜の集客の強化など、さまざまな試みがなされるようになり、徐々にその効果も出始めています。集客にはさまざまな努力がなされております。しかし一方で、観光客のニーズは物販から体験型へ、また、飲食へと、いわゆるお土産観光から時間消費型観光へと変化しているのではないのでしょうか。どこでも買える土産物ではなく、どこでも食べられる飲食ではない、その土地の文化に触れ、その土地の風土を味わう、そういう質の高い観光が求められてきていると思うわけであります。

最近、地産地消、域産域消というような考え方や、各地の試みが伝えられています。観光都市小樽こそ、そうした地域循環経済の確立、また、その実現に向けてのシステムの構築が急務であると考えます。最近、あの大阪府でさえ、独自の基準をつくり、府下の農家の野菜を差別化して、泉州エコ野菜として、そういうブランドで売り出す努力をいたしております。例えば、小樽は後志の農協や先進的な農家、また、漁協など、それらと連携を図り、小樽の飲食に、より季節感を与え、また、安全な食文化に高めていくというような試みが大切だと考えます。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、地域経済の再生活活性化についてであります。今、日本の地域経済は、産業構造の変化や急激な規制緩和、経済のグローバル化の波に洗われ、窮地に立たされております。本市小樽も例外ではなく、観光消費で何とか持ちこたえているとはいえ、倒産、廃業、事業縮小が相次いでいます。産業統計によりますと、2次産業の就業者数が、昭和55年の2万1,007人から、平成13年には1万5,167人と、激減しております。本市の市民税収入も、平成9年の60億円から平成13年には44億円と、減少の一途であります。就業者数が減り、所得が減っている、そういう悲しい現実がここに見てとれるわけであります。これは、観光関連の3次産業と2次産業との結びつきが希薄なことの証左ではないのでしょうか。地域経済活性化会議が、産学官連携の下、来年5月をめどに地域経済の活性化策の取りまとめをするとのことですが、どのような期待を市長は持っておられるのか、お答えください。

もうずいぶん前の話で恐縮ですが、1986年に「小樽活性化委員会」というのがありまして、当時の道知事の肝いりで、経済界、学識経験者、行政、市民運動と、主に運河論争で対立した当事者が一堂に会して議論をするというものがありました。普通の委員会と違いましたのは、そこで合意のできた具体案については、道が責任を持って予算措置をするというものでありました。おおむね20億円ぐらいだったと記憶しております。そこで、全会一致でつくりました成案は、当時、観光の柱として大きく育ち始めていたガラスを産業として育てよう。そのためには高度な技術とデザインを習得しうる専門学校としての「ガラスアートセンター」、それと併設の「ガラスアート美術館」、そういうものを創設することが必要ではないかということでした。場所は今の運河プラザ、小樽市博物館のある旧小樽倉庫を想定した計画でありました。ガラスは今、小樽で主流の宙吹き技術だけではなく、多様な技術があります。それが技術とデザインの妙を極め、芸術の領域にまで高められたときに、初めて産業として成立するのであるという議論でありました。

東京や札幌の近代美術館など、多くの専門家も期待を表明され、協力をいただけるということでありましたけれども、当時の新谷市長は再三の要請にもかかわらず、実行されませんでした。私は今でもたいへん残念に思います。そして、できることなら、たいへん財政は厳しいわけですがどうしても、これは必要な

施策であると考えています。このことにつきましては、もし市長のご感想があれば、お聞かせいただければ幸いです。

次に、環境対応型の都市整備の必要性についてであります。本市は早くから景観条例を制定し、都市景観の保全・形成に尽力をされてきました。しかし、道路や歩道橋や街路樹といった都市景観を形成しているもう一つの重要な要素、それに対する議論や施策が軽んじられていたのではないのでしょうか。その点、近年、堺町や花銀といったコミュニティ道路の整備など、国の補助事業ということで基準に沿うことの制約から、私にはデザインや素材など若干の不満はありますが、都市整備の新たな視点に立った事業が始められてきていることに対して評価するものであります。しかし一方で、駅から運河に至る中央通の中心市街地活性化事業による道路の拡幅と歩道の整備は、観光小樽の顔ともいべき縦軸を形成する重要な事業でありながら、補助事業の制約があるとはいえ、評価するにはとまどいを禁じえないものであります。例えば、電柱の地中化を実現し、8メートルの歩道の幅を確保しているわけですから、街路樹の選定にしても、メタセコイアなどという、このまちに何のゆかりもない樹木ではなく、市民や観光客に親しみのある、例えば桜とかナナカマドといった緑の景観形成にふさわしい樹木を選ばれなかったのか、その経緯をご説明いただきたいと思います。

次に、駅前の歩道橋についてであります。駅前広場や駅前の景観については、多くの市民や小樽ファンともいべき多くのリピーターの観光客を失望させるものとなっております。歩道橋の撤去については、他会派の議員の皆さんからも要望されているところでありますけれども、私は、あわせて駅前の交差点のスクランブル化の必要性を、今年5月に、関係部局の皆さんにお話を申し上げておるところであります。歩道橋の撤去と駅前交差点のスクランブル化は駅前の景観形成の必須条件であり、また、駅前地区、中心市街地の活性化にも資すると考えます。一部の地権者の方々の反対の意向は承知をしておりますけれども、これはこのまちの将来にかかわる市民全体の重要な課題であります。また、中心市街地活性化事業が終了をすれば、中央通は道の所管から市道へと戻されるのではないかと危惧しております。市財政ひっ迫の折、道の事業として早急に着手されるよう、まず市が決断をされ、道並びに国、関係機関に要請されるよう、強く求めるものであります。ご所見をお伺いいたします。

今、国も、ようやく国土整備の在り方を変えようとしております。国土交通省では、本年7月に、「美しい国づくり政策大綱」を策定しまして、「子どもたちに残したい、又は残したくない日本の道景色」、そういうものを広く一般に写真で公募しております。8月1日から9月15日までということですから、もう締め切られてはおりますが、そのホームページの中で、子どもたちに残したい道景色の例、また、残したくない例を1点ずつ写真で例示をしております。残したくない例の代表は、歩道橋とガードレールの殺伐とした都市の風景であります。本市には、ほかにも多数の歩道橋が残されています。60歳以上の高齢者の人口比が30パーセントと、高齢化社会を迎えている本市の状況、また、バリアフリーの社会の実現が急がれている中で、例えば海から天狗山の眺望観光につながる重要な縦軸となる緑山手線にかかる二つの歩道橋、富岡歩道橋と緑歩道橋の撤去についても、ぜひ検討されるべきだと思いますが、あわせてご答弁をいただきます。

次に、住宅街の歩道のない細街路の歩車共存化についてであります。こうした街路は時速30キロの制限速度となっておりますけれども、おおむね40キロを超える速度で車が走行しており、歩道もなく、狭い白線で引かれただけの歩行者帯を歩かざるをえない状況であります。特に、高齢の歩行者は常に危険にさらされているのが現状であります。一例を挙げさせていただきますと、富岡の公園東通線もそのような通りの一つで、

長橋方面から緑山手線へ抜ける間道となっており、交通量も多く、また、通り沿いには生協も夜遅くまで営業しておりまして、そこを利用される歩行者もたいへん多くなっております。また、夜間は、片側の電柱に設置されています防犯灯の明かりしかありませんで、薄暗く、たいへん危険な状態であります。昨年11月には、56歳のご婦人が車にはね飛ばされて死亡するという痛ましい事故があったばかりであります。住宅街の細街路を通過車両が我が物顔で走行する、そして住民、歩行者が常に危険にさらされているという事態は、これは放置できないものであります。解決策の一つとして、一方通行化して歩道を設置するという、コミュニティ道路ということですが、そういう方法があるわけですが、これは費用もかかり、地域の利害の調整にもたいへん時間がかかる困難な作業になると伺っております。

私が提議するいま一つの方法は、ハンプの導入であります。近年、東京の三鷹市の上連雀地区での導入の例など、全国各地でハンプの導入後、車両の流入が半減し、また、車の通過速度も、平均で時速約26キロメートルに抑えられるなど、成功の事例が次々と報告をされ、歩車共存道路のもう一つの事例として注目されております。また、北海道でも、札幌市月寒西地区でも導入され、冬季の除排雪などにも特に支障はないとの報告がされていると伺っております。また、土木工事を必要としないゴム製の据置き式のハンプも、道の方で貸し出しているやに伺っております。住宅地の街路の歩車共存化は、潤いのあるまちづくりにも資するものと考えます。ぜひご検討いただきますよう要望をいたしますので、市長の所見をお伺いいたします。

最後に、分権改革についてであります。地方分権の議論は、地域再生には必須の議論だと考えます。私は、この議論が、国の財政再建の責任を地方財政に転嫁しようという無責任な方向に向かっていることに対して、憤りとともに危ぐを感じるものであります。国の歳出の半分は借金、そして普通国債の残高は450兆円にも達し、今年度税収の約11倍。個人の話に置きかえれば、年収の11倍もの借金を抱えている、まさに破産状態です。これは、これまでGDPの5パーセントを超え、欧米の2ないしは3倍と言われるような公共投資を、長年、湯水のように道路やダムといった無駄な公共事業につぎ込んできた、その結果であります。また、バブル経済崩壊以降、景気対策の名の下に、地方も公共事業の追加等に動員されて、今日の地方財政の悪化に苦しめられております。本市も例外ではありません。国の失政のツケを苦しんでいる地方に押しつけられるのは、まさに理不尽であります。地方の特性に合った地方独自の政策実行のための財源さえあれば、この苦境から脱しうる、そうした知恵を私たち地方は獲得しうる、私はそう確信します。早急な真の分権改革の実現を、再度国に強く求められるよう要望します。市長のご所見をお伺いいたします。

私の質問はこれで終わりますが、私は経済常任委員であります。この機会に、所管外のことは特に丁寧に説明、ご答弁をいただくよう要請をしまして、私の質問を終えます。なお、再質問は留保いたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 山口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、協働のまちづくりについてであります。私は常々、まちづくりは、いつ、いかなる時代においても市民の強い郷土に対する誇りと情熱が結集したものでなければならないと思っております。本市は、運河論争を契機として、市民相互あるいは市民と行政との対話の歴史があり、その精神が今も市民の皆さんの

中に受け継がれており、市民のまちづくりに対する意欲から、雪あかりの路や手宮夜桜ライトアップなど、すばらしいイベントが生まれてきました。これらは市民の郷土に対する誇りと情熱の結集、さらには行政のバックアップがもたらした成果であると思っております。これからの市民との協働、パートナーシップの構築については、市長への手紙など「市民の声」に耳を傾け、情報を共有しながら事業を推進するよう、職員に話しているところであり、先日の「地区連合町会長と市長と語る集い」においても、土木部から冬期間の砂まきボランティアをお願いしたところ、快くご賛同いただいたことから、市民の皆さんとの協働の気持ちが浸透してきているものと思っております。このように、一步一步確かな歩みにより、市民の皆さんとの協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、現在の財政状況から考えますと、行政が従来のようにあれもこれもできるということではありません。今後、いろいろな面で、NPOやボランティアの皆さんの力をおかりしてまちづくりを進める必要があります、具体的なプランについては、今後、さらに庁内で議論していきたいと思っております。

次に、小樽観光の質的課題という点ですが、小樽には先人が築き上げたさまざまな財産が残っており、それらが観光資源となり、全国でも有数の観光都市に成長してまいりました。また、この間、観光関連団体の熱心な議論を通して、変化する観光形態に対応した観光政策を官民一体となって進めてきたものと思っております。ご提言の地産地消による食文化の向上については、近年、観光客が求めているものの上位に「その土地ならではのものを味わうこと」が位置づけられており、小樽はもとより、後志管内の農産物に付加価値を加え、地域内で消費することが大切であると考えております。その意味からも、今年度着手した「小樽市観光基本計画」策定に当たっても、地産地消を視野に入れた小樽ブランドの創出を検討するとともに、地域ならではの食材を取り入れた料理を提供する観光スポットの創出についても検討を進めております。

次に、地域経済再生と活性化について、何点かお尋ねがありました。まず、地域経済活性化会議についてですが、地域経済の情勢は依然として厳しい状況が続いており、本市では、少子高齢化の進展や生産年齢人口のウエートの低下をはじめ、経済活動をめぐる今日的な課題が最も先鋭的にあらわれていることなどから、本年6月、地域経済の活性化を目指し、産学官のそれぞれが一定の役割を担い、民間主導による自律的な事業展開の実現を図るため、同会議を設置したところであります。現在、産学官からの12名の委員で協議いただいておりますが、当面、即効性のあるすそ野の広い分野として、観光機能を活用した地域経済の振興策を協議することとし、新たな観光資源やブランドシステムの開発などを検討するため、観光高度化など、三つのワーキンググループを立ち上げたところであります。今後の協議の中で、さまざまなご意見やご提言が出されると思いますが、特に課題解決に向け、具体的な提案がなされることを期待いたしているところであります。

次に、小樽観光の優位性を生かした、ものづくり拠点の創設ですが、これまでに本市においては、ものづくりの重要性の観点から、グラスアートセンターやクラフトセンター構想などについて検討した経緯がありますが、実現には至っておりません。昨今、地域経済の中で、ものづくりの重要性が見直されていることもあり、既存産業や観光産業の面でも、地域におけるものづくり事業活動は重要なことと認識しているところであります。先ほども申し上げましたが、地域経済活性化会議におきまして、観光の高度化や、観光産業と既存産業との連携、また、観光に関する市民意識の向上を図るなど、産学官が一体となって地域経済の振興策について、現在、積極的に検討をいただいているところであり、その中で具体的な検討がなされる

ものと考えております。

次に、環境対応型の都市整備と歩道橋であります。初めに中央通の植栽についてですが、「市民が参加し、四季折々にマッチした演出を行うこと」をコンセプトとして、選定に当たっては四季折々の色彩、耐寒性及び維持管理のコストなどを考慮し、専門家のご意見もお聞きしながら、地先住民の方々の合意を得て植樹したものであります。メタセコイアについては病虫害の発生がないこと、成長が早く、木の形が美しいことなどの理由から選定したものであります。なお、ナナカマド及び桜については検討いたしましたが、病虫害の発生など、維持管理に問題があることから対象外としたものであります。

次に、中央通の整備についてであります。中央通の歩道橋については、小樽駅前地区市街地再開発事業の一環として、第1、第2、第3ビルの商業施設間の回遊性を高めるために、連絡橋として昭和51年に設置されたものであります。現在、中央通地区の事業の進ちょくに伴い、景観上の観点から撤去すべきとの意見が出されておりますが、商業施設ビル内の商業者への影響が大きいこと、国際ホテルの動向を見極める必要があることなど、現時点では関係者の理解が得られていないことから、当面、撤去は困難と判断しているところであります。また、スクランブル交差点についてであります。歩道橋との関連も踏まえながら、今後、関係者や関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路緑山手線にかかる歩道橋であります。ご指摘のあった富岡歩道橋と緑歩道橋の二つの歩道橋は、それぞれ稲穂、緑小学校に通学する学童の安全確保などを目的に設置されたものであります。この二つの歩道橋が老朽化によって景観を阻害していること、高齢者に対応した施設にはなっていないこと、また、歩道の幅員を狭めていることなど、課題があることは認識しております。しかしながら、撤去に当たりましては、利用者である地域住民や学校などからもご意見を伺いながら、利用実態の把握に努め、道路管理者である北海道と協議してまいりたいと考えております。

次に、歩道のない街路の歩車共存化についてであります。住宅地の生活関連道路の多くは、幹線道路やバス路線に比べ、自動車交通量や歩行者交通量とも少なく、また、幅員が狭い状況にあります。しかし、最近の車社会の発達により、幹線道路のバイパス的な利用がなされ、進入車両及び通過車両が増大し、それに伴い、事故発生率が高くなっている路線もあります。このような道路の安全対策として、時間交通規制、一方通行化、ハンプなどさまざまな方法がありますが、今後とも歩行者の安全を第一に、こういった工法がよいのか、沿道住民の意見を聞き、その地区の事情を考慮し、周辺道路も含めた車の流れを検討しながら、生活道路の安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、分権改革についての見解であります。地方分権は地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の分権型社会を形成することが目的であります。分権型社会の形成のためには、国と地方の役割分担に応じて、地方の税財源の充実強化が図られることが必要であり、国の歳出削減の手段として、地方へ負担を押しつけることがあってはならないものと考えております。地方分権改革にとって最大の課題である三位一体の改革は、年末の予算編成でその具体的内容と行程が決まる、まさに正念場を迎えますが、本市をはじめ、財政力のぜい弱な北海道の各自治体は、税財源移譲の内容と方法次第では、いっそう厳しい状況に置かれるのではないかと不安を持っております。真の分権型社会を実現し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成していくため、国から地方への税源移譲などによる地方自主財源の充実強化と行財政基盤の確立については、全国市長会においても決議し、要望しているところでありますが、機会あるごとに、国や関係機関に積極的に働きかけていきたいと考えております。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 17番、山口保議員。

○17番（山口保議員） 再質問をさせてください。

先ほど、中央通の街路樹のことですけれども、ナナカマドとか桜とかは、維持管理とか、その他いろいろ支障があるというようなことでメタセコイアを選定されたと、町会とも議論をされてお決めたになったというようなことを答弁されましたけれども、ナナカマドは、例えば緑山手通にしても、街路樹としてじゅうぶんに機能をして、管理もされているところであります。私は、この問題については、単に担当部局、例えば駅前の中央通について、あの事業については活性化対策室、建築都市部というものが中心になって行われたと。あれだけ重要な、先ほども申し上げていましたように、駅から真っすぐ運河に通じるシンボルロードとも言うべき重要な事業でありながら、担当部局といわゆる地権者との話合いの中で決められてきた。例えば、庁内でも関係部局といえば、当然、経済部とか。また、観光振興室は観光ボランティアの組織も持っておりますし、観光誘致協でいろいろ景観についても議論をしている経緯もございます。そういうところときっちり議論をされた上で、どういうふうにあの地区を演出していくのか、観光資源に資するのか、議論があつてしかなければならなかったかと、今思っております。そういう意味で、先般、2定で大橋議員がおっしゃったように、重要なことについては、広範な市民の皆さんの意見を聞きながら事業を遂行していく。すべてとは言いませんので、そのような新たな住民参加のシステムを担保していただけるようにあわせてここでお願いをいたしますが、そのご検討はいかがか、お伺いをいたします。

駅前歩道橋については、今、市長からる説明していただきましたが、国際ホテルが今、競売にかかっておりますけれども、駅前の立地の環境をよくしていく、価値を高めてから新たな所有者を迎えろと。その方が、私は合理性があるのではないかと。今、実際にあそこへ行ってみますと、確かに道の調査では、日中は1,300人、日曜日は1,000人ですか、交通量があるというように言われていますけれども、確かに人数では大いに利用者があると思います。ただ、その実態調査ですね。どのように利用されているのか。市で独自で調査をされて、一般に言われておりますように、サンビルの前でおりられて、そしてエスカレーターをお使いになって、長崎屋に入る。そして、長崎屋から連絡橋をお渡りになって、また、サンビルのエスカレーターをお使いになって、バスで行かれる。それから、プールがありますから、子どもさん方が、あそこは今、スクランブルになっていませんし、歩車分離信号にもなっておりませんから、巻き込み事故も想定されて、親御さんが心配をされて、連絡橋を使うようにということで、そういう利用もあるのではないのでしょうか、本当に商業目的で、連絡橋がなければサンビルの商店街の経営が成り立っていかないような状況をつくっていくのか。そういうことをきっちり調査していただきたいと思います。現状で私が心配しますのは、先ほど申し上げました議論とは別に、例えば連絡橋を渡ってサンビルに入りますと、今、2階で営業しているのは、ほぼメガネのルックさんだけです。そこは明るい電気がともっておりますが、正面のプールの管理人というのですか、受付の女の方がいらっしゃいますけれども、そこには蛍光灯で電気がついておりますけれども、いわゆる真ん中のサークルの待合所みたいなところは薄暗い中にあります。そういう中に高校生がたむろしておりまして、ちょっと薄気味悪い状況になっているのです。私は、今の現状のままではサンビル全体がいずれ立ち行かなくなると、そういう状況だと思います。ですから、私は、連絡橋の撤去とあわせてスクランブル化。これは、歩道を例えば札幌側から余市側にもう少し寄せる、それから余市側の横断歩道も寄せて、そして運河側の歩道橋を前に寄せればじゅうぶんにスクランブルは可能だと思いますので、そうすれば駅前

たいへん明るい、そして36メートルの道路拡幅になったわけですから、例えば梁川通商店街と都通りが切れてしまうのではないかという心配もありましたけれども、それもつながっていく。景観もすっきりする。なおかつ、今抱えております国際ホテルの問題についても環境整備をしていく。そういう担保を呈示して、それで競売にかけていただければ、より私たちが望む企業が新たに入っていただける可能性が増えると思います。そのことについて、この2点お伺いいたします。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝麿） 最初に、中央通にかかわっているいろいろな課題について、住民なり、関係者の意見を聞いたらどうかというお話でございますけれども、課題によってはそういう方向でやっていきたいと、こう思います。

それから、歩道橋の問題ですけれども、私の耳に入ってくるのも、ぜひあれは撤去して景観を守るべきだというお話がたくさん来ます。しかし、現実問題として、今のあそこの国際ホテルの状況の中で入居されている商業者の皆さんから、何とか残してくれという強い声がありまして、撤去されることによって、また、撤退するテナントもありますよという話も出てきますと、すぐ撤去というふうにはなかなかならないのではないかと。したがって、もう少し状況を見守って時間をかしていただきたい。やはり商業者のご意見が一番強いわけですから、その意見を無視してまで強行して撤去することには、なかなか行政として、片やそういう意見もありますから、これからもまた、いろいろと商業者の皆さん方と話し合いをしていきますけれども、もう少し時間をかしていただきたい。基本的には、撤去することについては私も反対しているわけではございませんので、ご理解いただいた段階で取り組んでいきたいと、こう思います。

○議長（中畑恒雄） 山口議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○20番（新谷とし議員） 一般質問をします。くじ運が悪く、一番最後の質問になってしまいました。けれども、通告をしておりますので、予定どおり行います。

初めに、介護保険の問題を何点かお聞きします。

第1は、特養老人ホーム増設に関してです。介護保険制度が始まって以来、待機者は372人から、7月初日現在で733人にまでなっています。制度が始まる前は、よりよいサービスが受けられると市民は大いに期待したのに、いったいつになったら入れるのか、失望が募るばかりです。私が平成12年第1回定例会で特養老人ホーム増設の質問をした際、16年度までの計画期間中に70床をめどにしているとお答えでした。しかし、実現に至っておりません。新たな計画ではいつまでに何床増やす計画なのか、お答えください。

次に、保険料減免拡大について伺います。介護保険制度2期目の保険料の改定が行われ、小樽市の第1号被保険者の保険料は全道の中でもだんとうの値上げ幅で、一番高い料金設定となりました。徴収通知が届いたその日から7日間で、645件もの問い合わせが殺到したように、市民は驚きと不安でいっぱいです。長引く不況、年金医療の改悪と相まって、普通徴収での保険料の滞納は14年度、5,502件、1,927万3,250円に上り、このうち第2段階と第3段階の未納件数割合が全体の77パーセントと大きくなっております。とりわけ第3

段階は、前年度の3.2倍と増えているのが特徴的です。未納理由としては低所得43.7パーセント、事業不振6パーセントと、経済的原因が約50パーセントを占めています。保険料の減免は、14年度で、第1段階、第2段階合わせて402人、予算800万円に対し約364万円。15年度は年度途中ですが、7月時点で221人、予算920万円に対して約297万円にとどまっております。減免の周知をどのように進めているのか、お知らせください。

第3段階では、未納理由に示されているように、生活が厳しくなる一方、年齢を経ると病気にかかりやすく、病院代も重荷になっています。実例を挙げますと、Aさんは66歳、年金は1か月3万4,825円。ひざが悪く、整形外科に通院しています。病院代は診察代と薬代、4か月に1回は検査があり、約1万5,000円かかります。69歳のBさんは、年金が月2万9,400円、腰痛の治療費と薬代は月約1万円です。2人ともまだ介護を受けておりませんが、サービスを利用するとさらに負担がかかります。これらの方々は病院代の負担が大きく、通院や薬を飲むのを先に延ばしているのが実態です。第3段階は住民税非課税なのに、年間5万3,840円もの負担は家計費を圧迫するだけではなく、将来不安が増すばかりです。8月30日、内閣府が発表した世論調査でも、国民の67パーセントが生活に不安を抱えており、最も多かったのは老後の生活設計です。介護保険料は一人一人に課せられるのに、本人に収入がなくても、配偶者や家族が住民税を納めていれば第3段階になるという制度上の矛盾があります。世帯構成や生活実態に合わせて、第3段階にも減免を拡大すべきではないでしょうか。

次に、旧はまなす通所リハビリ利用者の問題で伺います。不正受給による指定取消しにより、ほかの施設に移った136人の利用者のうち、9月1日時点での未決定者は2名ということです。しかし、新たに利用しているサービスの内容を見れば、旧はまなす時代は週2回通所していたのに、今は1回のみと、明らかにサービスの後退が起きています。旧はまなす利用者のサービス受給の現状及び後退分のサービスをどのように支援するのか、お示しください。

通所リハビリテーションは15年4月の法改正により、理学療法士を事実上常勤させなければならなくなりました。全国的に理学療法士が不足している現時点では、施設側で確保するのが難しく、事業を通所リハビリテーションからデイサービスに変えざるをえないという事態が起きています。利用者にとってサービスの後退につながるものでありますが、基準の変更に伴って形態の変わる施設はありますか。また、今後、通所リハビリのサービスは拡大できるのか、伺います。厚生労働省のこうした実態を無視した今回の法改正は問題です。市としても不足している理学療法士の育成を急ぐよう、国に申し入れていただきたいと思いますが、いかがですか。

次に、給食サービスについて伺います。小樽市における高齢化率は年々高くなり、15年7月末現在、65歳以上の単身世帯は1万948、全世帯6万7,716の16パーセントです。また、高齢者世帯は7,178で、10.6パーセントです。給食サービスは小樽市高齢者保健福祉計画の高齢者在宅福祉サービスの中で、調理や買物ができない高齢者などにとって、その生活を支える重要なサービスの一つと述べています。私は、13年の第4回定例会の一般質問で、配食サービスの拡大を求めました。その際、市長は、16年度を目標として全市に地域を拡大し、週1回から3回の計画を立てていると答弁されました。その後、新たな計画では、19年度目標値の登録者数は350人、延べ利用者数は2万7,000人に設定しています。今年8月現在での登録者数は186人、そのうち実際に給食を受けているのは143人で、回数は週1回のみにとどまっています。サービスを行っている地域も、14町会のうち市内中心部が11町会、新しく始めたのは1町会と、まだまだ市内全域にはほど遠い実態です。なぜ進まないのか、また、拡大できる見込みはあるのか、お答えください。高齢者の健康保持、自立

支援のために欠くことができない「食」、待たれている給食サービス拡大に向けて、今後どのような取組をしていくのか、お示してください。

次に、青年の雇用問題について伺います。「大学は出たけれど仕事につけない」はやり言葉のように言われ始めたころから、現状はさらに深刻になっています。パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆるフリーターは1995年に248万人だったのが、2001年には、青年の5人に1人の割合で417万人にも増えています。これでは多くの若い人たちが夢や希望が持てず、将来に不安を感じるのは当然です。この不況下でも、中小企業は3万人の青年労働者を雇用して頑張っていますが、大企業では100万人以上の雇用削減を行ったため、就職難を招いてしまいました。その結果、企業では蓄積した独自の技術やノウハウが継承されないという大きな問題となっています。また、いつまでも経済的に自立できない、結婚して家庭を持つことができない、そうしたために少子化をいっそう深刻化させています。年金や健康保険などの保険料を払えない青年が増え、社会保険制度の根幹も揺らぎ始めています。このような事態に政府自身が驚き、国民生活白書等でフリーターの急増は青年と日本社会の危機を招くという見解を発表し、大幅なフリーターの増加原因としては、どちらかといえば企業側の要因が大きいと認めています。フリーターの青年たちは好んでそのような仕事についていると思われがちですが、7割は正社員になりたいと希望をしています。雇用対策の一つとして行わなければならないのは、長時間労働、サービス残業の一掃です。民間のシンクタンクの試算では、サービス残業をなくすれば160万人の雇用が増え、失業率を2.4パーセント下げる一方で、GDPは2.5パーセント引き上がるとしています。このような青年の深刻な就職難を、市としても見過ごすわけにはいけないと思います。市長は現状の青年の雇用問題をどのように考え、また、どのような施策をお持ちでしょうか。

我が党は、これまでも市職員に青年を採用するよう求めてきました。最近5年間の市職員正職員の青年の新規採用及び職員に占める割合をお示してください。また、15年度予算で職員の時間外手当は3億678万円ですが、新規採用に充てると何人の雇用になるのか、お示してください。市は財政難を理由に、16年度末で約150名の退職職員を補充しない計画ですが、それでは市役所の活性化も失われるのではないのでしょうか。また、15年度決算見込みの時間外手当はいくらになりますか。この分でぜひ若い人たちを雇用すべきです。いかがですか、お答えください。

サービス残業についても、たびたび質問してきました。昨年、第4回定例会での古沢質問を受けて、当時、総務部長は、必要があれば実態調査を検討したいと答弁しておりましたが、その後の取組はいかがでしょうか。6月に発表された市職員の調査では、362人がサービス残業があったと回答しています。サービス残業時間はどのぐらいか、お聞きします。また、これをやめさせて雇用を増やすべきです。お答えください。

次に、保育所問題について伺います。

第1は待機児童解消についてです。小泉内閣は待機児童ゼロ作戦を打ち出し、受入定員も増やしましたが、待機児童は増えるばかりです。3年連続前年比増となっています。厚生労働省の発表によると、待機児童は4月1日現在、全国で2万6,383人。これを旧基準に当てはめると、4万2,800人にもなります。小樽市の場合も、公立保育所で25人、私立保育所で20人の定員を増やし、全体で1,405人から1,455人と、受入れ増を図りました。しかし、旧基準による4月1日での待機児は13年で15人、14年が17人、15年は37人と、年度を追うごとに増え続け、しかも年度末になるとますます多くなり、14年度3月では79人にもなっています。とりわけゼロ歳から2歳児の低年齢の待機児童が増加し、13年4月で10人だったのが、15年4月では26人、今年8月では31人になっています。こうした傾向に対し、8月時点で私立保育所でのゼロ歳から2歳児の受入れ

は141パーセント、公立保育所でも106パーセントですが、二つの公立保育所でゼロ歳児の受入れを行っておりません。女性の社会進出、また、経済的理由などさまざまな理由で、子どもが小さいうちから働く女性、共働き家庭が増えております。小樽市の歯どめない少子化傾向を防ぐ意味でも、公立保育所でゼロ歳児受入れを増やし、あわせて市として増え続ける待機児童解消をどう図るのか。とりわけ公立保育所の果たす役割は大きいと思いますが、対策についてお答えください。

次に、認可外保育所支援について伺います。認可外保育所は、現在、7施設で147人の受入れをし、一時保育や夜間9時までの延長保育、学童保育など、一人一人のニーズに合わせて認可保育所の補完的役割を果たしています。しかし、少子化と保護者負担を高くせざるをえないなどの要因で、最近は園児が減少し、保育所を維持するのが大変な状況にあります。本来であれば児童福祉法第2条でうたわれているように、地方公共団体は児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負わなければなりません。市の補完的役割を果たしている認可外保育所の役割を評価し、補助金を増額すべきではありませんか。いかがですか。

次に、保育所行事について伺います。我が子の健やかな成長は、親にとってはもちろん、祖父母や家族にとっても楽しみなものです。とりわけ運動会や発表会は家族そろって参加したい、また、子どももみんなで見に来てほしいと願っています。これらの行事は、私立保育所では土曜、日曜日に行われておりますが、公立では平日に行われるため、共働き家庭のどちらかが出張などでいない場合、参加できないため、子どももたいへんさみしい思いをしています。他都市の状況を調べると、公立保育所では運動会、発表会は、大方土曜日、日曜日に開催していることがわかりました。小樽市においても、少なくとも運動会や発表会などの行事は、親子のきずなをいっそう強めるためにも、土曜日、また、日曜、祝日など、平日以外の日にすべきと思いますが、いかがですか。

次に、朝里川河川環境整備事業にかかわってお尋ねします。平成8年に、「河川空間の適正な保全と利用」を目指し北海道が策定した「小樽・余市圏河川空間管理基本計画（案）」、朝里川ワーキングで出された「朝里川整備の方向」により、河川の整備が進められています。この9月から朝里川温泉地域で遊歩道の整備が始まり、今後、温泉の宿泊者や地域の老人施設の方々が、自然環境に恵まれた中で散策を楽しむことになると思います。しかし、これを阻害する心配点があります。一つは旧朝里川温泉整形外科病院の問題です。長年にわたり地域住民が、心ない若者によりさまざまな迷惑をこうむり、人権侵害されてきました。議会でも何度も取り上げられ、市としてもいろいろ心を砕き、対処してきたおかげで、被害は減ってきたと住民は述べております。しかし、依然として迷惑が続いております。この建物と接近して遊歩道がつくられるのですが、散策を楽しむ人たちにとっても不安な地帯となってしまいます。建物が撤去されない限り問題は解決されませんが、それまでの間、住民と散策者を守るため、北海道とも相談の上、新たな対策が必要と思いますが、いかがですか。

この遊歩道の通り道となっている旧くるみ橋は、昭和39年に建設されたものです。しかし、欄干の腐食など、老朽化が進んでおります。住民からも改修要望が出ておりますが、対策についてお聞かせください。また、整備計画の中に、自然を育てるゾーンとして、朝里川橋からくるみ橋間の河川の左側の市道を歩く計画がありましたが、市道に面した山林からの落石があるため危険で、この計画は見直しをしているということです。とりわけ台風や雨量の多いとき、また、春先などは落石が多くなり、近くの民家まで飛んできたということもあり、今後が心配されます。この山林は、昭和47年に小樽市が国から移管されて表示登記をし、市

道も今年3月に国から無償譲渡されて、市が管理するところとなりました。落石の危険から住民の安全を守るためにどのような対策を講じるのか、お示してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

○市長(山田勝磨) 新谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、特別養護老人ホームの整備であります。利用実績や今後の利用者見込みなども勘案し、平成19年度までに130床の整備を計画しております。しかし、北海道が策定した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」では、後志管内における特別養護老人ホームの整備枠が130床となったところであり、そのうち小樽市においては96床の施設整備が可能となりましたので、平成19年度までの早い時期に、この整備実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、保険料減免の周知でありますけれども、7月1日発行の「広報おたる」で周知を図るとともに、各町内会を通じて回覧板方式による周知や、市内介護保険施設、サービス事業所、居宅介護支援事業所等を通じて、入所者や利用者への周知に努めております。また、本年4月に新たな介護保険事業計画がスタートしたことから、介護保険制度の概要についてわかりやすく解説した「おたるの介護保険」を全世帯に配布し、その中で減免制度についても説明しているほか、出前講座「よくわかる介護保険制度」においても周知を図っているところであります。

次に、保険料減免の拡大でありますけれども、本年4月現在、全国で独自減免を実施している市町村は681団体、全体の約25パーセントであり、本市は、平成13年10月から低所得者の保険料負担を軽減するため、所得段階が第1段階と第2段階の方を対象に独自減免を実施しております。また、本年4月からは、減免認定基準のうち、世帯の総収入年額を「生活保護基準以下」から「生活保護基準の1.2倍以下」と改め、減免対象者の拡大を図っております。しかしながら、保険料の減免は、結果として保険料を引き上げる要素となりますので、今以上の減免拡大は難しいものと考えております。

次に、はまなすの利用者についてであります。はまなすの通所リハビリテーションを利用していた136人のうち、9月3日現在「現在入院中」や「サービス利用の希望なし」の方など27人を除き、109の方が他の事業所の通所介護や通所リハビリテーションを利用しております。はまなすを利用していたときと比較しますと、利用回数が同じ方が84人、減った方が18人、増えた方が7人となっております。今後も、はまなすをはじめ、各居宅介護支援事業所などと連携をとりながら、サービス利用の確保に努めていくとともに、はまなすの通所リハビリテーション事業の早期再開や、通所介護事業所などの拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、通所リハビリテーションについてであります。現在、市内の通所リハビリテーション事業所は8か所ありますが、そのうちの1事業所が、これまでのサービス内容と体制に変更はないものの、理学療法士の配置基準を確保できないために、人員基準の経過措置の終了する9月30日で通所リハビリテーション事業を廃止し、通所介護事業に変更を予定していると伺っております。また、市内の介護保健施設からも理学療法士の求人難については聞いておりますので、現時点で早急に通所リハビリテーションのサービスが拡大し

ていくことは難しい状況にあると考えております。しかしながら、市といたしましても、通所リハビリテーションは重要な介護サービスと考えておりますので、今後とも利用定員枠の拡大などサービス量の確保を図るために、関係事業者に積極的に働きかけてまいりたいと考えております。なお、道内でも、毎年200人以上の理学療法士が育成されておりますが、就職に当たっては札幌近郊の民間病院への希望が多い状況と聞いておりますので、国への働きかけにつきましては、今後の推移などを見極めてまいりたいと考えております。

次に、給食サービスについてですが、現状では、町内会を中心としたボランティアの活用により実施しております。しかし、ボランティアの人数、ボランティア自身の高齢化、給食業者の供給能力などの課題があり、昨年、新たに1町会で実施されたところでありますが、現状といたしましては、未実施の町会において新たな実施体制の確立が難しく、地域拡大や回数拡大に至っていないのが実情であります。拡大の見込みや今後の拡大に向けての取組についてであります。社会福祉協議会を通じた町内会への働きかけを強化するとともに、ボランティアの育成をはじめ、デイサービスセンターなど、地域資源の有効活用や民間業者の参入も引き続き検討するとともに、平成16年度から予定されている食の自立の観点でのアセスメントの実施など、国の動向も見極めながら、新たな計画目標に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

次に、青年の雇用問題と施策であります。平成15年7月における全国の完全失業率は6月と同率の5.3パーセントとなっており、年齢別では15歳から24歳が9.4パーセントと最も高率で、次に25歳から34歳で6.2パーセントとなっており、全国的に青年の雇用情勢は厳しい状況にあると思います。ハローワーク小樽管内における新規高卒者の就職率では、6月末現在で98.5パーセントと、前年を0.2ポイント上回っているものの、離職率は年々増加しており、就職してもなかなか定着していない現状となっております。いずれにいたしましても、これからの地域社会を維持するためには若者の流出を防止し、地元定着を図ることが重要であり、そのためには雇用の場の確保が欠かせないものと認識しております。市といたしましては、若年労働者の就職促進と地元定着を図るため、道や国の施策をじゅうぶん活用するとともに、従来から実施しているジョブガイダンス、企業見学会の開催やインターンシップ事業などの拡充に努めるほか、関係機関と連携して、市内企業に採用を要請するなど、雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、時間外勤務手当と青年の雇用であります。まず過去5年間の職員採用数と各年度5月1日の職員数との対比であります。病院の職員を除いて、平成10年度25名採用で1.5パーセント、11年度9名採用で0.5パーセント、12年度12名採用で0.7パーセント、13年度19名採用で1.2パーセント、14年度24名採用で1.5パーセントとなっております。

次に、時間外勤務手当と新規採用職員についてであります。本年度一般会計予算の時間外勤務手当を新規採用職員の年収で換算しますと、高卒で90名分、大卒では75名分となります。また、本年度一般会計の時間外勤務手当の決算見込みにつきましては、平成14年度並みに推移すれば約2億円程度になります。時間外勤務については、各職場における時期的な問題や業務の量や内容の違いなど、さまざまな要因から生じており、時間外勤務手当の額をもって、そのまま雇用の増加になるとは考えにくいと考えております。なお、職員の採用につきましては、今年度は財政健全化に向けて原則退職者不補充の方針でまいりましたが、職員の配置数が決められている医療技術、消防職員及び保育士などについては採用いたしました。来年度も組織機構の見直しや業務の見直しを行って、同様の方針でまいりたいと考えており、基本的には3か年で100名程度の職員数の削減を予定しております。

次に、サービス残業についてであります。基本的に職員の時間外勤務は所属長の勤務命令によって行わ

れているものと考えており、調査は実施しておりません。しかしながら、組合の調査結果においてサービス残業があったと回答されておりますので、どのような状況で生じたかは別にして、各所属長に職員管理の問題として適正に時間外勤務命令をかけるよう、指導をさらに徹底してまいりたいと考えております。

次に、保育所について何点かご質問がありましたが、初めにゼロ歳児受入れについてであります。毎年「産休明け保育」の拡大に努め、今年度も1か所拡大し、「産休明け」は15か所、「6か月以上」は2か所、計17か所でゼロ歳児から受け入れており、9月当初では93名の定員に対し137名のゼロ歳児が入所しております。現状の待機児童解消対策といたしましては、各民間保育所に定数を超えた児童の受入れを要請するとともに、市立保育所においても臨時保育士を採用し、児童の受入れを進め、待機児童の解消に努めておりますが、さらに努力してまいりたいと考えております。

次に、認可外保育所への補助金増額であります。13年度に補助基準の引上げを行い、15年度には補助金一律カットのところ、認可外保育所は対象から外しているところであります。厳しい財政状況を踏まえ、補助金全般についての見直しを進めている中で据え置いたものであり、現時点での引上げは難しいものと考えております。

次に、保育所行事の土曜、日曜日開催についてであります。市立の保育所行事開催日は、現在のところ平日となっております。今後、保護者のニーズや保育所職員の勤務体制を含め、検討したいと考えております。

次に、朝里川河川環境整備事業にかかわって何点かお尋ねがありましたが、最初に旧朝里川温泉整形外科病院についてであります。当該建物については、これまでも所有者に対し、適正な管理を行うよう要請を続けてきたところであります。昨年7月にも、地域住民から迷惑事例の報告と住民の不安解消について要請を受け、小樽市と小樽警察署、小樽市消防本部などで5回のパトロールを行い、深夜にわたり実情を調査いたしました。9月には担当者が大阪の建物所有者に直接お会いをして、早急に現状を確認の上、地域住民と話し合いをするとともに、建物の解体や出入口の封鎖について強く要請をいたしました。所有者からは、「建物の開口部をふさぐことについては検討するが、今のところ難しい。解体については費用が膨大なため無理と考えている」とのことでありました。遊歩道を整備する北海道とも相談の上、新たな対策をとのご提案ですが、当該地が河川用地以外からも出入りできるため、仮に河川用地を封鎖しても、その効果が薄いものと考えております。現在は被害も減ってきていると聞いておりますが、今後も地元町会や地域住民の方々との連携を密にして、所有者に対し、さらに要請を続けてまいりたいと考えております。

次に、旧くるみ橋の改修であります。旧くるみ橋は昭和39年に建設されたものですが、平成5年に朝里川温泉街を通る市道朝里川左岸線の整備を行った際、車の流れを考慮し、新くるみ橋を建設したものであり、現在、旧くるみ橋の利用はほとんどないものと考えております。しかし、40年近く経過しておりますが、目視では荷重を支える橋台やけたの劣化は認められないため、橋の改修は予定しておりませんが、鋼製の欄干の表面はさびておりますことから、補修が可能か、取替えが必要か検討の上、北海道の遊歩道整備の時期とも調整しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、朝里川地区の落石防止についてであります。現状を確認したところ、人家に直ちに被害を及ぼすおそれがないことなどから、治山事業として取り組むことは難しい状況にあります。当面、通行止めの措置をとるなど、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

○20番（新谷とし議員） 再質問をします。

介護保険についてですが、特養老人ホームです。96床を19年度までに増床するというので、早い時期にというお話でした。しかし、今、在宅待機者は7月現在で267人もおります。この中には5年半も待っているという方もいると聞いております。ですから、もっと早い時期、これを明確にできないのか伺います。また、在宅待機者が全部入所できたとしても、171人分足りません。少なくとも在宅で待っている方が入所できるように引き続き努力をしていただきたいと、これは要望です。

次に、介護保険料の減免についてです。保険料にはね返るので難しいというお話でした。しかし、本人に全く収入がなくても、家族に課税最低限の収入があれば、第3段階になるわけですよね。例えば、これは仮定ですけども、市の嘱託職員の方、事務系で週29時間働く人、この方が80歳の無年金の母親を扶養しているとします。収入は百五、六十万円ということで少ないですけども、市民税がかかります。この場合、市の独自減免、生保基準の1.2倍より収入が低いのに、このお母さんは第3段階で年額5万4,000円近くの保険料を払わなければならない、こういう矛盾が起きるわけです。これでは、やっぱり払いたくても払えない事態になると思います。未納理由としては、先に述べたように、半数は経済的理由です。第3段階の制度上の矛盾から救うためにも、また、払ってもらうためにも、第3段階に減免枠を拡大すべきだと思います。いかがでしょうか。

それから、給食サービスについてです。進まない理由はいろいろあります。町会に頼むのは限界があると思います。現時点で本当に必要な人、また、希望者は何人いて、地域はどこなのか、実態調査はしているのでしょうか。この1点お聞きします。

それから、国の方針も本当に必要な人へと方針が変わりましたが、そもそも新しい計画は12年策定の計画より目標を下げております。事実上の後退です。小樽市の高齢人口は、平成19年は推計で3万8,602人にもなります。高齢化率27.5パーセントにもなり、本当にサービスを必要とする人は増えると思うのです。給食サービスは定期的に栄養のバランスの食事を提供するとともに、安否確認や孤独解消にもなるのです。もっと早くいろいろと検討して拡大すべきだと思います。この点について伺います。

それから次に、青年の雇用問題についてです。今、若い人の比率をお聞きしました。たいへん低い比率です。このままいくと、市役所の将来を考えたときに、本当に心配な事態になるのではないかなと思います。残業については、これから退職不補充ということで人員は採用しないということですけども、しかし、毎年予算は組まれているのですよね。ですから、それをもとにして何人かでも、これは本当に最低のことですけども、少なくとも何人かは若い人たちの雇用ができるわけです。この点について、いかがですか。

それから、サービス残業の問題です。14年4定で古沢議員が取り上げたのは、第58回市職労定期大会議案で「サービス残業の防止に向けて実態調査を行い、その結果に基づき必要な対応策を協議しています」とありました。6月の市職労の発表ではサービス残業、年に30回以上が85人もおります。恒常的にあると答えている人は106人、29パーセントです。また、毎月決まった時期というのは5人、1.4パーセントと少ないですけども、確実にあるということです。また、予算がない、予算が切られている、そういうのが合わせて30パーセント以上です。これは、時間外労働の予算を対前年比でカットしているためにサービス残業が増えていと考えられます。いかがでしょうか。また、管理職が時間外命令を出さないからというのが約1割もありました。これは、13年に総務庁の通達で「使用者は時間の管理をしなければならない」と言われていたの

に、実態調査もせずに、少なくとも2年間はただ働きをさせていたということになるのではないですか。昨年の古沢質問に答えて、実態調査について検討すると言ったのに、なぜしてこなかったのか。今後の時間の管理、タイムカードをつくるなど、具体的な方法が必要だと思います。これをお示してください。

それから次に、保育所の問題です。増え続ける待機児童に対して、民間の1認可保育所でゼロ歳児受入れを増やすと聞いております。ほかの民間保育所でこれ以上受け入れる余地はあるのか、また、公立保育所で受入れ拡大できないのは、民間委託を前提にしているからではないかと考えられますが、いかがですか。

それから、認可外保育所に対しての補助金増額です。認可外では早朝、また、夜9時までの保育、学童保育と、本当に体がたくたくになりながらも頑張っています。こういうことは公立保育所でできますか。できないと思います。認可保育所の補完をしているのだから、補助金を増額して支援すべきだと思います。

行事については検討するということですが、早急にめどをつけて、保護者又は子どもたちに安心させていたきたいと思います。

それから、朝里川温泉の朝里川左岸のことですけれども、旧くるみ橋は、今は確かにあそこは民家も少ないのでそんなに通る人はおりませんけれども、実際に通っているわけです。これからあそこを遊歩道ができていくわけですから、やはり老朽化しているので、少なくとも危なくないように対策を講じるべきだと思います。この点について伺います。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 市長。

○市長（山田勝磨） たくさんありましたので、分担してお答えします。

給食サービス、認可外保育所の問題は、福祉部長から答えさせます。それから、サービス残業の問題については総務部長、朝里川左岸線は土木部長がお答えをいたしますけれども、特養ホームでございまして、96の枠をいただきましたので、これは国の補助金の関係もありますから、来年すぐというわけにはいきませんでしょうけれども、17年度中には何とかということで、早く開設するように努力をしたいと思います。

それから、介護保険料の減免の問題ですけれども、今年度から拡大をしまして、9月5日現在、第1段階で6人、第2段階で444人で、合計450人の人が既にもう対象になっておりまして、昨年1年間の実績402人を既に大幅に上回っていると。したがって、これからまだ年度末まで相当ありますから、さらにもっと増えるだろうというふうに思っております。したがって、今の段階ではいろんなケースもありますので、制度上の矛盾というものもあるのでしょうか、こういう問題についてはこれからさらに国の方に、また、要請をしていきますけれども、現状では減免の拡大はなかなか難しいのではないかとこのように思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 福祉部長。

○福祉部長（山岸康治） それでは、私の方から、まず給食サービスの件でございます。

給食サービスにつきましては、地域における支え合いの観点からも、たいへん高齢者にとって必要なサービスと受け止めてございます。今現在、安否確認等を含めてボランティア団体などと協議会をつくりながら検討していることもございます。また一方では、国が来年度からアセスの完全実施と、こういうような予定でもございますので、これらを含めて、また、私どもも検討しながら、新たな計画目標に向けて努力をして

まいりたいというふうに考えてございます。

それから、ゼロ歳の待機児関係でございますけれども、民間保育所の拡大ということでございますが、今、民間13か所のうち、ゼロ歳児受入れが12か所、残る1か所については、多分、設備、面積等の関係でなかなか難しいのかなというふうに思っていますが、いずれにいたしましても、この12か所の民間を含めて、ゼロ歳児受入れの拡大に向けてさらに努力をし、申入れをしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、認可外保育所につきましては、先ほども市長の方から答弁申し上げてございますとおり、なかなか今の状況の中では難しいのかなというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 総務部長。

○総務部長（山下勝広） 新谷議員の再質問にお答えします。

時間外について2点ほどご質問があったかと思います。まず一つ目の、毎年時間外予算計上しているのだから、その一部をこういうように使ったらどうかということでございますけれども、先ほど市長も答弁していますように、時間外についてはそれぞれ職場によって時期的な問題、それから業務の内容ということで、そういう要因で時間外手当を定めておりますので、その中で雇用に回すということはちょっと考えにくいのではないかなというふうに思っています。

それから、サービス残業についてのお話でございますけれども、今、市長からと答弁しましたように、時間外勤務につきましては、業務の内容だとか時期、それから時間など、各職場でさまざまでございますが、前年の実績を踏まえて予算を計上しております。また、特殊な理由が出てきた場合には、追加の配当をしているということでありますので、時間外勤務の実態があれば、当然、所属長の命令がかけられていると考えておりますが、これも先ほど市長から答弁がありましたように、予算執行と職員管理を適正に行うように、各所属長への指導を徹底してまいるという考えでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 土木部長。

○土木部長（兵藤公雄） くるみ橋の補修の件でございますけれども、現地を確認してきました。その中で、下部構の方の橋台だとか、けたについては、目視なのですけれども、まだきちっと構造をなしておりまして、お話のございました欄干と、それから上部構ですか、この部分については確かに相当年数がたっているものですから、老朽化してございます。今お話のございましたように、土木現業所との河川整備に合わせまして、どういった方法で補修をしたらいいのかということで、今、検討してございまして、私どもとしてはその時期に合わせながら、補修がいいのか、取り替えた方がいいのかということで、先ほど市長の方からも答弁させていただきましたけれども、そういう方法をちょっと検討した中で対応してまいりたいなど、こういうふうに考えてございます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

○20番（新谷とし議員） 再々質問する前に、二つお答えいただいております。一つは給食サービスですけれども、本当に必要な人、希望している人、また、地域、その実態調査をしているかということを確認しました。

それから、保育所の問題は、公立保育所の責任を言って聞きました。それで、拡大できないのは民間委託

が前提となっているからかと聞いたのですけれども、その点についてまず聞いてから、再々質問をします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 福祉部長。

○福祉部長（山岸康治） 実態調査の関係でございますけれども、国のアセスの基準も、これから具体的にどうするかという部分もございますので、必要なお年寄りの状況、こういうものも含めて、今まで詳しいきちとした基準もございませんので、そういう意味での実態調査はしてきてございませんので、そこら辺を含めて、これからまた、検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、公立保育所は民間委託が前提かということでございますけれども、そういうことが前提とは考えてございません。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

○20番（新谷とし議員） それでは、再々質問をします。

介護保険の減免制度です。第3段階の方ですけれども、小樽市の生保基準の1.2倍、これより収入が低くても第3段階になる場合があるのです。この場合の救う道というか、どのぐらい減免するかは別ですけれども、私たちはだいたい3割程度ということで提案はしてきましたけれども、それは別の話として、そういった矛盾があるので、それをどうするかということなのです。

それから、サービス残業ですけれども、これは何回も取り上げてきておりますけれども、いつも同じような答えです。ただ指導するとか、そういうことでなくて、実態はどうなのか。ちゃんと組合のものも出ているわけですから、その前にちゃんと実態調査する、検討すると言っているのですよね。それを何でしなかったのか、それをお聞きます。

○議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 福祉部長。

○福祉部長（山岸康治） 介護保険の第3段階の矛盾というお話でございますけれども、確かにこの5段階の問題については、私ども市長会を通じても、果たしてこの5段階でいいのかどうか、いろいろ要請をしてきた経緯がございます。ただ、現状の制度の中では、今、維持されている状況でございます、なかなかここら辺、私ども小樽市だけの問題ではない制度上の課題といえましょうか、そういう部分は確かにあると思います。そういう中で私どもは、先ほど来、市長から答弁しておりますとおり、この第3段階まで広げることによります介護保険料の問題と、こういう兼ね合いもあるものですから、そういう面でご理解をいただきたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 総務部長。

○総務部長（山下勝広） 新谷議員の再々質問にお答えします。

実態はどうなのかと、調べる必要があるのではないかと、それから検討すると言っているということでございますけれども、先ほどからお答えしていますように、時間外というのは、これ所属長が命令をかけて初めて時間外になるのです。ですから。

（発言する者あり）

○総務部長（山下勝広） 私が、ちょっと今、答えていますので。

（発言する者あり）

○総務部長（山下勝広） いや、答えていますので。答えていないって、私も答えていますので、少し静かにお願いいたします。

それで、先ほど言ったように、時間外というのはあくまでも所属長が命令をかけて、それで初めて時間外になる。ですから、当然、我々は、常にその所属長にはその業務をきちっと把握しながら時間外の命令をかけるようにというふうに言っていますので、そういうことであります。

それで、先ほど検討すると言っているというふうなお話でしたけれども、今言ったようなことで必要がないと思っていますので、調査はしておりません。以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（中畑恒雄） あとは予算特別委員会でやってください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 何ですか。予算特別委員会で、ひとつじっくりとやってください。

（「いや、それはないでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第5号及び第25号並びに報告第1号及び第2号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第6号ないし第24号につきましては、同じく議長指名による12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、それぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

それではまず、予算特別委員をご指名いたします。横田久俊議員、上野正之議員、森井秀明議員、佐々木茂議員、井川浩子議員、大竹秀文議員、斎藤博行議員、新谷とし議員、北野義紀議員、松本光世議員、斉藤陽一良議員、佐藤利幸議員。以上であります。

次に、決算特別委員をご指名いたします。大橋一弘議員、大畠護議員、菊地葉子議員、吹田友三郎議員、成田晃司議員、小前真智子議員、前田清貴議員、佐々木勝利議員、新谷とし議員、見楚谷登志議員、高橋克幸議員、秋山京子議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第26号及び第33号は総務常任委員会に、議案第28号ないし第30号は経済常任委員会に、議案第27号は厚生常任委員会に、議案第31号及び第32号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明9月19日から9月28日まで、10日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時08分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 大 竹 秀 文

議 員 佐々木 勝 利

平成15年
小樽市議会 第3回定例会会議録 第5日目

平成15年9月29日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大島護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助	役	鈴木忠昭	収入役	中松義治
教	育	長	水道局長	高木成一
総	務	部長	企画部長	山田厚
財	政	部長	経済部長	山崎範夫
市	民	部長	福祉部長	山岸康治
保	健	所	環境部長	安達栄次郎
土	木	部	建築都市部長	仲谷正人
港	湾	部	小樽病院	小軽米文仁
		長	事務局長	

消 防 長 田 中 昭 雄

社会教育部長 嶋 田 和 男

総務部総務課長 貞 原 正 夫

学校教育部長 菊 讓

監 査 委 員
事 務 局 長 厚 谷 富 夫

財政部財政課長 小 山 秀 昭

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充

庶 務 係 長 三 浦 波 人

調 査 係 長 大 門 義 雄

書 記 丸 田 健太郎

書 記 島 谷 和 大

書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥

議 事 係 長 中 崎 岳 史

書 記 渡 辺 美 和

書 記 山 田 慶 司

書 記 松 原 美千子

開議 午後 1時00分

○議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、新谷とし議員をご指名いたします。

この際、理事者からの発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長、総務部長」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 総務部長。

○総務部長（山下勝広） 9月18日の本会議において、共産党新谷議員の一般質問における再々質問の中、「サービス残業にかかわって実態調査は必要がないと思っておりますので、調査はしておりません」と答弁いたしましたが、平成14年4定の本会議において市長から「時間外にかかわって実態についてよく調べることにしたい」との答弁がありましたことを承知しないままの答弁となりましたので、「実態調査については、どのような調査方法があるか検討させていただき、早期に実施してまいりたい」と、答弁の訂正をお願いします。今回のことについて、たいへん申しわけなく思っており、陳謝いたします。

また、そのときの答弁中、適切でない表現があったことに対してもたいへん反省しており、今後このようなことがないようにじゅうぶん注意してまいります。

○議長（中畑恒雄） 日程第1「議案第1号ないし第33号並びに報告第1号及び第2号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

事務事業見直しについては、ふれあいパスをはじめとした民生費が中心となっており、削減ありきの感は否めない。一方、建設費においては、朝里ダム、築港駅周辺地区再開発、中央通地区土地区画整理事業など、これまで行ってきた大型公共事業の借金返済が市財政を圧迫し続けている。また、石狩湾新港の母体負担金も巨額となっており、少なくとも新規事業については凍結を申し入れるべきではないか。今後とも税収入の落ち込みや交付税削減が見込まれる中、住民福祉の向上という自治体本来の仕事を優先し、市民に犠牲を強いるべきではないと思うがどうか。

市が独自に行うさまざまな減免制度については、それぞれに要件が異なるため、市民に不安を抱かれているケースが見受けられる。事務的に負担が少なく、かつ不公平感がなく、また個人情報保護の点からも問題がないものを研究することは難しいかもしれないが、各制度を通じて所得制限等に統一性を持たせることも、今後の行政の質が問われる重要な課題であると思うがどうか。

小樽市水道料金及び下水道使用料に係る減免事務処理要綱の規定は、福祉的な配慮が少なく、制度の趣旨が生かされていない。現在の社会経済状況を考えると、低所得者に対する減免が極めて重要と思うがどうか。この減免制度について、母子世帯の場合においては、実際の収入を考慮するのではなく、児童扶養手当受給という要件を用いているが、同じく母子世帯であっても遺族年金受給世帯であると減免の適用を受けられず、

不合理が生ずるケースがある。市民が不公平感を抱かぬよう、所得による明確な減免基準を確立する必要があると思うがどうか。

また、市が行う各種施策において、今後、減免制度を制定する場合においては、対象者からの申請を待つのではなく、市が能動的に調査を行い、該当となる世帯数など現状の把握に努め、積極的に適用するという姿勢が必要ではないか。

市が単独で提案した構造改革特区のうち、国際観光交流特区については、現行法令の中で対応が可能とされ、国に対し申請を行っていないというが、本事業実現に向け、今後どう取り組んでいく考えなのか。また、新エネルギー特区と地域エネルギー特定供給推進特区については、規制緩和が認められ申請が可能と聞かすが、申請に向けた見通しはどうなっているのか。これら特区に対する市の姿勢には積極性が感じられないが、単に企画部だけで対応するのではなく、横断的なプロジェクトチームをつくり、実現に向け取り組む必要があると思うがどうか。

消防職員の配置については、6月10日から新体制で実施されているが、2次出動で花園ポンプ車が対応する場合は、平日は本部職員で編成、夜間、休日、祝祭日は花園出張所管内居住職員で編成していると聞く。新体制が実施されてから休日に1回出動があったが、編成を完了するまでに35分も要しており、2次出動に当たっては、従来から他の出張所から出動する体制を組んでいる中、あえて本部職員を拘束してまで出動する必要性は何か。待機している職員に相当の負担感を与えることとなり、ポンプ車の運用も含め、見直しを早期に行うべきと思うがどうか。

シックスクールについて、本市小中学校の教室の空気中に含まれるホルムアルデヒド等の化学物質の測定方法は、その指針となる「学校衛生環境基準」の規定どおり行われていないのではないか。基準値超過が予想される場所を敬遠し、安全が見込まれるところを抽出するようなやり方は、とうてい容認できない。これまでに市内での発症事例はないというが、全国的には健康被害が報告されており、早急に何らかの対策を講じる必要がある。子どもたちの健康を守るため、市としては、独自に対応マニュアルを作成するなど、積極的に取り組むことが求められていると思うがどうか。

子どもが子どもの命を奪う事件が続く昨今において、小中学校における道徳教育は、どのような現状にあると認識しているのか。他人や自然とのかかわりの精神的な面での育成を支援するため、文部科学省から「心のノート」などが配布されているが、効果的な活用が図られているとはいえない。基本的な生活習慣にさえ課題を抱える子どもが多く、その解決には家庭と学校双方での取組が重要であり、円滑な連携は難しい現実にあると聞く。市教委としては、本市の未来を担う子どもたちの健全育成のため、道徳教育の充実については、さらなる努力を惜しむべきでないと思うがどうか。

銭函地区においては、放課後児童クラブへのニーズがたいへん高く、市教委としても受入れ拡大に向けた努力を行っているものの、要望にこたえるまでには至っていない。一部受益者負担もやむなしとの声も挙がるほどに、子どもを抱えて働く親にとっては切実な問題である。場所の確保や費用の面など困難な課題は多いが、この現状をしっかりと受け止め、市としても、希望者全員の受入れ実現に向けた方策を積極的に模索すべきと思うがどうか。

さくら学園、子ども発達支援室、幼児ことばの教室の三つの施設については、現在、市内に点在しているため利便性が悪く、保護者からは相談窓口を一元化した総合的施設が望まれている。現行のさくら学園の本来の機能に他の施設の機能を統合させた総合発達支援センターを設置すべきと思うが、何か問題となる点は

あるのか。さくら学園への統合は、面積要件で法的に不可能というが、他に本市において立地条件を満たすスペースはあるのか。財政状況が厳しく、新施設の建設が難しいとのことであるが、少なくとも既存施設における駐車スペースの確保などといった要望にもしっかりと耳を傾け、利用者の立場に立った整備を検討すべきと思うがどうか。

小樽港の分区条例は、平成8年の制定以来7年が経過しているが、貨物量の減少や関連業者の撤退などもあり、当時とは状況が大きく変わってきている。港湾の活性化のためにも土地所有者の要望に耳を傾け、分区の見直しについて検討する時期に来ていると思うがどうか。

朝里川温泉について、昨年12月から本年1月までの間、2号井の湯量が足りず、水道水を加水していたと聞かすが、各施設からは1トン当たり250円の温泉使用料を徴収しており、水道水分も同額で課金していたのではないかと。また、源泉からレジオネラ菌が検出されたとのことであるが、水質検査をした際、水道水が混入したものを採取したのはなぜか。レジオネラ菌除去のための洗浄作業等を本年10月6日から5日間実施するとのことである。この間、温泉水の供給だけでは足りず、水道水を使用する場合もあるというが、利用者に対する表示を明確にすべきではないか。レジオネラ菌は、通常、塩素消毒により、ある程度の繁殖抑制効果が期待されると聞く。朝里川温泉は、その日により塩素のかげんが違うというが、適した塩素注入の数値とはどれくらいなのか。また、保健所では、各施設に対してどのような指導をしているのか。

小樽ドリームビーチに隣接する小樽市銭函3丁目駐車場は、利用度が低く、収支面では赤字となっている。その一方、周辺への路上駐車が後を絶たず、緊急自動車の通行の妨げにもなっており、駐車禁止の標識の設置などの手だてが講じられているものの、問題解決に向けては、いまだふじゅうぶんである。市としては、こうした実情を認識した上で、今後の適切かつ効率的な管理・運営の在り方について検討すべきと思うがどうか。

去る7月に、知床岬において、海岸の汚れのひどさを住民に認識してもらうため、地元自治体が企画した「クリーン・ボランティア・ツアー」が実施され、町民ら約50人が参加し、トラック1台半分のごみを収集したとのことである。道内でも有数の海水浴場を有する本市においても、ボランティアによる清掃が行われているが、依然として大量のごみに悩まされているのが実態である。海岸線を管理する北海道任せにするのではなく、海水浴場の環境保全について市民に認識を深めてもらい、より協力が得られるように市独自の啓発活動を検討する必要があると思うがどうか。

市は、「廃棄物減量等推進審議会」を設置し、家庭ごみ減量化に向けた効果的方策として、有料化などについて諮問する考えという。しかしながら、委員構成から見れば、市民の声をじゅうぶん反映するものとはとうてい言いがたく、なおかつ資源物回収品目の増、祝日収集など市民ニーズにこたえるためには経費がかかり、有料化はやむをえないとする市の考えには疑問を感じる。そもそも市民生活に不可欠なごみの収集などといったものは無償でサービスの提供を受けられてしかるべきものであり、平成12年度に本市が行った透明ごみ袋の使用と資源物回収地域拡大による大幅なごみの減量という市民の努力の実績こそ評価されるべきではないのか。有料化ありきではなく、徹底した分別によるごみ減量化を図るため、市民に開かれた議論を行うべきと思うがどうか。

市は、ごみの減量化を目的に収集の有料化を視野に入れた中で審議会を設置し、意見を求める方針というが、それに先立ち、議会で議論し、方向性を定めることも重要かつ必要なことだったのではないかと。こうしたものの検討に当たっては、具体的な内容や理由を提示できなければ、市民の理解を得がたいとの懸念があ

る。市は、ごみ減量の目標数値や想定される予算立てを明らかにした上で取り組まなければならないと思うがどうか。

ごみ箱設置に対する助成について、市は、従来から地域住民が共同で設置し、自主的に維持管理を行ってきたものであり、現段階では実現は困難との態度である。しかしながら、ごみ収集の有料化を検討するのであれば、これまで同様の取扱いに終始するという論理は説得力に欠けるのではないか。市としては、ごみ収集の在り方に対する市民の意向などをじゅうぶんに調査・検討した上で、今後の施策の方向性を打ち出すべきと思うがどうか。

一般廃棄物の収集運搬業務のうち家庭系については市域の半分以上を委託としているが、長年にわたり随意契約を継続してきており、問題はないのか。競争入札を導入すべきではないか。また、収集量が減少しているにもかかわらず、委託料の減少は見られない。今後、直営分を委託に移行させる方針であるならば、新規業者の参入を認め、入札など公正で透明性の高い方法に改めるべきと思うがどうか。また、事業系については、「一般廃棄物収集運搬業の限定許可」という道内他都市では例のない方法をとっているが、独占禁止法が定める「不当な取引の制限」に当たるおそれはないのか。過去のいきさつがあるとはいえ、在り方を検討する必要があると思うがどうか。これら収集業務については、市民負担の軽減に配慮し、関係業界に競争原理が働くような方策を検討すべきと思うがどうか。

市内事業所から排出される廃プラスチック類については、本年4月からリサイクルされていると聞くが、一部排出者において洗浄がふじゅうぶんなため、異臭騒ぎの原因となっていることや、処理業者から受入れを拒否されるとの実態が見受けられる。資源物を増やし、ごみを減らすことは市民が一丸となって取り組むべき課題であり、今後、市は家庭系についてもリサイクルを行う考えならば、こうした実態も踏まえ、よりいっそう啓蒙啓発活動を行っていくべきと思うがどうか。

本市のサービスセンターと連絡所については、設立から15年を経過したが、市民ニーズは大きく様変わりしてきている。サービスセンターの取扱実績は増加傾向にあり、これからも新たな行政サービスを期待できるが、一方、連絡所の利用実績は当初の3分の1程度まで落ち込み、新行政改革の中で見直しが予定されているという。しかしながら、少数とはいえ、連絡所を利用している市民がいる以上、じゅうぶんな説明がなされなければ、単に行政の縮小と言われかねない。市民が納得できるような形で再編を行ってほしいと思うがどうか。

土・日の住民票交付については、他市においても窓口を開設する例が見受けられ、本市においても市民ニーズが高い施策であると思われる。単に時間外勤務での職員配置では、財政負担が大きすぎ実現困難というが、機構改革によるグループ化の中で人員のやりくりを行うなど、実現に向けた検討を始めてほしいと思うがどうか。

痴ほう性老人グループホームについては、民間事業者が主体的に建設を進めており、全国では厚生労働省の計画を上回るペースで開設されている。高齢者が多い本市においても、既に10か所が整備され、今年度じゅうにさらに4か所の開設が予定されていると聞くが、介護保険事業計画におけるグループホームの利用者の見込みはどうなっているのか。今後、福祉における民間の果たす役割はますます高まることが予想され、市としても、支援を含め積極的に推し進めてほしいと思うがどうか。

本市における待機児童の状況や定員枠を超える保育所入所者の実態を見たとき、児童福祉施設条例で定める保育所の定員自体に問題があるのではないか。市は、これまで出生数の減少などを理由に定員の削減を行

ってきたが、昨今の社会経済情勢から保育所へのニーズが高まってきており、このかい離こそが枠外入所恒常化の大きな原因ではないのか。市としては、今後の推移を見極めた上で判断するといった態度ではなく、直ちに現実に即した定員数を定めなければならないと思うがどうか。

世界的規模でのSARS流行を受け、資料や対応指針が議会にも示されたところであるが、感染の検査手順や発症者が出た際の搬送方法などといった具体的な対応をどう考えているのか。何より重要なのは、SARSに対する正しい知識や実際の受診方法などを伝えることである。この観点から、市としては、ホームページの活用を含め、いたずらに不安をあおることのないよう、幅広く市民に向けた周知に努めるべきと思うがどうか。

道営住宅若竹団地について、築港地区に道営団地を150戸新築することに伴い、同団地については市に移管する計画があるとのことである。高齢者をはじめ多くの市民が市営住宅への入居を希望しているが、厳しい市財政の現状から、新築は言うまでもなく、再生プランに基づく建替えすらも思うように進められないのではないかと懸念されている中で、市にとっても入居希望者にとってもメリットが多いものである。現在、約80世帯が入居し、さらに1階の店舗部分は区分所有となっており、具体化に当たっては課題が生ずることも考えられるが、早期実現に向け、今後、入居者とどのような話し合いをして理解と協力を得ていくのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号及び第25号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第5号、報告第1号及び第2号につきましては、全会一致により、議案は可決と、報告は承認と、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

○8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、議案第1号、議案第25号に反対の討論をします。

議案第1号は、平成15年度小樽市一般会計補正予算です。

住基ネットにかかわって付属機器の購入費が計上されています。我が党は、住基ネット構想自体、個人情報流出の不安が払しょくされず、国民合意のないものであるとの見地から、第2次稼働の中止、ネット構想を白紙に戻すことを主張してきました。予算特別委員会の質疑の中では、総務庁調査で情報漏えいの心配があるという約800の自治体の一つに小樽市も入っていることが明らかになりました。住基ネット構想は、国家による国民の個人情報の一元的管理をねらいとしているとの指摘もあります。安全性の確証のない住基ネットのために市税が使われることは、市民の本意とは相入れないものであり、補正予算には反対します。

議案第25号は、小樽市廃棄物減量等推進審議会条例案です。

ごみの減量化については、我が党も大いに賛成するものです。問題なのは、この議会のやりとりの中で、審議会立上げの主たる目的がごみ有料化にあることが明らかになったことです。市長は、議員の質問には、「あくまでごみ減量を目的に、有料化はその中の有効な手段として考えられる」と有料化を前提にしていないか

のような答弁を繰り返しました。ところが、先般開設された市長のホームページの中で、「設置目的は有料化を審議していただくものです」と明確に答えています。議会では明確な答弁を避けながら、ホームページでは有料化を前面に押し出すという姿勢は、議会を軽視したものと指摘せざるをえません。有料化しなければ、ごみ減量はできないのでしょうか。

小樽市は、資源物回収を初めてから1年間で7,600トンに及ぶごみ排出量を減らすという成果を上げています。平成19年には、桃内に設置予定のリサイクルプラザが稼働して、分別が徹底され、資源ごみとして5,855トン収集でき、家庭ごみが減量できるという計画です。少なくとも平成19年にリサイクルプラザが稼働すると、これまで以上に減量化が進むことは市の資料からも明らかです。にもかかわらず、なぜ今、有料化なのか。市が示した函館市を例にとれば、3億5,000万円の市民負担となります。資源物の回収費用に1億円かかると言われています。その他もろもろの手数料を差し引いたとしても、1億5,000万円から2億円を市民から余計に徴収する計算となります。ごみの減量化にかこつけて、行政改革でうたわれている家庭系ごみの有料化を実現するつもりではないですか。仮にそうだとするならば、財政危機のしわ寄せを住民に押しつけようとするもので、とうてい許されることではありません。

我が党は、これまでの小樽市のごみ減量化に向けての取組の成果を評価しつつ、家庭ごみの有料化をせずとも減量化の努力を市民と協力してするべきであると主張しました。行政の努力次第では、ごみの減量化に有効な手段は残されているにもかかわらず、有料化を前提にした審議会の設置には賛成することはできません。

以上、反対の理由を述べ、各会派の皆さんの賛同をいただきますよう訴えて、討論いたします。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び第25号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 13番、前田清貴議員。

(13番 前田清貴議員登壇)(拍手)

○13番(前田清貴議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されております議案第6号ないし第24号につきましては、去る9月18日に開催されました当委員会におきまして、採決の結果、いずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、議案第6号ないし第24号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 15番、大竹秀文議員。

（15番 大竹秀文議員登壇）（拍手）

○15番（大竹秀文議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本年2定で、固定資産税などの滞納繰越分5億3,000万円を財源として補正したが、実際に収入を見込める額とは思えない。歳入欠陥にならないために、どのように取り組んでいるのか。

また、今年度の人勸マイナス改定による影響として、昨年度同様、臨時財政対策債から人勸に伴う減額分を措置することも考えられるが、そのことが事業削減に結びつくおそれはないのか。

16年度予算編成に向け、国の三位一体改革の行方が定まらず、財源面での不確定要素が多い中、新たな財源をどう見出していく考えなのか。このような厳しい財政状況下であるにもかかわらず、石狩湾新港の事業の見直しには一切手をつけないということは、市民の犠牲に転嫁するような事業見直しによって財源確保を図ろうとしているのではないか。直接、市民生活にかかわる事業の見直しを行うに当たっては、なるべく早く市民に周知することが必要ではないか。

9月6日に発生した泊原発事故について、市は9月8日の新聞報道で承知したとのことであるが、事故についての情報伝達が遅いことに不安を禁じえない。小樽市は、発電所から10キロメートル圏内に入っていないということで、北電の報告義務はないというが、これではあまりにも傍観者的な態度である。今後、万一事故が発生したときは、速やかに報告するよう強く申入れをするべきと思うがどうか。

新エネルギー開発について、民間事業者が市内での活用を想定して、北電の募集した買電に応募したが、選にもれたとのことである。風力発電は環境に優しいという大きなメリットがあり、市として、民間事業者への支援なども含め、今後どう取り組んでいくのか。新エネルギーの利用について、横須賀市や八戸市などの先進事例も参考にしながら、市として戦略を持ち、産学官と協力し、また庁内各部局の連携を図って、積極的に取り組むべきと思うがどうか。

現在、広報おたるの配布については、新聞4紙への折り込みが基本であるが、未購読世帯へは希望に応じて新聞販売店を通じて配布するなど、極力全戸に届くよう努めていると聞く。一方、道内他市においては、広報誌をコンビニエンスストアにおいて配布し、市民に好評を得ている例があるが、本市においても、こういった活用を検討する考えはないか。

近年、子どもが被害者となる凶悪な事件が多発しており、子どもを取り巻く環境は、とても安心して暮らせるものとは言いがたい。学校適正配置によって通学距離が伸びてきている現状を考えると、学校における指導助言のみならず、子どもを守るため、PTA、町内会などとの連携を図り、全市的な取組を新たに考える時期に来ていると言えるのではないか。特に下校時の気の緩みが思わぬ事故に発展しないよう、じゅうぶんな対策をとる必要があると思うがどうか。

平成14年度における小樽市内の各小中学校の年間総授業時間数は、文部科学省が定める標準総時間数を満

たしているのか。また、学校によって年間総授業時間数にばらつきがあり、最も多い学校と最も少ない学校では、小学校では50.5時間、中学校では41時間の差が生じている。学校行事などの関係で時間数に違いが生じているとのことであるが、こうした実態は保護者には知らされていない。積極的に保護者へ情報公開をするなどして理解を得るとともに、格差解消に向け指導を強めるべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第33号並びに陳情第13号、第16号及び第17号につきましては、採決の結果、賛成少数により、議案は否決と、陳情はいずれも不採択と、それぞれ決定いたしました。

次に、議案第26号並びに所管事項の調査につきましては、議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、それぞれ全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 1番、山田雅敏議員。

(1番 山田雅敏議員登壇)(拍手)

○1番(山田雅敏議員) 自由民主党を代表して、共産党提案の議案第33号小樽市非核港湾条例案は否決、陳情第13号、16号、17号は不採択とすることに賛成の討論をいたします。

議案第33号は、これまで何度も申し上げている理由で討論を省略して、否決といたします。

また、陳情の3本は、いずれもイラクへの自衛隊派遣中止を求めるものですが、この根拠となるイラク復興支援特別措置法とは、イラクの人々による速やかな国家再建を支援するため、国連安保理決議の要請を踏まえ、我が国にふさわしい貢献を行う体制を整えるものであります。また、イラクの復興と民政の安定は、我が国に重要な意義を有する中東地域の安定のみならず、我が国を含む国際社会全体の平和と安全の観点から重要と考えるものであります。

平成15年9月26日に開催されました第157回臨時国会における小泉総理大臣の所信表明においても明らかたおり、「イラクに対しては、各国の密接な連携、協力の下、人道・復興支援を進めるとともに、現地情勢を踏まえ、自衛隊や文民の派遣など、我が国にふさわしい貢献を行ってまいります。イラクと中東地域の安定に向け、アラブ諸国との対話、交流を深めるとともに、中東和平への努力を続けてまいります」との所信が述べられております。現下、まさに重要な外交、安全保障に関する問題が議論されている中、今国会においても継続審査とされております。

本市議会として、今、派遣中止を求めることは今議会にはなじまず、陳情は認められるものではありません。よって、不採択を主張して、討論といたします。(拍手)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

○8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、議案第33号は可決、陳情第13号、第16号、第17号については採択の討論をいたします。

議案第33号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。

核兵器をめぐる二つの出来事を紹介したいと思います。

9月23日付けロサンゼルスタイムズに、アメリカ上院のケネディ議員とファインスタイン議員の連名で寄稿された記事についてです。ブッシュ政権が超小型兵器やバンカーバスターと呼ばれる小型地中貫通核兵器の開発のために2,100万ドル、日本円にすると約24億円の拠出を議会に求めていることを指摘した記事です。米国自身が新型の核兵器の設計、製造、実験を進めているときに、どうしてイランや北朝鮮に核の放棄を迫れるのかとブッシュ政権の核政策を批判しています。

もう一つは、国際原子力機関のエルバラダイ事務局長が、同じ9月24日、ラジオのインタビューで、やはりブッシュ政権の小型核開発に対し、「それは軍縮に向かうのではなく、その逆のコースを歩む完全に誤ったメッセージを送ることだ」と語った言葉です。イラク戦争を機に、世界の平和運動は、核兵器廃絶を求める運動へと大きな広がりを見せているほんの一例です。

外国艦船の入港に際しては、核兵器を積んでいないという証明書の提出を求める市民の安全を守り、港湾の平和的利用を求める市民の願いにこたえる非核港湾条例の制定は、時宜にかなった要求であることを訴えます。反対される会派の皆さんの反対の理由は、今度の議会では定かではありませんが、これは港湾の施設使用管理者である市長の権限に関することであり、この条例に反対する会派の皆さんが従来主張してきた国の専権事項である外交の権限を侵害するというものではありません。

陳情第13号、第16号、第17号は、イラクへの自衛隊派遣の中止を求める趣旨のものです。

多くを語る必要もなく、憲法違反の派兵を認めるわけにはいきません。パキスタン大統領が国内の反対を理由に、イラクに部隊をすぐには派遣するつもりはないとの姿勢を明らかにしています、イラク戦争に反対する空前の反戦運動が盛り上がった欧州では、占領軍はイラクから撤退せよとの新たな行動に立ち上がりつつあります。日本政府が国際平和に貢献できることは、平和憲法の精神を世界に広めるという立場を貫くことであることを確認したいと思います。

各会派の皆さんの賛成をお願いしまして、討論といたします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

○16番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表して、委員長報告に反対、議案第33号に可決の立場で討論いたします。また、あわせて自衛隊のイラクへの派遣に反対する陳情第13号、第16号、第17号を採択する討論も行います。

日本を戦争する国、戦争ができる国にしようとする動きが強まる中、こうした流れをとめ、日本国憲法が掲げる平和主義を守るために、地方の力、自治体の力が決定的な役割を持っています。

今年5月29日、横須賀市において開催された参議院有事法制地方公聴会で、公述人の一人として登場した沢田横須賀市長は、「有事3法についての政府の説明は、具体性に欠け、わかりにくい。市民に理解してもらうのは難しい」と述べました。ご承知のとおり、横須賀の市長は、アメリカ海軍や海上自衛隊の基地のまちとしての横須賀の市長です。この間、基地の拡充を進め、近い将来には原子力空母の母港にもなろうとしている横須賀の市長が市民に説明できないと言っているのです。

周辺事態法の議論のときに比べ、有事3法に対する自治体の声は小さかったように思われがちです。しかし、実際は違います。周辺事態法は、アメリカ軍が日本の外で起こす有事に際して自治体に後方支援を求めます。自治体は持っている能力を米軍に提供するべきかどうか。憲法や地方自治法や、さらには地域の実情

などを考慮に入れ冷静に考えた結果、危ぐの念を表明することができました。しかし、有事3法は、その自治体が戦場になり、予想される混乱の中で住民の避難誘導などの安全確保はどうするのかと問われたわけがあります。なぜそうした事態になるのか、どうしたら防ぐことができるのかという質問に何ら答えず、自分のまちに敵が現れ、自衛隊と戦争を行うことになったときの対応を求められたわけであります。

ですから、当然にも自治体は一樣に、ある程度の法整備が必要と言いました。それは軍の好き勝手は許さない、それは困るというのが本音だったと思います。ですから、ある程度の法整備が必要と言った後に続いた発言が大切な意味を持っていると思います。

例えば新潟県の平山知事は、「憲法第9条との関係も含め、慎重に議論すべきだ。現状の国会の動向は危ぐしている」と発言しました。また、岡山県の石井知事は、「首相に与えられている指示の権限は上下関係が前提となっているが、県の施設の管理を国が代執行することが可能なのかという問題がある」と発言しました。そして、鳥取県の片山知事は、「有事の際の知事の権限や役割などシステムが確立していない。法律として通す段階ではない」と発言しました。こうした発言には、有事3法に対し、自治体と地方自治を守るという強い意思と、有事3法といえども現行法との間では新たに横に並んだ一個の個別法だという考えがしっかりと示されています。その代表的な発言が広島県の藤田知事の発言です。知事は、「相談もなしにいきなり指示、従わなかったら、すぐ代執行というのは、いかにも性急」と述べながらも、「一定の法整備は必要」と言いました。そして、その後に、「そのときには寄港する米艦船に非核証明を求めたい」と言い切ったわけであります。有事の際でも港湾管理権は自治体の手の中にあるのです。有事3法は、決して港湾法を全面否定できませんし、地方自治法の本質である自主性を否定するものではないのです。こうした事態を一番よく知っているのが米軍ではないかと思えます。有事の際、自治体が、港湾管理者が、どう動くかわからないと考えているからこそ、平時の今のうちに繰り返し民間港への寄港を実績にしようとしているのです。なし崩し的に入港を繰り返し、軍艦や戦争に対する嫌悪感を麻痺させようとしているのです。

2001年1月、アメリカ海軍は、当時の駐日大使を表彰しました。その理由は、民間港への米艦船の寄港に尽力した功績であります。ここにアメリカ海軍の戦略と意思をしっかりと見ることができます。アメリカの空母インディペンデンスやキティホークの小樽入港、そして繰り返される米艦船の小樽入港は、こうした動きの中の一環なのです。小樽港のなし崩し的準軍港化に歯止めをかけ、核兵器廃絶平和都市宣言をしている小樽にふさわしい、商業港としての小樽港のいっそうの発展のため、非核港湾条例が必要なのです。

次に、自衛隊のイラク派遣に反対し、もう少し発言させていただきます。

アメリカが始めたイラク戦争は、戦争の目的がいつの間にかテロとの戦いから大量破壊兵器の廃棄、そしてフセイン政権打倒、中東の民主化へとすりかわってきています。今日、全世界がこの戦争の正当性に疑問を呈し、国連を無視したアメリカ単独主義を批判しています。

しかし、小泉内閣は、この戦争をいち早く支持し、そして今日に至っても何ら反省せず、戦闘が続いているイラクに自衛隊を派遣しようとしています。自衛隊派遣を後方支援とか復興支援とか言いかえても、国際社会ではそれは通用しません。ましてやイラク国内では、なおさらです。なぜならば、今、アメリカが行っているのは、間違いなく軍事占領だからであります。自衛隊をイラクに派遣すると、イラク国内での戦闘に巻き込まれたり、テロの標的になったりして、イラク人に殺されてしまう自衛隊員が発生します。イラク人を殺すことになる自衛隊員が生じてしまいます。これは日本国民もイラク国民も望んでいない悲劇です。自衛隊はイラクへ行くべきではありません。

以上、申しあげました状況をじゅうぶんど考慮いただき、議員各位が議案第33号に賛成するとともに、イラクへの自衛隊の派遣に反対する陳情を採択することを主張し、私の討論といたします。（拍手）

○議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第33号並びに陳情第13号、第16号及び第17号について、一括採決いたします。

委員長報告は、議案は否決、陳情は不採択でありますので、原案について採決いたします。

議案は可決と、陳情は採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、議案は否決、陳情は不採択と、それぞれ決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

（32番 佐藤利幸議員登壇）（拍手）

○32番（佐藤利幸議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

近年の本市経済の動向を振り返ると、観光産業がサービス業などの第3次産業を中心として順調に伸び、多くの観光客を迎え入れるまでに成長を遂げていることは論を待たない。その一方で、農業や漁業などの第1次産業については、有効活用がじゅうぶん図られていないのではないかと。市としては、後志地域の他町村とも連携し、地場の農作物や水産品を使った食の提供などといった地産地消の考え方を含め、地域循環型経済を確立することができれば、よりいっそうの経済発展に結びついていくものになると思うがどうか。

本市では、制作体験が重要な観光資源の一つであることは言うまでもない。その担い手の中には、小さな店舗や事業所の工房のため、一度に収容できる人員が少なく、受入れが思うようにいかないといった課題もあると考えられる。その解決策として、例えば実際の作業映像や資料などの活用で工程の一部を省略し、広い会場で大人数を受け入れることなどは検討できないものか。市としては、事業所間の情報交換や指導員、説明員の育成など、内容の充実に向けた施策に積極的に取り組むことが必要と思うがどうか。

本市を訪れる若い方々がしばしば駅周辺などで野宿をしているが、その原因の一つとして、彼らの予算に見合った宿泊施設の存在が知られていないことも考えられるのではないかと。観光都市を標ぼうする本市にあっては、観光客の多様なニーズに的確にこたえられる情報提供システムの構築が重要である。これまでにもさまざまな取組が行われているが、先進地事例を参考に、情報発信のさらなる充実を図るべく努力すべきと思うがどうか。

緊急地域雇用対策事業として行われている図書資料マーク化事業は、認可要件を満たしているとはいえ、雇用を創出するという補助金事業本来の目的に合致するものとは、とうてい考えがたい。極めて特殊性が高く、全国的にも数社しか取り扱えない作業とはいえ、委託先社員への余りにも高額な人件費の計上は常軌を

逸しており、大手の特定会社に対する何らかの配慮すら感じられる。国からの予算全額補助に乗じて安易に事業を選択するのではなく、市としては、多くの失業者の就業に効果的な事業を選択すべきと思うがどうか。

日本農産工業撤退に伴う官公庁施設の再配備を含めた第3号ふ頭基部の再開発、海洋レクリエーション活動を支える総合的な港湾機能強化、北防波堤の改良などといった今後の活性化に向けた港湾施策を、市はどのように考えているのか。百有余年の歴史を誇る本港にあって、港内は埋立てにより手狭になってしまった感を受けることから、港外までをも視野に入れた総合的な整備を検討すべき段階に来ていると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第28号ないし第30号、陳情第15号、所管事項の調査につきましては、議案はいずれも可決と、陳情は採択と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○22番(北野義紀議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

家庭ごみ減量化について、富良野市では、ごみ収集の有料化をすることなく、収集したごみのうち90パーセントをリサイクルしていることで全国的に知られており、本市とは事情の相違があるとしても学べる点が多いのではないかと。本市において、透明ごみ袋の導入時には一定の減量効果を見ながら、その後、増加に転じたのは、分別収集に対する市民の意識が薄れたことが原因であり、有料化によらなければ分別が進まないとする市の考え方には疑問を感じる。現在、可燃・不燃の分別をしても、すべて埋立処分していることが市民の意欲をそいでおり、新たな中間処理施設が完成すれば資源物回収が進み、有料化を行わずとも、ごみの減量が図られると思うがどうか。

市は、「廃棄物減量等推進審議会」を設置し、ごみ減量と、その施策の一つとしてごみの有料化について審議するというが、財政効果をにらんだ有料化ありきの議論であるならば本末転倒である。市民との協働の観点から、市民に開かれた議論を通じて、ごみの減量化に取り組むべきと思うがどうか。

家庭系一般廃棄物のうち、生ごみの占める割合は35パーセントもあり、たい肥化して再利用することは、ごみ減量化に向けた有効な手段であると考えられるがどうか。市は、取組が大きく進んでいると言われる富良野市に比べ人口規模が大きく、経費がかさむことや、たい肥利用が少ないことを理由に難しいというが、モニター実施した段ボール箱での生ごみ処理の検証や、たい肥の利用方法を研究するなど、じゅうぶん検討する余地があると思うがどうか。

また、市内には、収集車が入れない「ごみ収集困難地区」があり、住民はごみの集積場所が遠く不便な思

いをしているが、有料化となれば、より不公平感が増すのではないか。対応策の一つとして、四輪駆動の小型収集車を導入するなど、サービス格差の是正を図るべきではないのか。

「浜辺と海をきれいにする会」では、ボランティアで平成13年9月に銭函5丁目市道小樽樽川西9号線に不法投棄されたごみ収集を行ったが、その際、集められたごみは、自動車6台、タイヤ184本、電化製品7台などと、その量はある町会が1か月に排出するごみ量に匹敵する膨大なものであったという。現在、この場所は、侵入防止のためコンクリート製のバリケードが設置されているというが、今なお夜陰に乗り不法投棄を行う者が後を絶たない状況にあるのではないか。ボランティアの善意を無にしないためにも、実態をよく調査し、パトロールを強化すべきと思うがどうか。

小樽市温暖化対策推進実行計画が平成13年6月に策定され、温室効果ガスの排出削減の目標数値が示されたが、現在までの進捗状況はどうなっているのか。市民に対しては、これまで環境家計簿の配布や消費電力表示器のモニターを依頼し、今後も市民ルール推進会議主催の講演会や意識調査を実施する予定であるというが、市職員全員を対象とした研修が実施されていないのはなぜか。計画を進めるに当たって、職員一人一人の意識改革が必要不可欠であり、全庁を挙げて計画達成に向けて取り組んでもらいたいがどうか。

「ふれあいパス」は、バス料金を無料にすることで、高齢者が健康で活動的な生活を送る環境づくりに寄与する制度であるが、利用者増からバス会社に対する市の負担額が膨らみ、現行のままで存続は財政上困難であるという。利用者からは、無料であるよりも一部自己負担がある方が自分も客であると運転手に認識してもらえるとの声もあり、今後は受益者負担を求めた中で、本制度の存続を図るべきと思うがどうか。また、心ない一部の人のによるパスの不正使用が見受けられることから、早急に対策を講ずるべきではないのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第7号及び第12号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第27号につきましては、採決の結果、全会一致により、可決と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 7番、若見智代議員。

(7番 若見智代議員登壇)(拍手)

○7番(若見智代議員) 日本共産党を代表しまして、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第12号朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方については採択、継続審査となっている陳情第7号、銭函地区コミュニティセンター建設方についても採択を主張し、討論を行います。

現在、銭函地域には、銭函市民センターがあります。施設は銭函東部に偏り、銭函西部に住まわれる市民にとって利用しにくいのが実態です。建設が実現した場合の利用分布状況も一緒に示されておりましたが、これによると東部地域、西部地域の世帯数・人口は同等です。

また、陳情第12号朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方についても同様に、地域で交流を深める場として、子どもから高齢者まで多目的コミュニティセンターの設置を願うものです。今、朝里・新光地域は、人口が1万2,500人余になります。小樽市有数の住宅地です。また、小学校は後志一の児

童数を抱えますが、児童館すらありません。いずれも陳情者の願意は切実なものと我が党は考えます。

ぜひ議員の皆様の賛同をお願いして、討論を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第12号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第7号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第27号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 13番、前田清貴議員。

(13番 前田清貴議員登壇)(拍手)

○13番(前田清貴議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

新聞報道によると、戦時中につくられた防空ごうが多数残っており、全国でも鹿児島県における県道陥没による自動車の転落死亡事故や、道内でも美深町における民家軒下の陥没など、平成13年度までに25件の事故が発生しているという。市内にも44か所存在していることであり、市では、昭和49年からの国の補助事業により、コンクリート注入での埋め戻しや入り口の閉鎖などの方法で、事故対策は終了しているとのことだが、今後、さらに該当箇所の安全対策に万全を期すべきと思うがどうか。

公営住宅が不足している函館市では、これまでに6棟131戸の民間住宅を借り上げており、さらに来年4月からも47戸を市営住宅に変更する予定であると聞く。直接建設方式では、敷地の取得などを含め初期投資が非常に大きい。借上げ住宅方式の場合は、新築する場合に比べて費用を大幅に削減でき、また、小規模住宅への活用も可能となるなど利点が多い。

財政状況が厳しい小樽市でも、住宅再生マスタープランや「公営住宅ストック総合活用計画」の中に盛り込んで、今後の住宅政策の一つとして検討すべきと思うがどうか。住宅再生マスタープランの中では、塩谷B団地をC団地に集約して集会所を建設する計画であったが、2年ほど遅れており、地域住民からは、せめて集会所だけでも早く建設してほしいとの声も出ている。現状では、早くとも平成19年度完成予定のオタモイ団地以降の着工となろうが、今後、市営住宅の建替え計画の中で、建設可能なのか、住環境改善の中で位

置づけるのかを研究し、種々の課題を検討していかなければ、地域住民の要望にこたえることはできない。国庫補助を受けての事業なので、さまざまな制約もあろうが、今後の「公営住宅ストック総合活用計画」見直しの中で、早期実現を図るべきと思うがどうか。

現在の道営若竹団地を市営住宅として再生・活用させる事業主体変更は、小樽市にとって重要な政策であるが、この団地の位置づけが既存の市営住宅入居者の住替え用であれば、若年者が新規に入居することができないということになる。定住人口確保の面からも、今後、若年者世帯が入居できる方向で検討すべきではないか。また、高齢者用住宅の確保も大切ではあるが、住宅政策が人口対策になりうることをじゅうぶん考慮した上で、住替え者用住宅と位置づけるのか。新規入居者用住宅と位置づけるのかという基本的スタンスを踏まえておく必要があると思うがどうか。

高層建築物の高さは、建築基準法や用途地域の網かけの中で規制されているが、豊楽荘跡地のマンションは、小樽公園からの眺望を遮る形で建設された。集合住宅の建設は、中心市街地の宅地確保が困難な面からも一定の役割を持ち、市が推進する住宅施策の一つではあるが、小樽公園からの眺望を含め、景観は後世に残すべき大切な財産である。小樽市は、全国に先駆けて、いわゆる景観条例を制定した経緯があり、現行の法体制の中で、高層建築物の高さ制限をすることができないのであれば、歴史的景観を含めた眺望を守るために、今後、構造改革特区の中で景観特区の申請をするなど、何らかの対策に取り組んでほしいがどうか。

張碓町の市道と宇尻中央第3分線の沿線は、下水道管は既に布設されているが、上水道管はいまだに布設されておらず、沿線住民は自費で上水道を引いている。この路線は、これから臨時市道整備事業を行う対象路線であるそうだが、この際、上水道の布設もこの道路整備に並行する形で早急に行うべきではないか。また、この道路については、用地取得などで事業の進ちょく状況が思わしくなく、すぐに工事着手できないというが、町内会をはじめ地元住民の期待には非常に大きなものがあるので、早期着工に取り組んでほしいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号、第3号ないし第6号、第8号ないし第11号、第14号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上を持って、報告を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、陳情はすべて採択を求める討論をします。

陳情第14号は、今議会に新たに付託された市道桜2号線の一部ロードヒーティング敷設方についてです。

建設常任委員会で現地確認をした際、陳情者からも説明を受けました。陳情された方々は、陳情箇所である桜2号線と桜27号線の合流点で交通量を調査しておりました。その資料によると、9月22日月曜日の午前7時20分から8時40分の間、通過車両は計292台、通行人数は70人、そのうち27号線側で39人、2号線側で13人の計52人が児童です。冬期は、この合流点で滑った車同士の衝突や民家の車庫に車が突っ込むなどの事故

も多い上、高齢の住民は一步も外へ出られないという人もいるということです。桜27号線と桜24号線が交差する部分は、階段になっているために、車両は通り抜けできません。そのため、車両は27号線をおりるしかありません。また、桜2号線はこう配17パーセントと急ですが、調査時点では通過車両254台、そのうち半分以上の133台が下りの車両です。こういう状態が事故を招く要因とも考えられますが、これらの道路は子どもたちの通学路となっているため、事故の危険から子どもたちを守るのと同時に、住民の安全を守らなければなりません。

陳情箇所は桜2号線の一部ロードヒーティングと桜27号線の起点、ストップ標識のある合流地点のロードヒーティングです。どちらも願意は妥当と考えます。採択を求めます。

そのほか陳情第1号、第3号ないし第6号、第8号ないし第11号については、前回述べたとおり、すべて願意は妥当です。

このたび小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」基本計画の中間点検報告がまとめられて、道路については施策の目的として、「安全で快適な質の高い道路づくりを目指す」としています。議会としても、このまちで安心して暮らしたい、そういう住民の願い、陳情にこたえるべきだと考えます。

全会派の皆さんの賛成をお願いして、討論を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第9号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号、第6号、第8号及び第14号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1号、第3号、第5号、第10号及び第11号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第34号ないし第36号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

○市長(山田勝麿) ただいま追加上程されました議案について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第34号教育委員会委員の任命につきましては、西條文雪氏の任期が平成15年10月12日に満了となりますが、引き続き同氏を任命するものであります。

議案第35号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、足立竹秀氏の任期が平成15年10月5日をもって満了となりますが、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第36号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、石上源應氏の任期が平成15年10月31日をもって満了となりますが、引き続き同氏を推薦するものであります。

なにとぞ原案どおりご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中畑恒雄) これより、討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

○22番(北野義紀議員) ただいま上程されました議案第34号教育委員の任命について、不同意の討論をいたします。

4年前、西條文雪氏を教育委員に任命する議案に対し、我が党は、同氏が教育委員としてどういう態度をとるかについて責任が持てないとして棄権の態度をとりました。このとき、日本の教育をめぐる状況、小樽市の教育をめぐる問題点を指摘し、その一つに学校適正配置計画があることを指摘しておきました。

この4年間、適正配置計画の名の下に、中学校の統廃合が強行され、石山、東山、住吉の三つの中学校が廃校されました。西條文雪氏が教育委員の一人として、中学校の統廃合を推進したことは、厳然たる事実です。生徒が減少していることを理由に中学校三つを廃校にしたのに、双葉に売り払った住吉中学校は、私立の特色ある双葉中学校として来年4月に開校とのことです。このことを知った教育関係者、父母からは、小樽市教育委員会の学校適正配置計画、生徒数の大幅減少との理由がいったい何であったのか、売却後の利用計画について購入者から聞き取りさえしていなかったのか、こんな初歩的なことを怠っているのでは小樽の教育のことを真剣に考えているとは思われないなどの批判や意見が寄せられたのは当然のことです。また、学校適正配置計画が教育内容や教育条件の向上をうたいながら、住吉中学校を売り払った代金は教育費に回されず、一般財源に充当してしまいました。これらの事実からは、小樽の教育をどうするか最低の理念も感じられません。こういう批判にどうこたえ、小樽市の教育をこうするという方針を示さないまま、今度は小学校の統廃合を推進しようとしています。

現在、日本社会の直面している危機は、政治的危機、経済的危機だけではなく、道義的危機とも言うべき深刻な問題があります。この危機は、子どもたちに最も深刻な形で影響を及ぼしています。

我が党は、過日、第23回党大会決議案を發表しましたが、この中で社会の道義的な危機を克服する国民的な対話と運動を呼びかけ、四つの角度から社会が独自に取り組むべき課題も示しました。皆さんもご承知のように、「国連子どもの権利委員会」からは、日本政府への勧告の中で、極度に競争的な教育制度によるストレスのため、子どもが発達のゆがみにさらされていると、厳しい批判を受けています。こうした中で、30人以下学級は時代の流れとなっています。

我が党は、学校適正配置計画の名による統廃合はやめ、まず30人以下学級の実現を強く要求するものです。

これを先送りし、中学校に続いて小学校の統廃合を進めつつある現教育委員の再任は認めることはできないことを申し上げ、討論といたします。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第34号について採決いたします。

原案どおり同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第35号及び第36号について、一括採決いたします。

原案どおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、小樽市選挙管理委員会委員に、深山雄造氏、大淵勝敏氏、相場和子氏、牧野唯司氏を、同補充員に、島勇助氏、青木憲一氏、西脇清氏、古村術氏を、それぞれご指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることとし、なお、補充員の順序につきましては、ただいま議長において指名した順序といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「意見書案第1号ないし第14号」を一括議題といたします。

意見書案第7号ないし第14号につきましては提案説明を省略し、意見書案第1号ないし第6号について、順次、提出者からの提案理由の説明を求めます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

(18番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

○18番(佐々木勝利議員) 意見書案第1号、第2号について、提出者を代表して提案理由を申し上げます。

今、国連総会では、各国の首脳がイラクに対する戦争の正当性や復興をめぐる激しい外交戦が続けられているのが現状です。聞くところによりますと、小泉首相は、11月の総選挙の後、年内にも一部の陸上自衛隊、内部では北海道の自衛隊を送り込む考えがあると聞きます。また、輸送機をイラクに送ろうとして

います。イラクの混迷は深まるばかりです。ブッシュ大統領は、兵器や資金の提供を日本や欧州に求めざるをえない状態になっています。これに対し、統治の主導権を国連に譲り、イラク人による統治の早期実現につなげるよう米国に求める声も国際社会で出つつあると指摘されています。果たして、首相の判断は正しいのか。日本はこの戦争をどう考え、またイラクの復興をどう手助けすべきなのか。国会は今日から代表質問が始まりますが、その意味においても、いわゆる「イラク国会」と呼ばれるにふさわしい論戦に期待がかけられています。特に今回の自衛隊の派遣は、小泉首相自身が言った言葉の中に、「殺されるかもしれないし、殺すかもしれない」と表現した問題です。自衛隊員の生命を危険にさらすのであれば、何のための派遣なのかについて、これまで以上に国民が納得できる目的と理由が必要であると考えます。

次に、これは道新の小中校生からの発言の欄に、「発言します。イラクの戦争に思う」として、釧路管内の鶴居村に住む中学3年女子生徒が5月1日付けで、その発言が載せられたことを今でも忘れることができません。紹介します。「空爆で両腕を失ったアリ君の記事を読んだ。そこには、イラク人看護師の書いた『この子の腕を吹き飛ばす爆弾を運ぶ輸送機はあっても、この子を運ぶ輸送機はないのですか』という手紙が載っていた。この手紙が米英首脳に届き、アリ君は清潔な水で治療のできる病院へ運ばれた。米英ではアリ君のことが放送され、多くの募金が集まった。アリ君は今、食事をとれるまでになった。戦争は壊し、傷つけるものだと思っていた。でも、それだけではない。傷ついた一人の男の子のために世界が協力すれば、戦争をなくせるはずだ。アリ君は家族みんなを失った。でも、アリ君は、今、生きている」。以上であります。この中3の女子校生の声を私たちはどう受け止めるか。しっかりと受け止めなければならないと思います。大人社会の責任をどう果たしていくのか。未来ある子どもたちに何を残すのかが、今、問われていると思います。今からでも遅くはありません。間に合うと思います。

意見書案第1号は、イラクへの復興支援への自衛隊派遣を見合わせることを求めるものであり、イラク復興支援に当たっては、イラク国民の要望をしっかりと慎重に調査をして、文民による人道支援に限った復興援助を進めるよう強く求めるものであります。

また、意見書案第2号は、イラクへの自衛隊派遣の中止を求めるものです。「イラクを戦闘地とそうでない地域に分けることはできない」という事態の中で自衛隊をイラクに送れば、攻撃の標的になることは間違いないと思います。自分の家族が殺されることは、とても大きな深い悲しみであると考えます。そのような事態が起こらないようにするため、戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣を直ちに中止するよう強く求めるものです。

以上、議員各位の賛成をお願いし、意見書第1号並びに第2号の提案理由とさせていただきます。(拍手)

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 7番、若見智代議員。

(7番 若見智代議員登壇)(拍手)

○7番(若見智代議員) 提出者を代表しまして、意見書案第3号イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書、意見書案第4号国民年金に関する意見書、意見書案第5号「米政策改革大綱」の見直しに関する意見書、意見書案第6号公共事業受注企業からの政治献金規制に関する意見書について、提案説明をいたします。

意見書案第3号ですが、政府は先の通常国会で、イラクに自衛隊を派遣するイラク特別措置法案を提出し、成立させました。この法律は、人道復興支援の名の下に、米英軍によるイラクへの武力攻撃と軍事占領を追認し、その統治活動を支援することを目的とする法律です。国連のアナン事務総長も、「アメリカのイラク攻

撃は国連憲章を踏みにじる先制攻撃」と非難しております。言うまでもなく、日本国憲法前文、第9条に明確に違反します。今もなお、全土が戦闘地域と米占領司令官でさえ認めているイラクへ自衛隊員を派遣することは、自衛官の死亡、現地住民の命を傷つけることも懸念されます。無法なイラク戦争を正当化する上に、自衛隊をイラクに派遣することのないように求めるものです。

次に、意見書案第4号ですが、国民年金に関する意見書です。国民年金の保険料未納率は過去最高の7.2パーセントを占めました。長引く不況で生活が厳しいなど、高い保険料を支払えない方々が増えてきました。年金制度に対する不信感の高まりも要因の一つと考えられております。将来に希望が持てる公的年金制度の確立が急がれます。

意見書案第5号は、「米政策改革大綱」の見直しに関するものです。主要食糧法を改正した政府は、現在、「米政策改革大綱」に基づき、米政策の見直しを本格的に進めております。しかし、この米政策は、主食である米に対する政府の責任を放棄し、多数の農家を生産から締め出すなど、重大な内容が指摘されております。政府が主食である米の価格、需給安定に責任を持ち、意欲あるすべての農家が米づくりを続けることができる施策を講じることが農業再生に必要です。

最後に、意見書案第6号ですが、今、汚職事件や献金強要事件など、政治とお金をめぐる事件が後を絶ちません。公共工事受注企業と政治家のゆ着を断ち切り、国民の政治への信頼を回復するためには、公共事業受注企業からの政治献金を規制することが急がれます。

以上、提案説明といたします。(拍手)

○議長(中畑恒雄) これより、意見書案第1号ないし第6号について、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○21番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、意見書案第3号ないし第6号について、賛成の討論を行います。

まず、第3号イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書案であります。

9月25日付けの新聞各紙には、イラク戦争後、初めて開催された国連総会のことが報じられていました。ブッシュ大統領がこの総会初日に演説を行い、その中で、「イラクは解放された。すべての国は、イラク支援を前進すべきだ」、このように加盟国に対して協力を求めました。みずからが行った侵略戦争の正当性を強調する、この白々しい演説に、このとき国連総会の場にいったいどんな風が吹いたか、ニューヨークタイムズ誌は、次のように伝えました。「国連になりかわって戦い勝利した大統領は英雄の歓迎を受けるはずであった。しかし、ブッシュ大統領を迎えた議場は冷え冷えとしていた」、実にわかりやすい記事であります。一方、「58年間、世界に平和と安定をもたらしてきた諸原則に根本的に挑戦するものだ」、アナン国連事務総長が演説でこのように述べると、総会の方は一気に緊張に包まれたと言われています。アナン事務総長が諸原則への根本的挑戦だと指弾したのは何であったのかは言うまでもありません。「米国は先制攻撃の権利と責任を持つ。安保理の合意を待つ義務はなく、一国あるいは有志で行動する権利を有する」、このようにした、ごう慢なブッシュ・ドクトリンに対してであります。さらに事務総長は、「こんな論理がまかり通るなら、正当性のいかにかわらず」、仮に正当であってもという意味だと思いますが、「正当性のいかにかわらず、一国的な無法な武力行使がまん延しかねない」、このように続けました。実は、この同じ日、北海道新聞夕刊でありま

す。「イラクの大量破壊兵器、証拠発見できず」、こういう見出しが目に飛び込んできました。記事の内容は、次のとおりであります。「米政府高官は、24日、イラクで大量破壊兵器を捜索している調査団が、大量破壊兵器開発を裏づける証拠を発見していないとの内容を盛り込んだ中間報告を近く発表することを明らかにした。」このように報じた上、「専門家による数か月の捜索でもイラク戦争の大義だったはずの大量破壊兵器が発見できないとすれば、戦後処理のつまずきで窮地に立たされているブッシュ政権への批判が強まることは避けられない」、これがこの記事の内容であります。大義が崩れ去ってしまいました。

今日の世界情勢の特徴は、アメリカの先制攻撃に反対し、国連憲章に基づく平和のルールを守り築こうとする流れが大勢になっていることにあります。これを裏づけるように、今、無法なイラク戦争を進めた米英の政権は、その支持率を大きく低下させ、アメリカの有志連合に参加して、イラクに派兵した国々でも撤退を求める声が高まっています。このときに、なお小泉内閣は、その防衛白書で米軍の戦争支援が自衛隊の任務だといい、憲法を踏みにじってでも安全な地域だから、非戦闘地域だから自衛隊を派遣できると言います。大規模戦闘の終結後、つまり5月1日以降であります。米兵の死者は60人を超えました。米軍の準機関誌「星条旗」の記事でさえ、この同じ期間に作戦行動中に負傷した米兵は570人を超えています。デンマーク軍の兵士が銃撃戦で死亡、ヨルダンの大使館や国連現地本部、さらにはイスラム教シーア派の聖地での爆弾テロ事件など、攻撃の対象と地域は、今や無差別に広がっています。これでもなお、何としても自衛隊をイラクに送るというのでしょうか。世界の大勢に逆らう、こんな時代錯誤はありません。アメリカ言いなりの自衛隊派兵はやめること、国連中心の復興支援という立場に転換することが必要であります。

次に、第4号であります。国民年金に関する意見書案であります。

日本人の平均寿命は、女性85.2歳、男性は78.3歳であります。100歳以上の高齢者も2万人を超えました。長寿国にふさわしく老後の不安をとりのぞくこと、これが今、政治の大きな課題であります。ところが、次々と出されてくる政府の年金改革の方針は、年金を削る、保険料を引き上げる大改悪案になっています。坂口厚労大臣の試算では、厚生年金保険料を現行の1.35パーセントから段階的に20パーセントまで引き上げる。国民年金は、現行月1万3,300円から1万8,000円台まで引き上げるというもの。しかも、給付は、所得の59パーセントという現行水準を、50パーセントから50パーセント台半ばまで引き下げてしまうというものであります。これでは、老後の生活、所得保障という年金が社会保障として果たしてきた役割、これを否定するに等しいものであります。

そもそも若い世代の年金不信は、これまで政府が繰り返してきた、こうした年金制度の相次ぐ改革、これが原因ではなかったでしょうか。支給開始年齢60歳から65歳への段階的繰り延べは、その最たるものであります。この上、さらに支給年齢開始、これを遅らせようというのですから、とうてい認めていくわけにはいきません。あらゆる世代から理解を得る最良の道はいったい何か。年金制度への信頼を回復する道はいったい何か。給付減や負担増を中止することです。そのためにも、今、何よりも急がなければいけないことは、基礎年金への国庫負担を直ちに2分の1に引き上げる、この国民への約束を果たすことです。平成16年度までに実施する、このように法律に明記した責任を果たすべきであります。その際には、間違っても、その財源として消費税の増税を迫る、あれこれの理由でこうした新たな約束違反を持ち込むことではありません。

第5号は、「米政策改革大綱」の見直しに関する意見書案であります。

今、農村では異常とも言える冷夏による作柄の心配とともに、来年からの米づくりをどのように進めてい

くか、この大きな不安に直面しています。政府の「米政策改革大綱」が発表されました。しかし、その対応が迫られているにもかかわらず、内容がじゅうぶん明らかにされていない。見通しが立たないからであります。

今回の政府の政策改革は、これまで国民の主食である米を日本農業の柱、地域経済の支えとし、その需給と価格の安定こそ農政の基本であるとしてきた、これまでの立場、これを根本から変えてしまおうというものであります。市場原理の導入で、需給と価格の安定は、農家や農業団体の責任に移してしまう、輸入や大手スーパーなどの買ったときは野放しになってしまう、これでは不安が広がるのは当然であります。農水省は、来年度の予算要求で、生産者米価の低落対策や減反助成など、一定の配慮を見せました。しかし、減反の一律割当てをやめるとした需給対策では、実際に生産できる量が減らされる。事実上の減反面積では、今年の106万ヘクタールより増えることになってしまいます。全農家の数パーセントしか対象にしない担い手対策、一部の要件緩和があっても、その基本は変わりません。農家の状況でいえば、1995年の334万戸から298万戸へと大きく減っています。中でも主業農家は34パーセントも激減であり、これまでの農政がどれほど農家に打撃を与えてきたか、それをよく物語っています。農作物の作付面積では43万ヘクタール減、仮にこのテンポで減り続ければ、75年間で国内すべての作付がなくなってしまうという驚くべき数字であります。わずか40パーセントの食糧自給率は、こうした農政の下では回復どころか、いっそう低下しかねない重大な問題であります。この方向ではなく、今、大事なことは、農家が生産を続けられる条件を確保すること、価格暴落対策、輸入米の削減、そして国の責任による備蓄米の拡大、さらには麦や大豆などの増産にあります。これらの方向は、多くの関係者、農家と一致できるものであり、しかも国産米や安全な食糧を求めている消費者、国民と協働で実現させていくことができるものであります。そのためには、何よりも政府の「米政策改革大綱」の見直し、中止が必要であります。

私の討論の最後は、第6号公共事業受注企業からの政治献金規制に関する意見書案であります。

鈴木宗男議員の収賄事件、加藤紘一議員の政治資金疑惑から1年半余り、この間にも坂井隆憲議員のやみ献金事件、大島前農水大臣の秘書による公共事業発注での口ききなどの疑惑と、それによる大臣の辞任など、小泉内閣の下で連続している金権腐敗の数々は後を絶ちません。これら一連の事件の疑惑は、企業団体献金こそが金権腐敗政治の温床となっていることを示し、同時に公共事業の口ききをめぐる疑惑では、受注企業からの献金がいかに性の高いものであることを示しています。

こうしたとき、日本経団連は、先ごろ政治献金への関与に関連して、各党の政策評価の基準となる優先政策の10項目を発表しました。すなわち消費税引上げの検討を迫る社会保障改革であり、法人課税の税率引下げであり、農業分野への株式会社の参入であり、労働基準の規制緩和などであります。国民には負担を押しつけ、大企業向けには減税を要求するという、文字どおり大企業本位の政策実現を迫るものであります。日本経団連の前身、経団連は10年前、リクルート事件や佐川急便事件などを契機として、それまでの政治献金額の割当てあっせんを中止することにしました。しかし、今回、また再び、この企業献金のあっせん再開、これの宣言であります。まさに政策を金で買う、こうした大企業の勝手横暴な姿勢には大いに異議あります。

政治と金の問題は、地方政治にとっても重大問題であります。特に公共事業の口ききをめぐる事件が地方を主な舞台として相次いできたこと、ご承知のとおりであります。だからこそ、地方からこそ、この問題を正していくことが求められています。選良とは、有権者市民から選ばれた者のことでもあります。その選良で

ある議員が、特定の企業や特定の者と結びつき、専らその利益のために存在するとしたらどうか。我が党は、断固として拒否であります。

以上、議員各位の賛同をお願いして、討論を終わります。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

（16番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○16番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表して、意見書案第1号、意見書案第2号に賛成の立場から討論いたします。そして、イラクへの自衛隊の派遣に対する問題につきましては、先ほども述べさせていただきましたので、重複は避けさせていただきます。

ここで、私が読んで考えさせられた要請文の一部を紹介し、皆さんに聞いていただきたいと思います。この要望書は、元防衛庁教育訓練局長で、現在は新潟県加茂市の市長をなさっている小池清彦氏が、加茂市長として、衆参議員や各大臣に送ったものであります。思想・信条は別としても、さらに政治的な立場も異なると思いますが、自衛隊のこと、そして自衛隊員のことをよく知っており、非常に大切に考えてきた方の意見であります。多少長いのですが、お聞きいただきたいと思います。

「イラク全土は、常にロケット弾攻撃、自爆テロ、仕掛け爆弾攻撃等の危険が存在する地域であり、戦闘行為が行われている地域であります。このことは、アメリカによる戦闘終結宣言によって左右されるものではありません。戦闘行為を『国際的な武力紛争の一環として行われる、人を殺傷し、又は物を破壊する行為』と定義し、1に掲げる攻撃が『戦闘行為に当たらない』というイラク特措法の考え方はき弁であり、強弁であります。イラクは全土において、前線も後方ありません。イラク全土がいまだ戦場なのであります。このような地域へ自衛隊を派遣することは、明確な海外派兵であり、明らかに憲法第9条に違反する行為であります。イラク特措法が定めるような海外派兵さえも憲法第9条の下で許されるとするならば、憲法第9条の下でできないことはほとんど何もないということになります。憲法第9条は、もともとアメリカによって押しつけられたものであることは事実であります。しかし、同時に憲法第9条は、終戦後、今日までの58年間、日本及び日本国民が国際武力紛争に巻き込まれることをかく防止してきたのであります。また、憲法第9条の存在によって、日本人は世界じゅうの人々から平和愛好国民として敬愛され、今日の地位を築くことができたのであります。先の大戦において、祖国のため戦火に散華された英霊が望まれたことは、祖国日本が再び国際武力紛争に巻き込まれることがないことにあったと思います。日本国民が再び戦場で倒れることのないようにということであったはずであり、私たちはいま一度大戦中の苦い経験をかみしめ、昭和20年8月15日の原点に立ち返るべきであります。イラク派兵が一たび行われるならば、平和愛好国民としての日本人に対する世界の特別の敬愛は消滅し、日本は普通の国となって、多くの災いが降りかかってくるようになります。イラク国民は、決して日本国自衛隊の派遣を求めておりません。中東諸国の国民も自衛隊の派遣を求めておりません。自衛隊は招かざる客なのであります。自衛隊の本務は、祖国日本の防衛であります。自衛隊員は、我が国の領土が侵略された場合には命をかけて国を守る決意で入隊し、訓練に励んでいる人たちであります。イラクで命を危険にさらすことを決意して入隊してきた人たちではありません。『国から給料をもらっているのだから、イラクへでもどこへでも行って命を落とせ』とか、『事に臨んでは危険を顧みない職業だから、どこへ行っても命を落とせ』ということにはならないのであります。自衛隊員の募集ポスターやパンフレットには、『希望に満ちた立派な職場だ』とのみ書いてあるのであって、『イラクへ行って生命を

危険にさらせ』とは書いていないのであります。私は、市町村長の一人として、毎年、自衛隊入隊者激励会に出席し、防衛庁自衛隊の先輩の一人として、『自衛隊はすばらしい職場です。どうかこの職場ですばらしい青春を過ごし、意義ある人生を送ってください』と祝福し、励ましてまいりました。もし、イラク特措法が成立して、私が激励した人たちが招かざる客としてイラクに派遣され、万一命を落とすようなことになったら、私は今度は自衛隊入隊者激励会において何と申し上げたらよいのでしょうか。私は言葉を知りません。イラクで犠牲者が出た場合、自衛隊員の不満は大きなものとなり、国内に大きな衝撃を与え、極めて好ましくない事態が起こってくることを危ぐするものであります。『兵はむやみに動かすべからず』古今の兵法の鉄則であります。兵を動かすことを好む者は、いずれ手痛い打撃を受けるのであります。それは、やがて国民を不幸に陥れることになるのであります。安易に兵を動かしてはなりません。アメリカに気兼ねして、イラク国民と中東諸国民が欲せぬ派兵をしてはなりません。防衛政策の中核である防衛力整備をおろそかにして、海外派兵のことばかりを考えることは、大きな誤りであります。国土が侵略されたとき、現在の自衛隊の防衛力は、独力でどの程度まで祖国を防衛することができるのですか。極めてふじゅうぶんな防衛力ではありませんか。この程度の防衛努力しかできない国がイラク派兵に狂奔するなど、『生兵法大けがの元』であります。今こそ日本は、海外派兵重視の防衛政策から防衛力整備重視の防衛政策に転換すべき時であります。名刀は鍛え抜いて、されどしっかりとさやの中におさめておくのが剣の道であり、兵法の極意であります。以上にかんがみ、21世紀の日本及び日本国民の安泰を祈念し、イラク特措法は廃案とされるよう強く要望するものであります。」

これは、今年の5月に小池市長が各国会議員や大臣に送った文章であります。私どもよりもはるかに自衛隊のこと、そして自衛隊員のこと、そして自衛隊員の家族のことを知っている方の発言として、ぜひ真剣に受け止めていただきたいというふうに思うところであります。

以上、各議員の意見書案第1号、第2号への賛成を訴えて、討論を終わります。(拍手)

○議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号ないし第3号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第4号及び第5号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第6号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時10分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 吹 田 友 三 郎

議 員 新 谷 と し

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成15年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○**諸般の報告**（招集日印刷配布分）

- (1) 木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成15年5月～7月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

イラクの復興支援への自衛隊派遣を見合わせるよう求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	斎藤博行
	同	山口保
	同	佐々木勝利
	同	武井義恵

イラクへの戦争は国連の決議がないまま始められました。

また、攻撃の理由であった「大量破壊兵器」は未だ見つかりません。

米英軍の行った戦争とその後の占領を正当化する根拠がないと言わざるを得ません。

米英の誤った判断により惹き起こされた事態の收拾は、今一度国際協調の場、国連の手に委ねられて、責任のとり方が明確にされなければならず、復興支援は国際協調の下で公正に進められなければなりません。

米英主導の占領を自衛隊が支援することは、以上の正当性と協調性に反するもので派遣を見合わせることを強く要望します。

イラク復興支援にあたっては、イラク国民の要望を慎重に調査し、文民による人道支援に限った復興援助を進めるよう強く希望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月29日
小樽市議会

議決年月日	平成15年9月29日	議決結果	否決
-------	------------	------	----

イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	斎藤博行
	同	山口保
	同	佐々木勝利
	同	武井義恵

日本政府は「イラク復興支援特別措置法」に基づき、自衛隊をイラクに派遣し、人道支援だけでなく、“安全確保活動”という、事実上の米軍の支援活動を行おうとしています。

イラクでは今なお占領統治が行われ、罪もない市民が射殺される事件が後をたちません。イラクの人々からの「占領軍はいらない」という声が日増しに強くなっています。国連本部に対する爆破テロは、占領状態がもはや泥沼状態になろうとしていることを示しています。アメリカからイラクへの派兵の要請を受けたカナダ、パキスタン、インドは、はっきりと派兵を拒否しています。

「イラクを戦闘地域とそうでない地域に分けることはできない」という事態の中で、自衛隊をイラクに送れば、襲撃の標的になることは間違いありません。自分の家族が殺されることは、とても大きな深い悲しみです。そしてそこから新たな憎しみや怒りが生まれます。殺し合いはもうやめて、一日も早くみんなで平和な世界を築くための努力をすべきです。そうしなければ人類に未来はありません。戦闘状態の続くイラクへの自衛隊派遣を直ちに中止するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月29日
小樽市議会

議決年月日	平成15年9月29日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若	見	智	代
	同	菊	地	葉	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀

私たちは、57年前の終戦の反省に立ち、「戦争も核兵器もない、平和な日本と世界」「子どもたちを二度と戦場に送らない」ことを目指して、今日の日本を作り出してきました。しかし、政府は先の通常国会で、イラクに自衛隊を派遣するイラク特別措置法案を提出、成立させました。

この法案は、「人道・復興支援活動」の名の下に、米英軍によるイラクへの武力攻撃と軍事占領を追認し、その統治活動を支援することを目的とする法律です。言うまでもなく、日本国憲法前文、第9条への明確な違反です。

米英によるイラクへの先制攻撃には、正当な理由は見当たらず、20世紀において先人の努力により築かれてきた国際平和のルールを覆す戦争でした。自衛隊派兵は軍事占領を行っている米英軍による占領支配に参加するものです。

米軍司令官も「全土が戦闘地域」と認めている中、米英占領軍は治安維持活動ばかりでなく、今も大規模な戦闘行動を行っています。法案は、こうした戦闘行動に対する支援を排除しておらず、自衛隊が行う輸送の対象には、武装した米英兵や、武器・弾薬が含まれています。

とりもなおさず、そうした地域に自衛官を派遣することは、自衛官の死亡、現地住民の殺傷が懸念される事態です。

こうした自衛隊の活動は米英占領軍の戦闘行動に不可欠で、憲法違反の武力行使そのものです。さらに、自衛隊による「自衛のため」の武器使用を行う可能性もあり、日本が道義のない戦争に巻き込まれる可能性が極めて高いと言わざるを得ません。

イラク復興支援は、軍事によらない国連の枠組みでの支援こそ必要です。

よって、無法なイラク戦争を正当化するうえに、自衛隊をイラクに派遣することのないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月29日
小樽市議会

議決年月日	平成15年9月29日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

国民年金に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若	見	智	代
	同	菊	地	葉	子
	同	新	谷	と	し
	同	古	沢	勝	則
	同	北	野	義	紀

皆保険といわれながら、国民年金の納付率は昨年度62・8%まで落ち込みました。前年度比8ポイント減、若年層だけでなく、すべての年齢層で未納率が増えています。

社会保険庁の調査でも、未納の主な理由は、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」（64・5%）「国民年金をあてにしない、できない」（15%）というものです。これは、経済の悪化とともに、高い保険料など年金制度の在り方に問題があります。また、昨年度から免除基準が厳しくなり、全額免除者が133万人も減りました。

国民年金を再生するために次の施策を要望します。

記

- 1 基礎年金に対する国庫負担を国会決議に基づき、現行3分の1から2分の1に直ちに引き上げること。
- 2 物価下落を理由にして、一方的に来年度の年金支給額を切り下げないこと。
- 3 医療・介護の負担増によって保険料を払うに払えない世帯に対する減免基準を改善すること。
- 4 雇用悪化は年金空洞化を招いており、青年の雇用拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月29日
小樽市議会

議決年月日	平成15年9月29日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

「米政策改革大綱」の見直しに関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若 見 智 代
	同	山 口 保
	同	古 沢 勝 則

主要食糧法を改正した政府は、現在、「米政策改革大綱」に基づいた米政策の見直しを本格的に推進しています。しかしこの「米政策」は、①主食の米に対する政府の責任の放棄②多数の農家を生産から締め出し、一握りの「担い手」に集積する③生産者価格は、生産コストを無視した市場原理で決める④米流通の規制を撤廃して大企業や商社の流通支配に道を開くなどの重大な内容が指摘されています。

また、農水省の米関係の来年度予算要求は、平成16年から18年までの3年間分であり、農水相自身「4年目からはガクッと下がる」とし、平成22年以降は補助金を基本的に打ち切る方向といわれています。

食料自給率が40%の日本で自給できる主要作物は米だけであり、基幹である米を生産する農家の多数を生産から締め出したら、日本の農業も稲作も再生できなくなります。それはまた、10年ぶりの大凶作が心配されている今、国民の「国内産の米を安定的に」という願いにも背を向けるものです。

以上の趣旨から、次の要望事項について政府関係機関に要望いたします。

記

- 1 「米政策改革大綱」による米政策の見直しを中止し、担い手農家の経営が成り立つ対策とともに、意欲あるすべての農家が米づくりを続けられる施策を講じること。
- 2 食料自給率の向上、地域農業を守る立場から、ミニマムアクセス米の削減・廃止、関税の大幅な引き下げを許さないなど、WTO交渉にはき然とした態度でのぞむこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月29日
小樽市議会

議決年月日	平成15年9月29日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

公共事業受注企業からの政治献金規制に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若 見 智 代
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	秋 山 京 子

公共事業を受注している建設会社からの政治献金は違法性が高いとして、大手ゼネコンなど3社の株主が当時の社長などに損害賠償を求め、株主代表訴訟をおこしました。

既に福井地裁は2月、企業献金は「国民の有する選挙権ないし参政権を実質的に阻害する恐れがある」と指摘しています。

政治献金の非公開枠を拡大する政治資金規制法改正案は継続審議となっていますが、献金の不透明化につながり、政界浄化に逆行するものといわれています。

政治への信頼を回復するため、政治献金の透明化を促進するとともに、少なくとも公共事業受注企業による政治献金を禁止する方向での規制を強めることを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月29日
小樽市議会

議決年月日	平成15年9月29日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

犯罪防止のための治安対策強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山	田	雅	敏
	同	上	野	正	之
	同	菊	地	葉	子
	同	佐々木	勝	利	
	同	秋	山	京	子

我が国の犯罪情勢は、平成13年全国で発生した刑法犯が276万5,612件と戦後最高を記録し、過去10年間で約100万件の増加となっており、とりわけ刑法犯の9割近くを占める窃盗犯の増加が顕著となっています。また、過去10年間で路上窃盗及びひったくりの件数はそれぞれ4.5倍、3.6倍に増加するなど、路上犯罪の大幅な増加が目立っています。また、来日外国人による凶悪犯罪や組織的窃盗事件が増加し、来日外国人犯罪の全国への拡散化傾向がうかがわれるとともに、少年非行の凶悪化、粗暴化が進み、ひったくりの総検挙数に占める少年の割合は7割を超えるなど、少年非行も深刻化しています。

犯罪が凶悪化、多様化、国際化する今日の危機的状況を放置することはできません。

よって、国においては、治安の回復を目指し、内閣が一体となって下記の諸対策を速やかに実施するよう強く要求するものです。

記

- 1 来日外国人及び暴力団等による組織犯罪対策への取組をさらに強化すること。銃器を使用した凶悪犯罪や薬物組織犯罪への対策も強化すること。
- 2 警察官を増員し、人口に比して警察官の少ない地域へ重点配分するとともに、警察官O B等の活用や交通取締りの一部民間化により交番・駐在所の整備充実を期すこと。
- 3 警備業者等を活用し地域パトロール等を強化したり、防犯効果の大きい地域コミュニケーション形成についての国民の意識啓発を進めること。
- 4 留置場・拘置所など治安関係施設の整備拡充を図ること。
- 5 犯罪防止の立場からき然たる入国管理体制を確立すること。
- 6 青少年の健全育成の推進とあわせ、軽微な少年犯罪の放置が犯罪の増発・凶悪化に発展する傾向性を重視し、少年非行防止、薬物乱用防止対策、暴走族対策等を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月29日
小樽市議会

議決年月日	平成15年9月29日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

携帯電話の利便性の向上と料金引下げを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	井川	浩子
	同	山口	保
	同	古沢	勝則
	同	斉藤	陽一良

携帯電話（PHSを含む）の加入台数は、今年3月に8千万台を超え、国民の7割以上が携帯電話を持っており、今や国民にとって携帯電話は、日々の生活の中で欠くことのできない重要なアイテムとなっています。

特に20代の若者の所有率は9割近くにも上るといわれています。爆発的に普及してきた一方で、携帯電話会社のサービスに対し、不満を感じている国民も多く、その一つに、携帯電話の会社を変更すると「携帯電話番号」まで変わってしまうため、ほかの会社に変更したくても、事実上できないという利用者の声があります。

シンガポールや英国、ドイツ、オランダなど諸外国では、利用者へのサービス重視の観点から、携帯電話番号を変えずに契約会社を変更できる「番号ポータビリティ（番号持ち運び制度）」の導入が義務化されています。我が国でもこの番号ポータビリティが実現すれば、利用者が事業者を変更しやすくなるため「事業者間の競争促進」につながり、結果として、利用者への利便性の向上や料金の引き下げにつながる可能性が高いとの指摘もあります。

よって、国においては、「携帯電話のさらなる利便性の向上と料金の引き下げ」の観点から、下記の3点の事項の早期実現を図られるよう強く要請するものであります。

記

- 1 契約先の携帯電話会社を変更しても、従来の番号を利用できる「番号ポータビリティ（番号持ち運び制度）」を導入すること。
その際、事業者に対する税制上の支援措置等を検討すること。
- 2 「番号ポータビリティ」が導入されるまでの当面の措置として、携帯電話会社を変更した場合でも契約変更先の携帯電話番号を通知するサービスを早期導入すること。
- 3 携帯電話の通話料金をさらに引き下げること。

「利用者へのサービス向上」「より一層の競争促進」の観点から、以上の3項目が実現できるよう政府及び担当省庁は、税制上の支援をはじめ環境整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月29日
小樽市議会

議決年月日	平成15年9月29日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

青年の雇用対策の拡充に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	佐々木	茂
	同	山口	保
	同	古沢	勝則
	同	斉藤	陽一良

青年の雇用問題は異常な事態です。若年層の失業率は、9～10%にも達し、大学卒業者に占める就職者の割合は、1990年の81%から2002年の57%に激減しました。

フリーターはこの7年で1.7倍の417万人にのびります。

フリーターの急増の要因は若者の側にあるのではなく、企業側にあることは内閣府の「国民生活白書」でも明らかです。

21世紀の日本を担うべき青年の、こうした雇用問題は、若者の職業能力が高まらず、経済成長の制約になり、未婚化・少子化が深刻化し、日本社会の存続自体を危うくする重大問題です。

政府として青年の雇用対策を抜本的に拡充されるように強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月29日
小樽市議会

議決年月日	平成15年9月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

「医薬品の一般小売店における販売」に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上	野	正	之
	同	若	見	智	代
	同	吹	田	友三郎	
	同	斎	藤	博	行
	同	高	橋	克	幸

政府の総合規制改革会議は、平成15年2月17日「規制改革推進のためのアクションプラン」を公表し、その重点検討事項の一つに「医薬品の一般小売店における販売」を取り上げています。

医薬品は、効能効果とともに副作用被害の危険性を併せ持っているにもかかわらず、同会議は医学・薬学の専門家のいない委員構成の中で、利便性のみの観点から「医薬品の一般小売店における販売」を求めています。

薬事法に基づく医薬品製造・販売等に係わる諸規制は、過去の副作用被害事例等の反省の上に立って築き上げられたものであり、医薬品の品質、有効性及び安全性を確保し人の生命、健康を守るために不可欠な社会的規制であります。国民の健康を犠牲にしてまでも、規制を緩和する考え方は断じて容認することはできません。

医薬品販売業者は、需要の多い医薬品だけでなく、希少な医薬品であっても、国民が適切に入手できるよう、その責任を果たしています。

超高齢化社会を迎える我が国において、医薬品提供体制は国民の健康や安全をどのようなシステムで支えるかという視点で考えるべき問題であり、経済ベースのみで論議されるべきものではありません。

よって、国においては、国民の健康で安全な生活を守るためには、「医薬品の一般小売店における販売」を認めないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月29日
小樽市議会

議決年月日	平成15年9月29日	議決結果	可	決	全	会	一	致
-------	------------	------	---	---	---	---	---	---

高額療養費の返還（償還）制度の改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	大畠護
	同	若見智代
	同	吹田友三郎
	同	斎藤博行
	同	高橋克幸

各医療保険制度の財政悪化に対処し、また今後、ますます進展する少子高齢社会においても持続可能な国民皆医療保険制度を維持するために、先に各医療保険法の改正が行われ、医療費の一部負担の3割（健康保険の被保険者本人一部負担金を2割から3割に）への統一及び外来薬剤費一部負担金の廃止等の改正が平成15年4月より、また3歳未満乳幼児の一部負担の3割から2割への軽減等の改正が平成14年10月からそれぞれ実施されているところであります。

こうした改正に伴って、月々に支払う医療費の一部負担が著しく高額になった場合に、一定額を超えた分が高額療養費として後から返還される自己負担限度額の引き上げが行われたところであります。

自己負担限度額の見直しは、国民医療費の増大（平成13年度約31兆円、一人当たり約24万円、対前年比3.2%増）に対応するために、やむを得ない面があるものの、一部負担が一定額を超えた分が返還される高額療養費制度について、その制度自体の周知徹底がされていないことに加え、窓口において一定額を超えた分まで一括して支払い、本人が申請して後日に超過分を受け取るという現在の仕組み自体がその金額の工面に困難を来すなど、国民・患者にとって極めて非効率で不親切な制度となっています。

よって、国においては、3割負担に統一されたことを契機に、患者の窓口負担の簡易化を図るとともに、医療と介護に係わる一部負担の合計額については、負担軽減の措置をとるよう強く要望します。

記

- 1 保険者は、高額療養費に係わる還付額について、対象者に通知を行うようにするとともに、申請手続きは初回の申請のみで還付されるようにすること。
- 2 医療と介護に係わる一部負担の合計が著しく高額になる場合には、負担軽減の措置を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月29日
小樽市議会

議決年月日	平成15年9月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

民事訴訟における弁護士報酬敗訴者負担制度導入の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	森井秀明
	同	菊地葉子
	同	小前真智子
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

政府の司法制度改革審議会は、平成13年6月12日に意見書を取りまとめ、負担の公平化を図って訴訟を利用しやすくするとの見地から、一定の要件のもとに弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度を導入すべきであるとしています。

この意見書を踏まえ、司法制度改革推進本部司法アクセス検討会では、弁護士報酬敗訴者負担制度導入の論議が行われています。

しかしながら、弁護士報酬の敗訴者負担制度が導入されると、弁護士報酬の回収の可能性が訴訟提起を促す効果よりも、敗訴により相手側の弁護士報酬を負担する可能性による訴訟提起を抑制する効果の方が大きく働き、国民の裁判を受ける権利や司法に対する期待を損ない、国民の権利の阻害につながる懸念されます。

一方、現行制度では、民事訴訟における弁護士報酬は、勝訴・敗訴にかかわらず、みずからが依頼した弁護士報酬はみずからが負担することになっており、現行制度の下においても、交通事故、医療過誤等、不法行為による損害賠償訴訟の一部では、被害者が勝訴したときは、判決により弁護士報酬の一部を損害として加害者に負担させており、こうした制度の充実・見直しこそが求められます。

よって、国においては、国民の裁判を受ける権利を守り、適正な訴訟遂行が損なわれることのないよう、弁護士報酬の敗訴者負担制度導入の見直し方について強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月29日
小樽市議会

議決年月日	平成15年9月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

北海道新幹線の建設促進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山	田	雅	敏
	同	上	野	正	之
	同	森	井	秀	明
	同	菊	地	葉	子
	同	佐々木	勝	利	
	同	秋	山	京	子

北海道新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、昭和48年に整備計画路線と決定された、いわゆる整備新幹線5路線のうちの一つであり、これまで東北各県とも連携しながら、道民挙げて建設要望活動を繰り広げてきました。

この結果、昨年1月、日本鉄道建設公団総裁から国土交通大臣に工事実施計画認可申請が提出され、着工に向けて大きな一歩が踏み出されたところであります。

計画決定後30年を経た現在、全国においては、南は鹿児島から北は青森まで整備が明確となっているにもかかわらず、北海道新幹線は全く手つかずの未着工路線となっており、国土を縦断する高速交通体系の骨格が未完成となっています。

よって、国においては、国土の骨格をなし、広域的な交流や地域間相互の交流・連携強化に欠かすことのできない北海道新幹線について、全国新幹線網の整備の必要性をじゅうぶんに踏まえ、下記のとおり一日も早く着工されるよう強く要望します。

記

- 1 北海道新幹線（新青森・札幌間）の全線フル規格での一日も早い着工と10年以内の完成
- 2 東北新幹線新青森の開業と同時に、新函館までの暫定開業
- 3 公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地域負担に対する財源措置の充実・強化

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月29日
小樽市議会

議決年月日	平成15年9月29日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	森井	秀明
	同	井川	浩子
	同	山口	保
	同	古沢	勝則
	同	斉藤	陽一良

厚生労働省は、8月末に季節労働者冬期援護制度(通年雇用安定給付金制度)について「見直し」を行った上で来年度予算の概算要求を行いました。その中には、(1)冬期技能講習の受講給付金について25%切り下げる(2)65歳以上の労働者を制度の対象としない(3)冬期技能講習の受講について「通年雇用奨励金・冬期雇用安定奨励金を活用した労働者については以後の冬期技能講習の受講を認めない」などの制限が加えられようとしています。

しかしながら、これは仕事のない季節労働者の冬の生活を直撃し、今でさえギリギリの生活の支えが削り取られることになり、深刻な状況にある北海道の地域経済にとっても大きな影響を与えることになります。

また、年齢要件の設定は、雇用保険本体では短期特例給付について年齢制限がされていないことと矛盾するものであり、働かなければ生活できないという最も弱い立場にある高齢者に深刻な打撃を与えるものです。

そして、冬期間の雇用の場が安定的に確保されていない現実がある中で、いったん冬期間の雇用につけば講習受講の権利がなくなるとすれば、季節労働者にとって極めて不利な条件となりますし、中小業者にとっては制度を活用しづらいものにしてしまいます。

下記により、少なくとも現行制度の内容・給付水準で存続し、政府・厚生労働省および北海道が総合的な季節労働者対策を拡充していただくよう強く要望します。

記

- 1 国においては、季節労働者冬期援護制度を現行の内容・給付水準で存続し、65歳以上の労働者の排除をやめていただきたい。

国として冬期の雇用対策および生活対策を含む総合的な季節労働者対策を拡充していただきたい。

また、市町村が行う季節労働者対策に国の財政的な助成措置を強化していただきたい。

- 2 北海道においては、国に対し季節労働者冬期援護制度を現行の内容・給付水準で存続し、65歳以上の労働者の排除をやめるよう要請していただきたい。

北海道として、冬期の雇用対策および生活対策を含む総合的な季節労働者対策の強化を図っていただきたい。

また、市町村が行う季節労働者対策に北海道の財政的な助成措置を強化していただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月29日
小樽市議会

議決年月日	平成15年9月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

平成15年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会 期 平成15年9月11日～平成15年9月29日（19日間）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員 会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	平成15年度小樽市一般会計補正予算	H15.9.11	市長	H15.9.18	予算	H15.9.24	可決	H15.9.29	可決
2	平成15年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	H15.9.11	市長	H15.9.18	予算	H15.9.24	可決	H15.9.29	可決
3	平成15年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H15.9.11	市長	H15.9.18	予算	H15.9.24	可決	H15.9.29	可決
4	平成15年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H15.9.11	市長	H15.9.18	予算	H15.9.24	可決	H15.9.29	可決
5	平成15年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H15.9.11	市長	H15.9.18	予算	H15.9.24	可決	H15.9.29	可決
6	平成14年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
7	平成14年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
8	平成14年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
9	平成14年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
10	平成14年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
11	平成14年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
12	平成14年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
13	平成14年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
14	平成14年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
15	平成14年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
16	平成14年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
17	平成14年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
18	平成14年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
19	平成14年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
20	平成14年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
21	平成14年度小樽市病院事業決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
22	平成14年度小樽市水道事業決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
23	平成14年度小樽市下水道事業決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
24	平成14年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H15.9.11	市長	H15.9.18	決算	H15.9.18	継続 審査	H15.9.29	継続 審査
25	小樽市廃棄物減量等推進審議会条例案	H15.9.11	市長	H15.9.18	予算	H15.9.24	可決	H15.9.29	可決
26	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案	H15.9.11	市長	H15.9.18	総務	H15.9.25	可決	H15.9.29	可決
27	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	H15.9.11	市長	H15.9.18	厚生	H15.9.25	可決	H15.9.29	可決

[illegible]

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
13	政府がイラクへの復興支援にあたって、自衛隊派遣を中止し、人道支援に限る文民による復興支援を積極的に早急に行うよう求める意見書提出方について	H15.9.10	H15.9.25	不 採 択	H15.9.29	不 採 択
16	政府に「イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書」の提出方について	H15.9.17	H15.9.25	不 採 択	H15.9.29	不 採 択
17	「イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書」提出方について	H15.9.17	H15.9.25	不 採 択	H15.9.29	不 採 択

経済常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
15	季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書提出方について	H15.9.17	H15.9.25	採 択	H15.9.29	採 択

厚生常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
7	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について	H15.6.19	H15.9.25	継続審査	H15.9.29	継続審査
12	朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について	H15.9.10	H15.9.25	継続審査	H15.9.29	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H15.9.25	継続審査	H15.9.29	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について	H15.6.3	H15.9.25	継続審査	H15.9.29	継続審査
4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.6.10	H15.9.25	継続審査	H15.9.29	継続審査
5	幸2丁目6番、7番付近道路の市道認定方について	H15.6.12	H15.9.25	継続審査	H15.9.29	継続審査
6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H15.6.13	H15.9.25	継続審査	H15.9.29	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H15.6.20	H15.9.25	継続審査	H15.9.29	継続審査
9	長橋2丁目19、21番付近道路の市道認定方について	H15.6.20	H15.9.25	継続審査	H15.9.29	継続審査
10	市道桜18号線の幅員確保及び整備方について	H15.6.24	H15.9.25	継続審査	H15.9.29	継続審査
11	市道桜17号線の除排雪方について	H15.6.25	H15.9.25	継続審査	H15.9.29	継続審査
14	市道桜2号線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.9.17	H15.9.25	継続審査	H15.9.29	継続審査